

平成30年 (2018年)
久米島町議会会議録

第1回定例会 (3月8日～29日)

22日間

久米島町議会

目 次

| | |
|-----------------------|----|
| 目 次 | I |
| 平成30年第1回久米島町議会定例会会期日程 | IV |
| 平成30年第1回定例会一般質問通告一覧表 | V |

平成30年第1回久米島町議会定例会（3月8日）（1日目）

第1号（3月8日）

| | |
|---|----|
| 出席議員 | 1 |
| 議事日程第1号 | 2 |
| 開会 | 3 |
| 日程第1 会議録署名議員の指名 | 3 |
| 日程第2 会期の決定 | 3 |
| 日程第3 議長諸般の報告 | 3 |
| 日程第4 町長施政方針 | 3 |
| 日程第5 議案第1号 平成29年度久米島町一般会計補正予算(第10号)について | 13 |
| 日程第6 議案第2号 平成29年度久米島町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について | 26 |
| 日程第7 議案第3号 平成29年度久米島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について | 28 |
| 日程第8 議案第4号 平成29年度久米島町水道事業特別会計補正予算(第2号)について | 29 |
| 日程第9 議案第5号 平成29年度久米島町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について | 30 |
| 日程第10 議案第6号 平成30年度久米島町一般会計予算について | 31 |
| 日程第11 議案第7号 平成30年度久米島町国民健康保険特別会計予算について | 36 |
| 日程第12 議案第8号 平成30年度久米島町後期高齢者医療特別会計予算について | 37 |
| 日程第13 議案第9号 平成30年度久米島町水道事業会計予算について | 38 |
| 日程第14 議案第10号 平成30年度久米島町下水道事業特別会計予算について | 39 |
| 日程第15 議案第11号 久米島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について | 40 |
| 日程第16 議案第12号 久米島町国民健康保険条例の一部を改正する条例について | 41 |
| 日程第17 議案第13号 久米島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について | 42 |
| 日程第18 議案第14号 久米島町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について | 43 |

| | | | |
|-------|--------|---|----|
| 日程第19 | 議案第15号 | 久米島町個人情報保護条例等の一部を改正する条例について | 47 |
| 日程第20 | 議案第16号 | 久米島町災害対策本部条例の一部を改正する条例について | 48 |
| 日程第21 | 議案第17号 | 久米島町奨学金貸付基金条例の一部を改正する条例について | 49 |
| 日程第22 | 議案第18号 | 久米島町消防手数料条例の一部を改正する条例について | 50 |
| 日程第23 | 議案第19号 | 久米島町固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例について | 51 |
| 日程第24 | 議案第20号 | 久米島薬用作物等農産品加工施設の指定管理者の指定について | 53 |
| 日程第25 | 議案第21号 | 久米島町畜産担い手育成総合整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について | 55 |
| 日程第26 | 報告第1号 | 専決処分(平成29年度儀間漁港第2防波堤整備工事請負契約の一部変更)の報告について | 59 |
| 日程第27 | 報告第2号 | 専決処分(久米島火葬場・葬祭場建築工事(1工区)請負契約の一部変更)の報告について | 60 |
| 日程第28 | 報告第3号 | 専決処分(久米島火葬場・葬祭場建築工事(2工区)請負契約の一部変更)の報告について | 62 |
| 日程第29 | 報告第4号 | 専決処分(久米島火葬場外構工事請負契約の一部変更)の報告について | 64 |
| 日程第30 | 報告第5号 | 専決処分(沖縄県市町村総合事務組合規約の変更)の報告について | 64 |
| | 散会 | | 65 |

平成30年第1回久米島町議会定例会(3月19日)(2日目)

第2号(3月19日)

| | |
|-----------------|-----|
| 出席議員 | 67 |
| 議事日程第2号 | 68 |
| 開会 | 69 |
| 日程第1 会議録署名議員の指名 | 69 |
| 日程第2 一般質問 | 69 |
| 散会 | 106 |

平成30年第1回久米島町議会定例会(3月20日)(3日目)

第3号(3月20日)

| | |
|---------|-----|
| 出席議員 | 109 |
| 議事日程第3号 | 110 |
| 開会 | 111 |

| | | |
|------|------------|-----|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 | 111 |
| 日程第2 | 一般質問 | 111 |
| | 散会 | 162 |

平成30年第1回久米島町議会定例会（3月29日）（4日目）

第4号（3月29日）

| | | |
|---------|---|-----|
| 出席議員 | | 165 |
| 議事日程第4号 | | 166 |
| 開会 | | 167 |
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 | 167 |
| 日程第2 | 議案第6号 平成30年度久米島町一般会計予算について | 167 |
| 日程第3 | 議案第7号 平成30年度久米島町国民健康保険特別会計予算について | 167 |
| 日程第4 | 議案第8号 平成30年度久米島後期高齢者医療特別会計予算について | 167 |
| 日程第5 | 議案第9号 平成30年度久米島町水道事業会計予算について | 167 |
| 日程第6 | 議案第10号 平成30年度久米島町下水道事業特別会計予算について | 167 |
| 日程第7 | 議案第22号 平成29年度久米島町一般会計補正予算（第11号）について | 171 |
| 日程第8 | 同意第1号 久米島町さとうきび振興協議会との損害賠償に関する覚書の締結につき同意を求めることについて | 172 |
| 日程第9 | 議案第23号 損害賠償の額の決定について | 176 |
| 日程第10 | 議案第24号 訴えの提起について | 177 |
| 日程第11 | 議案第25号 平成30年度久米島町一般会計補正予算（第1号）について | 178 |
| 日程第12 | 議案第26号 久米島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について | 180 |
| 日程第13 | 議案第27号 久米島町斎場の設置及び監理に関する条例について | 182 |
| 日程第14 | 閉会中の議員派遣について | 185 |
| 閉会 | | 185 |

平成30年第1回久米島町議会定例会 会期日程

開 会 平成30年3月8日（木）
 閉 会 平成30年3月29日（木） 会期22日間

| 月 日 | 曜日 | 会議別 | 開議時刻 | 摘 要 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|--------|--------|-------|--|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--|
| 3月8日 | 木 | 本会議 | 午前10時 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 開会 ○ 会議録署名議員の指名 ○ 会期の決定 ○ 議長諸般の報告 ○ 町長施政方針 ○ 議案審議 <table style="width: 100%; margin-left: 20px;"> <tr> <td>議案第1号</td> <td>議案第6号</td> <td>議案第7号</td> </tr> <tr> <td>議案第8号</td> <td>議案第9号</td> <td>議案第10号</td> </tr> <tr> <td>議案第11号</td> <td>議案第12号</td> <td>議案第13号</td> </tr> <tr> <td>議案第14号</td> <td>議案第15号</td> <td>議案第16号</td> </tr> <tr> <td>議案第17号</td> <td>議案第18号</td> <td>議案第19号</td> </tr> <tr> <td>議案第20号</td> <td>議案第21号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>報告第1号</td> <td>議案第2号</td> <td>議案第3号</td> </tr> <tr> <td>議案第4号</td> <td>議案第5号</td> <td></td> </tr> </table> ○ 散会 | 議案第1号 | 議案第6号 | 議案第7号 | 議案第8号 | 議案第9号 | 議案第10号 | 議案第11号 | 議案第12号 | 議案第13号 | 議案第14号 | 議案第15号 | 議案第16号 | 議案第17号 | 議案第18号 | 議案第19号 | 議案第20号 | 議案第21号 | | 報告第1号 | 議案第2号 | 議案第3号 | 議案第4号 | 議案第5号 | |
| 議案第1号 | 議案第6号 | 議案第7号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 議案第8号 | 議案第9号 | 議案第10号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 議案第11号 | 議案第12号 | 議案第13号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 議案第14号 | 議案第15号 | 議案第16号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 議案第17号 | 議案第18号 | 議案第19号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 議案第20号 | 議案第21号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 報告第1号 | 議案第2号 | 議案第3号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 議案第4号 | 議案第5号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3月9日 | 金 | 休 会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3月10日 | 土 | 休 会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3月11日 | 日 | 休 会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3月12日 | 月 | | | 予算審査特別委員会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3月13日 | 火 | 休 会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3月14日 | 水 | 休 会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3月15日 | 木 | 休 会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3月16日 | 金 | | | 予算審査特別委員会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3月17日 | 土 | 休 会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3月18日 | 日 | 休 会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3月19日 | 月 | 本会議 | 午前10時 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 議案審議 ○ 開議録署名議員の指名 ○ 一般質問 ○ 散会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3月20日 | 火 | 本会議 | 午前10時 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 開議録署名議員の指名 ○ 一般質問 ○ 散会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3月21日 | 水 | 休 会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3月22日 | 木 | 休 会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3月23日 | 金 | 休 会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3月24日 | 土 | 休 会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3月25日 | 日 | 休 会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3月26日 | 月 | 休 会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3月27日 | 火 | 休 会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3月28日 | 水 | 休 会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3月29日 | 木 | 本会議 | 午前10時 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 開議 ○ 会議録署名議員の指名 ○ 議案審議 <table style="width: 100%; margin-left: 20px;"> <tr> <td>議案第10号</td> <td>議案第11号</td> <td>議案第12号</td> </tr> <tr> <td>議案第13号</td> <td>議案第14号</td> <td>議案第15号</td> </tr> <tr> <td>議案第19号</td> <td>議案第20号</td> <td>議案第21号</td> </tr> <tr> <td>議案第23号</td> <td>議案第24号</td> <td>議案第26号</td> </tr> <tr> <td>議案第28号</td> <td>議案第29号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>諮問第1号</td> <td>発議第1号</td> <td>発議第2号</td> </tr> <tr> <td>発議第3号</td> <td>決議第1号</td> <td></td> </tr> </table> ○ 閉会 | 議案第10号 | 議案第11号 | 議案第12号 | 議案第13号 | 議案第14号 | 議案第15号 | 議案第19号 | 議案第20号 | 議案第21号 | 議案第23号 | 議案第24号 | 議案第26号 | 議案第28号 | 議案第29号 | | 諮問第1号 | 発議第1号 | 発議第2号 | 発議第3号 | 決議第1号 | | | | |
| 議案第10号 | 議案第11号 | 議案第12号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 議案第13号 | 議案第14号 | 議案第15号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 議案第19号 | 議案第20号 | 議案第21号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 議案第23号 | 議案第24号 | 議案第26号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 議案第28号 | 議案第29号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 諮問第1号 | 発議第1号 | 発議第2号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 発議第3号 | 決議第1号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

平成30年第1回定例会一般質問通告一覧表

| 質問順 | 質問者 | 質問事項 | 頁 |
|-----|--------|-----------------------------|-----------|
| 1 | 翁長学議員 | 1. 久米島沖の海洋資源で、経済活性化を | 69p～75p |
| | | 2. 勾配抑制工事について | |
| 2 | 盛本實議員 | 1. 入島税の導入について | 75p～85p |
| | | 2. 観光産業の振興について | |
| | | 3. 職員育成について | |
| 3 | 棚原哲也議員 | 1. 政策参与の配置について | 85p～90p |
| | | 2. 元町職員の横領事件について | |
| 4 | 平良弘光議員 | 1. 農道整備について | 90p～97p |
| | | 2. 儀間ダムについて | |
| | | 3. 松の植林について | |
| | | 4. サトウキビ振興協議会の事務移管について | |
| | | 5. 牛の処分について | |
| 5 | 喜久里猛議員 | 1. 民泊のあり方について | 97p～106p |
| | | 2. 久米島西中学校の制服について | |
| | | 3. 新しい農産物の共済について | |
| 6 | 吉永浩議員 | 1. 福祉施策について | 111p～131p |
| | | 2. 離島観光・交流促進事業「島あっちい事業」について | |
| | | 3. 若者の働くを応援する施策について | |
| | | 4. 町長の政治姿勢について | |
| | | 5. 横領事件対応の経過について | |
| 7 | 玉城安雄議員 | 1. 30年度施政方針について | 131p～144p |
| 8 | 赤嶺秀徳議員 | 1. 小中学校普通教室への冷房設置について | 144p～156p |
| | | 2. 道路環境の整備について | |
| | | 3. 防災無線について | |
| | | 4. 民事事件の進捗状況について | |
| | | 5. 平成29年施政方針について | |
| 9 | 仲村昌慧議員 | 1. 高校生のバス通学費補助について | 156p～162p |
| | | 2. フェリー片道運賃割引について | |
| | | 3. 山芋スープについて | |

平成30年（2018年）

第1回久米島町議会定例会

1日目

3月8日

平成30年第1回久米島町議会定例会

会議録 第1号

| | | | | |
|----------------------------------|----------------|---------------|------|--------|
| 招集年月日 | 平成30年3月8日（木曜日） | | | |
| 招集の場所 | 久米島町議会議事堂 | | | |
| 開散会日時 及び宣言 | 開会 | 3月8日 午前10時04分 | 議長 | 幸地 猛 |
| | 散会 | 3月8日 午後5時01分 | 議長 | 幸地 猛 |
| 応招議員 出席議員 出席14名 欠席名 | 議席番号 | 氏名 | 議席番号 | 氏名 |
| | 1番 | 喜久村 等 | 8番 | 喜久里 猛 |
| | 2番 | 盛本 實 | 9番 | 棚原 哲也 |
| | 3番 | 平良 弘光 | 10番 | 玉城 安雄 |
| | 4番 | 崎村 正明 | 11番 | 安村 達明 |
| | 5番 | 吉永 浩 | 12番 | 翁長 学 |
| | 6番 | 赤嶺 秀徳 | 13番 | 饒平名 智弘 |
| | 7番 | 仲村 昌慧 | 14番 | 幸地 猛 |
| (不応招) 欠席議員 | 番 | | | |
| 会議途中退席議員 | 番 | | 番 | |
| 開議後出席議員 | 番 | | 番 | |
| 公務欠席議員 | 番 | | 番 | |
| | 番 | | 番 | |
| 会議録署名議員 | 2番 | 盛本 實 | 3番 | 平良 弘光 |
| 職務のため会議に 出席した者 | 職名 | 氏名 | 職名 | 氏名 |
| | 事務局長 | 平良 朝春 | 書記 | 東恩納 弘美 |

地方自治法第121条により説明のため議場に参加した者の職氏名

| 職名 | 氏名 | 職名 | 氏名 |
|------------|--------|---------------------|-------|
| 町長 | 大田 治雄 | 教育課長 | 大田 悟 |
| 副町長 | 桃原 秀雄 | 環境保全課長 | 保久村 学 |
| 教育長 | 吉野 剛 | 建設課長 | 大田 喜秀 |
| 総務課長 | 儀間 由紀 | 産業振興課長 農業委員会事務局長 | 佐久田 等 |
| 企画財政課長 | 大城 学 | 商工観光課長 | 新里 剛 |
| プロジェクト推進課長 | 中村 幸雄 | 上下水道課長 | 上里 宏美 |
| 町民課長 | 吉永 千枝美 | 消防長 | 浜元 浩 |
| 税務課長 | 上原 厚 | 空港管理事務所長 | 上里 浩 |
| 福祉課長 | 仲地 紀男 | 博物館長 | 田端 智 |
| 会計管理者 | 喜友村 薫 | | |

平成30年 第1回久米島町議会定例会

議事日程〔第1号〕
平成30年3月8日(木)
午前10時00分 開会

| 日程 | 議案番号 | 件名 | 頁 |
|-----|--------|---|-----|
| 第1 | | 会議録署名議員の指名(久米島町議会会議規則第120条) | 3p |
| 第2 | | 会期の決定 | 3p |
| 第3 | | 議長諸般の報告 | 3p |
| 第4 | | 町長施政方針 | 3p |
| 第5 | 議案第1号 | 平成29年度久米島町一般会計補正予算(第10号)について | 13p |
| 第6 | 議案第2号 | 平成29年度久米島町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について | 26p |
| 第7 | 議案第3号 | 平成29年度久米島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について | 28p |
| 第8 | 議案第4号 | 平成29年度久米島町水道事業特別会計補正予算(第2号)について | 29p |
| 第9 | 議案第5号 | 平成29年度久米島町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について | 30p |
| 第10 | 議案第6号 | 平成30年度久米島町一般会計予算について | 31p |
| 第11 | 議案第7号 | 平成30年度久米島町国民健康保険特別会計予算について | 36p |
| 第12 | 議案第8号 | 平成30年度久米島町後期高齢者医療特別会計予算について | 37p |
| 第13 | 議案第9号 | 平成30年度久米島町水道事業会計予算について | 38p |
| 第14 | 議案第10号 | 平成30年度久米島町下水道事業特別会計予算について | 39p |
| 第15 | 議案第11号 | 久米島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について | 40p |
| 第16 | 議案第12号 | 久米島町国民健康保険条例の一部を改正する条例について | 41p |
| 第17 | 議案第13号 | 久米島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について | 42p |
| 第18 | 議案第14号 | 久米島町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について | 43p |
| 第19 | 議案第15号 | 久米島町個人情報保護条例等の一部を改正する条例について | 47p |
| 第20 | 議案第16号 | 久米島町災害対策本部条例の一部を改正する条例について | 48p |
| 第21 | 議案第17号 | 久米島町奨学金貸付基金条例の一部を改正する条例について | 49p |
| 第22 | 議案第18号 | 久米島町消防手数料条例の一部を改正する条例について | 50p |
| 第23 | 議案第19号 | 久米島町固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例について | 51p |
| 第24 | 議案第20号 | 久米島薬用作物等農産品加工施設の指定管理者の指定について | 53p |
| 第25 | 議案第21号 | 久米島町畜産担い手育成総合整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について | 55p |
| 第26 | 報告第1号 | 専決処分(平成29年度儀間漁港第2防波堤整備工事請負契約の一部変更)の報告について | 59p |
| 第27 | 報告第2号 | 専決処分(久米島火葬場・葬祭場建築工事(1工区)請負契約の一部変更)の報告について | 60p |
| 第28 | 報告第3号 | 専決処分(久米島火葬場・葬祭場建築工事(2工区)請負契約の一部変更)の報告について | 62p |
| 第29 | 報告第4号 | 専決処分(久米島火葬場外構工事請負契約の一部変更)の報告について | 64p |
| 第30 | 報告第5号 | 専決処分(沖縄県市町村総合事務組合規約の変更)の報告について | 64p |

(午前 10時04分 開議)

○ 議長 幸地猛

おはようございます。3月定例会の開会に先立ち一言ご挨拶申し上げます。

本定例会は町長の施政方針をはじめ平成30年度の当初予算を審議する重要な議会であります。

執行部におかれましては、議会運営及び議会審議が円滑に行われますよう議案等の説明にあたっては関係資料等を十分準備して臨んでいただきたいと思っております。

各議員におかれましては、本会議において十分審議を尽くされ適正妥当な決議に達されますようお願い申し上げます。開会のあいさつといたします。

ただいまから平成30年第1回久米島町議会定例会を開会します。

日程に入る前に報告します。本日清水小学校6年生、引率の先生から、議会傍聴の申し出がありましたので許可しました。

本日の議事日程は予めお手元に配布したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○ 議長 幸地猛

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、議席2番盛本實議員と3番平良弘光議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○ 議長 幸地猛

日程第2、会期の決定を議題とします。お諮りします。

本定例会の会期は、本日3月8日から3月29日までの22日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(多数の「異議なし」の声あり)

○ 議長 幸地猛

異議なしと認めます。従って、会期は本日3月8日から3月29日までの22日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配布した会期日程のとおりご了承願います。

日程第3 議長諸般の報告

○ 議長 幸地猛

日程第3、次に12月定例会から本日までの議長諸般の報告を行います。

議長の会務報告はお手元に配布してある会務報告のとおりでございます。

例月現金出納報告については、地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成29年11月分、12月分、平成30年1月分の例月現金出納報告が提出されております。議会事務局に配布し、閲覧できるようにしてあります。以上で議長諸般の報告を終わります。

日程第4 町長施政方針

○ 議長 幸地猛

日程第4、平成30年度町長の施政方針を行います。

大田治雄町長。

(大田治雄町長登壇)

○ 町長 大田治雄

おはようございます。

はじめに、平成30年3月定例議会の開会にあたり、町政運営に対する私の所信を申し上げ

げ、議員の皆様並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

町民の声に真摯に向き合い行政運営を進めてまいりましたが、今年度も第2次総合計画の将来像「夢つむぐ島」・島人みんなで織り上げる未来の実現に向け、様々な施策をスピード感を持って進めてまいります。

さて、国の経済状況は、長く続いたデフレからの脱却を目指し、経済の再生を最優先課題と位置づけ、「一億総活躍社会」の実現を目指し、大胆な金融施策、機動的な財政対策、民間投資を喚起する成長戦略を柱とする経済財政政策を推進した結果、雇用・所得環境の改善傾向が続いていますが、その効果が地方に及んでいるかと言えば、その実感は薄く、地方の経済環境は厳しい状況であります。国はさらに「新・三本の矢」を放ち、少子高齢化という構造問題に真正面から立ち向かい、成長と分配の好循環の実現に向け取り組んでいます。

沖縄の経済については、観光客数が4年連続で過去最高を更新するとともに、情報通信関連企業の立地も順調に推移し、県内総生産及び一人当たりの県民所得が増加するなど着実に成長を続けております。また、経済規模の拡大に伴い、就業者数も増加基調で推移しており、完全失業率が23年ぶりに失業率4%台に改善し、有効求人倍率も復帰後の最高水準を維持するなど雇用情勢においても実感できる形で現れております。

平成30年という節目の年を迎え、「沖縄21世紀ビジョン」の実現に向けての取り組みを一層推進する年となります。那覇空港の整備促進をはじめ、空港・港湾の物流強化、クルーズ船の受入体制の強化、観光振興に資する

大型MICE施設の整備、全ての人が安心して豊かに暮らす事が出来る社会の実現に向けて、地域医療の充実、子どもの貧困、待機児童への対応など、医療・福祉の充実にも力を入れています。

このような状況下、本町においては昨年度に引き続き「まち・ひと・しごと創生総合戦略」等に基づいた各種事業を推進します。特にしごとづくり戦略のひとつである海洋深層水などの自然資源を活用したまちづくり「久米島モデル」実現に向けて政策参与を配置するなど推進体制の強化を図るとともに産・学・官で構成する「国際海洋資源・エネルギー利活用推進コンソーシアム」と密接に連携して同モデルに対する国内外の理解を深めることを目的に関連する国際会議等の誘致を推進します。

また、このような取り組みを国内外に発信することにより、島の持続可能性を高めるとともに、国際社会が共通の目標として掲げる「持続可能な開発目標 エス・ディー・ジーズ(SDGs)」の達成にも貢献することができます。久米島の地域に根ざした取り組みと、国際社会の目標とをつなぐことで、久米島の子どもたちも世界に向けて視野を広げられると考えています。

これまでの概念にとらわれることなく、柔軟な発想と向上心をもって、その持てる能力を最大限に発揮し、行政運営に力を注いでまいります。昨年発生した元職員による横領事件については改めてお詫び申し上げますとともに、このような事件が発生しないよう事務執行体制を強化し、職員一丸となって再発防止に取り組んでまいります。

以上の基本的な方針に基づき、平成30年度

に実施する施策について、その骨子を申し述べてまいります。

1. 総合計画の推進

久米島町第2次総合計画の将来像「夢つむぐ島」の実現に向けて子育て環境の充実や新たな雇用の創出など早急な対応策が望まれ、町民の皆様が将来にわたり久米島町で暮らしていけるという安心感を持っていただけるようなまちづくりが求められており、その実現に向け取り組んでいきます。

移住定住推進においては、相談業務や情報の発信に加えて、事業継承や起業を検討している町民の方々と、事業パートナーとなる移住希望者をマッチングする「共創移住」という新たな取り組みにより、事業継承や起業のニーズの掘り起しに努めます。また、子どもたちの交流拠点となる「風の帰る森」プロジェクトの推進で交流人口の拡大を目指します。

総合計画の実現に向けて様々な課題に対応していくためには官民協働のまちづくりを行い、それぞれが「自分ごと」として捉え、既存組織の枠を超え今一步踏み込んだ取組が促進されるよう引き続き推進体制の充実を図ります。

2. 産業の振興

(1) 農業の振興

農業については、農業従事者の高齢化に伴い、さとうきび等で担い手不足の問題など経営が大変厳しい状況にあります。現状を打開するためには、国の農業政策である青年就農給付金事業の活用により、担い手育成を積極的に進めます。

農地中間管理事業により、担い手に農地集積を進めていくと同時に栽培技術や経営能力

の向上など、関係機関との連携強化を図りながら課題解決に取り組みます。また、地域で生産された農林水産物を加工し、付加価値を付けて販売する6次産業化に積極的に取り組み地域の活性化に努めます。

次に個別施策について申し上げます。

さとうきびの振興については、「さとうきび農業機械等リース支援事業」によりハーベスター及び株出管理作業機械を導入し、刈り取りから肥培管理の機械化を推進します。

さらに「さとうきび優良種苗安定確保事業」により、優良種苗の確保及び農家への普及を図ります。また、さとうきび振興協議会の支援、干ばつ・灌水対策事業、さとうきび共済掛金助成事業及びさとうきび病害虫総合防除対策事業等によりさとうきびの振興を図ります。

甘しょについては、沖縄県から拠点産地の認定を受け生産拡大につながっております。加工施設の稼働により、甘しょの更なる生産振興を図るとともに「甘しょ優良種苗普及事業」により優良種苗を確保し、農家への普及と生産拡大を図ります。また、イモゾウムシの早期根絶を目指して薬剤の助成を行います。

花卉の振興につきましては、沖縄県花卉園芸農業協同組合と連携し、「産地パワーアップ事業・災害に強い栽培施設事業」等の導入により生産振興を図ります。

また、新たにかぼちゃの生産出荷が伸びてきており、今後沖縄県の拠点産地認定に向けて生産者と取り組んでおりますので、久米島町かぼちゃ産地協議会を中心に生産振興を図ります。

畜産については全国的に肉用牛取引価格の

上昇が続き、生産意欲が高まっています。前年度に引き続き沖縄県の「畜産担い手育成事業」により畜舎、草地等の整備を図り、母牛の増頭に取り組むとともに「優良雌牛導入事業」により母牛の増頭及び品質向上に取り組めます。

町単独事業としては「繁殖雌牛共済掛金助成事業」「優良雌牛自家保留支援事業」などにより、引き続きJA及び生産者と一体となって畜産振興を図ります。

(2) 水産業の振興

水産業については、浮漁礁整備事業により中層浮漁礁の整備を図るとともに水産加工処理施設や海業支援施設を活用し、マグロやモズク及び車エビを中心とした水産物の加工品を生産・販売することで、漁業従事者の経営安定と所得向上に取り組めます。さらに、観光産業と連携を強化し相乗効果を創出していくことで水産業の活性化を図ります。

(3) 商工業の振興

本町の商工業は、経営者の高齢化やインターネット通販など島内の経済状況が変化する中で商業を取り巻く環境は厳しさを増していることから、久米島商工会と連携を図りながら産業魅力化事業、久米島特産品販路開拓事業により、企業力を高める人材育成並びに製造業の活性化、外販の拡大に取り組めます。

また、有望な地域資源である海洋深層水の新たな事業展開においては、久米島海洋深層水協議会との連携を取りながら関連商品及びサービスのブランド育成・強化を図ります。

久米島紬の振興については、久米島紬事業協同組合と連携しながら、久米島紬の伝統的な技法を継承する後継者の育成をはじめ、国指定重要無形文化財のブランドの維持や消費

者ニーズに合った商品開発による販路拡大、販売促進などの支援を行います。

(4) 観光産業の振興

久米島町の観光は、久米島町観光振興基本計画に基づく計画的な取り組みにより、長年8万人から9万人台で推移していた観光入込客数が、平成27年度に10万人、平成28年度には11万人を突破しました。平成30年度においても目標とする12万人達成を目指し、久米島観光の知名度、認知度不足の解消を図るためテレビ、WEB等のメディアプロモーションの実施と、チャーター便の誘致継続に取り組めます。

また、平成25年度に策定した観光振興基本計画が最終年度となることから、平成31年度から5カ年間の「第2次観光振興基本計画」を観光協会及び関係機関と連携を図り計画策定に取り組めます。

観光市場の傾向が、インターネットの拡充や個人の旅行内容の多様化により団体旅行から家族や友人・知人と出かける個人や小グループ旅行へとシフトが進む中、個人の興味、関心、ニーズにあった新しい旅行プログラムの構築が必要とされています。現状において久米島の自然、歴史・文化など、多くの優れた観光資源が活用されていない状況にあることから、久米島の魅力を伝えられる民泊を含めた体験型観光などを推進し、観光産業の振興・活性化に繋げるため、久米島の観光振興の担い手である観光協会の組織運営や活動への支援を行います。

スポーツイベントにおいては、久米島マラソンが30回記念大会を迎えることから、記念大会に相応しい大会の企画・運営に取り組めます。また、プロ・アマ野球等のキャンプ・

合宿の継続及び誘致についても、関係団体と連携を図り取り組みます。

(5) 交通の確保

離島を結ぶ航路及び航空路は、住民や交流人口にとって重要な交通手段であり、物流、観光及び産業活動に欠くことのできない大きな役割を果たしています。

特に、航空路線は利用度の高い交通手段であり、定期路線の維持・確保及びジェット便の増便等、輸送体制の拡充、利便性の向上について、引き続き要請してまいります。また、沖縄県が那覇＝久米島間の航空運賃の低減による交流人口の拡大、地域の活性化を目的とした「球美の島交流促進事業」の平成30年度以降の事業継続と更なる運賃低減を図るため、沖縄県と連携し取り組みます。

フェリー「ニューくめしま」は老朽化が著しく、代替船の建造が始まりますが、航路事業者による造船は用船料が多額となることから航路経営が圧迫され、航路の安定的な維持・確保に影響を及ぼすことから新造船の買取支援については渡名喜村との共同要請、さらに町民の利便性向上及び交流人口の拡大のため高速船の導入についても継続要請してまいります。

町営バスは、町民の通学・買物・通院など重要な生活交通路線であるとともに島を訪れる観光客などにとっても欠かせない交通手段として重要な役割を担っており安全かつ定時運行に努めます。

特に、70歳以上の高齢者の町民を対象に運賃無料化を継続し外出支援に取り組みます。

3. 教育・文化の振興

(1) 学校教育の充実

学校教育に求められるのは、変動の激しい

21世紀を力強く、逞しく生き抜く「生きる力」を全ての子ども達に育むことにあります。「生きる力」を育むとは、「知・徳・体」調和のとれた子どもの育成だと考えます。その中でも教育委員会では、本町の教育の大きな課題である『学力の向上』を基軸として、子ども達一人一人に確かな学力を身に付けるような取り組みを推進します。

学力向上の取り組みとして、小学校6年生と中学校3年生を対象に実施する全国学力学習状況調査の結果において、小学校では昨年度も国語、算数を合わせた総合正答率で、目標である全国平均を維持することができました。今年度は、その結果を上回ることができるよう取り組みを行っていきます。中学校においても全国との差が縮まってきており、国語、数学を合わせた総合正答率で県平均を超えることを目標に取り組みます。

これらの目標を実現するためにも、全小中学校で具体的で実践的な助言のできる専門家を招聘し、教師の授業力の向上のための研修会を実施します。また、基礎学力向上学習支援員を、今年度も小学校3名、中学校の2校にそれぞれ2名、合計7名配置し、基礎的な学力の定着を図ります。さらに、平成28年度2中学にデジタル教科書及びタブレットなどを整備しましたが、今年度から小学校にもタブレット型パソコン等を段階的に整備しICT機器を積極的に活用した学力向上を推進します。

教育活動の中では、人、自然、伝統文化など、地域の豊かな教育資源を活用することにより、久米島の良さを知り、ふるさとに誇りを持てるような子ども達の育成に努めます。

幼稚園においては、仲里幼稚園と清水幼稚

園の2園に統廃合され、園児数のバランス格差に起因する保育内容や安全面などに対する課題の解決が図られつつあります。今年度も、安全で充実した保育が実施できるようきめ細かな支援を推進します。また、預かり保育については、仲里幼稚園、清水幼稚園において、これまで通りその充実に努めます。

(2) 生涯学習の振興

生涯学習の充実を図るため、ヤングフェスティバルや新春書道展、また各種講座・体験活動事業等を展開し、幼児から高齢者に至るまで町民が生き生きと学習活動ができるよう支援します。

また、念願である図書館建設については、町民の「学びの拠点」を念頭に置きつつ「第2次久米島町総合計画」の策定にあたり町民より寄せられた声を十分反映させた施設になるよう整備に取り組みます。

さらに、交流事業として、新潟県十日町とのなかさと交流、佐賀市との中学生交流、海外ホームステイ事業を継続実施し、児童・生徒の視野を広めるとともに将来の久米島を担う人材育成に取り組みます。

社会体育については、町民の健康・体力増進を図るため、久米島町体育協会などの関係団体と連携を図りながら町民運動会や水泳教室などの各種体育行事を実施します。また、久米島中体連行事としても実施されている伝統競技の沖縄角力の保存、継承を図るため沖縄角力協会久米島支部と連携を図ります。

(3) 文化の振興

昨年度、既存の文化協会、民俗芸能保存会及び古典民謡実行委員会が一つにまとまり、新たな文化協会が誕生しました。

今後の文化振興については、新しく生まれ

変わった文化協会との連携を図りながら、文化の充実発展に努めてまいります。また、新春書道展の開催についても引き続き支援してまいります。

文化財については、具志川城跡保存修理工事と城跡の保存活用に向けた策定事業に着手します。博物館については、経費節減及び快適な展示環境作りを目的に、空調機器の更新と館内照明のLED化への取り組みを推進するとともに引き続き、企画展、特別展、講演会、イベントの開催等で久米島の歴史・文化の発信に取り組みます。

ホテル館については、希少種等の保護調査や児童生徒への環境学習の場、観光客に対する自然学習体験施設としての効果的な利活用を図ります。

(4) 学校給食

学校給食センターでは、児童・生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、積極的に食育の推進に取り組むとともに「安全・安心・美味しい給食」の提供に努めます。また、地産地消の拡大に向けて関係機関と連携を図りながら、地元産の食材を学校給食に活用できるよう取り組みます。

(5) 久米島高校魅力化

久米島高校の魅力化事業の一つとして、島外からの留学生を受け入れていますが、久米島町地域支援交流学習センター「通称じんぶん館」には現在23名が入寮しており、新年度は10名を受け入れる予定です。離島留学生と地元の生徒及び地域との交流を通じて、お互いに刺激し合う環境が整い相乗効果が期待されます。

また、町営塾である「久米島学習センター」

では、生徒一人一人の目標や進路実現のためのきめ細やかな学習指導と社会人基礎力を身に着けるためゼミ形式の学習を取り入れております。ここに通う生徒一人一人がじんぶんをみにつけ、世の中に羽ばたいていけるよう今後もサポートしてまいります。

4. 福祉の充実

町民福祉につきましては、保健・医療・福祉サービスの連携による地域福祉の充実を図り、すべての町民が安心して健やかに暮らせる福祉のまちづくりに積極的に取り組むとともに食料品や生活必需品など買い物に困っている地域で実施している「移動販売車」による買い物支援についても引き続き取り組んでまいります。

また、出産や難病等の治療で沖縄本島の医療機関に通院する場合の経済的負担軽減対策の一環として、安く長期滞在のできる宿泊施設の整備を継続要請してまいります。

(1) 母子保健・児童福祉

子ども・子育て支援事業計画に基づき、引き続き「安心して子育てができる島の実現」のために、子ども・子育て支援施策を推進します。

保育園につきましては、定員受皿の確保や待機児童解消を図るためには保育士確保が急務であるが、その確保は難しい状況にあります。この状況を解消するため、人材育成を行うことを促す仕組みが必要であり、保育士の安定的な確保・定着のために環境整備に努めます。

子育て支援として、子ども医療費助成制度により医療機関の窓口で直接助成を受ける現物給付方式導入に取り組めます。また、ファミリーサポートセンター開設に向けた取り組

みを図ります。

子育て家庭の養育力及び地域での子育て支援機能の低下など、子どもの育ちや子育てをめぐる社会的、経済的な環境変化があります。そこで、子どもの環境動向把握の観点から子育て世帯の経済状況、生活状況、子どもへの影響、支援ニーズ等について調査・分析を行います。

児童の虐待の対応として関係機関の取り組みについて情報交換を行い、児童虐待に関する現状や町の取り組みについても情報共有に努めます。また、専門性の強化を図るため、児童福祉司任用研修をはじめ各種研修会の受講にも努めます。

(2) 健康づくり

町民の健康状態を改善する取り組みとして実施している健康増進施設「SMAP」(スマップ)を中心に運動習慣の定着を図るため、個人はもちろん町内の事業所と連携して内容を充実させ利用者を増やすよう取り組みます。

子ども健診の実施及び事後経過観察を学校と連携して対象者を支援し健診異常率の改善を図ります。

また、本町では糖尿病が深刻な健康課題となっている状況であり、長年の生活習慣の積み重ねによる発症するケースが一般的であります。本町では若年層で発症するケースもあり早世による人口減少の一因にもなっており、町民の体質的にインスリンの分泌量が本土から来た住民に比べて多い傾向にあるといった調査結果も出ていることから、離島特有の本土とは遺伝学的に異なる特徴的な体質等を分析し有効な方策を導き出すことを目的とした健康増進事業を実施します。

(3) 高齢者福祉

本町でも高齢化率の伸びと共に単身や夫婦のみの高齢者世帯が増加傾向にあり、それに伴い認知症の高齢者も増加してきており、今後も増加が見込まれます。多様化する高齢者のニーズに応えるためにも地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組み強化が必要となっており、国の基本指針に基づき介護予防訪問介護、介護予防通所介護の総合事業への移行などの取り組みを強化しながら、認知症対策及び在宅医療・介護連携推進事業及び成年後見制度推進事業に取り組みます。

(4) 障害者福祉

地域における障害のある人の社会参加の機会の確保や、自立した生活が送れるような共生社会の実現が求められています。引き続き「障害者基幹相談支援センター」や「就労継続支援（B型）」事業所との連携により障害者の自立支援及び成年後見制度推進事業に取り組みます。また、本町では障害者に対する居住系サービスの不足から島外でのサービス利用を余儀なくされている状況にあることから、島内でのサービス利用が出来るような支援を図ります。

(5) 生活困窮者対策

生活困窮者等への支援としては困窮者の自立促進を目的に、社会福祉協議会と連携し就労支援等に取り組みます。

5. 環境保全と地域美化

久米島の豊かな自然環境の保全に努めるとともに、快適で潤いのある生活環境の整備を推進します。

(1) ゴミ対策

ゴミのない島づくりのためには住民の意識改革が最も必要ですので、ごみの分け方、出

し方に対する住民意識の啓発やリサイクルシステムの構築を積極的に取り組み、ゴミ分別を徹底に行うよう指導強化します。また、ポイ捨てや不法投棄は依然として見受けられ、特に廃棄家電の投棄が目立つ状況にあります。不法投棄に関しましては、引き続き不法投棄監視員を配置し監視するとともに役場、区長会、警察が連携した対応に努めます。

漂着ゴミは、ボランティアによる除去活動を推進するとともに、沖縄県海岸漂着物地域対策推進事業を活用し漂着物を回収、調査、環境教育活動に向けて取り組みます。

ゴミ処理施設については、既存の焼却施設が耐用年数を迎えることから施設の更新に向けて整備計画に取り組みます。

(2) 環境美化・赤土流出対策

住みよい環境づくりのため、地域住民・ボランティア団体に草花の苗を提供し花づくりに取り組みやすい環境を構築し緑化推進の意識向上を図ります。町道や公園、観光地施設等については、継続して除草や草花を植えて快適な生活環境づくりに取り組みます。

また、赤土流出については、農地からの流出が依然として続いている状況にありますので、営農指導による農家の意識改革に取り組むとともに南部保健所など関係機関と連携・協力しながら引き続き監視体制及び防止対策の指導強化を図ります。

6. 生活基盤の整備

町民の生活・福祉の向上及び産業振興の基盤となる町道、農道、漁港などの整備を積極的に進めると同時に県で実施している県道整備、港湾整備、河川整備、かんがい排水及び水質保全事業についても積極的に取り組みます。また、安心して使える水を確保・供給す

るとともに環境に配慮した上下水道整備を推進してまいります。

(1) 町道整備

平成20年度より事業開始した久米島縦断線道路改良工事及び平成23年度より事業開始した大原下線道路改良工事が平成29年度に整備が完了致しました。今年度事業としては、比嘉2号線道路改良工事の整備を進めます。宇江城城址線、儀間1号線及び嘉手苧牛代線の調査設計・概略設計を実施し新規採択に向け取り組みます。

老朽化が進んでいる道路につきましては道路施設老朽化対策点検調査の結果に基づき補修・改修の実施に向け重点計画の策定に取り組むとともに、未整備道路の整備にも鋭意取り組みます。橋梁等についても点検・詳細調査及び補修を実施し長寿命化に努めていきます。

(2) 農業基盤整備

継続事業である農業基盤整備促進事業により、農道及び排水路の生産基盤整備を進めます。農業水利施設保全合理化事業では、地下埋設型となっている減圧弁を地上型に改修し、安全施設整備として沈砂地フェンス等の設置・改修等で農業水利施設を整備する事により維持管理の負担軽減や水管理の省力化・安全性の向上を図ります。また、県営及び団体営水質保全対策事業により、ほ場内の勾配修正・排水路・沈砂地などの整備を推進し、農地からの赤土流出を防止して海岸環境の保全に努めます。今後も農業基盤整備促進事業や水質保全対策事業及びかんがい排水事業の未整備地区の新規採択に向け取り組みます。

(3) 漁港の整備

漁港整備については、継続事業である「水

産物供給基盤機能保全事業」により老朽化した漁港の補修改修に取り組みます。

また、具志川漁港の船揚場の改修や鳥島・儀間漁港の漁業従事者の安全確保と就労環境の改善を図るための長期計画策定に向けて取り組みます。

(4) 上下水道事業

本年度の水道事業は、昨年に引き続き上下水道整備基本計画に基づき施設整備を進めます。下水道事業は、銭田地区の下水道整備を図るとともに接続率の向上に向けて取り組みます。上下水道使用料収納率向上についても、引き続き収納強化を図ります。

(5) 火葬場、葬祭場、墓地公園の新設

火葬から告別式までの一連の葬儀を執り行うことが出来る火葬場と葬祭場を併設した施設が整備されました。今後も、施設の適正な管理運営に取り組み更なる安心した生活環境の提供に努めます。

また、墓地公園の整備により墓地の集約化を図り、永代供養型納骨堂の建設整備をする事により墓地の確保、景観の配慮ができるものと考えていますので、早期実現に向け事業導入に取り組みます。

7. 情報通信基盤利活用の推進

沖縄県の離島地区情報通信基盤整備推進事業の完了により離島地域の通信環境が大幅に強化されたことで情報利活用の利便性向上が期待されます。インターネットを介した子どもたちの遠隔授業や都市部の企業を対象としたサテライトオフィスの整備、利活用計画の策定及びコワーキングスペースの利活用などを推進します。

8. 再生可能エネルギーの普及・啓発

自然環境への負荷軽減、自然エネルギー等

の次世代新産業育成など、持続可能な地域づくりを目的に、沖縄県が実施する海洋温度差発電の実用化に向けた環境を整えながら太陽光、風力などの再生可能エネルギーを組み合わせた島内エネルギー自給率の向上を目指します。今年度は自給率の目標を定めるなど町民・企業の皆様と協働で計画策定を行います。また、自動車についても自然エネルギーを動力源とするEV導入と観光産業等での活用をメーカーの協力を得ながら推進します。

9. 消防・防災

各種災害への予防及び被害の軽減に努め、町民の生命・身体・財産を守るため日々の訓練を積み重ね消防力の充実・強化に取り組めます。

また、平成29年度に改定された久米島町地域防災計画及び職員初動マニュアルに明記された組織体制を踏まえて、災害対策上の役割分担と災害対策本部業務分掌を明確にし、初動期対応の流れをより実効性のあるものとします。

(1) 消防体制強化

複雑多様化する災害に対応するため消防学校等への消防職員、団員の研修訓練を実施するとともに、今後東日本大震災を上回る被害が想定される南海トラフ地震等、大規模災害に備え、緊急消防援助隊の登録を行い久米島町における大規模災害発生時の受援、応援態勢を確立してまいります。

(2) 救急業務

救急業務につきましては、救命率の向上、傷病者の負担軽減など質の高い救急医療を住民に提供するため、計画的に病院実習や追加講習を実施し救急隊員の技術向上に取り組めます。

また、応急手当の普及活動においても、過去に住民によるAEDを活用しての応急処置を施した救命効果事例がありました。本年度も引き続き、町民及び事業所などへ応急手当普及啓発を推進します。

(3) 火災予防

住宅火災による死傷者等を未然に防ぐ目的で設置指導を行っている住宅用火災警報器の設置率の向上及び適切な維持管理を推進します。

また、ホテル、民宿等の防火対象物が安心安全に利用できるよう立入査察を強化し、違反是正の強化を図ります。

(4) 地域防災

地域の防災力を高めるために、消防団や自主防災組織及び女性消防クラブの育成強化を図り「自分たちの地域は自分たちで守る」ことを基本に、社会環境の変化に即した消防防災体制の充実強化を図りながら災害に強い町づくりに取り組めます。

(5) 防災体制の強化

過去の大災害では、情報の収集や発信が災害被害の大きさを左右したと言われるほど、災害時の情報伝達は重要です。防災施設の整備による災害に強い町づくりを推進するとともに、災害時における迅速かつ効果的な情報伝達の確保をめざし、全国瞬時警報システム（J-ALERT）の更新と併せて、防災行政無線だけでなく、FM放送への自動接続を行い多様な災害時通信手段を活用し、町民や来島者への災害時の情報収集・伝達・発信体制強化に取り組めます。

次に、後ほど配布されました予算の内訳をご報告いたします。

一般会計

6,803,273千円

| | |
|-----------------|------------------|
| 国民健康保険特別会計 | 945,096千円 |
| 後期高齢者医療特別会計 | 73,005千円 |
| 下水道事業特別会計 | 272,515千円 |
| <u>水道事業特別会計</u> | <u>287,532千円</u> |
| 合 計 | 8,381,421千円 |

以上、平成30年度の町政運営にあたり、私の所信について述べてまいりました。久米島町第2次総合計画が策定され、「内を満たし」「外からいざなう」ことを基本に掲げ、「人口減少」に歯止めをかけるという課題を解消しながら、そこに暮らす「すべての世代が生き生きと暮らせる島」、「人を惹き付ける島」をしまづくりの目標にし、町民一人一人が「夢つむぐ島」の実現に向け、取り組んでまいります。

活力ある地域をつくるため、町民とともに知恵を出し合い、協力しながら行う協働のまちづくりに一生懸命取り組んでまいりますので、町民の皆様と議員各位のご理解、ご協力をお願いして私の施政方針といたします。

平成30年3月8日

久米島町長 大田治雄

(大田治雄町長降壇)

○ 議長 幸地猛

これで町長の施政方針を終わります。
休憩します。(午前10時57分)

○ 議長 幸地猛

再開します。(午前11時06分)

日程第5 平成29年度久米島町一般会計補正予算(第10号)について

○ 議長 幸地猛

日程第5、議案第1号、平成29年度久米島町一般会計補正予算(第10号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
桃原秀雄副町長。

(桃原秀雄副町長登壇)

○ 副町長 桃原秀雄

おはようございます。それでは議案第1号、平成29年度久米島町一般会計予算の補正予算(第10号)の概要についてご説明申し上げます。

予算書の1枚目をお開きください。

平成29年度久米島町一般会計予算の補正予算(第10号)は、歳入歳出にそれぞれ2億4千280万5千円を減じ、総額を80億5千416万3千円と定めるものであります。

それでは、歳入歳出の主な内容についてご説明申し上げます。

歳入につきましては、予算書の7ページをお開きください。まず、1款町税では全体で2千271万2千円の増額となっております。主な要因としましては、1項の町民税において個人、法人それぞれ収納見込額が増額となり町民税全体で1千566万6千円の増。また2項の固定資産税においても土地・家屋・償却資産がそれぞれ増額となり、固定資産税全体で1千617万5千円の増額となっております。

続いて9ページの11款、分担金及び負担金では2千413万3千円の増額となっております。要因としましては2目の農林水産費負担金において畜産担い手育成総合整備事業に充当する畜産基盤総合整備事業、農家負担金を2千413万3千円を追加計上しております。

続いて、13款、国庫支出金では全体で2千438万5千円の減額となっております。主な要因としましては、2目の民生費国庫負担金において障害者総合支援給付事業の扶助費が大幅に減額となっております。充当する国庫負担金が

770万4千円の減。そしてまた児童手当交付金事務においても同様に扶助費の減額により国庫負担金が895万円の減。

そしてまた11ページの8目防衛施設周辺民生安定施設整備事業において事業の決定通知に伴って国庫負担補助金が577万円の減額となっております。

続いて、15款、県支出金では全体で5千858万円の減額となっております。主な要因としましては、1目の総務費、県補助金において沖縄県振興特別推進交付金事業の変更等により交付金及び県支援金合わせて1千422万4千円の減。そしてまた4目の農林水産費県補助金において、青年就農給付金事業の給付対象者の減に伴い充当する補助金が1千133万円の減。またサトウキビ安定生産確立対策事業のハーベスター購入台数変更に伴って充当する補助金が1千326万2千円の減額となっております。

続いて13ページの18款、繰入金は全体で1億8千412万4千円の減額となっております。要因としましては、当初、財源補てんとして計上していた1目の財政調整基金繰入金を全額減額の1億7千481万5千円の減。そしてまた3目の特定目的基金繰入金のふるさと寄付金推進事業の事業費の変更に伴って充当する繰入金が930万9千円の減額となっております。

続いて21款、町債では全体で3千250万円の減額となっております。主な要因としましては、1目の総務債においてサトウキビ病害虫防除事業の所要見込額の現額に伴って過疎対策債のソフト分が890万円の減。

次のページになりますが、6目警察及び消防債において大型水槽車導入にかかる事業費の確定に伴って充当する過疎対策事業費債が

1千万の減額となっております。

続いて歳出に入ります。

本補正予算においては、共済費負担金及び退職負担金の増減があり人件費を総額で1千158万9千円の減額を行っております。また、事業費の確定や趣向状況確認により不用額については調整をしております。

まず、2款予算書の17ページを開いてください。総務費、総額で4千499万5千円の減額となっております。主な要因としましては、21ページの4目企画財政費のふるさと寄付金推進事業において高額寄付の増加等により委託金が減額になったことから事業費全体で880万9千円の減。また32ページになりますが、11目沖縄振興特別推進交付金の航空路線拡充対策事業において、実績及び運行計画の見直しにより事業費全体で764万5千円の減額となっております。

次22ページに戻りますが、企画財政費の基金運営事業において、今後の公共用施設の更新計画を見据えた庁舎等新改築基金への積立金が1千397万2千円の増額となっております。

次に3款38ページからになりますが、民生費では総額で2千565万3千円の減額となっております。主なものは、これは次のページ39ページの3目障害者福祉費の障害者総合支援給付事業において、支出見込みの減額に伴って扶助費を1千540万8千円の減。

また飛びますが、45ページの1目児童福祉総務費の児童手当交付金事務においてもこちらも支出見込みの減額に伴って扶助費を1千285万円の減額となっております。

一方、これ38ページに戻りますが、38ページの1目社会福祉総務費の国民健康保険特別会計繰出金において、調整交付金の減額及び

療養給付金の支出見込み額増により操出金が2千万円の増額となっております。

続きまして、6款54ページからになります。農林水産業費では総額で3千524万2千円の減額となっております。主なものは2目の農業振興費のサトウキビ振興事業において、これは次の56ページになりますが、病虫害防除及びハーベスター購入助成の所要額及び予定台数の減に伴い負担金及び補助金が2千710万円の減。

また次の63ページの7目構造改善事業63ページですね。青年就農給金事業において給付対象者の減等により事業費総額が1千132万9千円の減額となっております。

一方、59ページの4目畜産業費の畜産基盤再編総合事業において、畜産内定育成総合整備にかかる負担金を2千413万3千円の増額となっております。

続いて8款、これは69ページからになります。土木費では総額で865万6千円の減額となっております。主なものは、これは飛びまして74ページの1目公園事業費の多目的公園整備整備事業において事業費の確定に伴い総額で740万円の減額となっております。

一方、これは戻りまして70ページの2目道路新設改良費の大原下線整備事業において工事区間の変更に伴って事業費総額で600万5千円の増額となっております。

続いて9款75ページからになりますが、消防費では総額で979万5千円の減額となっております。主なものは2目の常備消防費の火災・救急救助体制強化事業において大型水槽車購入にかかる事業費の確定に伴って事業費全体で872万6千円の減額となっております。

続いて104ページの12款公債費では、総額

で8千110万円の減額となっております。要因としましては、当初予算計上時の積算誤りにより元金で6千260万円、利子で1千850万円の減額となっております。

最後に14款、予備費では790万円の減額となっております。

以上が、平成29年度久米島町一般会計補正予算(第10号)の主な概要となっております。

平成30年3月8日提出

久米島町長 大田治雄

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(桃原秀雄副町長降壇)

○ 議長 幸地猛

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

8番喜久里猛議員。

○ 8番 喜久里猛議員

ページを追っていきましょかね。まず9ページの久米島総合運動公園が70万減になりますね、これたぶん楽天の関係だと思いませんか、予算を組む前に承知していなかったのかどうか、そのへんの回答をお願いします。

それから12ページの青年就農給付金事業が1千100万も減額になります。これにつきましても審査が厳しいのか、県の審査あるいは町の審査が厳しくて審査を通らなかったのか、あるいはもう最初から申請者がいなかったのか、そのへんの回答をお願いします。

それから15ページの21款の目の方で6警察及び消防債となっております。この警察という意味を教えてください。

それから18ページ、職員採用試験委託料で6万5千円が増になっています。増減関係なく6万5千円の金額だけで委託料がまかなえるのかどうかちょっと疑問です。その委託料の内

容につきましては、どこからどこまでが委託されているか、そのへん回答願います。

これは関連になりますね、68ページの比屋定展望台の管理事業ということで2万6千円になるんですが、これとは直接関係なく比屋定ということで、熱帯魚の方の管理は誰がやっているのか、そのへんの回答ですね。

それから72ページの飛行場管理費なんですが、これ飛行場なのか空港なのか、そのへんの内訳がわからないんですが、例えばターミナルの食堂、1階の方の食堂あるいは2階の方の食堂、これの管理は上里課長でいいのかどうか。もしそれであればスムーズに運営できているかどうか、そのへんのところできましたら回答願いたいと思います。取り敢えず以上です。

○ 議長 幸地猛

保久村学環境保全課長。

○ 環境保全課長 保久村学

ただいまの喜久里議員の質問にお答えします。9ページの保健体育使用料、久米島総合運動公園の使用料70万円の減につきまして、これにつきましてはプロ野球楽天ゴールデンイーグルスのキャンプにかかる歳入でございます。当初、計上しております毎年キャンプが決定するのが10月とか12月になります。その中で期間が以前は1カ月取られていたんですが、その期間等が定かでないために当初でそれだけ計上しております。今回、期間等が短くなったために減となっております。

○ 議長 幸地猛

佐久田等産業振興課長。

○ 産業振興課長 佐久田等

12ページの青年就農給付金についてご説明申し上げます。平成29年度当初32名予定して

おりましたが29年度25名となっております。

29年度におきまして新規で就農した方が夫婦の1組ということで約7名の方が新規に就農できなかったということでございます。条件が厳しいとか、そういう面ではございませんで、今回対象となる申し込みが1組だけだったということになります。

○ 議長 幸地猛

大城学企画財政課長。

○ 企画財政課長 大城学

15ページの町債の警察及び消防債の説明を行います。この名称については予算の作り方という参考書があるんですが、これは財務省が監修しているものなんですが、これに示された標準的な記載の名称、目的別に示されているんですが、その名称を使っております。実際、町としては警察というのは予算的にはないんですが、標準的な記載の名称を使用しております。

○ 議長 幸地猛

儀間由紀総務課長。

○ 総務課長 儀間由紀

ただいまの質問で、職員採用試験の委託料の6万5千円の増額についてのご質問にお答えします。久米島町では職員採用試験にあたって人材試験センターの方から教養試験、適性検査それから専門試験等の問題、それから回答について委託をしております。当初でいくらの予算だったのかちょっと今ここの手元にはないんですが、この6万5千円の増額というのは採用試験を受ける人間の1人当たりいくらかたちでの回答の委託になりますので、その増員に伴う増額だと思います。詳しい内容についてはちょっと戻ってから調べたいと思います。

○ 議長 幸地猛

保久村学環境保全課長。

○ 環境保全課長 保久村学

比屋定展望台と関連しまして熱帯魚の家の質問がございました。熱帯魚の家につきましては、たぶん管理しているところはちょっと把握はしていないんですが、喜久里議員からの質問としては漂着物の件かなと思います。漂着物の件ですかね。漂着物につきましては環境保全課の方で対応しております。環境保全課の方で県の事業で、漂着物の対策事業も導入してます。県の方でもそれをやっておりまして、基本的には海岸はほとんど県の管理海岸ということで、前回から県の方で漂着物を回収するという事をお聞きしました。町としては他の場所の漂着物と収集しております。2、3日前ですか漂着物が相当あるということで確認しましたところけっこうあったものですから、うちの方で急きょ対応をいたしました。

○ 議長 幸地猛

大田治雄町長。

○ 町長 大田治雄

空港ビル内のレストラン等の件なんですけど、これに関しては空港ビル会社が運営しておりますので、今、直営でやっております。この間担当の方から報告ありまして、赤字経営が続いていると、次年度においては民間に委託したいというような方針で相談ありました。これまた役員会でいろいろ協議されて決定されるものと思っております。

○ 議長 幸地猛

8番 喜久里猛議員。

○ 8番 喜久里猛議員

今の回答について再度質問していきましょ

うか。12ページの青年就農給付金なんですが、25人の青年が受けたということなんですが、この25人の中の後継者の業種の種類わかりますか。キビ、畜産、漁業いろいろあると思うんですが、そのへんできましたら回答願います。

それと15ページの警察及び消防債ということなんですが、これ回答しながら企画財政課長、何か思い出さない？ 前に私が指摘しましたね。そのとき削除しますということだったはずですよ。警察というのはいらないということで、はい。でも、あんたが回答したかなこれ、回答したのはわからんが、まず並んでいる各課長、自分が俺が回答したなということであったと思います。これ再度願います。

観光施設なんですけど、熱帯魚、これなぜ今取り上げたかということ、実は那覇から来たお客さんを案内したらしいんです。そしたらあまりにもひどすぎて、こんなだったら来る必要もないし、久米島ってこんな所なのと、観光と言っているわりには、管理がなっていないと、私も実は何回も行っているんですよ。子どもたち連れて、自分が行ったときは周辺は汚れていました。しかしその熱帯魚が泳いでいる海面そのものはきれいなんですよね。たまたま潮の風の流れによって、そこにごみが漂着していたんじゃないかと私は解釈しているんですが、願わくば定期的に、これは県のものと言わず、海のものだから県のものにはちがいないんだが、一応、看板、観光としての表示がでている以上は定期的に見回って欲しいなということなんですよね。

それと先だって、私、環境保全課行きましたね、それは建設課ですと建設課に回されましたね。建設課行ったら建設課は私のじゃな

いと、こういう他所にふるようなことはやめましょうよ。自分が受けたら各課行ってはつきりしますと、これが本当の行政だと思えますよ。そのへんですね。というのは私だけじゃなくて実はこのメンバーの中に、久米島出身がいたらしいんですよ。じゃあそういう話を聞いたら、行った方は久米島出身じゃなくて、自分のメンバーの中に久米島出身がいることわかっていなかったんです。自分が久米島出身ということで非常に肩身の狭い思いをしたと、こういう例があるんで、ということで取り上げてますので、そのへんのところ定期的にやってもらえるかどうか。それと看板が出ている以上は誰かが管理しなければいけないわけだから、それをその際はつきりしておきましょう。再度お願いしますね。

これは上里課長、どういった立場にある？

ターミナルとかの食堂については関知していない？ ということですね、町長が答弁したいということは、そうすると我々議員としては、どこにこの声を向けたらいいかあまりわからないわけ。これは町長がやるべきではないと思うんだよね。誰かの課が来て町長の代わり、あるいは代弁するのが、本来の姿じゃないかなと思うんだが、そのへんどうでしょうか。

○ 議長 幸地猛

佐久田等産業振興課長。

○ 産業振興課長 佐久田等

先ほどの新規就農の各産業別の内訳なんですけど、畜産、花卉、野菜、そしてサトウキビ、サトウキビプラス園芸、そして甘しょとなっております。各内訳につきましては、また書類が下にありますので、それも必要であればまた午後の議会で提出したいと思っておりますので

よろしくをお願いします。

○ 議長 幸地猛

大城学企画財政課長。

○ 企画財政課長 大城学

地方債の警察及び消防債の件についてお答えします。過去の答弁も確認しながら可能であれば平成30年度の新年度予算についても同じような名称で計上しておりますので、可能であれば平成30年度の補正で対応していきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○ 議長 幸地猛

保久村学環境保全課長。

○ 環境保全課長 保久村学

ただいまの熱帯魚の家につきましては、看板等につきましては環境保全課の方でやっているかと思っております。管理につきましては、商工観光課の方になるかと思っております。ただ漂着物については環境保全課の方ですので商工観光課と連携を取りながら随時回収に努めていきたいと思っております。

○ 議長 幸地猛

新里剛商工観光課長。

○ 商工観光課 新里剛

看板設置についてなんですけど、経緯としては、ここ最近の話ではないんですが、以前に観光協会もしくは観光部署は産業振興課の頃だったかと思うんですが、まず熱帯魚の家にその場所がどこかわからないということが問い合わせ等が多くあったということで、それでは場所についての看板を設置してほしいという要望が多くあったということで商工観光課の方で設置しております。それから遊泳釣りの禁止についても同様で、そこで泳ぐ人がいるそして釣りをしている人がいると、これもだいたい前だと思っておりますが、そういうことを

注意喚起してほしいという地域の皆さんからのリクエストがあって、じゃあこれについても商工観光課の方で観光の方で看板設置しましょうという経緯で設置しております。設置した年度については今はっきり覚えていないんですが、そういう経緯があったということです。

○ 議長 幸地猛

喜友村黨会計管理者。

○ 会計管理者 喜友村黨

前年度まで、ここターミナルビル株式会社で勤務しておりましたので、私の方で回答させていただきたいと思います。まず空港管理事務所につきましては、エプロン滑走路、空港ターミナルビルを出て飛行機に乗るから飛行機が飛ぶ部分まで、ターミナルビル株式会社につきましてはターミナルビル全体の管理というかたちになります。ターミナルビル株式会社、あくまで民間の株式会社となります。喜久里議員のご質問の中では公的機関であるので、どちらかが所属して、その担当課で把握して、何か問題があったという際には対処する、お答えするというような所属課がないのかというふうに受け止めておりますが、現在あくまで株式会社ですので、それを所管する課というのはございません。

○ 議長 幸地猛

8番 喜久里猛議員。

○ 8番 喜久里猛議員

先ほどの産業振興課長、これは午後の答弁は必要ないです。資料だけください。それと今の商工課の回答なんだけども、私看板の設置どうのこうのの質問はしていませんよ。看板がある以上は、町がやるべきではないかという質問なんです。ですから保久村

課長の方からはやりますと。ただはっきりじゃあ熱帯魚のこの地域につきましては環境保全課が責任を持って定期的にやりますという回答ではなかったんだよね。このへんのところどうなんですか。

○ 議長 幸地猛

大城学企画財政課長。

○ 企画財政課長 大城学

環境保全課の方は漂着物そこに流れてくる漂着物についてはうちの方で対応します。今熱帯魚のネットの管理となると、そこ一帯の管理も入りますので、それに関しては商工観光課の方になろうかと思っています。あくまでもうちの方とすれば、そこに流れてきた漂着物についての対応はいたします。

○ 議長 幸地猛

大田喜秀建設課長。

○ 建設課長 大田喜秀

聞こえますか。すみません。海岸は農林海岸、国土海岸、河川海岸、保安林海岸とあるんですよ。むこうは農地の背後を守る護岸です。農林区域になります。年1回南部土木と南部農林で浮遊物を拾い集める事業を実施しています。今年度については入札で案内したんですが、不調で断念した経緯があります。それでその旨を話したら、30年度は早期でやりたいということでした。30年度については早い時期にその浮遊物の回収をしたいと、県の事業といっても国の予算を活用して浮き球とか浮遊物は回収はしています。

○ 議長 幸地猛

喜久里猛議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条、但し書きの規定によって特に発言を許します。

8番喜久里猛議員。

○ 8番 喜久里猛議員

皆さんにお願いしたいことの意志が通じていないんだよね。定期的にそこはきれいにしてくださいという意志なんです。だから年に何回とかの話じゃないのよ。1週間に1回、あるいは毎日でも回って見て、これは外から来たお客さんがちょっと不愉快な思いするなと思ったらやらないと。これやるのは誰かということなんです。商工観光課がやるのかということになるですよ。当然皆さん行っていますよね、向こうに、熱帯魚行っていますよね、2人とも、何回か。海底というか海面から中見たことありますよね。何にも感じませんでしたか。昔のビール瓶の空き瓶、コーラの空き缶もうずっと溜まっていますよ中で。これを取るには中に入らないとだめなんです。このぐらいのことやっているのかということを知りたいんですよ、私は。これはお二人どちらかで定期的にやるんなら、そこまでやる覚悟はあるかどうか、再度教えてください。これで質問終わりたいと思います。

○ 議長 幸地猛

大田喜秀建設課長。

○ 建設課長 大田喜秀

漂着物に関しては環境保全課と連携というかたちですが、いま喜久里議員の方からお話のありました定期的にそこを確認しながらそういう回収に努めるということになります。定期的という範疇で、それが週というのは間違いなく厳しいんですが、ある程度、数カ月おきにでもですね、それを確認しながら、それも観光協会とも連携しながら、常にそのことを確認しながら、あとはもし漂着物が多いようであればまた保全課と連携しながらまた取り組んでいきたいと思っております。

○ 議長 幸地猛

2番盛本實議員。

○ 2番 盛本實議員

全体的なことなんです、今回の補正で2億4千万円減額ということなんです、それぞれ事業ごとに見るとかなりの金額が減額されている。1千万円単位、何百万単位でやって、そこまで引っ張ってこないと結果がだせなかったのかね。2億4千万でかなり大きな金額なんです、そこで引っ張って3月にはき出すというのは、それをある意味12月ぐらいでわかった時点で、その金を別の事業に回すことができなかったのかどうか。いま町の予算を組んで行く中で、最後になってね、これだけの金を減額というのは、これは町の予算を作る時点で、これどうなんですか、担当課としては、全体的な話なんです。

それともう一つ明繰が7億ありますね。町の予算が80億、約1割を明繰で出しているんです。それほとんどが公共事業、本来であればその7億という金は市場に出るんです。出てないといけないと、その7億の金が市場に出て行かないことで、島の経済活動が停滞していくことになる。この7億の金が市場に出ていったら、その波及効果というのは数倍出てくると思うんです。それ何故出し切れなかったのかね。それで事業によって理由はあると思うんですが、そこまで努力できなかったかどうか。これ町長に一言答えてもらいたいんですが、最後にそれは。これは非常に由々しき問題ですよこれ、この2点です。

○ 議長 幸地猛

大城学企画財政課長。

○ 企画財政課長 大城学

ただいまのご質問にお答えします。ただい

ま盛本議員から質問のあった件については財政当局としても、そういった認識でおります。できれば早めに減額できるものについては減額して対応すべきものもあります。徐々にではあるんですが、そういった認識が出てきて改善傾向にはあるかと思いますが、さらなる努力が必要だと感じています。特に明繰、繰越事業については、おっしゃるとおり多額な金額を繰り越しております。それについては事業執行の管理を徹底して繰越額総額の圧縮に努めていきたいと考えてます。

○ 議長 幸地猛

大田治雄町長。

○ 町長 大田治雄

盛本議員の質問にお答えします。予算全体的に見て、これまで過去不用額が出ていたと、その指摘等もあって今回徹底して今議会に合うように不用額が出ないような、今回の補正予算を組みなさいという指示の元で今回やっております。盛本議員もご存じのとおり予算というのは性質それぞれ歳入財源いろいろ決まっているわけですね。余っているから全てそれに使えるというわけでもないです。そのへんはまた単独予算であれば自由がきくんですが、特に補助事業の起債事業等においては事前にヒアリング等も受けて、その性質にあったものしか執行できませんので、今後においては極力、不用額も出さないようなかたちで、しっかりとした予算の組み立てをやっていきたいと思っております。おっしゃるように金が出回れば島の経済よくなりますので、それも念頭に置いて今後においても職員はそういう指示をしていきたいと思っております。

○ 議長 幸地猛

2番盛本實議員。

○ 2番 盛本實議員

これで質問を終わるんですが、いずれにせよ3月になってね、この手の金を減額する確かに町長もおっしゃったんですが、事業によってはそれは3月まで引っ張らなくちゃいけない事業もあると思うんですが、そうでないものもあるのではないかと思うんですね。一般財源であれば12月か9月にやるとどっかで使えるんですね。要するに町民のために使える金出てくると思います。そこもしっかりと30年度でもやっていただきたいと思います。しかし、明繰ね、事業によってという部分もあるんですが、それぞれ理由があるかもしれないんですが、この7億という金はこれはちょっと異常です。予算の1割をね、保留かけるというのはちょっと問題があると思うんですね。100%繰越とか60%繰越となるんですね。それが20%、30%だったら話わかるんですよ。そういうのもあるのでぜひこの島の経済に直接かかわってくるものですから、それも含めて30年度は頑張っていたきたいと思いません。

○ 議長 幸地猛

5番吉永浩議員。

○ 5番 吉永浩議員

先ほど同僚議員からもあったので確認だけ、63ページの青年就農給金事業で1千100万ぐらいですね。減額されています。単純計算で1人頭年間150万保障の事業で5年間保障して農業に集中してもらおうという事業だと思いますが、これでいくと4、5名の一応若い方の就農者の保障額になって、それが落とされるというところなんです。29年度中に頓挫したというんですか、これ継続していて頓

控した方がいらっしやったのかどうか、その確認と。

同じように63ページの農地集積事業で70万減額になっております。これは30年度以降も予算を取られている。これは30年以降であれなんですが、70万減になっているところの29年度の減の理由と、あとは実績ですね。

もう一つ、56ページに戻りますが、ちょっとすみません。簡単でいいのでお願いしたいんですが、サトウキビ振興事業の2千700万減になっています。これはハーベスター導入助成の金額が減になっているところなので大体わかるんですが、29年度中に何台を目標にしている、何台導入できて、次年度以降どうするのか、そのへんのところも含めて、この3つお願いします。

○ 議長 幸地猛

佐久田等産業振興課長。

○ 産業振興課長 佐久田等

青年の給付事業におきましては28年度に1名辞退した方がいらっしやいました。29年度の辞退者はいらっしやらない状況でございます。そして農地の集積につきましては、生産法人等個人に集積して貸し出すものですが、何ヘクタール貸し付けたかにつきましてはまた資料を準備してお渡ししたいと思います。それも実績の確定のものでございますので、その実績に応じた分の減額というふうになります。ハーベスターにつきましては29年度2台導入予定しておりましたが、1台決定して1台の導入となっております。そして次年度以降のお話ありましたが、平成30年度におきましては8台内示がきておりますので8台の導入を決定しております。

○ 議長 幸地猛

5番吉永浩議員。

○ 5番 吉永浩議員

青年就農給プランで途中飛び出した方がいたか聞いたんですが、これを導入した場合には、その保障が150万の年間5年間終わった後も何年かやらなくてはいけないというような縛りもあります。途中で頓挫した場合はその返還もそういった部分も発生してくる。結局島で農業をしようとした人たちが頓挫してしまってマイナスになってしまうところが考えられるので、一応28年度頓挫している、29年いなかったにしても、そのへんのところのフォローというのは、ぜひお願いしたいなというふうに思います。あと70万減で実績は資料としていただけるということなんですが、一応30年度では100万ですよ。予算付いています。ということは70万、29年度ありますので、たぶん実績というのは、そんなに上がっていないはずですよ。ただやっぱりハーベスターですと農地を集積しないと農業の効率化というのはできないと思っていますし、例えばハーベスターの請負料金の低減にも繋がっていけないのかなというような部分もありますので、そのへんを次年度どうかすかというのはいっかりと考えてほしいなと思います。この件に関して。

○ 議長 幸地猛

佐久田等産業振興課長。

○ 産業振興課長 佐久田等

吉永議員のおっしゃるとおりですね、審議中のも平成29年度から町と、5年間給付しても再度また5年間継続して農業をしないというものはございますが、それにつきましては、従来通りの認定でございます。そのへんにつきましてはまた我々も途中で頓挫しないよう

に、しっかりと給付受けて農業できるように一緒にまた県の普及員も含めて年2回の面接等も行いながら給付決定しておりますので継続してまた支援をしていきたいと思ひます。

集積につきましても29年度に実績が落ちたというこで減になっておりますので、そのへんまた今後またハーベスターの利用率の向上が上げればまたサトウキビの生産の面積も広がっていくと思ひますので、そのへん両方見据えながら支援してきたいと思ひます。

○ 議長 幸地猛

10番玉城安雄議員。

○ 10番玉城安雄議員

それでは1点だけ確認させてください。46ページ、病児・病後児童保育委託料というのが481万2千円あるんですが、これは私一般質問で私、過去に何度か取り上げて28年度、9年度で出来るということをやつ方向でという答弁だったんですが、この減額の内容、現状どういった現状になっているか、これをお願いします。

○ 議長 幸地猛

仲地紀男福祉課長。

○ 福祉課長 仲地紀男

ただいまの玉城議員のご質問にお答えいたします。病児・病後児童保育事業の方は必要ということで受託を希望した事業所があるということでしたが、調整の中で受託に至るまでの整備、人員の確保等ができなかったというようなことを受けて実施できなかったということなんです。

○ 議長 幸地猛

10番玉城安雄議員。

○ 10番玉城安雄議員

じゃあ今後はどのように捉えていますか。

やるのかやらないのか、それを継続して受託業者を選定していくのか、お願いします。

○ 議長 幸地猛

仲地紀男福祉課長。

○ 福祉課長 仲地紀男

このへんはまた、こういったかたちでまた整わない状況で進めるといふのもいけないのかなと思ひていますので検討してきたいと思ひております。

○ 議長 幸地猛

10番玉城安雄議員。

○ 10番玉城安雄議員

いろいろ議論して必要だということで予算化もされてますので、ぜひ実現に向けて取り組んでいただきたいと思ひます。

あと1点だけ、先ほど副町長から提案のとき説明、提案理由があったんですが、22ページの基金運営事業で庁舎等建築改築基金から1千397万2千円の運用がありますが、これ歳出ですよ、22ページ、歳出です。この説明をもう1回お願いできますか。22ページの基金運営事業の、説明だけでいいです。

○ 議長 幸地猛

大城学企画財政課長。

○ 企画財政課長 大城学

22ページの基金運営事業で最終補正を編成するにあたって減額等があつて余剰金が想定されましたので、今後の公共施設の更新等を見据えて、庁舎等新改築基金へ1千397万2千円を積み立てをしております。

○ 議長 幸地猛

玉城安雄議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条、但し書きの規定によって特に発言を許します。

玉城安雄議員。

○ 10番 玉城安雄議員

これは基金に積み立てされたということですか。出たんじゃなくて、積み立てしたということですか。じゃあ私の勘違いでした。これから何に運用したのかなという趣旨の意味でした。はい、わかりました。

○ 議長 幸地猛

大城学企画財政課長。

○ 企画財政課長 大城学

ちょっと説明不足で基金に積み立てをするということになります。

○ 議長 幸地猛

7番仲村昌慧議員。

○ 7番 仲村昌慧議員

56ページお願いします。56ページの説明の7の方で鳥獣被害防止総合支援事業、これが70万円の減額補正となっております。この事業は28年度から実施されておりますが、当初から年間約100万円1羽あたり1千円ですので、1,000羽の買い上げを予定しておりましたが、28年度決算においても298羽、それから今回も約300羽を見込んでおると、30年度も同じような予算を計上しております。こうなりますと1年で1,000羽を買い上げするものを3年かかるわけですね。こういったものは一気に最初から大量捕獲しないと効果があまりでてこないわけです。非常にカラスは利口なものでなかなか捕獲が難しいということでもありますので、より効果的に捕獲できるようなこういった対策は取れないのかどうか、それと今回、現時点で何羽が売上げされているかその2点についてお伺います。

○ 議長 幸地猛

佐久田等産業振興課長。

○ 産業振興課長 佐久田等

町内、今現在3カ所に捕獲用の箱を置いておるんですが、今まで大量に捕獲しておりました上阿嘉の新里榮勇さんがほとんど取れなくなっているという報告を受けております。どのへんが原因か本人と相談して確認しましたところ、当初、横の所をカラスがよじ登るような話をしておりまして、その横をよじ登れないように工夫してやったんですが、それでも実績が上がらないので再度確認してくださいとお願いしたところ、今度は上からちょっと隙間があって、そこから逃げていくようなお話をしておりましたので、現在3つあるものを再度回収して、その部分を狭くして網を張るとかいろいろ工夫しながら改良して、また30年度にまた対策を取っていききたいと思います。

現在、実績としまして2月末で155羽の実績しか出ていない状況ですのでやはり今後とも、罠を設置している方々の話も聞きながら、いろいろ改良が必要だと思いますので改良を加えて大量に捕獲でききるような対策を取っていききたいと思います。

○ 議長 幸地猛

7番仲村昌慧議員。

○ 7番 仲村昌慧議員

この捕獲がより効果的になるような、この研究にも予算を使っていいんじゃないかと思うんです。それと今3カ所と言っているんですがカラスの習性がどうかわからないんですが、縄張りがあるのではないかと思います。地域地域にできるだけもっと地域を増やして、そういった捕獲機の設置をしていただきたいと思います。

○ 議長 幸地猛

佐久田等産業振興課長。

○ 産業振興課長 佐久田等

希望している方々に貸付をして設置しておりますが、毎日、餌の残飯とか、毎日換えないと入らないとか、いろいろありましてなかなか設置しても途中からほったらかしして継続できないような実態もありますので、そのへんまた希望する方々と調整しながら実績を上げられるように取り組んでいきたいと思えます。

○ 議長 幸地猛

他に質疑ありませんか。

6番赤嶺秀徳議員。

(「議長休憩願います」の声あり)

○ 議長 幸地猛

休憩します。(午前12時00分)

○ 議長 幸地猛

再開します。(午前12時01分)

9番棚原哲也議員。

○ 9番 棚原哲也議員

2点質問いたします。24ページ総務の管理費、これでじんぶん館の管理運営事業そのうちの備品購入費が127万5千円増額計上されております。この備品についてどういうものが購入されたのか、お伺いしたいと思います。

それと66ページ農林水産業費の水産業振興費、これ浮魚礁漁場整備事業、この委託料が318万1千円マイナス計上されておりますが、本町の沖縄県内では浮魚礁の設置数が以前は200機までと、これは宮崎と鹿児島等の三者協議で沖縄県の設置数が決められておりました。その中で久米島漁協の20機という割り当てがあったんですが、現在、本町の久米島で浮魚礁の設置が何基設置されているのか、その数の説明をお願いしたいと思います。

○ 議長 幸地猛

大城学企画財政課長。

○ 企画財政課長 大城学

ただいまの24ページのじんぶん館管理運営事業の備品購入の件なんですが、今回平成30年度から寮生が増えることになって男女1部屋ずつ計8名分の部屋を改修しております。この備品購入については、その8名分の増える部屋にかかるベットとか、勉強机等の備品購入となっております。

○ 議長 幸地猛

佐久田等産業振興課長。

○ 産業振興課長 佐久田等

浮魚礁の設置数について、現在手元に設置の図面とか手元にないものですから、午後、設置された場所の地図がございまして、それをお渡ししたいと思いますのでよろしくお願い致します。

○ 議長 幸地猛

9番棚原哲也議員。

○ 9番 棚原哲也議員

今回、提案されております委託料の減額については29年度で1機導入予定だったものが設置できなかったということでしょうか。

○ 議長 幸地猛

佐久田等産業振興課長。

○ 産業振興課長 佐久田等

入札かけまして、事業が確定しましたので差額分の減額でございます。

○ 議長 幸地猛

他に質疑はありませんか。

○ 議長 幸地猛

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

○ 議長 幸地猛

討論なしと認めます。

これから議案第1号、平成29年度久米島町一般会計補正予算（第10号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○ 議長 幸地猛

全員起立です。従って、議案第1号、平成29年度久米島町一般会計補正予算（第10号）については原案のとおり可決されました。

休憩します。（午前12時05分）

○ 議長 幸地猛

午前に引き続き会議を開きます。

（午後1時30分）

日程第6 平成29年度久米島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○ 議長 幸地猛

日程第6、議案第2号、平成29年度久米島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

桃原秀雄副町長。

（桃原秀雄副町長登壇）

○ 副町長 桃原秀雄

議案第2号、平成29年度久米島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の議案についてご説明申し上げます。予算書の1枚目をお開き下さい。

平成29年度久米島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の予算額にそれぞれ3千734万2千円を減額し、歳入歳出の総額を14億7千609万8千円と定めるも

のであります。

歳入、歳出の計上概要としまして、歳入につきまして、予算書の5ページをお開きください。

5款1項国庫支出金の1目療養給付費等の負担金において、1月の変更交付申請に伴い5千332万円を減、また、2目の高額医療費共同事業負担金においても1月の変更交付申請に伴って132万8千円を減額補正するものであります。

6款1項1目療養給付費等交付金において、これは社会保険支払基金からの交付決定に伴って354万2千円を増額するものであります。

次に、8款1項1目県支出金の高額医療費共同事業負担金において、これも1月の変更交付申請に伴って132万8千円を減額補正するものであります。

同じく8款の2項1目の県支出金の都道府県財政調整交付金において、変更交付申請の見込みに伴って1千1万2千円を増額補正するものであります。

次に、10款1項1目の共同事業交付金の高額医療費共同事業交付金、そして2目の保険財政共同安定化事業交付金において、国保連合会からの決定通知に伴い、合計で3千998万9千円を減額補正するものであります。

次に、6ページになりますが、12款1項1目繰入金において、歳入減及び歳出見込額等を算出し、2千万円を増額補正をするものであります。

同じく、12款の2項1目、これは基金繰入金において歳入減歳出見込額を算出し、1千999万9千円を増額補正をするものであります。

また、14款3項6目の一般被保険者返納金

において、社会保険に加入した方が国保喪失手続きをせずに国保を使ったために、7割分の給付費を返還させたため、503万1千円を増額補正をするものであります。

続きまして、歳出につきましては7ページからになります。1款総務費の一般管理費で2節、3節、4節の給与等、そして9節の旅費、18節の備品購入費で見込額より68万4千円の減額をしております。

また、8ページになりますが、2款1項1目の一般被保険者療養費と2目の退職被保険者等療養給付費で見込額より合計で550万6千円の減額となっております。

次、9ページの7款1項の共同事業拠出金では国保連合会の通知により、1目の高額医療費共同事業拠出金と2目の保険財政共同安定化事業拠出金の合計で2千71万4千円の減額となっております。

次、10ページの8款1項1目の特定健診事業費では、見込額より316万6千円の減額となっております。同じくこれは8款2項1目、11ページになりますが、保健衛生普及費でも見込額より212万5千円の減額になっております。

次、11款1項1目の保険税還付金では見込額より30万円の減額。

そして最後になりますが、13ページの13款1項1目予備費では見込額より492万8千円の減額となっております。

以上が平成29年度久米島町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の概要となります。

平成30年3月8日提出

久米島町長 大田治雄

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

(桃原秀雄副町長降壇)

○ 議長 幸地猛

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○ 議長 幸地猛

8番喜久里猛議員。

○ 8番 喜久里猛議員

私、聞き違いしたのかな、副町長の説明の中、12款で聞いたんだけど、11款の間違いか。

○ 議長 幸地猛

桃原秀雄副町長。

○ 副町長 桃原秀雄

13款ページの方ですか。

○ 議長 幸地猛

8番喜久里猛議員。

○ 8番 喜久里猛議員

12款は探したらないので。私の聞き違いかと。

○ 議長 幸地猛

休憩します。(午後1時37分)

○ 議長 幸地猛

再開します。(午後1時37分)

桃原秀雄副町長。

○ 副町長 桃原秀雄

歳出は13ページの13款1項1目予備費という事で説明いたしました。

○ 議長 幸地猛

他に質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

○ 議長 幸地猛

討論なしと認めます。

これから、議案第2号、平成29年度久米島

町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の
方は起立願います。

（全員起立）

○ 議長 幸地猛

全員起立です。従って、議案第2号、平成
29年度久米島町国民健康保険特別会計補正予
算（第4号）については原案のとおり可決さ
れました。

日程第7 平成29年度久米島町後期高齢
者医療特別会計補正予算
（第2号）

○ 議長 幸地猛

日程第7、議案第3号、平成29年度久米島
町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。
桃原秀雄副町長。

（桃原秀雄副町長登壇）

○ 副町長 桃原秀雄

議案第3号、平成29年度久米島町後期高齢
者医療特別会計補正予算（第3号）の概要に
ついてご説明申し上げます。予算書の1枚目
をお開き下さい。

平成29年度久米島町後期高齢者医療特別会
計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の予
算額にそれぞれ131万4千円を増額し、歳入歳
出の総額を7千905万7千円と定めるものであ
ります。

歳入、歳出の計上概要としまして、歳入に
つきましては予算書の5ページをお開き下さ
い。1款1項1目の普通徴収保険料において
当初見込額より調定額及び徴収率を踏まえて

204万円の増額となっております。

次、3款1項2目の保険基盤安定繰入金に
おいて、後期高齢者広域連合から実績におい
て決定され98万3千円の減額となっております。
また、5款2項1目の保険料還付金において
厚生労働省が公表したシステムの軽減判定誤
りにより歳出還付額が増えたため、25万7千
円の増額となっております。

歳出におきましては6ページをお開きくだ
さい。

1款1項1目の一般管理費において、当初
見込額より旅費の10万円の減額。そして7ペ
ージの1款2項1目の徴収費において、当初
見込額より口座振替手数料の減額に伴い2万
円の減額となっております。

2款1項1目の広域連合納付金において当
初見込みより保険料及び基盤安定負担金の減
などで117万7千円の増額となっております。

次に、9ページの3款1項1目の保険料還
付金において、歳入の際に述べましたが、シ
ステムの軽減判定余りにより、歳出還付額が
増えたため25万7千円の増額となっております。

以上が平成29年度久米島町後期高齢者医療
特別会計補正予算（第3号）の概要となりま
す。

平成30年3月8日提出

久米島町長 大田治雄

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

（桃原秀雄副町長降壇）

○ 議長 幸地猛

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

8番喜久里猛議員。

○ 8番 喜久里猛議員

後期高齢者ということで教えてください。
恥ずかしながら70になりまして医療費がむちゃくちゃ安くなっているんですよ、風邪ひいても、これはその差額分というのはひょっとして行政が久米島町役場が持つのかな。そのへんだけ教えてください。

○ 議長 幸地猛

仲地紀男福祉課長。

○ 福祉課長 仲地紀男

後期高齢者医療に関しましては沖縄県の方で、後期高齢者広域連合の方で保険者となっておりますので、所得にもよりますが、一般の方であると自己負担が1割で公費で9割持つというかたちです。所得がある方は現役並み所得ということで3割7割国保と同額の率となっています。

○ 議長 幸地猛

8番喜久里猛議員。

○ 8番 喜久里猛議員

ということは、連合会に対する納付金ということで載っているわけですが、この納付額というのは私が質問したこととは関係ないわけですか。久米島町に70歳以上が何人いますよ、その分の納付金ですよということになるんですかね。

○ 議長 幸地猛

仲地紀男福祉課長。

○ 福祉課長 仲地紀男

一応、75歳以上が後期高齢者になりますので、その保険料を久米島町で集めて後期高齢者広域連合の方に納付するということになります。

また、後期高齢者広域連合の方の一般会計と特別会計がありまして、一般会計の場合は職員の事務費とか、そういったものをこの市

町村に負担金があります。特別会計の部分は療養給付費に充てる分として、その市町村それぞれの方に広域連合の方から負担金の請求等があつて納めているという状況です。

○ 議長 幸地猛

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

○ 議長 幸地猛

討論なしと認めます。

これから、議案第3号、平成29年度久米島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○ 議長 幸地猛

全員起立です。従って、議案第3号、平成29年度久米島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)については原案のとおり可決されました。

日程第8 平成29年度久米島町水道事業会計補正予算(第2号)

○ 議長 幸地猛

日程第8、議案第4号、平成29年度久米島町水道事業会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大田治雄町長。

(大田治雄町長登壇)

○ 大田治雄町長

それでは、議案第4号、平成29年度久米島町水道事業会計補正予算(第2号)の概要に

ついてご説明申し上げます。

予算説明書の2ページをお開きください。

第3条予算収益的収入及び支出について、当初予算での執行を予定しておりましたが、水道事業経営におきまして、第1項営業費用第4目総係費で人事院勧告及び時間外勤務の増加に伴い、給与・手当・退職手当組合負担金について、計62万9千円不足となるため、同項第2目配水及び給水費、材料費より減額し、これに充てています。

平成30年3月8日提出

久米島町長 大田治雄

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

(大田治雄町長降壇)

○ 議長 幸地猛

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

○ 議長 幸地猛

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

○ 議長 幸地猛

討論なしと認めます。

これから、議案第4号、平成29年度久米島町水道事業会計補正予算(第2号)についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○ 議長 幸地猛

全員起立です。従って、議案第4号、平成29年度久米島町水道事業会計補正予算(第2号)については原案のとおり可決されました。

日程第9 平成29年度久米島町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

○ 議長 幸地猛

日程第9、議案第5号、平成29年度久米島町下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

桃原秀雄副町長。

(桃原秀雄副町長登壇)

○ 副町長 桃原秀雄

議案第5号、平成29年度久米島町下水道事業特別会計補正予算(第2号)の概要についてご説明申し上げます。

予算書の1ページ目をお開き下さい。

平成29年度久米島町下水道事業特別会計補正予算(第2号)の予算概要は、歳入歳出それぞれ260万2千円を増額し、総額を3億654万円と定めるものであります。

主な概要としまして、予算書の6ページからになりますが、歳入としましては、4款1項1目一般会計繰入金で2万5千円の減。

また、7款1項の町債において260万円の減。

そして8款の財産収入では2万3千円の増額となっております。

続きまして、歳出としましては、7ページになりますが、1目下水道事業費の職員給与等で10万2千円の減。13節委託料で250万円の減額となっております。

以上が、平成29年度久米島町下水道事業特別会計補正予算(第2号)の概要であります。

平成30年3月8日提出

久米島町長 大田治雄

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

(桃原秀雄副町長降壇)

○ 議長 幸地猛

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○ 議長 幸地猛

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

8番喜久里猛議員。

○ 8番 喜久里猛議員

細かいことで申し訳ないが、1ページ見出しで平成29年度久米島町下水道事業云々、2行目に、平成29年度久米島町の下水道事業特別会計補正予算になるんですが、自分の記憶ではこのひらがなの「の」はいらぬはずなんだが、どうなのかな。

○ 議長 幸地猛

上下水道課長上里宏美。

○ 上下水道課長 上里宏美

ただいまの質疑にお答えします。久米島町の「の」の字の方なんです、おっしゃるとおり上の項目と同じように久米島町下水道というかたちになると思います。気を付けたいと思います。よろしくお願いします。

○ 議長 幸地猛

他に質疑はありませんか。

○ 議長 幸地猛

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

○ 議長 幸地猛

討論なしと認めます。

これから、議案第5号、平成29年度久米島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○ 議長 幸地猛

全員起立です。従って、議案第5号、平成29年度久米島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

日程第10 平成30年度久米島町一般会計
予算

○ 議長 幸地猛

日程第10、議案第6号、平成30年度久米島町一般会計予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

桃原秀雄副町長。

（桃原秀雄副町長登壇）

○ 副町長 桃原秀雄

議案第6号、平成30年度久米島町一般会計予算の概要についてご説明申し上げます。予算書の1枚目をお開き下さい。

平成30年度久米島町一般会計予算は、歳入歳出の総額を68億327万3千円と定め、前年度と比較しますと4億1千352万4千円の減、増減率は約5.7%の減となりました。

平成30年度の本町の財政状況は、歳入面では、自主財源の柱である町税が年々増加しているものの、収入総額に占める割合が依然として低い状況にあり、地方交付税や国庫・県支出金等の特定財源に大きく依存した構造であります。

一方、歳出面では義務的経費である人件費、公債費及び扶助費の割合が高く、弾力性に乏しい財政構造となっております。今後も高齢化の進展に伴う社会保障費の自然増や公債費

が高い水準で推移していくことが予想され、依然として厳しい状況が続いていくことが予想されます。

このような中、国は、平成30年度の地方財政については、「経済・財政再生計画」を踏まえ、引き続き地方に歳出の重点化・効率化に取り組むことを求めるとともに、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、平成29年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされております。

また、元気で豊かな地方の創生に向けては、「地域経済好循環推進プロジェクト」などの取り組みにより、地域経済の好循環を拡大させるとともに、地方財政計画に「まち・ひと・しごと創生事業費」を計上し、地方が自主的・主体的に地方創生に取り組めるよう支援するとされおり、本町においても「第2次久米島町総合計画」をはじめとして、「久米島町まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「久米島町公共施設等総合管理計画」を基に、総合計画基本構想に掲げられらた将来像の実現に向け積極的に諸施策の展開を図りつつ、教育・福祉・医療分野など町民の生活に必要な行政サービスの維持と町民福祉の向上に取り組めるよう予算を編成しました。

また、限りある財源を効率的かつ重点的に配分するため、第2次久米島町行政改革大綱に沿って、引き続き行政改革に取り組むとともに、社会経済情勢の変化に合わせて、施策・事業の進捗状況や効果を検証し、必要に応じた見直し、改善を図ってまいります。

なお、当初予算では概算額を計上しており、国、県の動向や社会情勢を注視しながら、必要に応じて、補正予算で対応していきたいと

考えております。

それでは、まず、歳入予算についてご説明申し上げます。予算書の6ページをお開きください。歳入総額が減額となった主な要因としましては、減額順に21款町債が対前年度比2億340万円減額の3億9千660万円。

そして13款国庫支出金が対前年度比1億3千30万1千円減額の5億9千464万6千円。

9款地方交付税が対前年度比1億円減の31億円を計上したことが影響しております。

一方、20款の諸収入は4千811万8千円増額の1億7千359万6千円。そして6款の地方消費税交付金では1千494万3千円増の1億3千440万3千円の計上となっております。

続いて主な歳入項目について款項目順にご説明申し上げます。

まず、1款「町税」では対前年度比1千357万4千円の増の6億5千925万5千円を計上しております。町民税、固定資産税、軽自動車税の収納見込額がそれぞれ増額となっております。

続いて、6款「地方消費税交付金」では、内示額により対前年度比1千494万3千円増の1億3千440万3千円を計上しております。

続いて、本町の歳入の基盤であります9款「地方交付税」につきましては1億円減の31億円を計上しております。内訳は普通交付税・特別交付税それぞれ前年度比5千万円減となり、普通交付税が27億5千万、特別交付税が3億5千万円となっております。地方交付税が減額となった要因としましては、普通交付税においては、平成30年度より合併特例債の算定替の期間が終え、一本算定になることから減額見込みとなっており、特別交付税においては、財政措置される「地域おこし協力隊」

を活用して実施する「学習センター運営事業」、「中学校学習支援員配置事業」、「地域支援交流学習センター運営事業」、「移住定住促進体制整備事業」「観光振興体制強化事業」に係る経費を見直し前年度収入見込額減額となっております。

続いて、13款「国庫支出金」では対前年度比1億3千30万1千円の減額の5億9千464万6千円を計上しております。主な要因は、「防衛施設周辺民生安定施設整備事業」に充当する補助金を対前年度比1億9千411万円減の1千500万円、そして土木費国庫補助金において、「大原下線整備事業」の事業完了に伴い充当する補助金が対前年度比8千800万円の減となったことによります。

一方、「沖縄離島活性化推進事業」に充当する補助金が皆増の1億6千774万円の計上となっております。

続いて、15款「県支出金」については対前年度比4千601万4千円減の13億2千668万9千円を計上しております。主な要因としましては総務費県補助金において沖縄県振興特別推進交付金において、対前年度比2千78万1千円減の2億9千657万9千円。そして農林水産費県補助金において、サトウキビ振興事業のハーベスター導入助成に充当する補助金が対前年度比1千600万円皆減の土木費県補助金においては、「久米島縦断線整備事業」の事業完了に伴い、補助金が対前年度比1億5千600万円の皆減。そして「比嘉2号線整備事業」に充当する公共投資交付金が対前年度比1千140万円減の2千60万円の計上となったことによります。

一方、農林水産費県補助金において、「水産物供給基盤機能保全事業」に充当する補助

金が対前年度比8千190万円増の2億1千690万円、「農業基盤促進整備事業」に充当する補助金が対前年度比4千227万5千円増の1億3千252万5千円、そして「浮漁礁漁場整備事業」に充当する補助金が対前年度比3千21万3千円増の3千833万4千円の増額となっております。

次に、17款「寄付金」は対前年度比1千160万5千円増の3千215万円となっております。主な要因は、「久米島町ふるさと寄附金」の平成29年度実績等を踏まえ対前年度比1千100万円増の3千万円を計上したことによります。

次に18款「繰入金」については対前年度比2千387万円減の1億2千923万3千円を計上しております。主な要因は、財源調整額の「財政調整基金繰入金」が対前年度比3千419万2千円減の9千116万9千円を計上したことによるものであります。

続いて20款「諸収入」は対前年度比4千811万8千円増の1億7千359万6千円を計上しております。主な要因としましては、雑入において比嘉公民館建設に係る負担金を皆増の1千557万6千円、弁済金において公金横領事件に係る弁済金を1千122万7千円計上したことによります。

最後に、21款「町債」は対前年度比2億340万円減の3億9千660万円を計上しております。主な要因としましては総務債が1億6千290万円、農林水産債が7千200万円、土木債が1千600万円、警察及び消防債が310万円、臨時財政対策債が1億4千800万円を計上しております。事業別の主な内容としましては過疎対策事業債ソフト事業分として1億2千170万円、「水産物供給基盤機能保全事業」に2千410万円、「複合型防災・生涯学習機能施設整備事業」に2千270万円、「風の帰る森プロジェクト推

進事業」に1千850万円、「水質保全対策事業（耕土流出防止型）」に1千90万円、「県営かんがい排水事業」に1千250万円、「県営水質保全対策事業」に1千万円を計上しております。

以上が主な歳入予算の概要となっております。平成30年度も引き続き徹底した歳出削減に取り組みつつ、町税や使用料等にかかる未収金について、債権管理条例や債権管理マニュアル等に基づき、徴収対策を強化し、自主財源確保に努めてまいります。

続きまして、歳出予算についてご説明いたします。

まず、1款「議会費」については対前年度比89万9千円増の8千402万7千円となっております。

続いて2款「総務費」は対前年度比2億5千206万5千円減の16億3千128万1千円となっております。主な要因としましては、2款1項4目企画財政費の「ふるさと寄附金推進事業」において平成29年度寄付額の実績を踏まえ事業費全体で対前年度比1千52万7千円増の4千752万2千円、2款1項11目の沖縄振興特別推進交付金では全体で対前年度比2千588万3千円減の3億7千153万円となっており、特別枠の「火葬場・葬祭整備事業」の完了や基本配分枠の減額が影響しております。平成30年度においては特別枠の「複合型防災・生涯学習機能施設整備事業」の用地造成・建築に係る実施設計、用地造成の工事を計上しており事業費が1億1千388万円となっております。2款1項15目の沖縄離島活性化推進事業では前年度補正予算にて計上した4事業が継続として当初より計上しており2億986万3千円となっております。

続いて、3款「民生費」は、対前年度比3千163万1千円減の14億2千525万6千円となっております。主な内容としましては3款1項1目社会福祉総務費の「国民健康保険特別会計繰出金」では対前年度比6千71万1千円減の1億3千297万7千円を計上しております。3款1項3目の障害者福祉費の「障害者総合支援給付事業」では1億7千71万2千円、3款1項4目老人福祉費の「介護保険事業」では対前年度比1千936万7千円増の1億3千926万円、「老人医療事業」には後期高齢者医療広域連合への負担金として9千108万9千円、後期高齢者医療特別会計繰出金として3千544万1千円、3款2項1目の児童福祉総務費の「児童手当交付金事務」では1億4千461万8千円を計上しております。3款2項2目保育所運営費の「公立保育所運営事業」では5千520万7千円、「法人保育園支援事業」には2億1千266万6千円を計上しております。

次に、4款「衛生費」は、対前年度比2千343万3千円減の3億4千452万5千円を計上しております。主なものとしまして4款1項1目保健衛生総務費の「沖縄県離島医療組合負担金」では6千258万2千円を計上しております。4款1項4目母子衛生費の「こども医療費助成事業」では現物給付の対応に伴い事業費全体で1千162万8千円、4款2項2目環境衛生施設費の「クリーンセンター運営事業」では運転管理に係る業務委託を行うことにより対前年度比1千773万1千円増の7千7万6千円、「リサイクルセンター運営事業」で業務委託に伴い対前年度比2千368万9千円減の1千113万9千円を計上しております。また、火葬場・葬祭場の完成に伴い「火葬場・葬祭場運営事業」を新設し管理・運営に係る経費として611万2

千円を計上しております。

続いて、6款「農林水産業費」では対前年度比1億7千457万3千円増の9億8千432万7千円を計上しております。主な内容は、6款1項5目農地費の「農業基盤整備促進事業」では事業費全体で対前年度比4千580万円増の1億4千10万円、「水質保全対策事業(耕土流出防止型)」では1億1千3万4千円を計上しております。続いて6款1項7目構造改善事業費の「青年就農給付金事業」では4千434万2千円を計上しております。6款3項2目水産振興費の「浮漁礁漁場整備事業」では継続事業として平成30年度は工事費を計上しており事業費全体で対前年度比3千493万5千円増の4千600万円、6款3項3目漁港建設費の「水産物供給基盤機能保全事業」では事業費全体で対前年度比9千119万円増の2億4千121万円を計上しております。

次に、7款「商工費」は対前年度比342万5千円減の1億5千571万1千円を計上しております。主な内容は、7款1項3目観光費の「バーデハウス久米島管理運営事業」では指定管理等に係る経費1千550万円を計上、「観光振興体制強化事業」では1千258万8千円を計上し、前年度に引続き地域おこし協力隊を活用して観光協会の体制強化を図ります。7款1項4目ウミガメ館管理費の「ウミガメ館管理運営事業」ではウミガメ館の管理運営に必要な経費1千442万6千円を計上しております。7款1項5目路線バス運営費の「路線バス運営事業」では必要な経費2千485万2千円を計上しております。7款1項10目プロ野球対応事業費の「プロ野球対応事業」ではプロ野球キャンプ受け入れに対応するための経費1千93万9千円を計上しております。

続いて、8款「土木費」は対前年度比6億222万2千円減の4億7千167万7千円を計上しております。主な内容は、8款2項2目道路新設改良費の「比嘉2号線道路整備事業」では事業費全体で2千580万円、「宇江城城址線整備事業」を新設し測量・調査等に係る経費として1千925万6千円、9条交付金を活用した「儀間1号線道路整備事業」を新設し事業費として6千357万4千円を計上しております。8款3項1目下水道事業費では下水道事業特別会計繰出金として1億6千976万8千円を計上しております。「久米島縦断線整備事業」「大原下線整備事業」「多目的公園整備事業」等の大型事業の完了に伴う減額が主な要因となります。

続いて、9款「消防費」は対前年度比6千36万1千円減の2億6千890万8千円を計上しております。主な内容は、9款1項1目消防総務費に「沖縄県消防通信指令センター運営事業」に係る経費として725万9千円、9款1項2目常備消防費では「火災・救急救助体制強化事業」に618万8千円を計上しております。

次に10款「教育費」は対前年度比1千499万5千円増の6億3千666万9千円の計上となっております。主な内容は、10款1項2目事務局費の「前村幸秀人材育成事業」では1千149万6千円を計上し、高校生のハワイ短期留学や大学授業料補助を行います。「中学校学習支援配置事業」では地域おこし協力隊を活用し支援に係る経費1千600万円、「学校関連情報機器管理事業」では情報機器の整備に係る経費1千580万7千円、10款2項小学校費では「小学校施設管理事業」に1千413万9千円を計上し、久米島小学校校舎体力度調査を実施するとともに、各小学校の施設修繕を行います。

10款3項中学校費では各中学校の年間の管理運営費として3千799万4千円、10款4項幼稚園費には各幼稚園の運営経費として5千848万円を計上しております。続いて10款5項2目文化財保護費の「具志川城跡保存修理事業」では1千404万2千円、10款6項2目学校給食センター費の「学校給食センター管理運営事業」では7千545万2千円を計上しております。

次に12款「公債費」につきましては、対前年度比1億1千820万円減の7億8千900万円を計上しております。元利金の内訳として元金償還分7億3千100万円、利子として5千800万円を計上しております。

最後に14款「予備費」として対前年度比1千677万9千円減の1千189万2千円を計上し、本予算編成時に予見できない各種災害等の対応経費として計上しております。

以上が平成30年度久米島町一般会計予算概要となっております。

平成30年3月8日提出

久米島町長 大田治雄

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

(桃原秀雄副町長降壇)

○ 議長 幸地猛

これで提案理由の説明を終わります。

本案については後日予定されております予算審査特別委員会において細部にわたって質疑ができますので、この場においては大綱的な質疑に努めていただくようお願いいたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○ 議長 幸地猛

質疑なしと認めます。

日程第11 平成30年度久米島町国民健康保険特別会計予算について

○ 議長 幸地猛

日程第11、議案第7号、平成30年度久米島町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

桃原秀雄副町長。

(桃原秀雄副町長登壇)

○ 副町長 桃原秀雄

議案第7号、平成30年度久米島町国民健康保険特別会計予算概要についてご説明申し上げます。予算書の1枚目をお開き下さい。

平成30年度久米島町国民健康保険特別会計予算は、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ9億4千509万6千円と定めるものであります。

歳入歳出ともに前年度比と比較すると5億1千7百15万5千円減の35.3%で、平成30年度からの制度改正に伴い、沖縄県も一保険者となり財政主体が県となることから、国庫補助金や県支出金、交付金等が県の特別会計へ移行することになるため、大幅な減額となっております。

それでは、歳入・歳出の主な概要につきましてご説明致します。歳入につきましては、3ページをお開き下さい。

1款国民健康保険税につきましては、対前年度839万4千円、5.1%の減で、直近の調定額を基に算出しており、新年度の7月本算定後に補正等で調整して参ります。

7款県支出金では、国保連に支払う療養給付費等が全額県から交付される仕組みとなっております。

12款繰入金におきましては、制度改正に伴い、法定外繰入額が大幅に減り6千70万9千円、

31.3%の減額となる見込みとなっております。

冒頭でも述べましたとおり、平成30年度からの国保制度改革で、負担金、交付金、補助金などが廃款や廃項、廃目となっております。

続きまして、歳出におきましては、2款1項保険給付費においては、県からの決定通知などで、実績に応じた給付費が全額交付されるため、対前年度395万5千円の増額を見込んでおります。

3款の事業費納付金が新設され、町で徴収した保険税や基盤安定負担金等を財源として県へ納付する仕組みとなっております。

歳出においても、平成30年度からの国保制度改革で、拋出金、納付金などが廃款や廃項、廃目となっております。

以上が平成30年度久米島町国民健康保険特別会計予算の主な概要となっております。

平成30年3月8日提出

久米島町長 大田治雄

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(桃原秀雄副町長降壇)

○ 議長 幸地猛

これで提案理由の説明を終わります。

本案についても後日予定されております予算審査特別委員会において、細部にわたって質疑ができますので、この場においては大綱的な質疑に努めていただくようお願いいたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○ 議長 幸地猛

質疑なしと認めます。

日程第12 平成30年度久米島町後期高齢者

医療特別会計予算について

○ 議長 幸地猛

日程第12、議案第8号、平成30年度久米島町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

桃原秀雄副町長。

(桃原秀雄副町長登壇)

○ 副町長 桃原秀雄

議案第8号、平成30年度久米島町後期高齢者医療特別会計予算概要についてご説明申し上げます。

予算書の1枚目をお開き下さい。

平成30年度久米島町後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7千300万5千円と定めるものであります。

それでは、歳入歳出の主な概要について、ご説明申し上げます。予算書の5ページ目をお開き下さい。

1款後期高齢者医療保険料におきましては、後期高齢者広域連合からの通知を基に特別徴収、年金より天引納付されるものと、普通徴収、これは口座振替・納付書払いとして、2千743万3千円対前年度と同額を見込んでおります。

また3款繰入金では、事務費等繰入金として263万5千円、保険基盤安定繰入金として保険料の軽減を受けた被保険者分を県が4分の3、2千460万4千円、町4分の1の、820万2千円が支援するもので、特定財源分の一般会計の県、国分含みますが、負担金として収入後、町負担分を含め、3千280万6千円対前年度比62万円、1.85%を後期高齢者医療広域連合へ繰り出す予算となっております。

歳出におきましては、後期高齢者医療広域

連合会にて平成30年度後期高齢者医療保険料決定後において町で徴収し、広域連合会へ納付する。保険基盤安定として国、県分及び町負担分を合算した繰入金の後期高齢者医療広域連合負担金として予算計上しております。

以上が、平成30年度久米島町後期高齢者医療特別会計予算概要であります。

平成30年3月8日提出

久米島町長 大田治雄

ご審議のほど、よろしくお願い致します。

(桃原秀雄副町長降壇)

○ 議長 幸地猛

これで提案理由の説明を終わります。

本案についても後日予定されております予算審査特別委員会において細部にわたって質疑ができますので、この場においては大綱的な質疑に努めていただくよう、お願いいたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○ 議長 幸地猛

質疑なしと認めます。

日程第13 平成30年度久米島町水道事業会計予算について

○ 議長 幸地猛

日程第13、議案第9号、平成30年度久米島町水道事業会計予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大田治雄町長。

(大田治雄町長登壇)

○ 町長 大田治雄

議案第9号、平成30年度久米島町水道事業会計予算の概要をご説明申し上げます。

予算書の1ページ目をお開き下さい。

第2条給水戸数3,871戸、年間給水量970,801m³を予定しております。

第3条収益的収入及び支出の、第1款収入の水道事業収益は2億5千273万8千円を予定し、第1項営業収益は前年度の実績をもとに積算し、2億1千607万7千円で主に給水収益となっております。

第2項営業外収益は3千666万円で主に固定資産取得に要した国庫補助金等を地方公営企業会計制度見直しに伴い収益化した収入となっております。

第1款支出の水道事業費用は2億2千846万8千円を予定し、第1項営業費用では主に修繕費、動力費、薬品費、材料費、委託料、人件費等となっております。第2項営業外費用は主に支払利息と消費税となっております。

第4条の資本的収入及び支出では、当年度は、資本的収入においては0円、資本的支出は5千906万4千円を予定し、主に、水道施設改修費用、企業債償還金となっております。収入額が支出額に不足する額5千906万4千円は過年度分損益勘定留保資金と消費税資本的収支調整額をもって補填する予定です。今年度も「安全な水を安定的に供給する」ことを最大の責務とし、業務を行ってまいります。

平成29年3月8日提出

久米島町長 大田治雄

ご審議よろしくお願い致します。

(大田治雄町長降壇)

○ 議長 幸地猛

これで提案理由の説明を終わります。

本案についても後日予定されております予算審査特別委員会において細部にわたって質疑ができますので、この場においては大綱的

な質疑に努めていただくよう、お願いいたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○ 議長 幸地猛

質疑なしと認めます。

日程第14 平成30年度久米島町下水道事業
特別会計予算について

○ 議長 幸地猛

日程第14、議案第10号、平成30年度久米島町下水道事業特別会計予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

桃原秀雄副町長。

(桃原秀雄副町長登壇)

○ 副町長 桃原秀雄

説明の前に訂正をお願いします。

予算書の1ページの先ほど喜久里議員から指摘がありました平成30年度久米島町の「の」の削除をお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、議案第10号、平成30年度久米島町下水道事業特別会計予算の概要についてご説明申し上げます。

予算書の1ページ目をお開き下さい。

平成30年度久米島町下水道事業特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ2億7千251万5千円と定め、対前年度1千510万5千円の減額予算となっております。

それでは、歳入歳出の主な概要について、ご説明申し上げます。

歳入につきましては、予算書の6ページをお開き下さい。

1款1項1目下水道使用料におきましては、3千174万9千円で、内訳としまして下水

道現年度分が3千12万円、農業集落排水事業現年度分が126万円、過年度滞納分36万9千円を計上しています。

平成30年度下水道建設費8千396万6千円の補助額を3款県支出金に4千800万円を計上しています。

4款、繰入金は1億6千976万8千円。

5款、繰越金は費目存置として千円。

7款、町債は2千280万円、それぞれ計上しています。

続きまして、歳出の予算概要についてご説明申し上げます。歳出につきましては、予算書の8ページからになりますが、1款1項1目下水道事業費で1億3千891万3千円、次12ページになりますが、5目農業集落排水事業費で154万9千円、また、2款の公債費では1億3千155万3千円それぞれ計上しています。

平成30年度は、沖縄振興公共投資交付金事業として、銭田地区の管きょ工事及び下水道企業会計事業計画の作成業務委託を予定しています。

以上が、平成30年度久米島町下水道事業特別会計予算の概要となっております。

平成30年3月8日提出

久米島町長 大田治雄

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

(桃原秀雄副町長降壇)

○ 議長 幸地猛

これで提案理由の説明を終わります。

本案についても後日予定されております予算審査特別委員会において、細部にわたって質疑ができますので、この場においては大綱的な質疑に努めていただくよう、お願いいたします。

これから質疑を行います。

休憩します。(午後2時28分)

○ 議長 幸地猛

再開します。(午後2時31分)

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第6号、平成30年度久米島町一般会計予算について。

議案第7号、平成30年度久米島町国民健康保険特別会計予算について。

議案第8号、平成30年度久米島町後期高齢者医療特別会計予算について。

議案第9号、平成30年度久米島町水道事業会計予算について。

議案第10号、平成30年度久米島町下水道事業特別会計予算については、議長を除く13名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することとしたいと思っております。

ご異議はありませんか。

(多数の「異議なし」の声あり)

○ 議長 幸地猛

異議なしと認めます。従って、本案については、議長を除く13名の委員で構成する予算審査特別委員会に付託して審査することに決定しました。

○ 議長 幸地猛

お諮りします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、久米島町議会委員会条例第6条第2項の規定により議長を除く議席1番喜久村等議員から議席13番饒平名智弘議員までの13名を指名したいと思っております。

これにご異議はありませんか。

(多数の「異議なし」の声あり)

○ 議長 幸地猛

異議なしと認めます。従って、ただいま指名いたしました議長を除く議席1番喜久村等議員から議席13番饒平名智弘議員までの13名を予算審査特別委員会の委員に選任することに決定しました。

お諮りします。

12日から16日までの日程で行われる予算審査特別委員会委員長に、総務文教民生委員長の安村達明委員、副委員長に総務文教民生副委員長の仲村昌慧委員を選出したいと思っております。

ご異議はありませんか。

(多数の「異議なし」の声あり)

○ 議長 幸地猛

異議なしと認めます。従って、予算審査特別委員会委員長に安村達明委員、副委員長に仲村昌慧委員を選出することに決定しました。

○ 議長 幸地猛

休憩します。(午後2時34分)

○ 議長 幸地猛

再開します。(午後2時46分)

日程第15 久米島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○ 議長 幸地猛

日程第15、議案第11号、久米島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

桃原秀雄副町長。

(桃原秀雄副町長登壇)

○ 副町長 桃原秀雄

議案第11号、久米島町国民健康保険税条例

の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

平成30年3月8日提出

久米島町長 大田治雄

久米島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

久米島町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

なお大枠の中で左が改正前で右が改正後となります。また大枠の中で下線の引かれている部分が、今回の改正内容となっております。

附則としまして、第1項で施行期日、この条例は平成30年4月1日から施行する。第2項で経過措置、この条例による改正後の久米島町国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の保険税について適用し、平成29年度分までの保険税については、なお従前の例による。

提案理由であります。国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成30年1月31日に公布されたことに伴って、久米島町国民健康保険税条例の一部を改正する必要がある。これがこの条例案を提出する理由であります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

(桃原秀雄副町長降壇)

○ 議長 幸地猛

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○ 議長 幸地猛

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

○ 議長 幸地猛

討論なしと認めます。

これから議案第11号、久米島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○ 議長 幸地猛

全員起立です。従って、議案第11号、久米島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第16 久米島町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○ 議長 幸地猛

日程第16、議案第12号、久米島町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

桃原秀雄副町長。

(桃原秀雄副町長登壇)

○ 副町長 桃原秀雄

議案第12号、久米島町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

平成30年3月8日提出

久米島町長 大田治雄

久米島町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

久米島町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

なお大枠の中で左が改正前、右が改正後となります。また大枠の中で下線の引かれている分が、今回の改正内容となっております。

後ろの方になりますが、附則としまして、

施行期日、この条例は平成30年4月1日から施行する。

提案理由であります。国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成30年1月31日に公布されたことに伴い、久米島町国民健康保険条例の一部を改正する必要がある。

これがこの条例案を提出する理由であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(桃原秀雄副町長降壇)

○ 議長 幸地猛

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○ 議長 幸地猛

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

○ 議長 幸地猛

討論なしと認めます。

これから議案第12号、久米島町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○ 議長 幸地猛

全員起立です。従って、議案第12号、久米島町国民健康保険条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第17 久米島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

○ 議長 幸地猛

日程第17、議案第13号、久米島町後期高齢

者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

桃原秀雄副町長。

(桃原秀雄副町長登壇)

○ 副町長 桃原秀雄

議案第13号、久米島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

平成30年3月8日提出

久米島町長 大田治雄

久米島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

久米島町後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように改正する。

なお大枠の中で左が改正前、右が改正後となっております。また大枠の中で下線の引かれている部分が、今回の改正内容となっております。

後ろの方になりますが、附則としまして、施行期日、この条例は平成30年4月1日から施行する。

提案理由であります。持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が平成30年4月1日に施行されることに伴い、久米島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する必要がある。これがこの条例案を提出する理由であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(桃原秀雄副町長降壇)

○ 議長 幸地猛

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○ 議長 幸地猛

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

○ 議長 幸地猛

討論なしと認めます。

これから議案第13号、久米島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○ 議長 幸地猛

全員起立です。従って、議案第13号、久米島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第18 久米島町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

○ 議長 幸地猛

日程第18、議案第14号、久米島町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

桃原秀雄副町長。

(桃原秀雄副町長登壇)

○ 副町長 桃原秀雄

議案第14号、久米島町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

平成30年3月8日提出

久米島町長 大田治雄

第1条、第2条、第3条及び第6条の久米

島町職員の給与に関する条例の一部改正、そして、また第4条、第5条の久米島町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正。

それぞれ大枠の左が改正前、右が改正後となっております。また大枠の中で下線の引かれている部分が、今回の改正内容となっております。

後ろの方になりますが、附則として、第1項施行期日等、この条例は平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各項に掲げる規定は当該各項に定める日から適用する。

第1号の第1条の規定による改正後の久米島町職員の給与に関する条例の規定及び第4条の規定による改正後の久米島町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定は平成29年4月1日、そして第2条の規定による改正後の給与条例の規定及び第4条の規定による改正後の任期付職員条例、第10条第2項の規定は平成29年12月1日。

そして第2項では適用日前の異動者の号級の調整、そして3号には給与の内払い、そして4号には規則の委任を示しております。

提案理由であります。人事院及び沖縄県人事委員会の給与勧告、そして国及び沖縄県の職員の給与の状況等を考慮し、久米島町の職員の給与等を改定する必要がある。これがこの条例案を提出する理由であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(桃原秀雄副町長降壇)

○ 議長 幸地猛

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

2番盛本實議員。

○ 2番 盛本實議員

2点ほど確認ですが、16条の単身赴任手当なんです、本町においてはどのような職種が該当するのか、皆さんの単身赴任手当という、例えば広域に出るとか、研修で出ている職員がいるんじゃないですか、彼らも該当するのかということと、給料表の中で再任用職員の号級が区別はどうやっているのか、再任用の職員に対しての号級の付け方というのは、それをちょっと。

○ 議長 幸地猛

儀間由紀総務課長。

○ 総務課長 儀間由紀

単身赴任手当の支給対象の職員については町の方で給与を支払っている、いわゆる実務研修派遣であるとか、そういう職員が該当します。その他例えば、広域とかの派遣の場合は相手先の方が給与を支払うというかたちになっておりますので、そういう方々については適用が…。ちょっとこちらは調べてみますが、町が支給をする対象としては実務研修派遣職員となっております。要するにこちらが給与を支払っていわゆる持ち弁当で派遣する職員が支給の対象となっております。

それから再任用の職員については欄外のところで給料表の第1条の一番最後の所のページに再任用職員の給与の月額というものが記載されていると思います。こちらでも県の条例等に合わせて人勸に合わせて改正をしております。

○ 議長 幸地猛

2番盛本實議員。

○ 2番 盛本實議員

広域に関してはそれに該当しないということですね、研修生に対しても単身赴任手当が出るということですか。

○ 総務課長 儀間由紀

はい。

○ 2番 盛本實議員

出している。研修で出している？ 因みに時間外はどうなっていますかね。その分と先ほど給料表の話なんです、確か給与表あるんですね、再任用の場合、これ号級で付けられているんですか、何号級、何号級と。その判断、区別というのはどうやってやっているかということです。

議長 幸地猛

儀間由紀総務課長。

○ 総務課長 儀間由紀

はい。今回なぜその単身赴任手当の改正を行ったかといいますと、一昨年から東京の方に職員を派遣するようになりましたが、その規程が県とちょっと違っていたというのがありまして、それで県に合わせて内容の距離の計算等のものを解釈を変えております。

それと再任用の号級、1号、2号、1級、2級、3級というのは、その該当する職員が勤務する職名というか、その立場に応じての決定をしております。要するに主任クラスの業務をしていただく再任用であれば3級とか主査クラスの業務についていただく場合には4級とかというかたちで判断をさせていただいて任用をしております。ただ久米島町の場合はこちらで掲げておりますような再任用の採用の実績がいまのところはありません。

○ 議長 幸地猛

2番盛本實議員。

○ 2番 盛本實議員

答えてないのがある。時間外について。

○ 議長 幸地猛

儀間由紀総務課長。

○ 総務課長 儀間由紀

時間外手当の支給については、その実務研修派遣についても派遣先で条件が異なります。実務研修派遣の派遣先で時間外手当を支給する場合、それから派遣元が支給する場合と変わりますので、実務研修派遣で派遣元が支給する場合には時間外手当の支給を行っています。ただ久米島町の場合、時間外手当の上限という枠を設けておきまして、実質サービス残業が多くなってしまったりとか、課があるのは実態としてはございます。

○ 議長 幸地猛

2番盛本實議員。

○ 2番 盛本實議員

今、単身赴任手当の問題がこれまでなかったんですが、県が出している。それに合わせるかたちで町も出しているということなんです。県の方は目的が違うんですね。久米島町の目的と県の目的が違う、何でかという久米島町は職員研修で出しているんですよ。県は出向なんです。それを同じとして見るのか、あくまでも研修なんですね。職員研修なんです。県は一ポジションとして向こうに送り込んでいる。仕事を向こうで一生懸命やる。久米島町は職員研修として出している、何でそれが一緒なんだという。ここの判断をどうつけるか。

○ 議長 幸地猛

休憩します。(午後3時04分)

○ 議長 幸地猛

再開します。(午後3時04分)

○ 議長 幸地猛

儀間由紀総務課長。

○ 総務課長 儀間由紀

実務研修派遣職員にも単身赴任手当を支給する理由ですが、これは例えば実務研修派遣といっても短期間の単なる研修とは違い、実務研修派遣という名前ではありますが、その派遣先で派遣先のきちんとしたポストでの業務を行うといういわゆる県がいう派遣と同じような立場で業務をしてもらっています。そのために実務研修派遣職員に対しても単身赴任手当の支給対象としています。これが短期間の研修とかというものではないわけですので、それを実施しているところです。

○ 議長 幸地猛

休憩します。(午後3時05分)

○ 議長 幸地猛

再開します。(午後3時09分)

○ 議長 幸地猛

盛本議員の本件に関する質疑は、既に3回になりましたが、会議規則第56条但し書きの規定によって、特に発言を許します。

2番盛本實議員

○ 2番 盛本實議員

いずれにしても職員派遣という部分、職員研修に関しては、ある程度のルールを作って送った方がいいのかなと思っていますので、そのへんきちんとやっていただきたいと思います。

○ 議長 幸地猛

儀間由紀総務課長。

○ 総務課長 儀間由紀

ただいまの盛本議員のおっしゃるとおり実務研修派遣等においても、こちらが派遣元が給与を支給する場合においては、時間外の勤務とかというものについては細かな調整は今まで行ってきていないのが現状ですが、今後は派遣先と勤務条件についてもきちんと調整

をした上で派遣するようにしていきたいと思
います。

○ 議長 幸地猛

他に質疑はありませんか。

6番赤嶺秀徳議員。

○ 6番 赤嶺秀徳議員

今度の条例改正ですが、まず改正後の14条
の2、これは新たに設けられたものと思いま
す地域手当。この地域手当についてちょっと
説明をお願いします詳しく。

○ 議長 幸地猛

儀間由紀総務課長。

○ 総務課長 儀間由紀

地域手当の新設については、今まで久米島
町では沖縄県本島の方にまでしか、研修で派
遣とかをしていなかったんですが、今回から
内閣府の本庁、そして30年度からは東京事務
所の方に派遣を予定していますが、遠隔地へ
の派遣が発生しました。そこで他の市町村の
職員等の均衡を図る上でも、また職員に不利
益を与えないためにも、県に準じて地域手当
の項目の新設をしております。

○ 議長 幸地猛

6番赤嶺秀徳議員。

○ 6番 赤嶺秀徳議員

派遣先が遠隔地であるとか、そういうのも
わかるんですが、その派遣された職員はあく
までも久米島町の職員なのか、それとも派遣
先の職員なのかと、今回の当該地域の賃金水
準を基礎として当該地域における物価等を考
慮して規則で定める。というふうになります。
その規則については、これについております
か。この疑問をお願いします。

○ 議長 幸地猛

儀間由紀総務課長。

○ 総務課長 儀間由紀

ごめんなさい。休憩をお願いします。

○ 議長 幸地猛

休憩します。(午後3時12分)

○ 議長 幸地猛

再開します。(午後3時13分)

○ 議長 幸地猛

儀間由紀総務課長。

○ 総務課長 儀間由紀

実務研修派遣の職員は派遣先でも派遣元そ
して派遣先の両方の職員の身分を併せ持つか
たちになります。

それから地域手当の規則については規則に
ついては議決事件ではないので今回の議会に
は提案はしていません。こちらの方は、この
条例が議決後、規則として町長の方で告示を
行う予定でございます。

○ 議長 幸地猛

6番赤嶺秀徳議員。

○ 6番 赤嶺秀徳議員

身分については、双方で併せ持つというこ
となんですが、それからすると給料の方も両
方の方から出るという意味で解釈してよろし
いですか。

○ 議長 幸地猛

儀間由紀総務課長。

○ 総務課長 儀間由紀

それはそれぞれの派遣の条件の中で、その
派遣の協定書の中でどちらが持つというこ
とが明記されています。実務研修派遣でど
ちらが持つという協定書の中で決めています
ので、両方が出すということはありません。先
ほども申し上げたように協定の中で、例えば
給与や手当は町が派遣元が出して時間外手
当は派遣先が出すなどのそれぞれに派遣協
定の

内容が異なりますので、どちらかが負担をするというかたちになっています。

○ 議長 幸地猛

赤嶺秀徳議員の本件に関する質疑は、既に3回になりましたが、会議規則第56条但し書きの規定によって、特に発言を許します。

6番赤嶺秀徳議員。

○ 6番 赤嶺秀徳議員

それでは例えば内閣府に派遣されている職員、それと後期高齢者医療広域連合に派遣されている職員、この内閣府に派遣されている職員というのは実務研修派遣なのか、後期高齢者医療に派遣されている職員も実務研修なのか、そのへんの違いをお願いします。

○ 議長 幸地猛

儀間由紀総務課長。

○ 総務課長 儀間由紀

実務研修派遣職員として派遣しているのは、例えば南部農林土木事務所、内閣府等で実務研修派遣ではなく、いわゆる派遣で派遣先が給与を支払う派遣については後期高齢、それから介護広域、今回、総合事務局についても派遣を行っておりますが、昨年度から総合事務局については、今までは実務研修派遣でこちらが派遣元が給料を支払っていましたが、総合事務局の方で割愛採用というかたちで、この2年間については昨年と今年については割愛採用で総合事務局の方が給与を支払うようなかたちになっております。それぞれで条件が変わるということです。

○ 議長 幸地猛

他に質疑はありませんか。

○ 議長 幸地猛

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

○ 議長 幸地猛

討論なしと認めます。

これから議案第14号、久米島町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○ 議長 幸地猛

全員起立です。従って、議案第14号、久米島町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第19 久米島町個人情報保護条例等の一部を改正する条例について

○ 議長 幸地猛

日程第19、議案第15号、久米島町個人情報保護条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

桃原秀雄副町長。

(桃原秀雄副町長登壇)

○ 副町長 桃原秀雄

議案第15号、久米島町個人情報保護条例等の一部を改正する条例。

上記条例案を提出する。

平成30年3月8日提出

久米島町長 大田治雄

久米島町個人情報保護条例等の一部を改正する条例。

なお、第1条の久米島町個人情報保護条例の一部改正、そしてページを捲っていただきまして、第2条の久米島町情報公開条例の一

部改正、そして第3条の久米島町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正等、それぞれ大枠の中で左が改正前、右が改正後となっております。

また大枠の中で下線の引かれている部分が今回の改正内容となっております。

後ろのページになりますが、附則としまして、この条例は公布の日から施行し改正後の第1条から第3条の規定は平成29年5月30日から適用する。

提案理由であります。個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律及び行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い個人情報条例等の規定の改正を行うものである。これがこの条例案を提出する理由であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(桃原秀雄副町長降壇)

○ 議長 幸地猛

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○ 議長 幸地猛

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

○ 議長 幸地猛

討論なしと認めます。

これから、議案第15号、久米島町個人情報保護条例等の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○ 議長 幸地猛

全員起立です。従って、議案第15号、久米島町個人情報保護条例等の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第20 久米島町災害対策本部条例の一部を改正する条例について

○ 議長 幸地猛

日程第20、議案第16号、久米島町災害対策本部条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

桃原秀雄副町長。

(桃原秀雄副町長登壇)

○ 副町長 桃原秀雄

議案第16号、久米島町災害対策本部条例の一部を改正する条例。

上記条例案を提出する。

平成30年3月8日提出

久米島町長 大田治雄

久米島町災害対策本部条例の一部を改正する条例。

久米島町災害対策本部条例の一部を次のように改正する。なお大枠の中で左が改正前、右が改正後となっております。

また大枠の中で下線の引かれている部分が今回の改正内容となっております。

附則としまして、この条例は公布の日から施行する。

提案理由であります。災害対策基本法の改正に伴い、これまで市町村災害対策本部は都道府県災害対策本部と同一の規定で定めら

れていたものを地方防災会議と災害対策本部の所掌事務の見直しが行われ、新たに法第23条の2が、別に規定されたため久米島町災害対策本部条例の規定の改正を行うものである。これがこの条例案を提出する理由であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(桃原秀雄副町長降壇)

○ 議長 幸地猛

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

6番赤嶺秀徳議員。

○ 6番 赤嶺秀徳議員

間違いなのかちょっとわかりませんが、改正後の第1条、下線の部分第23条の2第8項とあるんですが、提案理由の中には新たに法第23条の2としかないんですが、8項は入りませんか。

○ 議長 幸地猛

儀間由紀総務課長。

○ 総務課長 儀間由紀

提案理由のところにもありますように、法第23条の2というのが別に規定されたためとしていますので、これであっていると思います。

○ 議長 幸地猛

6番赤嶺秀徳議員。

○ 6番 赤嶺秀徳議員

じゃあ、この8項は、上の8項は入れなくていんですか。下の方に、法第23条の2が別に規定されています。2の8は入らないの8項は。

○ 議長 幸地猛

儀間由紀総務課長。

○ 総務課長 儀間由紀

新たに法23条の2が別に制定されたためにこの2の中に第8項も含まれるということで解釈していただきたいと思います。

○ 議長 幸地猛

質疑はありませんか。

○ 議長 幸地猛

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

○ 議長 幸地猛

討論なしと認めます。

これから議案第16号、久米島町災害対策本部条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○ 議長 幸地猛

全員起立です。従って、議案第16号、久米島町災害対策本部条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第21 久米島町奨学金貸付基金条例の一部を改正する条例について

○ 議長 幸地猛

日程第21、議案第17号、久米島町奨学金貸付基金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

桃原秀雄副町長。

(桃原秀雄副町長登壇)

○ 副町長 桃原秀雄

議案第17号、久米島町奨学金貸付基金条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

平成30年3月8日提出

久米島町長 大田治雄

久米島町奨学金貸付基金条例の一部を改正する条例。

久米島町奨学金貸付基金条例の一部を次のように改正する。なお、大枠の中で左が改正前、右が改正後となっております。なお、大枠の中で下線の引かれている分が今回の改正内容となっております。

附則としまして、この条例は平成30年4月1日から施行する。

提案理由であります。久米島町奨学金貸付基金条例に給付型を設けることに伴い、その一部を改正する必要がある。これがこの条例案を提出する理由であります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

(桃原秀雄副町長降壇)

○ 議長 幸地猛

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○ 議長 幸地猛

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

○ 議長 幸地猛

討論なしと認めます。

これから議案第17号、久米島町奨学金貸付基金条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○ 議長 幸地猛

全員起立です。従って、議案第17号、久米

島町奨学金貸付基金条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第22 久米島町消防手数料条例の一部を改正する条例について

○ 議長 幸地猛

日程第22、議案第18号、久米島町消防手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

桃原秀雄副町長。

(桃原秀雄副町長登壇)

○ 副町長 桃原秀雄

議案第18号、久米島町消防手数料条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

平成30年3月8日提出

久米島町長 大田治雄

久米島町消防手数料条例の一部を改正する条例。

久米島町消防手数料条例の一部を次のように改正する。なお大枠の中で左が改正前、右が改正後となっております、下線の引かれている部分が今回の改正内容となっております。

後ろの方になりますが、附則としまして、この条例は平成30年4月1日から施行する。

提案理由であります。地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、久米島町消防手数料条例の一部を改正する必要がある。これが条例案を提出する理由であります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

(桃原秀雄副町長降壇)

○ 議長 幸地猛

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

8番喜久里猛議員。

○ 8番 喜久里猛議員

ごめんなさい、申し訳ないけども、ちょっと日本語わからなくて、この岩盤タンクってなんですか。教えてください。

○ 議長 幸地猛

休憩します。(午後3時30分)

○ 議長 幸地猛

再開します。(午後3時31分)

浜元浩消防長。

○ 消防長 浜元浩

ただいまの喜久里議員のご質問にお答えします。岩盤タンクについては確認してからまたお答えしたいと思います。

○ 議長 幸地猛

8番喜久里猛議員。

○ 8番 喜久里猛議員

休憩をお願いします。

○ 議長 幸地猛

休憩します。(午後3時31分)

○ 議長 幸地猛

再開します。(午後3時32分)

浜元浩消防長。

○ 消防長 浜元浩

岩盤タンクについてご説明いたします。岩盤タンクは地下水面下の岩盤内に横穴を掘削し、鉄板などの内張をしないで壁面を吹きつけコンクリートで覆ったものであります。

○ 議長 幸地猛

他に質疑はありませんか。

浜元浩消防長。

○ 消防長 浜元浩

それと、先ほど副町長の方から説明の中で、

久米島町長の長の文字が2つ続いておりましたことを訂正してお詫び申し上げたいと思います。そして、下の部分にページも記載されておまして、このページの方も削除したいと思いますので、よろしくお願いします。

○ 議長 幸地猛

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

○ 議長 幸地猛

討論なしと認めます。

これから、議案第18号、久米島町消防手数料条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○ 議長 幸地猛

全員起立です。従って、議案第18号、久米島町消防手数料条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第23 久米島町固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例について

○ 議長 幸地猛

日程第23、議案第19号、久米島町固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

桃原秀雄副町長。

(桃原秀雄副町長登壇)

○ 副町長 桃原秀雄

議案第19号、久米島町固定資産税の課税免

除の特例に関する条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

平成30年3月8日提出

久米島町長 大田治雄

久米島町固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例。

久米島町固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

なお、大枠の中で左が改正前、右が改正後となっております。その中で下線の引かれている部分が今回の改正内容となっております。

後の方にいきまして、附則としまして、第1項の施行期日、この条例は公布の日から施行し、改正後の久米島町固定資産税の課税免除の特例に関する条例の規定は平成30年1月1日から適用する。

第2項、経過措置、平成29年12月31日以前に改正前の久米島町固定資産税の課税免除の特例に関する条例の規定により、課税免除を受ける要件を具備していた者に係る課税免除については、なお、従前の例による。

提案理由であります。企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部が改正されたことを踏まえ、地域経済を牽引する事業を行う事業所が設置した施設に係る固定資産税の課税を免除する措置を講ずる等のほか所要の改正が必要である。

これがこの条例案を提出する理由であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(桃原秀雄副町長降壇)

○ 議長 幸地猛

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番赤嶺秀徳議員。

○ 6番 赤嶺秀徳議員

1つだけ教えて下さい。課税免除なんです、これから民泊ができてくると思いますが、それらについても課税対象となるのかどうかお願いします。

○ 議長 幸地猛

上原厚税務課長。

○ 税務課長 上原厚

ただいまのご質問にお答えします。この課税免除の特例に関する条例、固定資産税なんです、これは地方税法の規定に基づき、固定資産税の課税免除の特例に関する条例は、地方税法の6条の規定に基づき制定しているものでございます。地方税法の6条というのは何かというと、公益のため必要がある場合は町長は課税免除することができると。そして、それぞれの法律によって課税免除した減収分は国が補てんしますよというためにはこういった条例の制定が必要だと。

これまで久米島町におきましては、離島地域における課税免除、あるいは過疎地域における課税免除、観光地形成促進地域における課税免除、あと1つが産業高度化・事業革新促進地域における課税免除というのがございました。これはそういったかたちで課税免除の申請があれば、課税免除適用できる事業については課税免除して交付税措置で補てんされる。今回、新しく地域未来投資促進法におきまして、こういった減収補てんがありますよという制度ができましたので、それを追加したということでございます。

先ほど言われた民泊等については、これに

該当しませんので、課税免除はできたとしても減収補てんはないということになります。

○ 議長 幸地猛

6番赤嶺秀徳議員。

○ 6番 赤嶺秀徳議員

ありがとうございます。いま説明なさっていた課税の4種目があるじゃないですか、これについて久米島町で非課税を受けた事業所等がありますか。

○ 議長 幸地猛

上原厚税務課長。

○ 税務課長 上原厚

まず、最近では2カ所事業所が課税免除の特例を申請しております。事業所名でいうと電力と久米糖の機械の更新の場合に、新しい機械を入れる場合に、その新しい機械を入れたものの償却資産に対する課税免除はしております。更に、以前でありますと離島地域における課税免除ということで、ホテル業を新設する場合も、そういった課税免除があるということでございます。これは過去のお話で10年ぐらい前ですか、そこらあたりのお話です。

この期間はずっとじゃなくて5年間とか3年間ということでございます。公益のために必要があれば課税免除して、その減収補てん、国が補てんしてもらおうというための条例制定でございます。

○ 議長 幸地猛

他に質疑はありませんか。

○ 議長 幸地猛

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

○ 議長 幸地猛

討論なしと認めます。

これから、議案第19号、久米島町固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○ 議長 幸地猛

全員起立です。従って、議案第19号、久米島町固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第24 久米島町固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例について

○ 議長 幸地猛

日程第24、議案第20号、久米島薬用作物等農産品加工施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

桃原秀雄副町長。

(桃原秀雄副町長登壇)

○ 副町長 桃原秀雄

議案第20号、久米島薬用作物等農産品加工施設の指定管理者の指定について。

久米島薬用作物等農産品加工施設の指定管理者を次の団体に指定したいので地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

記

1. 施設の名称及び位置

久米島薬用作物等農産品加工施設

久米島町字上江洲288番地

2. 団体の名称

株式会社 久米島物産公社

住 所 久米島町字上江洲288番地

代 表 者 代表取締役 譜久里 久

3. 指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

平成30年3月8日提出

久米島町長 大田治雄

提案理由であります。久米島薬用作物等農産品加工施設条例第2条により、加工施設の管理は地方自治法第244条の2第3項の規定により法人その他の団体であって、町長が指定する者に行わせるものとするところがあるが、原稿の指定管理の期間が平成30年3月31日で終了するため指定管理者を再指定する必要があります。これがこの議案を提出する理由であります。なお、後ろの方に申請書、そして申立書を添付しております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(桃原秀雄副町長降壇)

○ 議長 幸地猛

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

9番棚原哲也議員。

○ 9番 棚原哲也議員

ただいまの久米島町薬用作物等農産品加工施設の指定管理の副町長のただいまの説明なんですが、提案理由の方で、法人その他の団体であってという文言のところなんですが、久米島町の公の施設に係る指定管理については、法人又は現状では個人でも指定管理を受けている施設があると思いますが、提案理由にあります法人その他の団体でなければ指定管理が受けられないのか、その確認をしたいと思っております。説明よろしく申し上げます。

○ 議長 幸地猛

休憩します。(午後3時46分)

○ 議長 幸地猛

再開します。(午後3時47分)

儀間由紀総務課長。

○ 総務課長 儀間由紀

ただいまの質問ですが、地方自治法の244条の4において指定管理者というのはどういうものかを限定しておりますが、その中では法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定する者と定められております。ですので個人への指定管理というものは自治法上行われないということです。ただ、法人格を持たない任意団体でも指定管理を受けているケースも他の自治体ではございます。ただ、個人に対しては指定管理を受けることはできません。現在、例えば個人が管理しているものについては、これは指定管理ではなく業務委託というかたちで行っております。

○ 議長 幸地猛

6番赤嶺秀徳議員。

○ 6番 赤嶺秀徳議員

指定管理者の指定ということで、これ指定するのは町長だと思うんですが、この公の施設に係る指定管理者申請書には課長専決で終わっているんです。これ何かあった場合には町長まで責任を負わないで課長が責任を負うという意味ですか。そのへんお願いします。

○ 議長 幸地猛

休憩します。(午後3時49分)

○ 議長 幸地猛

再開します。(午後3時50分)

儀間由紀総務課長。

○ 総務課長 儀間由紀

この公の施設に係る指定管理者申請書の受付が課長決裁となっているがということとし

たが、この申請書の受付は課の方で取りまとめて、実際の指定管理者の指定については指定管理者選定委員会に諮られ、その審議した内容を町長に報告して、町長が指定するという事になっておりますので、申請書の受付を担当課で行っても特に問題はないかと思われまます。

○ 議長 幸地猛

6番赤嶺秀徳議員。

○ 6番 赤嶺秀徳議員

それでは確認しますが、選定委員会を開いて選定して、それで町長から指定されるということで、責任は町長にあるというわけですよ。

それと、あと1点、公共の施設に係る指定管理の申請書の中に、添付書類として登記簿謄本というのがあるんですが、これには何も付いていないんですね。せめて登記簿謄本ぐらひは付けてもらえれば誰がどうなっているのかというのも分かると思うんですが、そのへんいかなるものでしょうか。

○ 議長 幸地猛

佐久田等産業振興課長。

○ 産業振興課長 佐久田等

ただいまの質問にお答えします。選考委員会には2枚目の管理者申請書の中にあるものは全て提出されておりました。その中で全て提示して審議をしておりますので、もし必要であれば追加の資料としてコピーして差し上げたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○ 議長 幸地猛

6番赤嶺秀徳議員。

○ 6番 赤嶺秀徳議員

これは議会承認事項ですよ。それでこれ

も取り付けてあると思うんですが、やはり議員の皆さんも知っておく必要があるということだと思いますよ。そういうことで、こういった場合には議員にも知らせるように、そういった書類は添付していただけるようお願いしたいと思います。

○ 議長 幸地猛

他に質疑はありませんか。

○ 議長 幸地猛

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

○ 議長 幸地猛

討論なしと認めます。

これから、議案第20号、久米島薬用作物等農産品加工施設の指定管理者の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

(全員起立)

○ 議長 幸地猛

全員起立です。従って、議案第20号、久米島薬用作物等農産品加工施設の指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

日程第25 久米島町畜産担い手育成総合整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について

○ 議長 幸地猛

日程第25、議案第21号、久米島町畜産担い手育成総合整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

桃原秀雄副町長。

(桃原秀雄副町長登壇)

○ 副町長 桃原秀雄

議案第21号、久米島町畜産担い手育成総合整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例。上記議案を提出する。

平成30年3月8日提出

久米島町長 大田治雄

久米島町畜産担い手育成総合整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例。

久米島町畜産担い手育成総合整備事業分担金徴収条例の一部を次のように改正する。

なお、大枠の中で左が改正前、右が改正後となっております。下線の引かれている部分が今回の改正内容となっております。

附則としまして、この条例は公布の日から施行する。

提案理由であります。久米島町畜産担い手育成総合整備事業に係る事業参加者分担金の未納があった場合、現行の条例では督促ができないので督促に関する条文を追加する必要があります。これがこの条例案を提出する理由であります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(桃原秀雄副町長降壇)

○ 議長 幸地猛

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

12番翁長学議員。

○ 12番 翁長学議員

いまの条例の改正なんです。現在本町では畜産の第3地区の担い手の事業が進められております。その関連の一部条例であります。提案理由の中に、いまの現行の条例では督促ができないと。過去に焦げ付いた事例がありますか。

○ 議長 幸地猛

佐久田等産業振興課長。

○ 産業振興課長 佐久田等

過去の第1地区、第2地区の整備におきましては、直接沖縄県農業振興公社との契約となっております。第3地区の平成26年からおきまして町、公社、個人の契約になっておりますので、この条例も26年度に制定されて、その中でこの督促のところが抜け落ちているということで、今回第3地区も来年度まででありますので、この条例を改正しまして、それが落ち度なく回収できるようにということでございます。

○ 議長 幸地猛

12番翁長学議員。

○ 12番 翁長学議員

現行では公社が直接農家から徴収して、その代わりに今回は町が回収にあたると。しかし今の条文では督促ができないということで追加ということになるということですね。

○ 議長 幸地猛

8番喜久里猛議員。

○ 8番 喜久里猛議員

この分担金というのは個人負担分を指しているわけですね。町、県、国の補助事業を受ける場合において、分担金や農家の持ち分というのは前もって準備して、通帳に入れて残高証明をとってやるのが今までのパターンなんだけれど、であればこの条例必要ないですよ。なんでこれをやっていないのか。やってなければなぜやらなかったのか。そのへん答えて下さい。

○ 議長 幸地猛

佐久田等産業振興課長。

○ 産業振興課長 佐久田等

ただいまの喜久里議員の質問にお答えします。第3地区の事業を整備するにあたり、個人の負担分につきましては一旦町が建て替えて支払いして、その分を事業費が確定した後農家がJAから借入れをして町にお支払いするというふうな契約がございまして、それに則って今回その部分の改正を行っております。

○ 議長 幸地猛

8番喜久里猛議員。

○ 8番 喜久里猛議員

これは畜産担い手育成事業だけですか、このやり方は。ちょっと答えて下さい。

○ 議長 幸地猛

佐久田等産業振興課長。

○ 産業振興課長 佐久田等

現在のところこの事業のみに該当しております。

○ 議長 幸地猛

8番喜久里猛議員。

○ 8番 喜久里猛議員

このやり方ね非常に不公平感を感じますよね。我々は、例えばサトウキビであれば法人をつくりました。1千500、600万円の金を借りたわけですよ。農協から借りて残高証明を持ってきて金を準備しましたよと。町は立て替えていないんですよ。これはいま佐久田課長によると立て替えしたと言っているんだよね。農家の負担分をどうして立て替えしたんですか。この担い手事業だけこうなっているということは私は不公平を感じる、ということですよ。

○ 議長 幸地猛

佐久田等産業振興課長。

○ 産業振興課長 佐久田等

立て替えしてまだ支払ってはおりません。さっきの補正第10号でこの分町が一旦立て替えて支払いする部分は補正で計上いたしました。当初担当にも確認してみますと、この事業を採択される条件が、直接最初は農家が納めるのではなく、一旦町が予算を計上してお支払いをするかたちでなければ、この事業がスタートできないというのがありまして、第3地区の契約書にもありますが、そこに町長、公社、個人の3者の連盟で契約書が結ばれております。

○ 議長 幸地猛

休憩します。(午後3時59分)

○ 議長 幸地猛

再開します。(午後4時00分)

佐久田等産業振興課長。

○ 産業振興課長 佐久田等

答弁に訂正がございまして訂正いたしたいと思います。事業関連年度が個人ごとに変わりますし、その年度ごとに個人がいま調整しているのがJAと借入れをまとめて行うという調整もしております、個人が年度ごとにまたがり…。

休憩をお願いします。

○ 議長 幸地猛

休憩します。(午後4時00分)

○ 議長 幸地猛

再開します。(午後4時00分)

大城学企画財政課長。

○ 企画財政課長 大城学

ただいまの事業について説明をいたします。この畜産担い手事業については単年度事業ではなく3年ぐらいの複数計画の中で取り組んでいる事業であって、1年目完了して、本来だとここで金融機関が融資すれば支払い

できるんですが、JAにおいては事業が全て完了して、3年間の継続事業を完了した後に貸し付けを行うということになっているみたいで、その完了までの間の支払いについては町で一旦立て替えましょうと。その分を公社に払って、事業完了した後に農家はJAさんから借り入れたお金で町で返すという制度となっております。

○ 議長 幸地猛

喜久里猛議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条但し書きの規定によって特に発言を許します。

8番喜久里猛議員。

○ 8番 喜久里猛議員

JAさんが継続事業で完了しないと貸さないというのは横着ですよ、これはちょっと考えられないな。だって事業を申請する時において審査するわけでしょう、その人の経営能力、経営規模。にもかかわらず完了するまでは自分で金を払っておきなさいなんていうのはね、これ農協としての立場は僕は違うと思う。このへんですね、農協は単独で決めたのか、事業推進委員会というのか、こういうのがあればそういうところで話し合った例があるのかどうか。このへんたぶん副町長、町長あたりが参加しているんじゃないかなあれば、どうですか。今の農協の、大城課長の答弁ではちょっと納得しがたい。

○ 議長 幸地猛

大城学企画財政課長。

○ 企画財政課長 大城学

我々もこの予算要求の時にその点、非常に疑問に思って確認しました。確認したところ、以前からこの条例があって、公社と覚え書きを交わしているんですよ。それで、そうであ

っても町としても債務を抱えるというのはおかしい話だと感じましたので、他の市町村でそういった取り組みをやっているところはないかということで担当課に確認させたところ石垣市が取り組んでいるということで、同じような内容で取り組んでいるということであったんですが、今後、この事業自体を見直す必要はあると思っています。

○ 議長 幸地猛

他に質疑はありませんか。

○ 議長 幸地猛

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

○ 議長 幸地猛

討論なしと認めます。

これから、議案第21号、久米島町畜産担い手育成総合整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○ 議長 幸地猛

全員起立です。従って、議案第21号、久米島町畜産担い手育成総合整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

休憩します。(午後4時04分)

○ 議長 幸地猛

再開します。(午後4時20分)

儀間由紀総務課長。

○ 総務課長 儀間由紀

先ほどの議案の文言に誤りがありましたのでご報告いたします。議案第15号、久米島町個人情報条例等の一部を改正する条例の次の

行で、「上記条例案を提出する」というものを、「上記議案を提出する」に訂正いたします。また、こちらの議案書に付されていますページの表記も削除いたします。

続いて、議案第16号、久米島町災害対策本部条例の一部を改正する条例についても、次の行の上記条例案を提出するを、上記議案を提出するに訂正させていただきます。こちらについても付されていますページの表記を削除いたします。こちら2つの議案については訂正の上差し替えをさせていただきたいと思っております。申し訳ありませんでした。

○ 議長 幸地猛

佐久田等産業振興課長。

○ 産業振興課長 佐久田等

議案第21号、久米島町畜産担い手育成総合整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の次のページの、「これがこの条例案を提出する理由である」とありますので、それを、「これがこの議案を提出する理由である」ものに訂正をお願いしたいと思います。訂正して差し替えしたいと思います。たいへん申し訳ございませんでした。

○ 議長 幸地猛

休憩します。(午後4時22分)

○ 議長 幸地猛

再開します。(午後4時23分)

佐久田等産業振興課長。

○ 産業振興課長 佐久田等

議案第21号の提案理由のところ、これがこの議案を提出する理由というふうに訂正しましたが、それが誤りでございましたので、これをまた訂正したいと思います。たいへん申し訳ございませんでした。

日程第26 専決処分（平成29年度儀間漁港第2防波堤整備工事請負契約の一部変更）の報告について

○ 議長 幸地猛

日程第26、報告第1号、専決処分（平成29年度儀間漁港第2防波堤整備工事請負契約の一部変更）の報告についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。
桃原秀雄副町長。

(桃原秀雄副町長登壇)

○ 副町長 桃原秀雄

報告第1号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年3月8日提出

久米島町長 大田治雄

次ページの方に、専決第6号、専決処分書、平成29年第4回久米島町議会臨時議会で議案第39号をもって議決された儀間漁港第2防波堤整備工事請負契約（平成29年度）についての一部を次のとおり変更することについて、地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について次のとおり専決処分をする。

記

契約金額中、134,784,000円を137,243,160円に変更する。

理由であります。平成29年第4回久米島町議会臨時会で議案第39号をもって議決された儀間漁港第2防波堤整備工事請負契約（平成29年度）について一部変更の必要が生じたため、地方自治法第180条第1項の規定によ

り専決処分する。

平成29年12月27日

久米島町長 大田治雄

なお、後ろの方に改定契約書の写しを添付しております。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

(桃原秀雄副町長降壇)

○ 議長 幸地猛

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

2番盛本實議員。

○ 2番 盛本實議員

今回の専決処分ですが、改定契約されていると。当初はやっぱり1億3千万円ぐらいの請負金額ですから、当然地方自治法によって議会の議決を要するという事で契約されたと思うんですが、この議会、契約金額に変更が生じた場合、再度議会の議決を要するという事になっていると思うんですが、それを同じ地方自治法の中で専決処分で報告になっていると。これはどういうこと。本来であれば議会の議決を要するべきではない。なぜ、それが専決処分で我々に報告だけあるかという、これはどこが優先するのか、ちょっと僕もよく分からないんですけど、これちょっと。

○ 議長 幸地猛

休憩します。(午後4時27分)

○ 議長 幸地猛

再開します。(午後4時41分)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○ 議長 幸地猛

質疑なしと認めます。

これで報告第1号、専決処分、平成29年度

儀間漁港第2防波堤整備工事請負契約の一部変更の報告についてを終わります。

日程第27 専決処分(久米島火葬場・葬祭場建築工事(1工区)請負契約の一部変更)の報告について

○ 議長 幸地猛

日程第27、報告第2号、専決処分(久米島火葬場・葬祭場建築工事(1工区)請負契約の一部変更)の報告についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

桃原秀雄副町長。

(桃原秀雄副町長登壇)

○ 副町長 桃原秀雄

報告第2号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年3月8日提出

久米島町長 大田治雄

なお後ろの方に、専決第1号、専決処分書、平成29年第3回久米島町議会定例会で議案第31号をもって議決された久米島火葬場・葬祭場建築工事(1工区)請負契約についての一部を次のとおり変更することについて、地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について次のとおり専決処分する。

記

契約金額中143,964,000円を146,304,360円に変更する。

提案理由であります。平成29年第3回久米島町議会定例会で議案第31号をもって議決された久米島火葬場・葬祭場建築工事(1工

区) 請負契約についての一部変更の必要が生じたため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

平成30年1月15日提出

久米島町長 大田治雄

なお、次ページに改訂契約書の写しを添付しております。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

(桃原秀雄副町長降壇)

○ 議長 幸地猛

これで提案理由の説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番喜久里猛議員。

○ 8番 喜久里猛議員

私これ議案の中でも指摘したんだが、その回答が来ていないので、再度質問したいと思います。先月の専決第6と今の専決第1になっているね、これはね、火葬場だからね。第1号だね、別に番号がどうのこうのこうのじゃないですよ。この火葬場の方の改定契約書、総額で2千340万360円、収入印紙が600円、前の方の専決処分の方は、総額で2千234万360円で儀間の方が245万9千160円、収入印紙が500円、これは副町長、記憶当然あると思いますが、議案の中で指摘したんだけど回答が来ていないんだよね、いわゆる240万金額大きいんだけど、収入印紙100円少ないわけさ、安いですよ。この理由がわからないんですよ。これだけか回答もらったかな。

○ 議長 幸地猛

桃原秀雄副町長。

○ 副町長 桃原秀雄

この件に関しまして総務の契約担当の方にこの業者を確認させたら200万以上は収入印

紙が500円以上ということになっているんですが、この業者が600円の収入印紙が多くて使う所がなくてそれに張っているということの報告を受けております。

○ 議長 幸地猛

8番喜久里猛議員。

○ 8番 喜久里猛議員

けっこうなことなんだけど、これ収入印紙だから県に行くんだよね。町が1銭も得するわけじゃないんだよね。普通であれば100円だけでも使い道がないから600円張りますということ言わないんじゃないのこれ、俺なら言わない。担当は誰、総務課長、契約したのは、本人にそう言っていたの、儀間建設は。600円使わせてくださいと。

○ 議長 幸地猛

保久村学環境保全課長。

○ 環境保全課長 保久村学

今の質問にお答えします。600円の印紙が張られていますが、僕の方はちょっと把握していませんので担当の方に確認します。

○ 8番 喜久里猛議員

じゃあ結構です。

○ 議長 幸地猛

他に質疑はありませんか。

6番赤嶺秀徳委員。

○ 6番 赤嶺秀徳委員

この専決処分についてなんですが、提案理由に、全てが一部変更の必要が生じたとあります。この一部変更というのは町側からの要請なのか、それとも業者側の一部変更なのかそのへん教えてください。

○ 議長 幸地猛

大田喜秀建設課長。

○ 建設課長 大田喜秀

変更契約する場合、双方で変更協議書を交わします。数量を全部まとめて当初設計から変更設計の増減でそれを積算して金額で改定契約します。ですので両方からの精査でもって改定契約をします。

○ 議長 幸地猛

6番赤嶺秀徳委員。

○ 6番 赤嶺秀徳委員

それについてわかりましたが、儀間漁港の防波堤の工事でいいますと、一部変更というのはどのあたりを変更したのかどうか、そのへんお願いします。

○ 議長 幸地猛

休憩します。(午後4時48分)

○ 議長 幸地猛

再開します。(午後4時48分)

大田喜秀建設課長。

○ 建設課長 大田喜秀

儀間漁協の改定は鋼管杭ありますよね、あれの根固石土と言って500kgの石と湾内は500kgの石で、その杭の根固めをする石積みですね。海側は1,000kgの石で杭を保護する根固め杭ということでこれの増量に伴う改定契約です。

○ 議長 幸地猛

他に質疑はありませんか。

休憩します。(午後4時49分)

○ 議長 幸地猛

再開します。(午後4時50分)

他に質疑はありませんか。

○ 議長 幸地猛

これで質疑を終わります。

これで報告第2号、専決処分、久米島火葬場・葬祭場建築工事(1工区)請負契約の一部変更の報告について終わります。

日程第28 専決処分(久米島火葬場・葬祭場建築工事(2工区)請負契約の一部変更)の報告について

○ 議長 幸地猛

日程第28、報告第3号、専決処分(久米島火葬場・葬祭場建築工事(2工区)請負契約の一部変更)の報告についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。桃原秀雄副町長。

(桃原秀雄副町長登壇)

○ 副町長 桃原秀雄

報告第3号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年3月8日提出

久米島町長 大田治雄

次ページを開いてください。専決第2号、専決処分書、平成29年第3回久米島町議会定例会で議案第32号をもって議決された久米島火葬場・葬祭場建築工事(2工区)請負契約についての一部を次のとおり変更することについて、地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について次のとおり専決処分する。

記

契約金額中81,000,000円を82,952,640円に変更する。

提案理由であります。平成29年第3回久米島町議会定例会で議案第32号をもって議決された久米島火葬場・葬祭場建築工事(2工区)請負契約についての一部変更の必要が生じたため、地方自治法第180条第1項の規定

により専決処分する。

平成30年1月15日提出

久米島町長 大田治雄

なお、次ページに改訂契約書の写しを添付しております。

ご審議のほどよろしく願いたします。

(桃原秀雄副町長降壇)

○ 議長 幸地猛

これで提案理由の説明は終わります。

これから質疑を行います。

4番崎村正明議員。

○ 4番 崎村正明議員

重複すると思いますけど、その件、一部変更の必要が生じたためというふうにあります。そのへん具体的にご説明を求めます。

○ 議長 幸地猛

保久村学環境保全課長。

○ 環境保全課長 保久村学

火葬場建築事業におきまして、建築する際に平板載荷試験というのをを行います。これにつきましては基礎を設置する深さまで掘削を行い鉄板、鋼板を置いて、それに加重をかけて地盤の判定を行う検査なんですけど、当初2カ所を予定していましたが、地盤の方が軟弱であったため、その加重検査の方を2カ所増やして行っております。それに伴う設計変更の増と、あとはコンクリートの強度につきましても当初の強度から支柱コンクリート強度を高める設計基準に強度を変更したために設計変更を行っております。

○ 議長 幸地猛

4番崎村正明議員。

○ 4番 崎村正明議員

変更の数量表と変更した数量表、対照表を添付すべきではないじゃないかなと思うんで

すよ。要は一目瞭然に現設計、変更設計が数字でわかるように添付すれば、その説明もスムーズにいくと思うんですが、いかがなものでしょう。

○ 議長 幸地猛

大田治雄町長。

○ 町長 大田治雄

今の件は変更協議書という、さっき説明ありましたが、業者と役場側の変更協議書を交わします。それは委託設計管理させる場合もその業者の承認も得て、精産設計の段階で書き当初変更というふうにならばそれを元に変更協議書を数量を出して双方間の協議のうえで協議書というのを交わしますから、それを添付するかどうかについては議会の皆さんの判断だと思います。

○ 議長 幸地猛

保久村学環境保全課長。

○ 環境保全課長 保久村学

ただいま町長からありましたように変更協議書を交わしております。こういったかたちで細かく数量もあげて、それに基づいてあと請負比率等々をかけて改定契約を行っております。今おっしゃるような資料を添付してということになりますと、少なくとも10枚、20枚ぐらいの資料になるかと思いますが、それにつきましては、また議会事務局と今後どうするか検討していきたいと思っております。

○ 議長 幸地猛

他に質疑はありませんか。

議長 幸地猛

これで質疑を終わります。

これで報告第3号、専決処分久米島火葬場・葬祭場建築工事(2工区)請負契約の一部変更の報告について終わります。

日程第29 専決処分（久米島火葬場・葬祭場外構工事請負契約の一部変更）の報告について

○ **議長 幸地猛**

日程第29、報告第4号、専決処分（久米島火葬場・葬祭場外構工事請負契約）の一部変更の報告についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
桃原秀雄副町長。

（桃原秀雄副町長登壇）

○ **副町長 桃原秀雄**

報告第4号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年3月8日提出

久米島町長 大田治雄

次ページの方になりますが、専決第3号、専決処分書、平成29年第3回久米島町議会定例会で議案第33号をもって議決された久米島火葬場・葬祭場外構工事請負契約について一部を次のとおり変更することについて、地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分する。

記

契約金額中100,332,000円を100,632,240円に変更する。

理由であります。平成29年第3回久米島町議会定例会で議案第33号をもって議決された久米島火葬場・葬祭場外交工事請負契約についての一部変更の必要が生じたため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分

する。

平成30年1月15日提出

久米島町長 大田治雄

なお、次ページに改訂契約書の写しを添付しております。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

（桃原秀雄副町長降壇）

○ **議長 幸地猛**

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

定刻の5時前になりましたが、まだ質疑が続いておりますので会議時間を延長します。

ご異議ありませんか。

（多数の「異議なし」の声あり）

○ **議長 幸地猛**

異議なしと認めます。従って、会議時間は延長することに決定しました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○ **議長 幸地猛**

質疑なしと認めます。

これで報告第4号、専決処分久米島火葬場・葬祭場外構工事請負契約の一部変更の報告についてを終わります。

日程第30 専決処分（沖縄県市町村総合事務組合規約の変更）の報告について

○ **議長 幸地猛**

日程第30、報告第5号、専決処分（沖縄県市町村総合事務組合規約の変更）の報告についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

桃原秀雄副町長。

（桃原秀雄副町長登壇）

○ 副町長 桃原秀雄

報告第5号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項において別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年3月8日提出

久米島町長 大田治雄

なお、次ページの方に、専決第4号、専決処分書、地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分する。

沖縄県市町村総合事務組合同約の変更の報告について。

沖縄県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の南部広域行政組合糸満市・豊見城市清掃施設組合、東部清掃施設組合、島尻消防、清掃組合、これは清掃事務のみは、平成30年4月1日を機に統合及び名称を変更するため別紙のとおり沖縄県市町村総合事務組合同約を変更する。

平成30年2月15日提出

久米島町長 大田治雄

理由であります。地方自治法第286条第1項の規定により一部事務組合を組織する地方公共団体の増減等の規約の変更については関係地方公共団体の協議によるとされ、協議案については関係地方公共団体議会の議決を得て、これに基づき関係地方公共団体の長が当該地方公共団体を代表して協議するとされているため、議会の議決を得る必要があるが議会報告期限まで議会を招集する暇がないため専決処分する。

なお、後ろの方に変更の文面を設けてありますので、ご審議のほどよろしくお願いいた

します。

(桃原秀雄副町長降壇)

○ 議長 幸地猛

これで提案理由の説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○ 議長 幸地猛

質疑なしと認めます。

これで報告第5号、専決処分沖縄県市町村総合事務組合同約の変更の報告についてを終わります。

以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

お疲れ様でした。

(散会 午後5時01分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

久米島町議会議長 幸地 猛

署名議員（議席番号2番） 盛本 實

署名議員（議席番号3番） 平良弘光

平成30年（2018年）

第1回久米島町議会定例会

2日目

3月19日

平成30年第1回久米島町議会定例会

会議録 第2号

| | | | | |
|----------------------------------|------------------|---------------------|-------|--------|
| 招集年月日 | 平成30年3月19日 (月曜日) | | | |
| 招集の場所 | 久米島町議会議事堂 | | | |
| 開散会日時 及び宣言 | 開会 | 3月19日 午前10時00分 | 議長 | 幸地 猛 |
| | 散会 | 3月19日 午後2時42分 | 議長 | 幸地 猛 |
| 応招議員 出席議員 出席14名 欠席名 | 議席番号 | 氏名 | 議席番号 | 氏名 |
| | 1番 | 喜久村 等 | 8番 | 喜久里 猛 |
| | 2番 | 盛本 實 | 9番 | 棚原 哲也 |
| | 3番 | 平良 弘光 | 10番 | 玉城 安雄 |
| | 4番 | 崎村 正明 | 11番 | 安村 達明 |
| | 5番 | 吉永 浩 | 12番 | 翁長 学 |
| | 6番 | 赤嶺 秀徳 | 13番 | 饒平名 智弘 |
| | 7番 | 仲村 昌慧 | 14番 | 幸地 猛 |
| (不応招) 欠席議員 | 番 | | | |
| 会議途中退席議員 | 番 | | 番 | |
| 開議後出席議員 | 番 | | 番 | |
| 公務欠席議員 | 番 | | 番 | |
| | 番 | | 番 | |
| 会議録署名議員 | 8番 | 喜久里 猛 | 9番 | 棚原 哲也 |
| 職務のため会議に 出席した者 | 職名 | 氏名 | 職名 | 氏名 |
| | 事務局長 | 平良 朝春 | 書記 | 東恩納 弘美 |
| | | | 総務課班長 | 久手堅 修 |
| 地方自治法第121条により説明のため議場に参加した者の職氏名 | | | | |
| 職名 | 氏名 | 職名 | 氏名 | |
| 町長 | 大田 治雄 | 教育課長 | 大田 悟 | |
| 副町長 | 桃原 秀雄 | 環境保全課長 | 保久村 学 | |
| 教育長 | 吉野 剛 | 建設課長 | 大田 喜秀 | |
| 総務課長 | 儀間 由紀 | 産業振興課長 農業委員会事務局長 | 佐久田 等 | |
| 企画財政課長 | 大城 学 | 商工観光課長 | 新里 剛 | |
| プロジェクト推進課長 | 中村 幸雄 | 上下水道課長 | 上里 宏美 | |
| 町民課長 | 吉永 千枝美 | 消防長 | 浜元 浩 | |
| 税務課長 | 上原 厚 | 空港管理事務所長 | 上里 浩 | |
| 福祉課長 | 仲地 紀男 | 博物館長 | 田端 智 | |
| 会計管理者 | 喜友村 薫 | | | |

平成30年 第1回久米島町議会定例会

議事日程〔第2号〕
平成30年3月19日(月)
午前10時00分開会

| 日程 | 議案番号 | 件名 | 頁 |
|----|------|--|------|
| 第1 | | 会議録署名議員の指名(久米島町議会会議規則第120条) | 69p |
| 第2 | | 一般質問 (1) 翁長 学 議員 (2) 盛本 實 議員 (3) 棚原 哲也 議員 (4) 平良 弘光 議員 (5) 喜久里 猛 議員 | 69p |
| | | 散会 | 106p |

(午前 10時00分 開議)

○ 議長 幸地猛

おはようございます。これより本日の会議を開きます。日程に入る前にご報告します。本日4名の皆さまから議会傍聴の申し出がありましたので許可しました。

本日の議事日程は予めお手元に配布したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○ 議長 幸地猛

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、8番喜久里猛議員、9番棚原哲也議員を指名します。

日程第2 一般質問

○ 議長 幸地猛

日程第2、ただいまから一般質問を行います。一般質問の時間は会議規則第56条第1項の規定によって、これまでどおり30分以内とします。なお質問は質問席から総括質問のあと一問一答方式で行います。それでは順次発言を許します。

12番翁長学議員。

(翁長学議員登壇)

○ 12番 翁長学議員

おはようございます。12番翁長です。私は2問質問いたします。1点目、久米島沖の海洋資源で、経済活性化を。国では、新沖縄戦略を10月にも、と新聞に掲載されていた。その中で海洋資源で、離島振興とうたわれている。久米島沖では、金属鉱物等の資源が発見された。研究開発の拠点作りを視野に入れ、

将来に向けて本町がどう考えていくのか伺いたい。

2点目、勾配抑制工事について、宇江城地内では、勾配抑制工事が行われ工事完了地では、赤土流出が抑制された。また農産物の栽培がプラスになっている。今後の計画はどうなっているか伺いたい。

○ 議長 幸地猛

大田治雄町長。

(大田治雄町長登壇)

○ 町長 大田治雄

おはようございます。それでは12番翁長学議員の質問にお答えいたします。まず1点目、久米島沖の海洋資源で、経済活性化を。海底熱水鉱床開発に関して、経済産業省では海洋基本計画に基づき平成30年度に経済性の検討、30年度以降に民間企業が参画する商業化を目指したプロジェクトを開始する計画です。久米島沖は鉱物資源の埋蔵量が有望とされていることから、国の海洋資源研究開発機関及び沖縄県と連携を取りながら、近傍にある久米島町が果たせる役割、経済効果の有無を明確にしていきたいと考えております。

2点目の勾配抑制工事について、本事業は、水質保全対策事業久米島第3地区として沖縄振興公共投資交付金事業で国75%、県15%、町10%負担の県営事業として実施しております。事業計画としては、平成23年度から平成32年度までの10年となっております。工種は、排水路工7,000m、沈砂池工4基、勾配抑制工7.6ヘクタール、法面保護工2,200mの計画となっております。

(大田治雄町長降壇)

○ 議長 幸地猛

12番翁長学委員。

○ 12番 翁長学委員

再質問させていただきます。1点目の海洋資源に関しての質問なのですが、沖縄は海に囲まれた県であります。いかに海に囲まれた利点を生かして、何か産業に対してプラスになる材料がないかということはそれぞれ各地域で考えていると思います。本町は海洋深層水を筆頭として海を活用をした産業に発展しています。私もこの記事を見たとき、島の近くにこういう鉱物が出たということを将来に向けて何か久米島の活性になるのではないかと、この質問は長い時間を要する事業だと思いますが、これをあえて本町はどう捉えているか、ということで質問させていただきます。この海底から取り出されている鉱物等とか、どういうものなのか、そういう資源がどういうものが取り出してどういうふうにプラスになるかということをご存じでしょうか。

○ 議長 幸地猛

中村幸雄プロジェクト推進課長。

○ プロジェクト推進課長 中村幸雄

ただいまの翁長議員の質問にお答えします。久米島沖で、今、調査、そして試験的に引き上げている鉱物について、主に銅の方がたくさん含まれているということです。金も銀も含まれているんですが、一番多いのが銅と言われています。そのあたりを採掘するうえで技術的なハードルはまだたくさんあって、仮に引き上げた場合、洗鉱、鉱物を洗ったり選り出す過程になるんですが、どこでやるかというのもすごく大きな課題になっていて、今、試掘したやつは秋田県に持って行っているということです。むこうは鉱山とかがあって、技術基盤が揃っているということで、

まずそれを沖縄、例えば久米島でやることになると、それもいろんな課題が出てくるかと思えます。いずれにしても沖縄県は、次の沖縄振興計画で海洋資源をメインに出しているということなので検討しているようです。沖縄県とも連携を強化しながら久米島町が取り組むことについては関係者の皆さんと相談しながら進めていきたいと考えています。

○ 議長 幸地猛

12番翁長学委員。

○ 12番 翁長学委員

資源が銅が主な資源ということでいろいろな金属が採掘されております。今、希少金属とされているレアメタルでしたか、そういうのも含まれていますか。

○ 議長 幸地猛

中村幸雄プロジェクト推進課長。

○ プロジェクト推進課長 中村幸雄

金、銀、銅、以外にマンガンとか、自動車のコンピューターの基板に使うような鉱物とかが含まれています。今、世界的にEV車、電気自動車がものすごい勢いで普及していくということで、リチウムが不足がちになっているんですが、そういったレアメタルも取り出せるということです。先ほど翁長議員が言ったように海に囲まれているからこそ、地理的な不利性の部分もあるかもしれませんが、逆に有利に変えるというそういった意気込みで、いまやっていますのでよろしく願いいたします。

○ 議長 幸地猛

12番翁長学委員。

○ 12番 翁長学委員

いろいろな希少な鉱物採掘されております。今、答弁の中で採掘された物が試験的に

秋田の方に運ばれて試験的にされていると、本町において、その拠点づくりとするとハードルが高いと、今、課長から答弁がありました。やはり長い目で見ると、これも仕方なく時間かかるのはわかっているんですが、いかにこれが事業化できるか、それができると島内の活性化が見込まれると思います。

本町、経済界、町長はじめ議長はじめ県に要望事項がありましたよね、その中で港湾の事業も計画の中に入っていました。この港湾の事業と合致した計画性は可能ではないかなと思うんですがいかがでしょうか。

○ 議長 幸地猛

大田治雄町長。

○ 町長 大田治雄

ただいまの質問にお答えします。今、議員からありました県への要請、まずはその前に2月6日に沖縄総合事務局長と開発建設の方にも、まずは港湾の整備が関連する事業として必要だと、私の思いとしては今の兼城港の防波堤を沖だし200mぐらい寄せて、その内側を浚渫してクルーズ船が入れるような港湾、そして今この事業で予定しているJOGMECの調査船、もしくは作業船、その作業船等が母港となるような港湾をやりたいということをお県、そして総合事務局開発建設部の方にも要請として出しました。それが実現すれば久米島の経済にもすごい波及効果が出る可能性もあります。また雇用にも繋がりますし、大きな展望をもって、今後においてもそれは要請、実現するまで継続していきたいと思っております。

○ 議長 幸地猛

12番翁長学委員。

○ 12番 翁長学委員

ただいま町長の答弁からやはり拠点となるのは港ですよ、港さえ整備すれば本町が要望しているクルーズ船の誘致とか、そうすると入ってくる観光の数も多くなってきて久米島本町が活性化になると、兼城港湾の整備等にもたぶん時間がかかると思います。兼城港の整備ですが、年数的に長い時間がかかる予想していますか、どうですか。それが早くなれば可能はどんどん進んでくると思いますが。

○ 議長 幸地猛

大田治雄町長。

○ 町長 大田治雄

具体的にいつから始まるとかは、今現在は申し上げられません。ただもう既に石垣そして宮古においてはクルーズ船バースが、今、一部作業しているところもありますが、そして本部が完成しつつあります。その次の大型事業としては国としても目玉事業というのはそう多くはないと思いますし、その次を我々は狙って、この事業を実現させたいと思いません。ご承知のとおりうちは職員を総合事務局に開発建設部に送っておりますので、彼らの人脈を通して、国の方にも働きかけを強化していきたいと思っています。

○ 議長 幸地猛

12番翁長学委員。

○ 12番 翁長学委員

私の今の質問に対しては、長い時間がかかる事業だと思います。私はこの質問を出したのは長い時間を据え置いて、せつかくの久米島近海に有効な資源があるということで、早めに事業計画とか経済産業省とか、そういうところと話し合いながら、一番は県ですよ、そういうパイプづくりをしながら、長い時間

事業費が大きいので、それだけの効果を出すには10年は必要と言われていています。30年の事業工期が終わった段階で再評価を出します。今あと3億6千万円ぐらい残っていますんで、おそらくあと3年では厳しいだろうと県も思っていて、その事業延長を出すには、さらにその延長する年度だいたい3年から5年と更新します。これだけ伸ばして、この事業費投入に対する経済効果があるかということで県の再評価委員会に上げて事業が延長されまじゃなければ32年で終わります。新規事業では再エントリーというのは、おそらくできないと思います。

○ 議長 幸地猛

12番翁長学委員。

○ 12番 翁長学委員

新規の事業では採択できないと、その工事の延長だと可能だということです。今、宇江城の土地改良のあれは昭和の初め頃かな復帰後ですよ、土地改良がどんどん進んだのは、そのときにはもう勾配なんか関係なくて、高い所から低い所に土を押し込んで、ほ場を整備すればいいという感じであったんですが、そのおかげで赤土でサンゴがだいぶ死にました。この事業に関して経済効果というのは費用対効果というのはやはり環境に関してもプラスになっていると思います。それも位置づけて、この事業が更に延長できるような努力、こういう勾配を抑制すればプラスになるというのはけっこう出てくると思います。そういう資料を確かに準備して本町の経済にも役に立つと思います。工事関係がでるとやっぱり経済にも活性化が出てくると思いますので、延長できるような資料づくりも進めていただきたいと思います。

そして今進めている工事、最近また始まりました。これからの地権者に対して、以前に反対した地権者もいると思います。工事を終えた場所を見ると作業がしやすい、機械が使いやすい、たぶん皆さんも感じていると思います。少しは潰れ地は出ます。しかし潰れ地は出ても補償はあるということで、再度、地主に対して、もう一度説明とかそういうのは考えていないでしょうか。

○ 議長 幸地猛

大田喜秀建設課長。

○ 建設課長 大田喜秀

私も26年から建設課来て何名もの方会いに行きました。昔は潰れるのがいやだということで、その時点で何度も南部農林の農地班と協議してきましたが、この地区に対してはもう3回の設計変更を実施済だと、もうこれ以上の設計費用をかけるのはできませんと。去年も確かにありましたが、親の代では反対だったけど、自分は賛成だから何とかしてくれということで、一応掛け合っているんですが、やっぱりこの個人の1筆の団地だけでなくて他の方の1区画で赤土流出防止で計画するもんですから、皆さんの再同意得ないといけないというのがありまして、県としてはこれ以上の設計変更は実施はできませんという考えが主だということです。

○ 議長 幸地猛

12番翁長学委員。

○ 12番 翁長学委員

金がかかりすぎて、もうこれ以上の設計変更はできないと、今、課長の答弁の中でやはり反対していった農家も今はやってほしいという農家やっぱり耳に入ってきます。機械は使いやすい、作業はやりやすい利点はもう出

ております。マイナスの点は設計に関して機械の乗り入れが難しいというか、ちょっと複雑だなという意見もありました。コンクリートが高くなってとか、そういうのは最初に終わった工事の場所で不具合が出ている場所もたぶんあると思います。そういうのは今の工事進めています。そこにまたこの意見を加えて地権者と話し合っただけで設計とか、そういうのは変更は可能なんですか。

○ 議長 幸地猛

大田喜秀建設課長。

○ 建設課長 大田喜秀

県の事業であるがゆえに私が大丈夫ですとは言えないんですが、我々も工事発注した段階で図面は紙の上のトレースなので、いざ現場入ってみないとわかりません。なので基本は設計変更はあり得るかなと、ただそこでやっぱり現場を見ながら、例えばAというタイプよりBというタイプがいいなというのはこれは変更できますので、そのへんは一応、県の担当班長には申し入れていきたいと思いません。

○ 議長 幸地猛

12番翁長学委員。

○ 12番 翁長学委員

やはりペーパーの上で見るのと実際に作業を進めていく、工事を進めている間で不具合が出てくるとことはやっぱりその工事を進行しながら確認しながら地権者とよく話しあってどういうふうにしたら機械が使いやすいか、作物が耕作しやすいか、それも相談しながら工事を進めていただきたいと思います。

最後に、この勾配抑制工事で私は赤土防止はだいぶ落ち着いて経済効果は出ていると思います。先ほど新規事業は厳しいと、その事

業の継続何かの形で付け加えて、その事業がさらに他のほ場にも出来るように課長の方また最後ということで後の皆さんに引き継いで、そういうのも引き継ぎをしながら進めていただきたいと思います。課長の最後の答弁を貰って答弁を終わります。

○ 議長 幸地猛

大田喜秀建設課長。

○ 建設課長 大田喜秀

まさに農林事業、いま転換期で平成30年からまだ事業メニューも変わってきます。これは国交省の事業メニューも変わってきています。土地改良事業については基盤整備がもうなくなるんじゃないと言われてます。中央では基盤整備事業が、この農道整備というのがなくなりつつありますので、この勾配抑制、水質保全対策事業、非常に良い事業です。ただ面が大きいために同意が全員取れるかというのが問題でして、この中には排水、沈砂池、フェンス、保護工ということで農道まで全部整備できます。ですから議会の皆さんもこの事業を推進していただければ非常に助かるなど。昔は6%から11%までのほ場勾配があつて、これ今3%、4%で直そうというのがこの事業の趣旨ですので、この事業は非常に良い事業だと思います。

○ 議長 幸地猛

12番翁長学議員。

○ 12番 翁長学議員

課長の方も、ぜひこの勾配抑制工事は進めていくという考えがありますので、ぜひ今後のほ場に対しても、こういう事業があるから模索しながら進めていただきたいと思います。これで私の質問を終わります。

(翁長学議員降壇)

○ 議長 幸地猛

これで12番翁長学議員の一般質問を終わります。

次に2番盛本實議員。

(盛本實議員登壇)

○ 2番 盛本實議員

2番盛本でございます。通告書に従って3点ほど質問をいたしたいと思っております。第1点目ですが、入島税の導入について、沖縄県の離島の中では、環境協力税と称して入島税を導入している自治体があるが、本町も環境美化、環境保全、観光施設の維持整備を図る上からも入島税制度を導入する計画はないか伺います。

2点目、観光産業の振興について、平成30年度施政方針で観光産業の振興においては、現状の久米島は自然、歴史・文化など多くの観光資源が活用されていない状況にある。久米島の魅力を伝えられる民泊を含めた体験型観光を推進するとうたっているが、民泊事業の現状と今後の計画及び体験観光ガイド・講師等々の現状について伺います。

3点目、職員育成について、本町では毎年沖縄県庁、沖縄総合事務局、内閣府に職員研修を実施しているが、その目的、効果、今後の計画について伺います。

○ 議長 幸地猛

大田治雄町長。

(大田治雄町長登壇)

○ 町長 大田治雄

2番盛本實議員の3点の質問にお答えいたします。まず1点目の入島税の導入について、ご指摘のとおり県内の離島において、平成17年4月、伊是名村が最初に導入し、伊平屋村が平成20年7月、渡嘉敷村が平成23年4月に

導入しております。この3村の環境協力税は法定外目的税として環境保全と観光施設の維持整備費に充てることを目的としております。船舶等により島へ入域する行為を課税客体として、村民を含め入域する者を納税義務者として、税率は1回の入域につき100円を特別徴収の方法で徴収しております。また、法定外目的税は導入の際の手続きとして総務省との事前協議及び同意が必要となりますが、座間味村においてはすべての手続きを終えて今年4月から、県内4例目の導入ということも聞いております。本町におきましては導入計画はございませんが、今後の住民意識の動向及び財政状況等を勘案しながら判断したいと考えております。

2点目の観光産業の振興について、民泊については、受入民家が39件、うち1件が申請手続き中となっております。体験プログラムは、島の学校14種、島あっちい17種、計31種となっております。体験メニューの講師は、島の学校9名、島あっちい18名、計27名となっております。本町においても、体験型観光の持続及び修学旅行の誘致、久米島の環境を活かしたプログラムの充実を図るため、観光協会への継続的な支援が必要だと考えております。

続きまして、3点目の職員育成について、久米島町では、毎年県や国の機関への職員の実務研修派遣を実施しております。実務研修派遣は、職員の資質の向上はもとより、町の施策課題への効果も考慮して派遣先を決定しており、派遣から復帰した職員は様々な実務経験により得た知識や技術で、帰任後に大きな成果を上げております。30年度は昨年度に引き続き、内閣府本庁への派遣に加え、沖縄

県総務部東京事務所への派遣も予定しております。別紙で配布しております資料も参考にしてください。よろしく願いいたします。

(大田治雄町長降壇)

○ 議長 幸地猛

2番盛本實議員。

○ 2番 盛本實議員

これから再質問を行います。まず第1点目の入島税の導入についてでございます、町長の答弁におきましては、今後、住民意識の動向を確認したいということですが、その住民意識というのはどういうふうに動向を確認するのかお答え願います。

○ 議長 幸地猛

上原厚税務課長。

○ 税務課長 上原厚

ただいまのご質問にお答えいたします。先ほど町長の答弁もございましたが、県内で4月から4例目導入されるということになります。それぞれ4つの村に確認しました。その場合に入島税を導入する場合には、先ほどの答弁にも総務省と調整も必要なんです、税の公平性から島民を省くことができないということで、ほとんど7割、8割が島民が支払いしていると、それでも入域税を導入して今でも島民から少し不満があるという市町村があるということで、目的税を導入する場合は町民のこういった税に関する意識、そこらあたりを調査しながら導入したいということでございます。

○ 議長 幸地猛

2番盛本實議員。

○ 2番 盛本實議員

いずれにしろ、その確認ということは、現状からして、島民からその声が上がってくる

のか。行政からそういうことをやりますということを持ちかけないと当然それは確認できないわけですから、行政が何かきっかけをつくらないと、確認できないということなんです。それをどうするかという。そのまま置いて町民から声が上がってくるのを待つのか、その方法を確認したい。

○ 議長 幸地猛

上原厚税務課長。

○ 税務課長 上原厚

ただいまの町民の意識の動向をどのように確認するかということなんです、まずその前に法定外目的税というのはどういうものなのか、いま法定内の目的税というのは我々通常課税している固定資産税、軽自動車税、住民税これは法律に課税標準とか税率とか全部決められています。新たに法定外目的税導入する場合は、国と調整する場合に3つの要件があります。ちょっと読み上げます。

総務省はこの3つの要件に該当しない場合は同意しなければならないということで決められているんですが、そのクリアが関係市町村に聞いたら相当難しいということで、まずこの要件の1つとして、国税または他の地方税と課税標準が同じくかつ住民の負担が著しく過重となること。こうなってはいけませんよということ。それと地方団体間において物の流通に重大な障害を与えること。これもあってはなりませんよと。最後に、国の経済施策に照らして適当でないこと。と最後の国の経済政策に照らして適当でないこと、というのは、国の経済政策は各省庁の財政政策及び租税政策も含むと、この租税政策には先ほど言った税の公平とか中立と簡易とか簡単にしなければならないと、そこらあたりがあつて

事前協議の中でクリアするのが難しいと、1点を言いますと、先ほどの税の公平性で住民も含めて取らないといけないよというのと、どのように徴収するかと、入島税の場合、環境協力税と言っているんですが、どのように徴収するかと。これはこの4村は船で主に入域します。ほとんどが船です。その場合に特別徴収義務者として切符を販売する委託業者を指定して、向こうで運賃を徴収する際に入島税を徴収しています。飛行機でもたまにはヘリでもあるらしいんですが、そこも一応指定はあるらしいです。ただ本町が導入する場合に、主に航空機ですので、その場合に特別徴収義務者をどのように指定するかと、日本国中の旅行社を指定するのか、あるいはこのJTAの会社をお願いして100円上乗せした料金にするのか、そこらあたりも検討しないといけないので、相当のハードルがありますので、導入するという事になれば、そこらあたりから含めて検討しないといけないということでございます。

○ 議長 幸地猛

2番盛本實議員。

○ 2番 盛本實議員

私も調べましたよ、確かに導入するまでは一朝一夕ではできない、やっぱり数年かかっているわけですね。課長が言っているような問題もあります。

まず、伊平屋あたりは、行政から持ちかけている一番最初。町民から上がってきていない。私が言っているのは、まずそれをやるべきじゃないか。いろんな3つのハードルクリアするのも大変なんですけど、まずやってみないことにはクリアできるかできないか、来年から座間味が導入するんですが、クリアして

いるわけですよ。久米島がこれクリアできないのは、何かあるのか。踏み込みもしないで、その前で立ち止まるのか。この4町の他に沖縄県どこか検討している自治体があるかどうか確認したことありますか。

○ 議長 幸地猛

上原厚税務課長。

○ 税務課長 上原厚

ただいまのご質問にお答えしますが、4村の他に確認したことはございません。先ほど申し上げましたが、私が税として考える場合に住民の意識は勿論なんですけど、徴収の方法が一番ネックになると、この4村は先ほど申し上げたが、主に船で入域するわけですよ。航空機になるとどういうふうで徴収しているのか、そのために人を雇ったら経費がかかるということで特別徴収義務者をどのようなかたちで指定するのか、そこらあたりを細かく検討しないと相当高いハードルだと思います。日本国中には離島はたくさんあります。そこらあたりの航空機で入域する方々からどうにかたちで徴収するかというのが、私が今考えている1番のネックじゃないかなというところですよ。

○ 議長 幸地猛

2番盛本實議員。

○ 2番 盛本實議員

あのですね、今、沖縄県内では宮古島市、石垣市も検討始めているんですね。去年の議会にそれ出されているんですよ。市は検討しますということで動いているんです。宮古島市がもしかすると2019年に導入する予定があるかもしれません。石垣も近々やる予定がある。そういう大きな離島でもやろうとしているわけですよ。税込一人100円という部分が

ありますね。今、伊是名で年間400万円ぐらい税収入っていますね。伊平屋で300万ぐらい、渡嘉敷に限っては一昨年で1千100万ぐらい。去年で1千200万円ぐらい入っている。かなりの税収になってくるんです。それからするとまず私が言っているのは、検討すべきじゃないかと。なぜ出来ない部分を前面にして検討もしないかということなんですね。この4村はできているわけですよ。確かに徴収方法とか、どういうのを対象にするか、障害者は対象にしないとか、義務教育者は対象にしないとかいろいろ方法があるわけですね。それもクリアして結局それを導入してやっている。宮古、石垣も大きい市でありながらも、検討しようとしているわけですよ。これは検討すべきじゃないかと思うんですが、どうなんでしょうかね、町長。

○ 議長 幸地猛

大田治雄町長。

○ 町長 大田治雄

お答えしますが、前例としてありますので、また全国で似たような離島もあるかと思えます。そのへんもこの1年ぐらいかけて調査しながらやっていきたいと思っています。その他に似たようなものが、ふるさと納税それもそういう目的の募集をすればかなり納税する方もいらっしゃると思います。

例を挙げれば、恩納村が今サンゴの事業でそういう目的で、ふるさと納税をやっておりましたら、この間、私、会議行きましたが、相当の額が入っているようです。それでサンゴの再生にも予算として使えるということもありますので、そのへんも含めて、今後1年かけて調整を担当課に指示したいと思っています。

○ 議長 幸地猛

上原厚税務課長。

○ 税務課長 上原厚

ただいま町長のご答弁にありましたが、盛本議員の指摘で、私たちが確認していない、宮古、石垣が導入計画があるということでありましたので、航空機の場合どのように徴収義務者を設定するのか、そのあたりを再度確認しておっしゃったように導入に向けてどうか、どのようなかたちになっているのか一応検討はしたいと思います。

○ 議長 幸地猛

2番盛本實議員。

○ 2番 盛本實議員

ふるさと納税もそれはそれでいいんですが、やっぱり目的が法定外税を設置するわけですから、ある程度目的を持たないといけない部分があるわけですね。そうするとほとんどの市町村が環境協力税と称してこれやっているんですね。石垣においても観光客がどんどん多くなってくる、環境の負荷が多くかかってくる。その環境をどう維持管理していこうかということに関しては、彼らも税をそこに使うと言っている。あえてふるさと納税を使ってそういうことをやる必要はないと思うわけですね。別の角度からちょっと確認したいんですが、一般財源の財源をどういうふうに確保しているのかね、住民税とそれぐらいなのか、それどうなんですか。

○ 議長 幸地猛

休憩します。(午前10時46分)

○ 議長 幸地猛

再開します。(午間10時47分)

上原厚税務課長。

○ 税務課長 上原厚

ただいまのご質問にお答えします。一般財源の確保といいますと町税のことだと思いません。町税につきましては、固定資産税、住民税、軽自動車税それとたばこ税と鉱産税と5つがあるんですが。確保については、法定税ですので、その制度のとおり、徴収業務を行っているんですが、年間約6億円ぐらいの税収があります。

○ 議長 幸地猛

2番盛本實議員。

○ 2番 盛本實議員

今、町の予算が約70億の中で町民税で6億、7億ぐらいしか入ってこないんじゃないですか。そうするとその金から環境整備、環境に使っている金というのはかなり大きい額あると思うんですね。それをカバーするためにもやはりそういう入島税を導入して、例えば、今、久米島町の観光客が10万人いるとしたときに一人100円負担しても1千万出るわけですから、その1千万があればかなり町の財源軽減にはなると思うんですね。

宮古島市が徴収方法としていろんなことを考えているんですが、水道料金に上乘せさせようという話があったらしいんですね。どういう方法かちょっとわからないんですが、いろんな方法で入島税みたいな特別税をやろうとしている。方法論がいろいろあるので、そのへん含めぜひこの1千万金入って来る可能性ありますので、ぜひ検討していただいて、沖縄でも主要離島がそういうことをやっていることですから、久米島町もできないことない。検討はする必要はあると思います。ぜひ早めに検討していただいて町の財源を確保するようなことをやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。これに関し

ては、質問終わります。

続きまして、観光産業の振興ですが、民泊の現状ですが、民泊事業の始まり、ある一つの事業を投入して、平成25年、それで久米島町ニューツーリズム推進協議会を立ち上げたんですね、この久米島町ニューツーリズム推進協議会というの町長ご存じですか。

○ 議長 幸地猛

大田治雄町長。

○ 町長 大田治雄

以前には、この組織があるという盛んに活動していたかと思うんですが、近年については、その内容等については、私、観光協会会長している時分はそういうことも携わってましたので、今についてはその役職から外れておって、今回のものについては情報としては今持っておりません。

○ 議長 幸地猛

2番盛本實議員。

○ 2番 盛本實議員

おそらく現状としては、全く機能していないと思うんですが、元々の始まりは久米島観光が平成15年にピークだったんですね、10万人超して。その後はずっと落ち込んできて平成20年頃には8万人台になってしまった。これを危惧して、観光協会が中心になったのか、行政中心になったのかわからないんですが、観光を伸ばしていこうということで、観光の形態がこれまでパッケージ型の観光だったんですが、だんだん観光客のニーズが変わって来て、個人型に移ってきたと、個人型からすると、体験型の商品に移ってきたんですね。それを満足するためには、久米島町においては、久米島町ニューツーリズム推進協議会を出して、着地型の観光にしようという分でや

ったと思うんですが、それが始まりで、着地型の観光からするとホテルよりは民泊がいいだろうという部分で民泊部門も立ち上げた経緯があると思うんですが、そういうのが最初民泊ずっと伸びていた最初の頃はね。平成30年度の状況がどうなっているのか、ちょっとお答えを。

○ 議長 幸地猛

新里剛商工観光課長。

○ 商工観光課長 新里剛

民泊の30年度の状況ということでございますが、現在、観光協会の方からいただいている資料の中では、予約一覧ということで、現在7校が予約として入っております。その中で民泊がどの部分かというのが、まだ確定していない部分もございますが、現在、正式に決定しているのが1校となっております。

○ 議長 幸地猛

2番盛本實議員。

○ 2番 盛本實議員

再度お聞きしますが、平成31年度に関してはどうでしょうか。

○ 議長 幸地猛

新里剛商工観光課長。

○ 商工観光課長 新里剛

31年度の状況でございますが、仮予約として今2校が入っているというふうに聞いております。それから問い合わせが数件ございまして、その中で予約に結びつくのではないかという学校が2校あるというふうに聞いております。

○ 議長 幸地猛

2番盛本實議員。

○ 2番 盛本實議員

平成25年度から事業導入して、26年度以降

に入ってきて、その後どんどん伸びてきたんですね。平成29年においては5校が入ってきているという中で、平成31年度は1校、31年度は課長の答弁では予約もあるという話あるんですが、私が聞いた話ではゼロの状態だということの中で、これだけやってきた中で本来であるなら伸びるべき、別の地域はかなり伸びてきているんですよ、民泊ということに関しては。なぜ久米島はそういうことになったのか、これ何が原因なのか、誰かお答えできる方がいれば答えていただきたいんですが。

○ 議長 幸地猛

新里剛商工観光課長。

○ 商工観光課長 新里剛

修学旅行の増えない要因とのことですが、その分については課題はいくつかあるというふうに考えています。まず学校そして旅行エージェントの方からの指摘にはなるんですが、まずは旅行費用が久米島の場合高いということ、それから飛行機の方が小型ジェット機が1機1便しかないということが上げられています。久米島町の方から観光協会を含めて提案しているのが、フェリーの活用ということも申し上げているところがございますが、移動時間がまず長いということと、それと天候に左右されやすいということで、なかなかフェリーのプランについては難しいというふうに聞いております。それから飛行機の課題につきましては、航空会社について団体取り扱いにおいて臨時便の対応を要請して過去これまで何度も行っているわけですが、航空会社の回答からすると修学旅行等について決定する日程がわかれば臨時便も対応するというふうにお答えいただいているところがございます。

○ 議長 幸地猛

2番盛本實議員。

○ 2番 盛本實議員

今の答弁を聞きますと、かなり料金が高いとかそういう問題があると、これずっと前からわかっていたんですよね。5年前に事業を入れてかなりの予算を投資してきた。そういう問題もあって、それを解決するためにおそらく億単位のお金投入されているんですね。それを結果としてこういう状況というのはやっぱり良くないんじゃないか。それを今後、観光協会と連携して問題解決に取り組んでいくということなんですけど、抜本的に改革していかないと現状打破できないんですよ。これ何年前前から、これわかっているわけですからその問題というのは、そのために予算を付けて何とかやらなくちゃいけないねという部分でこれまできている。また改めてまた同じ事をやるというのはあまりよくないんじゃないかなと思うんですが、現状そういう状況ですが、最初は行政主導でやられたんですね、民家もその答弁によりまして39の民家さんが民泊登録されていると、民間もリスクをおっているんですよ。例えば消防法をクリアするためにいろいろ設備やる。保健所クリアするためにいろいろ設備をして布団買ったり、人によっては民家さんによっては車、軽しか持っていなかった。受け入れというのは軽だと3名しかできない、やっぱり5名とか6名なると、車買い換えなくちゃいけないと、そういう方々もいらっしゃるんですね。先だって民間の集まりでいろいろ話し合ったんですが、やはり彼らは不安があるんですね、これで行政主導でそこまで民泊を推進してきて、いろいろやってそういう現状になっている。

それでよっぽど力を入れていかないと要は問題が見えてきているんですよ、見えている。見えている中で問題解決のためにあまり動いていないというのですね、これやっぱり問題があると思いますので、今後、沖縄県そのものを民泊というのが伸びてきているわけですから、いろんなところで情報を交換しながら、ぜひ民泊は伸ばしていただきたいと、町長の施政方針にもそれあるわけですから、民泊の効果というのは単なる経済効果だけではないですね。いろんな体験効果とか老人福祉、民家の皆さんがけっこう高齢者の方もいらして、民泊を受け入れるのを楽しみにしている方がけっこういるんですよ。老人が元気が出てくるという部分もあって、そういういろんな効果が出ていますので、町長ぜひこれはいろんな意味で地産地消というのがあるんですね、ぜひ、平成30年度は力を入れて何とかしていただきたいと思うんですが、町長のご意見を。

○ 議長 幸地猛

大田治雄町長。

○ 町長 大田治雄

この1年間の状況等について、今日傍聴でお見えになっておりますが、数名の方々がお見えになっておりますが、39の受け入れの家庭がいらっしゃる。これも安定的にやっぱり団体が入ることによって波及効果もでするので、今後においては、まだまだ私から見た場合、事務局体制が非常に不安定な要素があります。そのへんを商工観光課を通してしっかりした体制を、勿論、観光協会一緒になってこれは取り組む必要があると思っています。まずはその組織の体制の強化、それが第一優先だと思います。そしてキャラバン等を

各地に、特にこれまで来た学校あたりも足を運んで誘致に向けてやるのが一番望ましいかと思っておりますので、今申し上げたとおり組織の強化を担当課に指示してやっていきたいと思っております。

○ 議長 幸地猛

2番盛本實議員。

○ 2番 盛本實議員

行政だけでは難しいので、先だっても観光協会の3役とも話はしたんですね。彼らも頑張るといってお話もありましたので、行政も含めて連携を取ってそして民家さん含めて良い形で民泊事業が伸びていくように、ぜひ頑張りたいと思いますのでよろしくお願ひします。

この質問は終わらせて、3点目の質問に移らせていただきます。職員育成、毎年4名ほどの実務派遣研修を出しています。その中で町長として答弁は研修後大きな成果を上げておりますという答弁がありますが、具体的にその大きな成果というのはどういうことなのかお答え願ひします。

○ 議長 幸地猛

大田治雄町長。

○ 町長 大田治雄

お答えしますが、まずはこの研修制度、当初始まったのが、沖縄県の市町村課、村時代にも盛本議員が現職時代でしたか、県との職員のバーター、1対1のバーターでの研修等も過去にはやっております。そういう皆さん含めて、これまでの市町村課の研修行った職員とかも、あと農林土木、観光ビューロー、南部保健所とかいろんな場所に研修出ております。勿論その皆さんは一生懸命与えられた期間を勉強して持ち帰ってそれらのポジショ

ンで今頑張っております。今後においても新たに今回出しました沖縄県の東京事務所、その分野においても国とのパイプ役を担うために今回送ります。そして内閣府の職員においても2カ年間満了しますが、後任を送ることにしました。特にこの事業においては一括交付金の仕分け作業の直接の部署になりますので、その皆さんとの他の市町村からの派遣の職員と一緒に今頑張っておりますので、我々の一括交付金の事業においては沖縄県41市町村の内、一番事業費、県の配分枠を執行しているのが宮古島市、2番目が沖縄市、3番目が久米島町であります。25年から29年にかけてトータル事業でも宮古が15億、沖縄市と久米島町が13億台、ご存じのとおり、じんぶん館、今やっている火葬場・葬祭場、そして来年着工の図書館含めていう13億余りの事業を実施しております。これは私は内閣府を直接担当する部署に職員を派遣して、それと沖縄県、勿論、我々役場の担当も含めていろんな意見交換をしながらやっている成果だと思っております。これは他の市町村の真似のできないような、今現在、久米島町としては職員をはじめ議会の皆さんの了解も得てやっておりますので、非常にそれが一番の事業効果だと思っております。

○ 議長 幸地猛

2番盛本實議員。

○ 2番 盛本實議員

今の町長の答弁におきましては、大型事業の導入とか予算の確保等々に関して大きな成果を上げているということですので、これは素晴らしいことじゃないかなと思っております。それと久米島町の職員定数は、現在足りているのか足りていないのか、どうなんです

か。

○ 議長 幸地猛

儀間由紀総務課長。

○ 総務課長 儀間由紀

ただいまのご質問にお答えいたします。定数というのは定員管理計画というものが29年度までの数字で上げておりましたが、これは定員管理計画クリアしています。当初、類似市町村よりもかなり定数がオーバーしているということで削減を続けてきました。今184名の職員数がありますが、計画上はクリアしております。ただこれ以上減らすというのは今後の業務にも支障が出ること、この定員管理計画も、そもそもがアウトソーシングできる部分を積極的に民営化とかということでの計画でしたので、それを平行して計画を進めながら定員を管理していくという方向になっています。現在のところ定員は足りているというところです。

○ 議長 幸地猛

2番盛本實議員。

○ 2番 盛本實議員

これも管理計画の中で定員は足りているということなんですが、これは派遣職員も含めての定数になるのか、それは除いての定員なのか。

○ 議長 幸地猛

儀間由紀総務課長。

○ 総務課長 儀間由紀

派遣職員も含めたかたちでの定数、定員管理計画を作成しています。

○ 議長 幸地猛

2番盛本實議員。

○ 2番 盛本實議員

本来であれば定数を含めて庁舎内の業務分

掌はあると思うんですが、その4名が出て行ったときに業務としての庁舎における業務、久米島における業務調整に支障はないのかどうか。

○ 議長 幸地猛

桃原秀雄副町長。

○ 副町長 桃原秀雄

質問にお答えします。トータル的に派遣職員も含めて184名内で調整をしているんですが、4名を派遣出したときに行政職が4名少なくなるんじゃないかという質問だと思いますが、それは今、現業職が退職したときに補充はしないで、その分を一般行政に割り振りして、それで今調整をしているということです。現業職というのは、あとあと民間委託するのでその採用はないということの方針で今進めているところであります。

○ 議長 幸地猛

2番盛本實議員。

○ 2番 盛本實議員

不足分に関しては現業職の活用とかという話なんですが、要は派遣することによって職員に負担はかかっていないということなんでしょかね。かかっていないということね。非常に大事なことなんです。人材育成も非常にいいんですが、その定数が足らなくなると町民サービスが低下すると、これまた問題じゃないかと、基本的に町民サービスが原則なんで、それによって町民に負担をかけない、サービスがおろそかにならないように、やっているという状況であれば、それはそれとしていいと思います。

この派遣は人材育成なんですが、現在、町が実務研修として出しているところは沖縄県庁だったり、沖縄総合事務局だったり内閣府

であったり、今回東京事務所と官庁関係だけなんですね。行政においても民間ノウハウを取り入れようという動きもあるんですね。

本土あたりでは民間との人事交流とかかけっこうやっている部分があるんですが、そのへん含めて久米島町は民間との人事交流とかそういう考えはないかどうかですね。

○ 議長 幸地猛

大田治雄町長。

○ 町長 大田治雄

ただいまの質問にお答えします。大きな市レベルにおいては、民間からの職員を交流をやっている自治体もあります。我々においてもそういう時期がもし機会がありましたら積極的にやっていきたいと思えます。今回、私、政策の中で出しました非常勤の政策参与、これも今、皆さんの同僚議員の質問もありますが、そういう要請等もありますので、含めて今後においては、そういう新しいノウハウを持った人材を導入した方が町としてもよろしいかと思っておりますので、検討していきたいと思っております。

○ 議長 幸地猛

2番盛本實議員。

○ 2番 盛本實議員

民間交流は、ぜひやっていただきたい、行政はどうしても縦割りという中で横の広がりというのはあまりない部分がある。民間入れることによって、かなり行政内部も活性化してくる可能性がございますので、ぜひ今後民間との交流も含めて検討していただきたいと思えます。今、4名実務研修で派遣するんですが、先だっの議会の中で、沖縄総合事務局に関しては割愛人事でやっている。その給料に関しては沖縄総合事務局が出している。

これ非常にいいことなんですね。それに関する町負担というのは少なくなってくるので、ぜひそういうことはどんどんやっていただきたいと思うし、今回、東京事務所は始めてなんでそれは出来ないかもしれないんですが、県に関しては毎年送っているんじゃないですか。県に関しても割愛方法というのはできないんですか。

○ 議長 幸地猛

儀間由紀総務課長。

○ 総務課長 儀間由紀

ただよりの質問にお答えいたします。総合事務局の割愛採用については、たまたま総合事務局の方の定員割れをしていたということで割愛というかたちで受け入れをしていただいております。県に関しては今のところ割愛採用とかというもののお話はいただいているのが現状です。

○ 議長 幸地猛

2番盛本實議員。

○ 2番 盛本實議員

割愛で難しいのであれば、先ほど町長もおっしゃったんですが、交換からするとバーターでやると双方とも負担がないわけですから、ぜひそのバーターも含めて、町の負担をなるべく軽減するようなかたちの中で、ぜひその方法を検討していただきたいと思えます。

それから東京事務所に、今回出したというのは正解だと思いますね。前から思っていたんですが、東京事務所は都道府県会館の中にある。沖縄県の全ての自治体が何か国との交渉するには必ず沖縄事務所をとおすんですね。それからすると全国の情報が入る沖縄県の情報が入る。いろんな情報が入ってくるん

で、その情報を元に久米島町が全国どうい
ことをやっているんだという情報はタイムリ
ーで入ってくると思うんですね。これは町長、
正解です、これ。そういうのをどんどん人材
育成に関してはして行って、今後まだ厳しい
財政状況の中でジンプンがない自治体は本当
に取り残されている。これまでどおり人材を
どう作っていくかというのが久米島町とって
も課題だと思いますので、今後そういう人事
づくりに関しては積極的に取り組んでいただ
きたいと思います。以上で私の質問は終わら
せていただきます。

(盛本實議員降壇)

○ 議長 幸地猛

これで2番盛本實議員の一般質問を終わ
ります。

休憩します。(午前11時14分)

○ 議長 幸地猛

再開します。(午間11時27分)

次に9番棚原哲也議員。

(9番棚原哲也議員登壇)

○ 9番 棚原哲也議員

それでは私の方から通告に従いまして、2
件質問いたします。まず1点目、政策参与の
配置について、現段階で見識を持った有能な
人材の候補があるのか伺います。

2点目、元町職員の横領事件について、横
領事件の前回未確定分とされていた損害金の
金額については現段階でどれぐらい金額があ
がってきているのか、伺います。

○ 議長 幸地猛

大田治雄町長。

○ 町長 大田治雄

9番棚原哲也議員の2点の質問にお答えい
たします。まずは政策参与の配置について、

平成30年度より、プロジェクト推進課に、重
要課題の解決や事業推進を目的に、政策参与
の配置を計画しています。人材については、
国・県等との調整業務にも適した県職OBの
配置を現在調整で進めているところでありま
す。

2点目の元町職員の横領事件について、こ
の度の横領事件では、一般会計と久米島さ
とうきび振興協議会で合計約4千400万円の損害
額が確定しております。今議会で、さとうき
び振興協議会への損害賠償金の決定及び損害
賠償請求の訴えの提起に関する議案を、追加
議案として上程する予定であります。

(大田治雄町長降壇)

○ 議長 幸地猛

9番棚原哲也議員。

○ 9番棚原哲也議員

ただいまの答弁につきまして再質問を行
います。政策参与の配置について、平成30年度
よりプロジェクト推進課に配置を計画と答弁
されております。確認なのですが、プロジェ
クト推進課ということでの答弁でございま
した。プロジェクト推進課は昨年までは推進室
だったと思うんですが、この課の改廃はされ
ているんでしょうか伺います。

○ 議長 幸地猛

儀間由紀総務課長。

○ 総務課長 儀間由紀

昨年、一部機構改革の中で課に昇格とい
うか今大きなプロジェクトを抱えていますの
で、課として位置づけようという話になっ
て推進室が課に変更になっております。

○ 議長 幸地猛

9番棚原哲也議員。

○ 9番棚原哲也議員

覚えがないんですが、課の改廃については議会に上程して議会の議決事項だと思うんですが、議会に上程された経緯はわかりますでしょうか。

○ 議長 幸地猛

儀間由紀総務課長。

○ 総務課長 儀間由紀

ちょっと手元に資料がありませんが、おそらく3月議会で上程されていると思います。確認いたします。

○ 議長 幸地猛

9番棚原哲也議員。

○ 9番棚原哲也議員

この課の改廃につきまして、課長の前にネームも課長ということで一応立ててありますが、先だって議会配られました人事の異動内示の文章にもまだ室のままで室長ということで一応書かれておりますので確認の方よろしくお伺いしたいと思います。

○ 議長 幸地猛

桃原秀雄副町長。

○ 副町長 桃原秀雄

先々週、職員の内示を出しましたが、出した後に総務の担当課の方から、まだ室が、課に直っていないということで指摘ありまして、これは追ってまた各課に変更して配布しているところであります。

○ 議長 幸地猛

9番棚原哲也議員。

○ 9番棚原哲也議員

昨年の何月議会で上程されて、室から課に変更になったのか、確認の方よろしくお伺いします。

次に参与職を検討しているということなんですが、参与職については特別職なのか、一

般職に該当するのか、お伺いしたいと思います。

○ 議長 幸地猛

大田治雄町長。

○ 町長 大田治雄

現在予定しているのは非常勤の特別の参与であります。これは事例としましては糸満市と南城市が現在その職を充てております。

○ 議長 幸地猛

9番棚原哲也議員。

○ 9番棚原哲也議員

ただいま町長の方から答弁がありました非常勤の特別職ということであれば議会の参与の配置についても議会の承認が必要かと思えます。これについて次回の議会に提案するおつもりなのか、今議会で上程の予定なのかお伺いします。

○ 議長 幸地猛

儀間由紀総務課長。

○ 総務課長 儀間由紀

非常勤特別職の政策参与の配置についての上程は議会に上程する必要はありませんが、非常勤特別職の報酬については、今議会の追加議案で非常勤特別職報酬条例の一部改正の議案を提出する予定です。

○ 議長 幸地猛

9番棚原哲也議員。

○ 9番棚原哲也議員

次に、政策参与の配置目的が重要課題の解決や事業推進のためにとの答弁がございました。重要課題の解決それから事業推進ということにつきまして、参与の担当する職務等々についてお伺いしたいと思います。

○ 議長 幸地猛

大田治雄町長。

○ 町長 大田治雄

ただいまの質問にお答えします。今回の政策参与については、この1年間久米島モデルの実現に向けて国と町含めていろんな調整作業をやってきましたが、なかなか県の方が事業団体としてなかなか前進がなかったものですから、これを県の方をいかに巻き込んでこれを事業主体としてやるかというのが今回の政策参与の役割、この担当をさせるためのものに考えております。先ほどの同僚議員からの質問にあった、久米島近海の海底資源のものについても、港湾の整備においてもこれもまた県国とのパイプ役が非常に重要になってきますので、そのへんの将来計画も見据えたかたちで限られた期間にはなるかと思うんですが、そういう目的を持って、今回の参与の位置づけをやっていきたいと思っております。

○ 議長 幸地猛

9番棚原哲也議員。

○ 9番棚原哲也議員

参与の配置について、先ほど町長の方から沖縄県内に市の配置状況について説明がございましたが、県内の類似町で、人口それから予算規模で類似の町村で配置の事例があればお伺いしたいと思います。

○ 議長 幸地猛

儀間由紀総務課長。

○ 総務課長 儀間由紀

現在ちょっと知る限りでは町村での政策参与の配置はないと思います。もう少し詳しく調べてみないとわかりませんが、現在のところそういう情報は入っていません。

○ 議長 幸地猛

9番棚原哲也議員。

○ 9番棚原哲也議員

次に、参与の配置について県職OBを検討していると答弁がございました。これにつきましては退職されて何年目の人材なのか、また県の職員時代にはどのような職務に付かれていた方なのか、お伺いしたいと思います。

○ 議長 幸地猛

大田治雄町長。

○ 町長 大田治雄

お答えしますが、現段階では具体的なものは公表できません。今先方との調整を進行中でありまして。この議会の合間を見て本人に合せて、ある部長さんから推薦をいただいた方でありまして、それなりの知識経験、豊富な職員を予定しております。

○ 議長 幸地猛

9番棚原哲也議員。

○ 9番棚原哲也議員

あと1点ですね。参与職の給与については非常勤採用の給与については議会議決事項ということで説明がございましたが、特別職本町には町長、副町長いらっしゃいますが、参与職を採用する場合に、どのぐらいの報酬を想定されているのかお伺いします。

○ 議長 幸地猛

儀間由紀総務課長。

○ 総務課長 儀間由紀

現在、県、南城市、糸満市等に施策参与が配置されておりますが、糸満市などの事例を参考に制度を予定しております。因みに糸満市では、日額1万5千円ということで決定しております。

○ 議長 幸地猛

9番棚原哲也議員。

○ 9番棚原哲也議員

次に、元町職員の横領事件についてでございます。一般会計とさとうきび振興協議会を含め約4千400万円の損害が確定との答弁がございました。まず1点目に、今議会でさとうきび振興協議会への損害賠償金の決定とあります。全額これにつきましては、さとうきび振興協議会への損害賠償、これ全額町が負担との考え方でよろしいでしょうか。

○ 議長 幸地猛

儀間由紀総務課長。

○ 総務課長 儀間由紀

今回、議会に追加議案として上程する予定にしておりますのは、さとうきび振興協議会が今回の事件によって被った損害金全額を町が賠償するという案でございます。

○ 議長 幸地猛

9番棚原哲也議員。

○ 9番棚原哲也議員

さとうきび振興協議会の構成団体でありますJA、それから久米島製糖へも昨年、町が立て替え返還した補助金の負担につきまして、再度、両団体に負担を求めていく考えはないのかお伺いいたします。

○ 議長 幸地猛

儀間由紀総務課長。

○ 総務課長 儀間由紀

昨年度、補助金返還のための一時的な立て替えとして、町が補助金返還分を負担金として一時立て替えをしております、これについては今回のさとうきび振興協議会への賠償金と相殺というかたちになるかと思っております。以前も負担金の構成団体での等分での負担というお話もあったんですが、いずれにしても今回の事件では久米島町の職員が事務局を担当しておりましたので、久米島町の民法715

条に基づく使用者責任に基づいて町が賠償する責任が出てきますので、それについてはまとめて、さとうきび振興協議会に賠償するというかたちになります。特に構成団体が負担をしたりとか、そういったことはないということになります、このお答えでよろしいでしょうか。

○ 議長 幸地猛

9番棚原哲也議員。

○ 9番棚原哲也議員

さとうきび振興協議会の構成団体であるJAそれから久米島製糖、JAの理事長それから久米島製糖の社長へも町長、自ら昨年負担要請をしたという経緯がございますが、その当時、町の職員が犯した事件だということで負担できないということで、昨年は負担できないということで回答されております。再度、町長それから町執行部それから議会として両団体のトップにあって負担要請をする考えはないのかということでございます。

○ 議長 幸地猛

儀間由紀総務課長。

○ 総務課長 儀間由紀

負担を要請する前に、損害金については例えば久米島さとうきび振興協議会に対して賠償をしなかった場合、町がですね、その場合には構成団体で債務を引き受けるかたちになるかと思っておりますが、その場合においては構成団体から民法715条に基づく使用者責任での損害賠償請求をされてもおかしくない状況になりますので、結局は同じ事ということで町としてはまとめてさとうきび振興協議会に対して損害賠償を行うということで計画しております。

○ 議長 幸地猛

9 番棚原哲也議員。

○ 9 番棚原哲也議員

再度、同じような質問になりますが、昨年断られた J A と久米島製糖に対して昨年断られた負担金の負担要請を再度行う考えはないのかということです。

○ 議長 幸地猛

大田治雄町長。

○ 町長 大田治雄

この件に関しましては、去った、さとうきび振興協議会の総会でそれぞれの構成団体も参加して、この額の確認をしております。詳しいことについては、来る23日に訴訟関連の勉強会が弁護士を入れてありますので、そのときに細かい調整については、その性質の流れ等においては弁護士の方からしっかり説明をしていく予定でありますので、今回の答弁しているとおり行政としては、この方向でいくということでの予定であります。

○ 議長 幸地猛

9 番棚原哲也議員。

○ 9 番棚原哲也議員

次に、損害賠償請求の訴えとの答弁がございました。今議会に損害額の確定を上程して議決されれば、その後に民事訴訟の提起ということになるのかをお伺いします。

○ 議長 幸地猛

儀間由紀総務課長。

○ 総務課長 儀間由紀

今回、追加議案で上程する予定のものは、相手方に対して全額の損害賠償請求の民事訴訟を起こす訴訟の提起の議案でございます。

○ 議長 幸地猛

9 番棚原哲也議員。

○ 9 番棚原哲也議員

次に損害金の回収についてでございます。

民事訴訟で提訴して勝訴しても元職員であります被疑者本人の財産または経済状況を見た場合に、あるいは本人が自己破産した場合は損害金の回収は大変厳しくなるとおられます。損害金の回収に向けて第三者を介してでも身内、それは親族との接触を図るべきだと思いが、町長の今後の取り組み方針をお伺いしたいと思います。

○ 議長 幸地猛

大田治雄町長。

○ 町長 大田治雄

今現在、私が言えることは、今回、今進めておりますいろんな手続、顧問弁護士を中心にやっています。あくまでも法律に則ってやるべきことをどうやるかということをやります。これは今言うように被疑者が破産宣告をするとかいう、それも制度上はできないようになっているようです。これはいつまでも返済が終わるまで、町の予算においても数字上表れてきます。

○ 議長 幸地猛

9 番棚原哲也議員。

○ 9 番棚原哲也議員

ただいま町長から答弁ございましたが、島内に親もその祖父も親族がいます。そういう方々は賠償義務は法的にはないと思うんですが、同義的に賠償する気持ちがあれば、その人たちに直接会えなくても第三者を介して、その身内に会って少しでも回収見込みがあればそういう行動を取った方がいんじゃないかと思いますが、それについて考え方をお伺いします。

○ 議長 幸地猛

大田治雄町長。

○ 町長 大田治雄

今おっしゃることは民間とか個人レベルでしたらそういうことも可能ですが、お互いの公的機関の場合、そういう法律に沿った形の処理をしていかないと逸れたことするとまた逆に先方からのいろいろ訴えられる可能性もありますので、そのへんはしっかり顧問弁護士と調整しながら進めていきたいと思えます。

○ 議長 幸地猛

9番棚原哲也議員。

○ 9番棚原哲也議員

以上を確認しまして私の質問を終わります。

(棚原哲也議員降壇)

○ 議長 幸地猛

これで9番棚原哲也議員の一般質問を終わります。

休憩します。(午前11時47分)

○ 議長 幸地猛

再会します。

午前に引き続き会議を開きます。

(午後1時30分)

儀間由紀総務課長。

○ 総務課長 儀間由紀

先ほどの午前中の棚原議員の質問で、プロジェクト推進室の課への変更の時期についてですが、3月8日に行われました3月定例会の議案第19号で、久米島町課設置条例の一部改正についての議案が出されておまして、そこでプロジェクト推進室を課に変更ということになっています。この条例については4月1日の施行で公布もされております。

○ 議長 幸地猛

3番平良弘光議員。

○ 3番 平良弘光議員

私の方から5点ほど質問をさせていただきます。まず1点目、宇江城城原の一部農道が大雨が降るたびにユーラルが流され、凸凹の箇所があり牧草等を積んだ車両の通行に支障が出ている。

2番目、儀間ダムについて。儀間ダムが満水により、上流部分にどのような影響があるか調査をする必要があるのでは無いか。これについては満水時に上流にある畑の一部が崩落の危険があるということです。

その関連事項として、町管理の貯水池の管理について。比嘉池に通じる農道が荒れ放題の状況になっているがダムの管理に支障はないか。

3点目、松の植林について。久米島の業者から沖縄県緑化種苗組合に松の木の苗についての問い合わせがあったという話を聞いています。外部から久米島への持ち込みが可能なのか。

4点目、サトウキビ振興協議会の事務移管について。現在産業振興課内にあるサトウキビ振興協議会の事務を、JA久米島、久米島製糖株式会社と協議をし再度調整をする必要があると思うが。その関連事項として平成30年度については、予定通り国からの補助金の活用が可能なのか。

5点目、牛の処分について。本町でも畜産の生産力が右肩上がりとなっていて、頭数も増えてきています。それに伴って、病気やその他の理由により、死亡する牛の頭数も増えてきています。その処分場の必要性についてどう思うか。答弁をお願いします。

○ 議長 幸地猛

大田治雄町長。

(大田治雄町長登壇)

○ 町長 大田治雄

3番平良弘光議員の質問にお答えします。まず1点目の農道整備について。質問箇所の上り道現場を確認したところ、上り道の奥側にサトウキビ畑があることから、関係課と協議のうえ、凸凹箇所を再生材で補修対応したいと考えております。

2点目の儀間ダムについて。儀間ダムの満水による影響調査については、平成26年2月7日から平成27年3月末の間に供用開始に向け試験的にダム貯水池の水を最高水位まで入れ貯留後、最低水位まで下げることにより、ダム本体及び貯水池周辺等の安全性を確認する目的の試験湛水を実施しており影響は無いと考えております。

比嘉池堤体道路については、比嘉池が儀間ダムの流域でもあり、仲里土地改良区の取水や上下水道課の緊急時対応水など利用目的が多岐にわたることから三者で協議し管理や除草について検討していきたいと考えております。

3番目の松の植林について。沖縄県松くい虫の防除に関する条例及び久米島町への松の伐採木等の移動の制限に関する条例により、松の伐採木等の移動については届け出が必要であります。松の苗木の移動についての規制はありませんが、公共事業については、島外からの松の持ち込みは行っておりません。

4番目のサトウキビ振興協議会の事務移管について。久米島さとうきび振興協議会の事務局については、構成団体で輪番制で担当できるか継続審議となっております。今後も協議会で引き続き協議してまいります。

補助事業については、従来通り沖縄県病害

虫防除技術センターから病害虫発生予察注意報が発表されましたら、補助事業が活用されます。

最後に、牛の処分について。家畜の死骸は廃棄物の処理及び清掃に関する法律と化製場等に関する法律で適切に処理しなければならない。とされております。久米島町には、現在その処理できる施設がございませんので、久米島町食肉センター施設建設検討委員会の中で屠畜場の整備時に併せて整備出来ないか協議を進めてまいりたいと思っております。

(大田治雄町長降壇)

○ 議長 幸地猛

3番平良弘光議員。

○ 3番 平良弘光議員

再質問を行います。まずは農道整備について。今回質問に出した箇所については、去年も再生材をして舗装して補修を行っております。しかし、大雨が降るたびに表土が流されて全然効果が出ていないということで今回質問を出させてもらってます。建設課に確認したところ、牧草とサトウキビは補助事業での採択はなかなか厳しいとの話を聞いています。その理由について大田課長、どのような点から牧草とサトウキビは採択が厳しいのか、分かる範囲内でお願ひします。

○ 議長 幸地猛

大田喜秀建設課長。

○ 建設課長 大田喜秀

補助事業の採択については何度も言っているんですけど、経済効果、要は投資の金額に対してその団地が、これ以上の効果があるかという判断、1に対して0.99までは採択はできません。サトウキビと牧草はいわゆる我々がいま採択で理由としているのは、花卉や

園芸等の粉塵です。車が走ることによってそこに砂煙等々で付加価値が落ちるということで効果が上がるということでやっているんですけど、サトウキビと牧草だけは粉塵の効果が全くありません。そういう理由で採択基準には満たさないということです。

○ 議長 幸地猛

3番平良弘光議員。

○ 3番 平良弘光議員

現在本町においてはサトウキビあるいは畜産が農業の売上げの1位2位を占めていて第一次産業を支えている状況にあります。その中で農道整備での採択に必要な評価が低いという話がありましたが、それからすると将来的に本町における農道整備は進んでいかなことが十分考えられます。今後は中山間地域の実情を考慮したかたちでの採択に向けて、県または国の機関等へ、これは町長に質問するんですが、本町の首長として訴えていく必要があると思います。そのことについて町長の考えをお願いします。

○ 議長 幸地猛

大田治雄町長。

○ 町長 大田治雄

お答えしますが、いま農道の整備についてはほ場整備地区内においては順次優先順位を追って整備しているんですが、こういう離れの道路については、いま担当課長からあったとおり採択基準の縛りがあって、なかなか採択できないということではありますが、その他いろんな方法が今後においても模索しながら現場を確認して処理したいと思います。

私個人的に思うには、やっぱり真ん中側がちよっと凹んでいるような道路が結構ありますので、その両サイドをバックホーあたりで

剥がして水がサイドに流れるような方法をとった方が無難だと思いますので、再生材を使うにしても、そういう工夫が必要だと思っております。

○ 議長 幸地猛

3番平良弘光議員。

○ 3番 平良弘光議員

いま町長からあったように再生材を使って補修するにしても、ただ引いてローラーで転圧をかけるだけではなくて、十分大雨にも対応できるようなかたちで対応して欲しいと思います。

それでは、次2番目の儀間ダムについて再質問を行います。儀間ダムの満水による影響については私も畑の耕作者と一緒に現場を確認しました。確かに畑の一部が崩落していましたが、先ほどの答弁の中でダム本体及び周辺の安全性には問題ないというお話がありましたが、この問題については今後儀間ダムの状況を確認しながら、私たちとしても直接県へ訴えていきたいと思っています。また、担当課、建設課においても今後はこのことを念頭において建設課と水道課両方で、このことを念頭において注視していただきたいと思います。それについてまずは建設課長からお願いします。

○ 議長 幸地猛

大田喜秀建設課長。

○ 建設課長 大田喜秀

25年にダムが完成、完全に完成ではないですが、水溜めれる状態になってから25、26、27と建設課で一応管理はしていました。28、29は水道でやっています。20年1年目から儀間川総合開発事業ということで、これはダムを造る際に法定手続きで1年目から9年まで

調査しなさいという河川法の中に基づいてやっています。これは単年度、単年度で冊子が来て環境調査はやっていますので、今の話の箇所もダム事務所に伺ったところ、河川で儀間ダムの水位が天上まで上がるだろうという、影響が出る範囲までは国土交通省名義で用買は済んでいると。なので今の現状ではそこまでの影響はないであろうということですが、やはり平良議員が言ったところはちょっと凹んでいる土地であるので、そういう影響調査については県のダム担当者としても気をつけていただきたいということで申し入れはしてあります。

○ 議長 幸地猛

3番平良弘光議員。

○ 3番 平良弘光議員

今後よろしくをお願いします。

では、次に比嘉池周辺の管理についてですが、池本体はもちろんのこと、そこへ通じる農道も儀間1号から比嘉への迂回路としての利用されてきます。また、消防活動の林野火災等が発生した場合の消火水としても十分使用が可能となってきます。そこで消防長に伺います。現在この比嘉池が消防の指定水利として登録されているか、そのへんお願いします。

○ 議長 幸地猛

浜元浩消防長。

○ 消防長 浜元浩

ただいまの平良議員のご質問にお答えします。比嘉池については現在指定水利ということで消防水利ということでの指定はされておられません。町内の主な消防水利としては防火水槽そして消火栓と併せて160カ所に設置されているわけですが、その他の水利として指

定水利ということで3カ所の施設を指定して消火活動時の活用として水利を指定しております。いまご指摘のとおり比嘉池については消防水利には指定されておませんが、今後先ほどもありましたように消防活動上、水利の確保は非常に重要であります。そのへんも今後また現場の調査、そしてまた管理者等と協議、調整する必要があるかと思っておりますので、今後そのへん検討をしていきたいと思っております。

○ 議長 幸地猛

3番平良弘光議員。

○ 3番 平良弘光議員

いま消防の指定水利の話が出ましたが、指定水利とは常時40m³以上の水を保有するもので、消防ポンプの接近しえるものであると書かれています。このへん消防においても所有者と協議して指定水利に向けた話を進めてほしいと思います。

それでは、ダム本体はおそらく水道課で管理になると思うんですが、今回の質問を受け、今後どのようなかたちで対応していくか、そのへんのところお願いします。

○ 議長 幸地猛

上里宏美上下水道課長。

○ 上下水道課長 上里宏美

先ほど建設課長がおっしゃるとおり建設課の方とうちの方が突堤、いま管理をしています。現在棚原議員のおっしゃる場所を私達も現場へ行きました。失礼しました、平良議員の質問場所に行きました。そしたら建設課長が言ったみたいに畑、ダムに向けて若干の勾配がついてるということでもあります。

現在この場所、建設課の方で担当していた職員、そして現在うちの職員、やっている方

々に大雨の際の被害はなかったのかと確認をしたら、ここでの被害というかたちは経験がないということでありました。そして関係、土地改良の方にも聞きにいきましたら、現場の担当の方が、そういう状況は把握していないとかたちであります。しかし、建設課長がおっしゃるとおり私も見て若干、満水時にはどうかなということを感じますので、今後大雨、儀間ダムの方に時間帯で毎秒3t入るような形であれば警報が入るようになっていきます。その時点には職員と共々その現場の方も目を通しながら注意していきたいと思っています。

○ 議長 幸地猛

3番平良弘光議員。

○ 3番 平良弘光議員

続いて、比嘉池の前を通る農道について建設課長へお願いします。この農道については本来集落外作業でやるか、また他の方法があるのか、担当集落と調整が必要になってくると思います。しかしながら現在の状況を見ると、ススキやいろいろな木が生い茂ってとても草刈機で草を刈りただけで済む状況ではないということになっています。そこについてはまた一旦重機等を入れてやらないと同じような繰り返しになってしまうということになると思います。そこで建設課長の今後の対応として、この農道の対応として、どのような考えをもっているかお願いします。

○ 議長 幸地猛

大田喜秀建設課長。

○ 建設課長 大田喜秀

いま町長の答弁にもありますように、儀間ダムの流域でもあり、仲里土地改良区の水系でもあり、水道課の非常時の取水池でもあり

ますので、県ダム担当班と仲里土地改良区、仲里の中部地域の環境保全の会という会がありまして、そこと連携して、県のダム事業所からもバックアップできないかということで3者でもってやろうということで協議をしています。堤体本体は農道という機能は全くないので、比嘉池の堤体道路ですけど、そこから先に農道的な機能をもつ道路があります。それも里道となっています。なのでこのへんも含めて3者と県も含めて協議はしていきたい。去年までは多面的でやっていたそうです。取水が全くなくなったために、その多面的でもちょっと手放してしまっていると。今回調査して仲里中部の方で保全の会でできないか相談をしてみるということでした。

○ 議長 幸地猛

3番平良弘光議員。

○ 3番 平良弘光議員

これについてももしっかり対応してもらいたいと思います。

続いて、3番目の松の植林について再質問を行います。現在久米島町には松くい虫は発生していないという話を聞いたんですが、保全課長、松くい虫の発生は久米島はどうなんですか。

○ 議長 幸地猛

保久村学環境保全課長。

○ 環境保全課長 保久村学

ただいまの質問にお答えします。松くい虫、マツノザイセンチュウという虫なんですけど、これにつきましては現在久米島の方では発生しておりません。ただ、それを運ぶマツノカミキリムシがおりまして、そちらの方が久米島の方では以前からおります。これにつきましては町の方でも調査をしながら防除等も行

っております。

○ 議長 幸地猛

3番平良弘光議員。

○ 3番 平良弘光議員

やっぱり害虫を水際で止めるということを考えると、公共工事等があれば十分そのへん確認しながら島外以外からは持ち込まないとかたちをしっかりとってほしいと思います。

では続いて、4番目のサトウキビ振興協議会の事務移管について再質問を行います。現在は役場の産業振興課で事務を行っているわけなんですけど、以前はこの事務はどこが担当していますか。産業振興課長お願いします。

○ 議長 幸地猛

佐久田等産業振興課長。

○ 産業振興課長 佐久田等

ただいまの平良議員の質問にお答えします。サトウキビ振興協議会が発足したのが昭和63年の4月23日でございます。その時から合併まで久米島製糖工場さんの方が事務局となって運営しておりました。

○ 議長 幸地猛

3番平良弘光議員。

○ 3番 平良弘光議員

久米糖が事務を担当していたという話なんですけど、久米島製糖さんが事務を移行した経緯、どういう理由があって久米糖が引き受けたのか、そのへん分かるのであればお願いします。

○ 議長 幸地猛

佐久田等産業振興課長。

○ 産業振興課長 佐久田等

発足当時の職員も残っておらず、現在の担当から確認したところ、その時は病害虫防除

等の補助事業もなかったのが製糖工場の方で事務局を担ったんじゃないかという答えがありました。

○ 議長 幸地猛

3番平良弘光議員。

○ 3番 平良弘光議員

この補助事業がサトウキビに限定した補助事業であるということを考えると、農家の個別情報などを共有していることと、その効果によってサトウキビが増え、直接利益を得ることができる久米島製糖、またはJA久米島あたりが受け持つのが妥当な線ではないかというふうに思っております。

先ほどの答弁の中で輪番制でできないか継続審議になっているという話がありましたが、ぜひ31年度の事務移管を目指して構成団体において建設的な協議を行ってほしいと思います。これについて町長の考えをお願いします。

○ 議長 幸地猛

大田治雄町長。

○ 町長 大田治雄

ただいまの質問にお答えしますが、この件に関しましては先だつてのサトウキビ振興協議会の中で、その他の協議事項の中でこの案を担当課から提案しております。この1年、30年に1年をかけて、このワーキングチームでどういう方式が一番ベターなのかというのを見いだして31年に向けて取り組もうということでもあります。製糖工場さんが以前やったときには、補助事業を導入する場合は担当する製糖工場では、これは補助の内容からすると取り扱いができないと言われてやったということでもありますので、そのへんの当時の規程等があるかといえ、それもいまはつきり

言えないということをしていましたので、一応仕切り直して1年かけて次の方法を検討させたいと思います。

○ 議長 幸地猛

3番平良弘光議員。

○ 3番 平良弘光議員

では次に、5番目、牛の処分について再質問を行います。牛の処分については先ほど答弁にあったように法律で厳しく規定されています。これもと畜場と併せて整備するという答弁がありましたが、と畜場について現在この整備に関して話が進んでいるのか、やるとしたらどの時点で協議会の中に話をもっていこうとしているのか、そのへんお願いします。

○ 議長 幸地猛

佐久田等産業振興課長。

○ 産業振興課長 佐久田等

と畜場に関しましては去った28年度の決算の特別委員会でも玉城議員さんから費用対効果等と沖縄本島に運んだ方がいいのかとか、そのへん含めて検討したらどうかという質問もありました。我々としても本当にどの方がいいのか、検討委員会で議論を深めて、新築、それとも沖縄本島でと畜等々考えていきたいと思っています。

また、担当課としては出来れば島内にと畜場を新築しまして、もし送るとなれば密殺等々いろいろ出てきますので、そのへんからまた食中毒とかいろんな問題が出てきますと、それはまた大きな問題となりますので、担当課としては新しくと畜場を整備して、その中でそういう豚や牛、山羊等、死んだものも処理できないか検討していきたいと思っています。担当と何名かで先進地、県内の離島視察にも行った話も伺っておりますので、そのへんの

状況も踏まえて進めていきたいと思っています。そしてまたどのぐらいの規模にするかも参考にしていきたいと思っています。

現在のと畜場が大型の牛や馬が1頭、その他の豚や山羊が17頭の処理能力で造られておりますので、またそのへんは今後どうするかも含めて検討させてほしいと思います。

○ 議長 幸地猛

3番平良弘光議員。

○ 3番 平良弘光議員

この畜産については、一旦病気が地域で発生すると本当に致命傷になりかねないという部分があります。この問題については本当に危機感をもって対応していかなければいけない問題だと思います。これについて町長の考えをお願いします。

大田治雄町長。

○ 町長 大田治雄

お答えしますが、今のと殺場とのセットが出来るかどうか、これ逆に言えば非常に危ないですね。病気をもった牛がいた場合に、食べる衛生上の問題と絡めた場合どうなのかと。そのへんもしっかり担当課の方と調整させていただきたいと思っています。

そして、基本的にはと畜においては、大型動物においては共済の制度で事故があった場合は共済の適用になっているかと思いますが、そのへんをもう少しどうなるのかというのもしっかり担当課の方と確認させてから調整してもらいたいと思います。

○ 議長 幸地猛

3番平良弘光議員。

○ 3番 平良弘光議員

4月から人事異動によって新しい体制で業務が始まります。ぜひこの議会等で上げられ

た問題については事務引き継ぎをちゃんとして引き継いでいってほしいと思います。

以上で私の質問は終わります。

(3番平良弘光議員降壇)

○ 議長 幸地猛

これで3番平良弘光議員の一般質問を終わります。

次に、8番喜久里猛議員。

(8番喜久里猛議員登壇)

○ 8番 喜久里猛議員

それでは、早速通告書に従って質問させてもらってから、その後再度細かい部分について質問したいと思います。

まず、民泊のあり方なんですけど、久米島の民泊数と受入可能人数は何人か。29年度受入数と30年度の受入数はどうなっているか。

民泊部門は、観光協会のどの位置にあるか。商工観光課・観光協会・民泊部門が新規(30年度)の受入で営業はしたか。ということの質問でございます。

2番目、久米島西中学校の制服について。久米島町立の中学校で、制服に値段の差はないかということでもあります。あれば、その理由は何か。見直しの必要はないか。ということでの答弁をお願いしたいと思います。

3番目は、新しい農産物の共済についてでございます。当久米島ではイモ・ジャガイモ・ラッキョー等、新しい農産物が増えてきているんですが、残念ながら共済制度がないということを知っています。農家が安心して生産出来るように共済制度が必要ではないか。という質問でございます。

○ 議長 幸地猛

大田治雄町長。

○ 町長 大田治雄

それでは、8番喜久里猛議員の質問にお答えします。私の方では1番と3番目をお答えいたします。まず、民泊のあり方について。観光協会に確認したところ、平成30年2月現在、民泊を受け入れる民家の登録件数が38件、受入可能人数は381名ですが、申請中の1軒が追加されると、39件となり384名の受入が可能とのことでした。受入実績については、1,082名との報告がありました。また、平成30年度における修学旅行の予約件数は7校となっており、うち民泊及び民宿利用は1校となっております。

民泊の受入は、観光協会の業務として位置づけられております。観光協会においては、日常的な観光案内や観光事業者への対応、誘客活動のほか、主な事業として離島活性化促進事業、修学旅行及び民泊、島の学校、アレルギー対応、空港案内など各業務に担当者を配置して取り組んでおります。

平成29年度に実施した営業活動は、県外において修学旅行や体験型観光の商品など観光協会が実施しております。町においては、観光協会から町職員の同行が効果的だとされる訪問先について同行するようにしております。

3番目の質問ですが、新しい農産物の共済について。農業共済制度は、農業災害補償法で被害の一定割合を補償することを定めた法律となっております。沖縄県での畑作物共済対象品目は、サトウキビとなっております。現在、甘しょ・ジャガイモ及びラッキョー等は沖縄での対象作物に入っておりません。農林水産省に問い合わせたところ、新たな作物の追加には政令の改正が必要と回答がありました。

(大田治雄町長降壇)

○ 議長 幸地猛

吉野剛教育長。

(吉野剛教育長登壇)

○ 教育長 吉野剛

喜久里猛議員のご質問、久米島西中学校の制服についてお答えいたします。制服の値段差としましては、夏服・冬服合計で男子の制服で西中が6千800円、女子の制服でも西中が9千350円程高くなっております。主な差としましては、西中男子は、冬服の長袖シャツとズボンが主な金額差となっています。女子の場合は、冬服の西中のブレザーと球美中のセーラー服との金額が主な差となっています。

中学校の制服につきましては、開校準備委員会を立ち上げその中で決定しており、見直しについては、それぞれの学校で生徒、保護者の意見をもとに決定すべきものであると考えます。

(吉野剛教育長降壇)

○ 議長 幸地猛

8番喜久里猛議員

○ 8番 喜久里猛議員

まず、民泊なんですけど、久米島で民泊が始まってほぼ4年、今年で5年目に入りますかね。町の観光増収を目的に民泊をやろうということを受けまして観光協会が一生懸命になってやっと39件までになりました。当然、民泊は引き受ける方々につきましては、これは県の検査がありますね。火災報知器、車の任意保険の加入義務等々、2個以上の洗面台、いろいろの規制がありまして、その中で金をかけられる分には金をかけて民泊は準備してきたわけですよ。

ところが、民泊は久米島が5年目に入り、

私は最初からやっているわけですが、最近につきましても1件の申請中ということで非常に期待したわけです。久米島の観光の手助けになればということでやってきているわけです。

最近になりまして、その民泊が存続の危機に陥っていると。私も継続してあると思っていました。民泊事業は右肩上がりに行くと思っていました。ところが、29年度これ見ますように1千80何人かいましたが、今回につきましては人数が書いていないんだが1件しかない。この人数を教えてください、商工観光課長。であります。なぜこうなったかということなんですよね。この答えを見ましても、その答えが出てきていないんです。

私ははっきり申し上げて、役場行政の商工観光、観光協会、民泊部門の3者の協議不足、認識不足、コミュニケーションのなさ、これだと思います。片方は一生懸命やって片方は知らんぷりしている。とりあえずは順次回答していきます。その中で今の30年度の人数と、下の方で観光協会や町の同行が効果的とされる訪問先については、同行するようにしておりますということになっているんです。玉虫色で、実際やった同行したんだったら何処の学校に行って何人いったのか。これは観光協会も民泊も一緒に3者一緒になって行ったのか。そのへんの回答からまずお願いします。

○ 議長 幸地猛

新里剛商工観光課長。

○ 商工観光課長 新里剛

まず、30年度の民泊の確定している人数ですが75名となっています。残り6校についてはまだ宿泊形態が確定しておりません。

それから、町それから観光協会との連携不足とのご指摘でございますが、情報交換、共有はずっとしているつもりであります。といいますのは、予算については町の方でしっかり支援を行うということで、その仕様についてですが、やはりその中で営業、誘致に関するものであれば、じゃあ何処の学校に行くのか、どういう内容で行くのか。昨今の民泊の需要が高いエリアはどこなのか等も含めて話はしてきております。そういう指導もしながら町としては取り組んでおります。

町の中でこういったところを一緒に行っているかというところなんです、これまでまずは学校等については関西地区で行っておりますが、学校名は手元にございませませんが、旅行社等も訪問したことがございます。一番に修学旅行フェア、これは県が主催して関東地区、関西地区、29年度においては福岡県のエリア、九州地区がございます。それから、北の東北の方では仙台ということで、そこは修学旅行フェアについて民泊の担当者、観光協会の担当者、そして町の担当者、私も実際そこに行っておりますが、そういったかたちで誘致については一緒に、このエリアについて、もしくはフェアについては一緒に同行した方が効果的であるということを受けて営業したことはございます。

○ 議長 幸地猛

8番喜久里猛議員

○ 8番 喜久里猛議員

いま商工観光課長の回答を聞きますと一生懸命やっている感じを受けるのだが、私なりの民泊の経験者、やっている人間として、あるいは町民として、全然民泊事業が上手くいっていないということを聞いているんです。

それを受けての質問なんです。私も証拠があるわけじゃないので、ただ憶測でものを言うのはあまり好きではないんですが、まずもう1つ、先だって特別委員会終わりましたのでおそらく30年度予算は29日の本会議で可決されます。具体的に町から観光協会へ流れる金額はいくらか。その金額のうちの民泊に流れるのはいくらか。その民泊に流れる金額で民泊をやっている職員の給料、人件費を賄えるかどうか、そのへんを教えてください。

○ 議長 幸地猛

新里剛商工観光課長。

○ 商工観光課長 新里剛

まず、予算の額ですが、すみません手元に無いので。休憩をお願いします。

○ 議長 幸地猛

休憩します。(午後2時13分)

○ 議長 幸地猛

再開します。(午後2時14分)

新里剛商工観光課長。

○ 商工観光課長 新里剛

民泊に対する事業につきましては、1千7万円となっております。それから、観光協会の体制強化でございますが、858万8千円となっております。まず、民泊に関連する事業費ですが、内容として1千万円の内訳、概略的なものなんです、まず人件費です。こちらの方が1人分となっております。それから、営業活動費、各学校エージェントを回る予算等を付けておりまして、こちらの方も内訳手元にないんですが、観光協会の方で計画に沿った、見積もりに沿った予算を組んであります。

○ 議長 幸地猛

8番喜久里猛議員

○ 8番 喜久里猛議員

○ 議長 幸地猛

新里剛商工観光課長。

○ 商工観光課長 新里剛

この件に関して全く行ってないということではなくて、何度もその担当者にも声をかけて状況、それから元々民泊については目標があってそれに取り組む。その取り組みにあたってはどのような動きをした方がいいのか。町として何がいま必要なのかを含めてやっているのも事実ございますが、それをいまの段階としては結果が厳しいといえますか、現状としては修学旅行としては何件かこれまでどおりあるんですが、民泊の方が見えてないというところで、改めて民泊に向けての取り組みといえますか、流れを確認しながら、また話を改めてこれまでの流れを精査しながら取り組んでいきたいと思えます。

○ 議長 幸地猛

8番喜久里猛議員

○ 8番 喜久里猛議員

せっかく立ち上げた民泊事業ですから成功するように行政も我々も町民も努力していきましょうよ。これはさっきも繰り返すようですが本当にいい事業であるし、久米島を元気にしますよ、特にオジーオーバーを元気にしますよこの事業は。ということでこの質問は終わりたいと思えます。期待します。

次に、制服なんですが、西中でこれだけ差があるとは私は正直思いませんでした。差があるということは聞いていました。びっくりですね。西中は6千800円、男子。女子が9千500円高くなっていると。これ間違いないですよ。その差は書いてあるんだけど、その理由として、冬服に西中のブレザーと球美中のセーラー服との金額が主な差となっていま

すとあるが、なんでセーラー服でそういう差が出るんですかということなんですよ聞きたいのは。このへんもう少し詳しく説明できますか。

○ 議長 幸地猛

吉野剛教育長。

○ 教育長 吉野剛

お答えいたします。主な差ということで、詳しくは一次答弁ではしてませんが、もっと詳しくいいますと、まず、男子の場合は夏服のズボンが西中は8千800円。球美中学校はズボンが5千700円。この差が3千100円西中の方が高いです。冬服に関しては西中はブレザーです。中から着る冬服の長袖シャツが必要となります。球美中の場合は長袖シャツは要りません。長袖シャツが3千500円なので、これだいたい6千500円ほどの差がここで付いたということです。女子につきましては、ブレザーとセーラー服の差で、西中の女子のブレザーが1万7千600円、球美中のセーラー服は8千800円、約2倍の差になっているという差になっています。

○ 議長 幸地猛

8番喜久里猛議員

○ 8番 喜久里猛議員

まだちょっと理解できない納得できない。両方とも久米島町立ですよ。西中は合併統合して10周年、球美中は5年になるかな。その時に西中は私もタッチしたんじゃないで報告は聞いたんですよ。制服こうなりますと。この中に女子かな袖が入っていませんかデザイン。球美中は入っていますか。入っていないと思えます。私も見ていないけど入っていないと思えます。この差じゃないかなと。西中が比屋定、具中合併してできた時点からも

う既にその何年か後には仲里はおしましよう
ということは、これ既成事実ですよ、路線
に乗っているわけですよ。であれば当然制服
につきましても両方と同じようなバランスに
もっていかないと都合悪くなりますよという
ことを皆さんは知っていたはずなんです。教
育委員会は学校を指導する立場だから。この
答えをみるとね、保護者を差別している気が
する。学校も積極的関与し教育委員会も関与
して、いずれ合併しますから差のないような
方法にもっていかないといけないでしょうと
いうことぐらいは頭の中にあつたんじゃない
ですか。その時教育長じゃないからしょうが
ないとしても。ただ、教育者としての状況と
してはこのへんのところ考えるべきじゃない
ですか、どうでしょう。

○ 議長 幸地猛

吉野剛教育長。

○ 教育長 吉野剛

お答えいたします。一次答弁でも述べまし
たが、制服については新しい学校になる場合
には準備委員会というのが設置されます。今
回、西中の場合は比屋定旧中学校、そして具
志川中学校、それぞれ10名ずつの委員が出て、
その中でそれを決定していきますが、基にな
ったのはアンケートです。これは小学校の5、
6年生、大岳、比屋定、清水、そしてそれぞ
れの中学校の1年生、2年生の生徒、そして
その保護者、その生徒と保護者にアンケート
をして、まず新しい制服を設定するかどうか
というのを1回目のアンケートでやっており
ます。そして柄については、今度は2回目に
それぞれの学校の美術担当教諭、そして家庭
科担当教諭、生徒指導担当教諭、お互い3名
ずつ出て、新たに小委員会をつくりまして、

そこでデザインをいろいろと出し合いまし
て、これを3つ選定して、それを更にそれぞ
れの学校で前と同じように、小学校5、6年
生、中学校1年生、その保護者にA、B、C、
3案の中からどれがいいかといったようなこ
とをまたアンケートしまして、その結果を基
に準備委員会で平成18年度に決定したとい
うことです。

球美中の場合なんですけれど、球美中の場
合も同じようにつくりかたに関しては開校準
備委員会でアンケートをして、それを基につ
くる、そしてどんなデザインにするというこ
とは決めたというふうに予想されます。

そこで、西中学校と球美中学校の価格の差
がどうなっているかということに関しての話
し合いはもしかしたらなかったかと予想はさ
れます。

○ 議長 幸地猛

8番喜久里猛議員

○ 8番 喜久里猛議員

私は西中と球美中の話し合いはなかったと
いうことよりも、準備委員会が終わって2回
目の制服のデザイン決定準備委員会ですか
ね、検討委員会ですかね、その時に値段が出
たかどうかということを知りたいんです。も
しこのブレザーをした場合にはこれだけ普通
よりセーラー服よりは高くなりますよと。保
護者の皆さんこれでいいんですかと。このへ
んのところは抜けてたんじゃないかと思うん
です。しかも紬のデザインを入れた。当然そ
の金はただじゃないですよ。紬をもらえる
わけじゃないし、刺繍するのもただじゃない
ですよ。久米島紬を発展させるために文化
財の価値を高めるために子ども達の制服にこ
のデザインを入れるのであれば当然球美中に

も入れるべき話なんですよ。ここを聞きたい私は。このへんどうですか。

○ 議長 幸地猛

休憩します。(午後2時28分)

○ 議長 幸地猛

再開します。(午後2時30分)

吉野剛教育長。

○ 教育長 吉野剛

デザインについて、久米島紬が一部分入っているかどうかということなんですが、西中の場合は男子も女子も入っております。襟のここですね。球美中の場合も入っているというふうに思っています。ただ、これは本物の久米島紬をそこにやっているということではなくて、刺繍で入っているということではありません。この久米島紬の面積といいますか、布の、これによって値段の差が出たのではないかというふうには考えられます。

○ 議長 幸地猛

8番喜久里猛議員

○ 8番 喜久里猛議員

そのメンバーの中に私は入っていないので分からないんですが、であれば久米島紬を振興しよう、発展しようという考えの下にそのデザインを使ったのであれば、これは行政がタッチしたということにならないんですか。いまここに至ってこれだけの差が出たということは、これは同じ町立の2校の差がこれだけあるということは保護者が納得しません。なぜかという、この話が出て来たのは去年ぐらいです私の耳に入ったのは。立て続けに3人、4人からきた。なんでワッターの制服高いのと。おかしいんじゃないですか。同じ久米島の学校なのにこれだけの差があるっておかしいと。おまけに生地そのものが非

常に弱いと。前の制服なら弟や妹にあげられたのに今はあげられないと。この子が着ただけでとてもあげられる状態じゃないということを考えて場合に、これはほっておけない問題だなということになってくるんですよ。

町長、仮にこの久米島紬を子ども達に着せてそれを宣伝に使いたかったら、これ行政がもって当たり前ですよ差額は。このせいであればね。私はそのせいじゃないかと、これも原因になっているんじゃないかと思っっている。やはり町立であれば一緒でしょう。これは誰が考えても同じだと思いますよ。保護者が言うように質が良かったらワッターは高くても上等グワァー着るよとは言わないと思いますよ。西中の準備したときに球美中がこんななると思わなかったわけですよ、合併していないわけですから。そういうことになるんじゃないですか。だから僕はこれ今からでも遅くないと思いますよ。なんらかのかたちで統一するような、保護者が納得して買えるような値段にしてほしい。どちらかで回答して下さい。

○ 議長 幸地猛

吉野剛教育長。

○ 教育長 吉野剛

いま調べたところ、紬のワンポイントを入れるのは600円というふうにありますので、これの差ではまずないというふうに思われます。先ほども答弁いたしました、制服に関しては、その学校で生地であるとか、あるいはデザインであるとかというものはやるべきだと思っております。但しそれが社会通念上に極めて一般的な常識から外れているとか、極端に高いとか低いとかいうようなものが出た場合には、これは教育委員会から指導等が

必要だとは思いますが、作る際においてはそこは開校準備委員会の中で話し合いをされて、それぞれの当該校で作るのがあるべき姿ではないかというふうに私は考えております。

○ 議長 幸地猛

8番喜久里猛議員

○ 8番 喜久里猛議員

今の教育長の言葉に私は非常にがっかりしている。6千800円と9千500円、これどうしてべらぼうな差じゃないんですか、大きな差ですよこれ。1千円うちならね、今の紬の600円しかかからないというんだったら、そうだったのかとなるんだけど、子どもの1着につき6千500円も差がついて、これで子ども2人いたらどうなります、1万円余るんですよ。この差があるわけですよ。だからさっきから言っているのはそこですよ。同じ久米島町立であれば同じようにしなさいということなんです。このへんどうですか、本当に皆さんこれで納得するの、これだけ差があつて。答えられますか。しかもお古は下に下げられない状態の生地。私は納得しない、保護者は納得しないと思う、これだけ差がでたら。どうでしょう。町長答えて。

○ 議長 幸地猛

大田治雄町長。

○ 町長 大田治雄

開校時点で、先ほど教育長からあつたとおり開校準備委員会で議論されて選定されたということでもあります。その時点においてはこの議論は当時はなかったと思います。いま結果的にそういういろんな貧困家庭の問題とか、先だつてはマスコミで東京都のある私立学校の制服の値段がべらぼうに高いとかいう

ニュース等もありましたが、そのへんも含めて、例えば母親が西中のPTA、きょうだいまた球美中のPTAがいた場合、確かにきょうだい同士の会話の中でもその学生抱えている場合はそういうお話も出てくると思いますし、今後その差額等については何らかの行政としての補てんができるかどうか、そのへんも担当課含めて議論するべきかと思っておりますので検討させてもらいたいと思います。

○ 議長 幸地猛

8番喜久里猛議員

○ 8番 喜久里猛議員

ぜひそのようにしていただきたい。私はこれ絶対差があつてはいけないと思う。実はこの話がまとまらないんだったら、去年の9月あたりの議会で取り上げたんだけど、3月だから注文されていますよねもちろんね。4月から入学だから。今年は間に合わないということです。ただやっぱり今後の問題として、これは今年中に考えていただいて、次年度からは行政も教育委員会もタッチして不公平さのないような制服にしていきたいということでこの問題は終わります。

次、共済なんです。私が知らなかった答えが出てきました。作物の追加には政令の改正が必要と回答がありましたということなんです。産業振興課の回答なんだが、まずはジャガイモ、ラッキョは別にしてサツマイモなんてのは県の産地認定でもありますし、久米島は指定されているわけです。であればこれを盾に大義名分に農水省に行けばいい話じゃないですか。これで話を終わらせたなら駄目よこれ。回答として農水省として折衝しますというぐらいのことを回答しないと。久米島はいま非常に、町長が非常に力を入れて、サ

ツマイモを特産品にしようと頑張っているわけだから、それにおいて農家が安心してつくれるような体制にもっていくには共済が必要ですよ。どうでしょう農水省行きますか。

○ 議長 幸地猛

佐久田等産業振興課長。

○ 産業振興課長 佐久田等

甘しょの共済制度につきましては、平成28年度でしたか喜久里議員が直接産業振興課に来て、そういう共済もできないのかというお話もありまして、共済組合の南部支所長にその要望もありますので検討できないですかということで28年度も共済組合の方でお話しましたが、今回新たにこの質問が出まして、こちらにいる農業共済の担当に、今後サツマイモとかジャガイモ、ラッキョ等を共済制度にのせるためにはどのような手続きが必要ですかということで問い合わせして調べてもらいましたところ、県の農業共済組合でも今までそういう取り組みをした事例がないということで、はっきりとしたものが分からない状況でしたので、直接農林水産省の企画調整班というところにお電話をして確認しましたところ、まずは、いち市町村単位ではなく沖縄県のサトウキビだったらサトウキビ、パイナップルだったらパイナップルみたいに全県の共済制度として立ち上げていかないと、要望していかないといけないという回答がありました。

そして、少なくとも3カ年とか、4カ年かけて、どういう被害、病害虫とかが発生するのか、そのへんも調べて農業共済と一緒に取り組まないといけないですよというお話もありましたし、また、栽培面積、栽培しているそれに従事している人数、そのへん

も各市町村ごとに詳しく調べて進めて下さいということもありましたので、このへんがまた農業共済も一緒になって取り組んでもらえるかどうかというのも、まだ農業共済の所長にもそういうはっきりとした申し送りはしていない状況でありますので、このへん現在本当に久米島町が甘しょにおいて、いま海外にも輸出できないかということで総合事務局から問い合わせがきておりますので、このへんは農家の所得安定とか、そのへんも考えていきますと、ぜひとも必要である制度だとは思っておりますので、共済組合に申し入れて、どのような今後作業があるか共済組合でも調べてもらって対応はしていきたいと考えております。

○ 議長 幸地猛

8番喜久里猛議員

○ 8番 喜久里猛議員

頑張るという気持の表れだと思いますが、いまの回答は。町長、イモにつきましては、私は久米島はやはりこれだけの何億円という金をつかってイモゾウムシを根絶したわけだから、アリモドキです失礼、これは伸びていく可能性もあるし、また伸ばすつもりでしているはずなんです町長は。農林水産部、一緒になって東京へ行くときにはそれもぜひ頭の中に入れておいて、いま地方創生の次代ですからね。地方のことを割りと優遇しているんですよ実際に国も。ですから別に絶対芽がないわけですから、可能性十分ありますから。沖縄全県的な問題じゃなくたって、地方一部そういう有望株の農作物が出てきた場合には当然国も動きますよ。これ頑張って下さい町長、ぜひやって下さい。

○ 議長 幸地猛

大田治雄町長。

○ 町長 大田治雄

ただいまの質問にお答えします。品目については県の拠点産地に指定されているベニイモ等については、今後その担当部署と連携しながら県を含めて要請していきたいと思えます。私は共済組合の理事には入っていないものですから、前町長時代は理事に入っていたんですが、そのへんの仕組みがよく把握していませんので、勉強しながら前向きに取り組んでいきたいと思えます。

○ 議長 幸地猛

8番喜久里猛議員

○ 8番 喜久里猛議員

私が今日質問した3件につきましては、いい回答もいただきましたが、若干問題の残る回答もありましたが、これは今後検討し解決するような回答にとっていますので、ぜひこの3件ともいい方向に。全てのこれは3件とも町民に直接影響するものなんですよ。民泊もそうですね、それから制服、これは子ども達の保護者、それから共済につきましては農家、サツマイモの農家に影響しますので頑張ってほしいなということを申し上げて私の質問を終わりたいと思えます。

(8番喜久里猛議員降壇)

○ 議長 幸地猛

これで8番喜久里猛議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

(散会 午後2時42分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

久米島町議会議長 幸地 猛

署名議員（議席番号8番） 喜久里 猛

署名議員（議席番号9番） 棚原 哲也

平成30年（2018年）

第1回久米島町議会定例会

3日目

3月20日

平成30年第1回久米島町議会定例会

会議録 第3号

| | | | | |
|----------------------------------|-----------------|---------------------|-------|--------|
| 招集年月日 | 平成30年3月20日（火曜日） | | | |
| 招集の場所 | 久米島町議会議事堂 | | | |
| 開散会日時 及び宣言 | 開会 | 3月20日 午前10時00分 | 議長 | 幸地 猛 |
| | 散会 | 3月20日 午後3時33分 | 議長 | 幸地 猛 |
| 応招議員 出席議員 出席14名 欠席名 | 議席番号 | 氏名 | 議席番号 | 氏名 |
| | 1番 | 喜久村 等 | 8番 | 喜久里 猛 |
| | 2番 | 盛本 實 | 9番 | 棚原 哲也 |
| | 3番 | 平良 弘光 | 10番 | 玉城 安雄 |
| | 4番 | 崎村 正明 | 11番 | 安村 達明 |
| | 5番 | 吉永 浩 | 12番 | 翁長 学 |
| | 6番 | 赤嶺 秀徳 | 13番 | 饒平名 智弘 |
| | 7番 | 仲村 昌慧 | 14番 | 幸地 猛 |
| (不応招) 欠席議員 | 番 | | | |
| 会議途中退席議員 | 番 | | 番 | |
| 開議後出席議員 | 番 | | 番 | |
| 公務欠席議員 | 番 | | 番 | |
| | 番 | | 番 | |
| 会議録署名議員 | 10番 | 玉城 安雄 | 11番 | 安村 達明 |
| 職務のため会議に 出席した者 | 職名 | 氏名 | 職名 | 氏名 |
| | 事務局長 | 平良 朝春 | 書記 | 東恩納 弘美 |
| | | | 総務課班長 | 久手堅 修 |
| 地方自治法第121条により説明のため議場に参加した者の職氏名 | | | | |
| 職名 | 氏名 | 職名 | 氏名 | |
| 町長 | 大田 治雄 | 教育課長 | 大田 悟 | |
| 副町長 | 桃原 秀雄 | 環境保全課長 | 保久村 学 | |
| 教育長 | 吉野 剛 | 建設課長 | 大田 喜秀 | |
| 総務課長 | 儀間 由紀 | 産業振興課長 農業委員会事務局長 | 佐久田 等 | |
| 企画財政課長 | 大城 学 | 商工観光課長 | 新里 剛 | |
| プロジェクト推進課長 | 中村 幸雄 | 上下水道課長 | 上里 宏美 | |
| 町民課長 | 吉永 千枝美 | 消防長 | 浜元 浩 | |
| 税務課長 | 上原 厚 | 空港管理事務所長 | 上里 浩 | |
| 福祉課長 | 仲地 紀男 | 博物館長 | 田端 智 | |
| 会計管理者 | 喜友村 薫 | | | |

平成30年 第1回久米島町議会定例会

議事日程〔第3号〕
平成30年3月20日(火)
午前10時00分開会

| 日程 | 議案番号 | 件名 | 頁 |
|----|------|--|------|
| 第1 | | 会議録署名議員の指名(久米島町議会会議規則第120条) | 111p |
| 第2 | | 一般質問 (1) 吉永 浩 議員 (2) 玉城安雄 議員 (3) 赤嶺秀徳 議員 (4) 仲村昌慧 議員 | 111p |
| | | 散会 | 162p |

(午前 10時00分 開議)

○ 議長 幸地猛

おはようございます。これより本日の会議を開きます。日程に入る前にご報告します。本日1名の方から議会傍聴の申し出がありましたので許可しました。

4番崎村正明議員から欠席の届けがありました。

これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

一般質問に入る前に先日、8番喜久里猛議員の質問に対して、新里剛商工観光課長から答弁ございますのでよろしくお願ひします。

新里剛商工観光課長。

○ 商工観光課長 新里剛

昨日の喜久里議員からの修学旅行に対する予算の内訳ということで、大まかに人件費と活動費ということでご説明いたしましたが、改めて少し内訳の方をご説明したいと思います。まず人件費の方ですが、1名分294万1千872円、それから事業費といたしまして、体験型プログラム開発費、それからガイド育成プログラム開発費、それから民泊事業者育成プログラム開発費、総額で552万8千454円となっております。それから活動費、旅費の方なんですが、関東、関西、それから県内の営業旅費といたしまして、74万4千454円残りが車輛のリース料が56万4千円、それから燃料費等の需用費、こちらの方が12万円となっております。それから業務関連の一般管理費として84万7千33円、消費税込みの1千6万2千747円となっております。

○ 議長 幸地猛

先日に引き続き一般質問を行います。

日程第1 会議録署名議員の指名

○ 議長 幸地猛

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、10番玉城安雄議員、11番安村達明議員を指名します。

日程第2 一般質問

○ 議長 幸地猛

日程第2、ただいまから一般質問を行います。それでは順次発言を許します。

5番吉永浩議員。

(吉永浩議員登壇)

○ 5番 吉永浩議員

おはようございます。通告に従いまして、5項目質問します。1項目、福祉策について。

①久米島町において、子育て世代の「共働き」や「ひとり親家庭」が多いなか、放課後児童クラブの必要性はないか伺う。

②保育所待機児童は解消されているか、現状を伺う。また、保育士確保のための方策を強力に推進すべきだと思いが見解は。

③不審者等の情報について、保育所にもタイムリーに提供されているか。

④島内で障害児、障害児支援を行う方々から上がってくる要望、地域課題。この現場の声に今後どのように答えていくか。

⑤人口減少が進む久米島町において、子どもを産み育ててくれる母親は大切だと思います。町のリーダーとして、窓口で直接感謝の気持ちを伝えることを提案したい。町長の考えを伺う。

2項目、離島観光・交流促進事業「島あつ

ちい事業」について。

①平成29年度の島内における島あっちい事業の実績状況を伺う。また、民泊・民宿、そして離島体験プログラムなど、受け入れ体制の振り返りは行ったか。

②島の観光経済への波及効果を考えれば、次年度以降、久米島町として沖縄県へ事業の継続を強く要望していく必要があると考えるが、町長の考えを伺う。

3項目目、若者の働くを応援する施策について。

①平成29年度若い世代の新就農者の状況、起業者支援の状況はどうだったか。今後、どのように応援していく考えか町長の考えを伺う。

4項目目、町長の政治姿勢について、大田町政一期4年間を振り返った総括を伺う。

(1) 町長が4年前に掲げたマニフェストに①一次産業の復活、②観光産業の再生、③福祉の充実、④教育の再生、⑤公共事業の推進、⑥次世代産業の誘致による雇用の創生があった。その6つの柱ごとの達成率、進捗の状況、出来たこと、出来なかったことについて自身でどのように評価しているのか伺う。

(2) 二期目を目指す大田町政にとって、一期目を踏まえ、どのようなリーダーシップで、町づくりに望む考えか伺う。

(3) 無投票選挙をどう考えるか。緊張感をどのように作る考えか伺う。

5項目目、横領事件対応の経過について。

①昨年29年9月議会から、新たにわかった事はあるのか。

②2期目を目指す町長は、この案件に関して解決に向け、どのように向きあう考えか、お伺いいたします。

○ 議長 幸地猛

大田治雄町長。

(大田治雄町長登壇)

○ 町長 大田治雄

おはようございます。それでは5番吉永浩議員の質問にお答えいたします。まず1点目の福祉施設について、

①学童クラブについては、必要だと考えております。6月議会の一般質問でも答弁いたしました。学童クラブの開所に向けて取り組んでいます。

②本年度より家庭保育事業を委託し乳幼児の待機児童解消に取り組んでおりますが、現状は待機児童が2名となっております。今年度4月1日時点での待機児童は「0」でありましたが年度途中の利用申込で待機児童が発生しております。要因としては「私立保育園保育士不足に伴い定員割れ・保育面積不足」であります。保育士の確保に向けての公立保育所退職者等への相談・県主催の合同就職説明会等へ積極的に参加し確保に努めております。

③不審者について注意喚起の必要があると警察が判断した場合にのみ、警察から各学校等に情報提供がされます。保育所については、特に情報提供は行っていないとのことであります。

④本町では、障害福祉サービスの利用できる社会資源が少ないので島内の事業所で難しいなら本島の事業所に委託し、派遣で来てもらうなどできないかとの要望や地域課題があります。今後の対応としては、現場の意見要望等を「障害者自立支援協議会」で協議してまいります。

⑤町民課において、出生届を出しに来られ

た方に、その都度町長が挨拶をするのは、スケジュール上大変難しいと思うので、感謝の気持ちを込めてメッセージカードの配布を検討したいと思います。

離島観光・交流促進事業「島あっちい事業」について。

①平成30年2月現在の実績については、受入件数40件、307名となっておりますが、3月の募集が計画どおりに実施されますと最大61件、490名となる見込みです。受入の振り返りについては去る3月5日に行っており、今後の取り組みについて意見交換がなされております。

②島あっちい事業は、平成28年度から3年間の予定で実施しておりますので、30年度までの実施は決定しております。31年度以降については、事業成果を踏まえて県の方向性を確認し、状況によっては他離島と連携しながら継続を要望していきたいと考えております。

3点目の若者の働くを応援する施策について。

平成29年度新規就農者の給付対象者は、25名となっております。産業振興課における起業支援につきましては、農林水産物を原料とする商品開発費・市場調査費・販売促進費・加工機器整備費等の6次産業化へ取り組む農林漁業者に対し、総合事務局及び沖縄県と協力し支援を行います。

次に、町長の政治姿勢についてお答えいたします。

(1) 就任からの4年間で振り返り。

まずは①第一次産業の復活については、農業、畜産業、漁業ともに80%から85%の達成率であり、特に畜産業の活性化や、甘しょの

作付面積の伸びは顕著であります。また水産加工施設の建設により、水産業の活性化も見込まれています。

②観光産業につきましては、各種メディアプロモーションによる発信や県外からのチャーター便の誘致により、昨年度には過去最高となる11万人の誘客数を記録し、概ね目標を達成しております。

③福祉の充実については、難病患者渡航費助成事業の対象者の拡大や、特定不妊治療のための渡航費の助成、出産助成金の増額、出産奨励金の導入などを行ってきました。また、町民の健康づくりのための健康増進施設（SMAP）を開設したほか、本町で深刻な健康課題となっている糖尿病の解決を目標に、琉球大学と共同でデジタルヘルスプロジェクトを実施しております。

④教育の再生については、町営塾の開設や図書館建設の着手など学習環境の充実を進めてきたほか、奨学基金や前村基金の活用により、子供たちの進学を支援しております。義務教育の無償化については、就学援助を受けている児童生徒については補助金等の活用により全額無償になりましたが、すべての児童生徒の給食費無償化には至っておりません。

⑤公共事業の推進については4年間で約26億円の事業を採択したことにより公共事業は安定的に確保されました。

⑥次世代産業誘致については海洋深層水を活用した世界初の陸上カキ養殖事業がスタートするとともに新会社発足で4人が雇用されています。また、新たにアクアポニックスという魚類養殖と野菜等の水耕栽培をセットにした生産工場設置を30年度に計画しており、新たな雇用を含む経済効果が期待できます。

これは当選確定した場合のもとでの答弁となります。

(2) 1期4年の基本政策を総括し、新たな6つの基本政策を基本ベースとし、常に町民の声に耳を傾け、町議会の皆様、職員と共に連携を図り行政運営を担っていきたくております。

(3) 選挙となることを想定して立候補に向け準備を進めております

最後の横領事件対応の経過について。

①昨年の9月議会でも申し上げたとおり、8月の告訴状提出後、新たに平成27年度一般会計ならびに久米島さとうきび振興協議会会計からも不正支出が発覚しました。その後、不正支出に関する徹底的な調査を行った結果、一般会計と久米島さとうきび振興協議会で合計約4千400万円の損害額が確定しました。

②この件に関しては関係機関と連携して速やかに損害賠償請求を行い、1日も早い損害金の回収に努めるとともに、このような事件が二度と発生しないよう、事務執行体制を強化してまいります。

(大田治雄町長降壇)

○ 議長 幸地猛

5番吉永浩議員。

○ 5番 吉永浩議員

再質問の前に通告後に文言の訂正等が僕の都合で発生してしまったこととお詫びいたします。それでは再質問していきたくて思います。

まず町長には、これだけ一応質問出してありますが、僕たち選挙で選ばれる立場の者としては政治にはタイムリミットがあるということをお答えいただきたいなというふ

うに思っています。

それでは、再質問に入っていきたいと思っています。まず学童待機児童の件からお聞きします。新聞でこれは去年ですかね、今年ですかね、の新聞に学童待機児童、最多848名とこれは県の調査の数字が出ています。待機児童、学童保育は必要という答弁ではあるんですが、共働きとか一人親家庭の小学生を放課後に預かる放課後児童クラブ、これが2017年5月1日現在、県の調べで848人、12年以降6年間で最多となっているというところで、これは一つ理由としては働く女性の増加に加えてニーズが掘り起こされたこと、これが要因となっているということです。

久米島町では、去年の6月で同僚議員の質問でもありましたが、ニーズ調査は27年にやったということです。ただ県の児童数の変化を見ていくとやはり毎年増えていっている。つまりこれはニーズを掘り起こしているからであると考えられると思いますが、今後、必要性はあるにしても久米島町で毎年ニーズの調査をする必要がないかどうか、これは当然それが周知されればされるほど親というのはわかってくる。情報がわからなければ、その時の数字を根拠にするのはどうかという考え方もあります。そういった点で答弁ください。

○ 議長 幸地猛

仲地紀男福祉課長。

○ 福祉課長 仲地紀男

ただいま吉永議員からありました学童に関するニーズ調査ということでありまして。今回、27年に取ったニーズ調査の答弁を6月にやっておりますが、30年度においては、これから学童の単位と申しますか、1単位40名というのがありますので、その単位をどうするかと

かそういったことも含めて30年度にアンケート調査を行っていきたいと考えております。

○ 議長 幸地猛

5 番吉永浩議員。

○ 5 番 吉永浩議員

30年度にアンケート調査をするというところで、県では毎年のように調査をしてニーズ調査をされているということで、調査をするというところであれなんです、県の学童保育支援センターの基準の中で就学後に放課後の預け先となる学童の待機児童問題というの深刻なることはこれはもう予想されてきたことだということはおわかっていて、ただ親の就労支援の目的以上に子どもたちの育つ権利、守られる権利を保障する観点から児童クラブを質・量共に早急に整備していく必要があるということなんです、久米島町で30年度アンケート調査だけなのかどうか、いつ頃実施する予定で、つまり出来上がる予定で場所等もどうなのか、これはアンケートで決まるということなんです、具体的なスケジュールこういったものが今時点でできているのかお伺いします。

○ 議長 幸地猛

仲地紀男福祉課長。

○ 福祉課長 仲地紀男

ただいまの計画というかたちであります、一応30年に、そのアンケート調査を行います。6月にもちょっと答弁いたしました、風の帰る森の方で、その施設の基準とかは満たして職員等これは民営になると思いますが、職員等が確保できれば31年度に向けて、関係課と調整して31年度に開所に向けて取り組んでいきたいということです。

○ 議長 幸地猛

5 番吉永浩議員。

○ 5 番 吉永浩議員

確認なんです、風の帰る森ができないとこれはスタートできないということですか。

○ 議長 幸地猛

仲地紀男福祉課長。

○ 福祉課長 仲地紀男

一応学校施設等も含めてというふうに6月で答弁しておりますので、ただ一番放課後児童支援の方が保育士とか社会福祉士、教員免許保持者等が都道府県が行う研修を受ける必要があるということがありますので、このへんで放課後児童指導員の確保等も含めて進めていかなければ、学校施設使えるとなっても指導員がいなければできないという状況ですので、そのへんも確保等も含めて30年で関係課で調整していきたいと考えています。

○ 議長 幸地猛

5 番吉永浩議員。

○ 5 番 吉永浩議員

子育て世代からニーズ高いので早い段階でアンケート調査をしてほしいなと思っています。

次の質問にいきます。保育所の待機に関してなんです、まだ町内において保育士確保の課題が残っていると思います。その現状で質問します。確保に努めておりますとのことなんです、感触はどうですか。

○ 議長 幸地猛

仲地紀男福祉課長。

○ 福祉課長 仲地紀男

努めております。これは民間の方で保育士の確保に向けて公立保育所退職者等への相談とか、県主催の合同説明会に出てブースを作ってやったということで、この成果といいま

すか社協の方ですが、30年には6名ほど確保の予定があるということです。例えば公立にしますと今後3年間で正職員が10名前後退職が見込まれています。そういったことから年次の採用計画を作成して、例えば久米島高校保育士の養成を行っている大学、専門学校等へ周知して保育士の確保定着を図っていただけらなというふうに考えています。

○ 議長 幸地猛

5番吉永浩議員。

○ 5番 吉永浩議員

これは民間がやっている部分もあると思うんですが、町の取り組みとしては十分ですかどうですか。

○ 議長 幸地猛

仲地紀男福祉課長。

○ 福祉課長 仲地紀男

町の取り組みはどうかということですが、これからやっぱり全国的に保育士は不足しているということがあります。そのへんで今後どういったことができるか、関係課やっぱりいろいろ財政等も伴うこともあるかと思いますので、そのへんまた調整していただけたらなと思っています。

○ 議長 幸地猛

5番吉永浩議員。

○ 5番 吉永浩議員

去年の12月頃、沖縄県が調べた、タイムスに載っていました。その中で県の調査で久米島町2016年10月1日待機児童、これは保育所ですよ、待機が9名で2017年4月1日がゼロ、2017年10月1日がゼロという記事が載っていました。これを見たある何名かの子育て世代から、これ本当にあっているのという問い合わせがありました。これ僕たち待っている

のに何でこれが出ているのというところですね。ただ今回の答弁からは2名いるというところで、ある部分では納得しています。これ町長に確認したいと思いますが、4年前のマニフェストで福祉の充実として待機児童ゼロを掲げていたと思います。町長が目指したゼロというのは県の基準のゼロなのか、久米島町の実態としてのゼロなのかお伺いします。

○ 議長 幸地猛

大田治雄町長。

○ 町長 大田治雄

保育所については、いろんな基準等の制限がありますね、基準に満たすものについては、最低でもゼロにしたいという思いの中にあります。いろんな条件のもとで、その条件をクリアしなければ待機というのが出ますので、そのへんも含めて、個人的に言えば全てを受け入れてやりたいんですが、それはいろんな制約がありますので、そういう意味でのゼロであります。

○ 議長 幸地猛

5番吉永浩議員。

○ 5番 吉永浩議員

町の実態にやっぱり合わせた待機児童ゼロ、これが僕は目指すべき場所ではないかなというふうに思っています。浦添市が保育士確保のために年間3年間で100万、そして3年間、6万かけるの12カ月の3年間という保育士確保強力な策を出しました。石垣市も県外から来る方は50万、県内の方は40万という補助金を出しました。これは例えば石垣市島外保育士誘致支援事業等、各市町村が保育士を奪い合うという状況になっています。先ほど取り組みはなかなか進んでいない状況もある中で、私は町の実態にあった待機児童ゼロ

を目指すべきだと考えています。その中で具体的で強力な確保策、そういう具体策が町長にはあるのかお伺いします。

○ 議長 幸地猛

大田治雄町長。

○ 町長 大田治雄

細かいものについては担当課が今いろいろと調整をやっております。今回、町立の保育所については新規採用として2人の職員が確保されました。いろんなかたちで島外、県外にもそういう募集をすれば集まる可能性もありますので、今後、現場の状況に応じて担当課を中心に調整して確保したいと思っています。

○ 議長 幸地猛

5番吉永浩議員。

○ 5番 吉永浩議員

僕としては各課に任せるといってもあると思いますが、他の自治体、これをそのまましなさいというわけではないです。参考にして強力な確保策をやっぱり作るべきだというふうに思っていますので、町長にはそういう考えて進めてほしいなというふうに強く要望いたします。

次の質問にいきます。不審者について、これは警察が必要と判断したときに各学校にという表現でしたが、情報提供しているということなんですが、この学校というのは小学校なのか、中学校なのか、高校なのか。

○ 議長 幸地猛

儀間由紀総務課長。

○ 総務課長 儀間由紀

私が総務課長に就任して1回だけ不審者情報の提供を受けたことがございます。そのときは、その事件が起きた近隣の小中学校に情

報提供をしましたよという報告でありました。おそらくそういった事件等があった場合に地理的なこととか、いろんなものを考えて警察の方で、この近辺には情報を提供、注意喚起をします。というような判断が下されるものだと思います。

前回は具志川地区の清水小学校、西中学校の方には情報提供をしたという話がありました。それも教育委員会の方を通してやられたかと思います。それを教育委員会の方に情報提供をしていますよという報告を総務課の方が受けました。ですので、こういった不審者情報については役場等が判断するものではなくて警察がその注意喚起の必要があるかどうかを判断したうえで、その状況に合わせて行っているということでございます。

○ 議長 幸地猛

5番吉永浩議員。

○ 5番 吉永浩議員

確かにそのとおりだと思いますが、保育所は町が管理していますよね。小中もそうです。高校は久米島町の子どもたちが行っているわけですから、当然そこが判断しますよというそれはわかりますよ。久米島町として小学校、中学校、高校、保育所まで情報提供一緒に一円としてやってもらうのは、これ要望できるのはこれ久米島町できますよね、これできないんですかね。

○ 議長 幸地猛

儀間由紀総務課長。

○ 総務課長 儀間由紀

久米島町に対して、そういった注意喚起の情報提供があった場合には総務課を通じて各関係機関への情報提供というのをしていきたいと思っています。

○ 議長 幸地猛

5番吉永浩議員。

○ 5番 吉永浩議員

答弁でも特に保育所には、特に行っていないとのことですので、ちょっと他人事のような答弁というのは、僕はちょっと、保育所に対しては、同じ時期に西中とか清水小学校そのへんあたり別の保育園に不審者が入ってきたという情報を聞きました。やっぱり久米島町はいろんなところ繋がっていますので、そういった情報も先生とか園長には入っているわけです。これが何なのかというのがわからなかったというふうに聞きました。ですから一部だけではなくて、久米島町全体の小学校とか子どもたちを預かる場所での情報共有はやはり必要だと思いますから、今、総務課長がおっしゃったように同じタイミングで同じ情報を提供していただきたいと思います。これは強く要望します。

○ 議長 幸地猛

儀間由紀総務課長。

○ 総務課長 儀間由紀

そういった情報提供があった場合にはおっしゃるとおり各方面に情報提供させていただきたいと思いますが、警察の交番長とも、この件についていろいろ議論をさせていただきました。一番欲しいのは町民からの情報だそうです。こういう不審者が入って来たよとか、というのを1週間後に聞いたりすることがあるそうです。本来であればその時に、そういった情報提供を町民それから各施設の方から警察の方に情報提供があれば早い対応ができるんですけどということで、逆に情報提供の依頼を受けました。ですのでそういったものは警察ともきちんと連携を取るかたちでやるべ

きであって、その情報提供がなければ警察も動けないし、町の方にも警察からの情報提供がないということです。今後こういった連携をきちんと密に図るようにしていきたいのと、それか町民それから各施設に対しては、何か不審者の情報があった場合には直ちに警察に情報提供するように通知をしていきたいと思えます。

○ 議長 幸地猛

5番吉永浩議員。

○ 5番 吉永浩議員

町民の協力も必要です。やはりしっかりと情報提供は子どもたちのいる施設には町として警察に要望していただきたいと思えます。

次の質問にいきます。島あっちい事業について、離島観光・交流促進事業、島あっちい事業、県の事業になりますが、島の歴史、文化、自然そういったものに触れてシマンチュと交流をして、島への理解を深めて島の活性化を図って離島ならではの観光産業の振興を図る。そのためにモニターツアーを企画して渡航費にかかる助成があるということになりますが、同時にいくつか離島の振興のための方策もできるということです。その点からお伺いたします。この島あっちい事業の目的にあるように、29年度の体験プログラムの開発、改善はどうだったのか、30年度にどう繋げるのか、これは意見交換をやったという答弁もありましたので答えられると思えます。

○ 議長 幸地猛

新里剛商工観光課長。

○ 商工観光課長 新里剛

お答えいたします。まず振り返りの内容なんですが、ツアーに参加された皆さまからアンケート調査を行っております。その中で各

プログラムの評価を行っているわけですが、概ね評価を得ているということで、大体のランキング形式もあるんですが、A評価を大体いただいているということでもあります。その中の特に全離島に対する評価、それからランキングがございしますが、トップ10の内クメジマボタルに関するプランの方が5プランがランクインしたということで比較的久米島の島あっちのプログラムについては好評を得ているということでありました。

そうい状況の中で、過去の前年度からのプランのブラッシュアップと申しますか、そういったのもあったかと思いますが、どのプログラムがどう変化しましたということはありませんでした。

その中の全て高評価であったかということではなくて、また改善を要するものがあるということで募集したにもかかわらず集まらなくて催行できなかったと、中止にいたったというツアーも実質あったということで、その方がどういう内容か、どういうプランかと申しあげますと、ゲートボール、それからパークゴルフ、こういうスポーツ型、まだまだなじみがないということで催行に至らなかったのではないかという評価と申しますか、見込みをしておりました。大体そういうかたちで評価が高かったというふうに報告を受けております。

○ 議長 幸地猛

5番吉永浩議員。

○ 5番 吉永浩議員

この島あっち事業なんですけど、単純に商工観光課と観光協会が主になってやると申しますが、これだけでやるのではなくて宿泊施設とか島内のガイドとか観光関連事業とかあ

るいは地域住民そこまで大枠で入っています。その中でこのモニターツアーを通して新しい体験プログラムを作っていく、それチャレンジしていく、こういった要素も多くあるわけです。その中でこれをやりながら島でいろんな体験プログラムを作っていく、単純に受け入れるんじゃなくて、というところがあると思いますが、この全体に対して、いろんな機関に対してどういうふうに周知して協力体制を作っているのか聞きます。

○ 議長 幸地猛

新里剛商工観光課長。

○ 商工観光課長 新里剛

島あっちの体験プログラムメニューの開発につきましては、観光協会の方でどういうメニューができるか、それを民泊がほぼということで民家さんにどういう体験を提供できるか、もしくは構築できるか、それから島あっちの中には交流という一つテーマにございますので、その交流会をどういうふうに仕上げていくかということをしっかり連携しながら取り組んでおりますので、ある意味では一方的にこのプログラムがありますよ、ということで、こういうプログラムを作るに当たって、民家さんだったりその関係者と連携しながらこういうプランができますよね、ということで、そのプログラムを県の方に提案して、そこから募集していくという流れになっております。

○ 議長 幸地猛

5番吉永浩議員。

○ 5番 吉永浩議員

先ほどアンケートの方に触れていましたが、ツアー参加者には全員アンケートが実施されていると思います。それはいろんな理由

はあるんですが、島の魅力の再発見、先ほど言いました順位がありますね、どんなプログラムがいいと、そして再発見した後に、それらをもっともっと魅力的にするという取り組みがまた求められてくると思うんです。そういったところで30年度以降どういった取り組みをするのか。

○ 議長 幸地猛

新里剛商工観光課長。

○ 商工観光課長 新里剛

30年度以降のプログラムにつきましては、今回の評価を得て選考に至らなかった弱い部分それをどうプロモーションをかけていくのか、どういう取り組みをして魅力化するか、評価の高いものについては、まだ改善点があるのか、ないのか、関係者とそこは詰めて新たな仕組みづくりといたしますか。ブラッシュアップも含めて取り組んでいきたいというふうに考えております。

○ 議長 幸地猛

5番吉永浩議員。

○ 5番 吉永浩議員

ぜひ行政が指導して観光協会と一緒に継続して行ってほしいなと思います。町長に聞きます。他離島の市長と島あっちい事業の意見交換はしていますか。

○ 議長 幸地猛

大田治雄町長。

○ 町長 大田治雄

特にこのテーマについての、そういう協議する場はこれまでありませんでした。あくまでも県主導で市町村の担当課との調整になっているかと思えます。

○ 議長 幸地猛

5番吉永浩議員。

○ 5番 吉永浩議員

商工観光課長がお話したとおり久米島にとって、今後の魅力を向上させる重要な事業だと思います。もちろん県の事業だと思いますが、やはり町長が、このへん把握して他離島でどうなのかというのはやるべきだと僕は思います。31年度以降この島あっちい事業に関して、助成額等がだんだん減ってきているとは思いますが、継続を他離島の市長と一緒に県に要望していく必要があると思いますが、町長の考え伺います。

○ 議長 幸地猛

大田治雄町長。

○ 町長 大田治雄

継続してできるように、私は南部7離島の、今、離島町村長の会長もしておりますので、そのへんの場でも主張していきたいと思えます。そして合わせて特に久米島については、これまで県に要請しているとおりに飛行賃の低減を、今、要請しておりました。この4月から県が15%、町が5%、20%、我々が目指すのはあくまでも離島割引の30%を確保したいということでもありますので、そのへんを実施すれば、今のあえてこういう個別の事業ではなくて全ての皆さんがフリーに来れるような環境つくりたいなというのも頭の中に描いております。

○ 議長 幸地猛

5番吉永浩議員。

○ 5番 吉永浩議員

長期的に町長の展望良いと思います。ただ県の補助事業があるうちに島の魅力を向上させる取り組み、財源が限られているのであれば、やっぱり積極的にやっていくべきだと思いますので、継続しての要望を町長からもお

願いたいと思います。

次の質問にいきたいと思います。若者の働くを応援する施策についてお伺いします。まず答弁では産業振興課の部分のみ答弁がありますが、僕が聞いているのは商工観光関連の企業者も含めてです。産業振興課が29年度給付したのは25名なんです、29年度新規で入ってきた方、そして商工観光課で29年度新規で起業できた方、数を答弁ください。

○ 議長 幸地猛

佐久田等産業振興課長。

○ 産業振興課長 佐久田等

平成29年度における新規就業者は2名で夫婦の1組の2名となっております。またその他に新規就農一貫支援事業というのがございまして、これはトラクターとかアタッチメントの800万以内で補助するものがありまして、これが2名の助成を行って計4名の方が新規就農ということで支援を行いました。

○ 議長 幸地猛

新里剛商工観光課長。

○ 商工観光課長 新里剛

創業支援について29年度の実績でございますが、まず相談件数が41件ございました。その他、巡回支援いろいろ計画についての支援等が9件、合計50件となっております。その中から創業支援に結びついた件数なんです、2件ございます。それから継続審査が1件となっております、こちらの方が審査が通過すれば3件となることになります。

○ 議長 幸地猛

5番吉永浩議員。

○ 5番 吉永浩議員

この創業支援の2件どういった業種ですかね。

○ 議長 幸地猛

新里剛商工観光課長。

○ 商工観光課長 新里剛

創業支援の2件についてなんです、1件目については飲食店の開業となっております。あと1件が法人の蜂蜜に関連する、自然食品に関するものとなっております。

○ 議長 幸地猛

5番吉永浩議員。

○ 5番 吉永浩議員

これもまた新聞から記事を持って来ました。これは県調べのものです。新規就農、16年は308名というところで、ごめんなさい、新規就農者の推移によると2016年に新たに就農したのが308名だったということです。この年間の目標値は県は達成しているというような状況なんです、沖縄県の振興公社の中にある県新規就農相談センターというものがあるそうです。そこで年に2回沖縄県内南部、中部、北部の参加者、年に2回順繰り順繰りで新規就農相談会を実施しているそうです。産業振興課長、これご存じかどうか。

○ 議長 幸地猛

佐久田等産業振興課長。

○ 産業振興課長 佐久田等

久米島町におきましては島内にいらっしゃる方につきましては直接産業振興課に相談の電話があつて日程を調整して相談を受付して普及員と共に実施をしております。島外にいる方がそこに赴いて久米島出身者が何名相談したかというのは、我々の方では把握しておりません。

○ 議長 幸地猛

5番吉永浩議員。

○ 5番 吉永浩議員

聞きたいことがちょっとずっとあれなんです。記事、就農希望者向け県が30日相談会ということで、これは名護市民会館で県新規就農相談センターは名護市民会館で新規就農相談会を開く、新たに就農する希望する人や農業法人など就職研修を希望する人が対象、参加は、もちろん無料。設備資金の支援制度とか農地の転借手続の情報、その他技術の研修先を紹介する。新規就農者による体験談の発表もあるということですが、ここに電話して聞いてみたら、例えば名護でやったというときに、他の市町村からも来るんですよ。何をするかといったら自分たちの自治体、市町村で就農してくれませんか。こんなメリットがありますよというのを相談者に対してやる。全部の市町村が来るわけではないがやる気のある自分たちの市町村での就農者を増やしたい町村はそこにやっぱり参加しているというところがあるそうです。今年は8月5日に沖縄市で予定されています。1回目はですね、ぜひそこで、これは提案になります。そこに職員を行ってもらって、見てもらってこういう単純に待ちではなくて、さっき電話受けたと言っていました、待ちではなくてこういうふうにして新規就農者を島で取り組もうという努力をしているのか、そういったものを見てきて産業まつりでちょっとしたコーナーでもいいです。さっき言ったお金を借りる制度とか設備資金にかかるものとかいろんな情報をおいて新規就農者がやりたくなる喚起するような情報提供のコーナー、これ作ってもいんじゃないかと思いますがどうですか

○ 議長 幸地猛

佐久田等産業振興課長。

○ 産業振興課長 佐久田等

今吉永議員のおっしゃるとおり、久米島町も農業の部分で高齢化もしている部分もありますので、こういう部分でまた久米島町で頑張ってもらう方がいれば我々も応援したいと思いますので、またそこにも担当者を派遣して、そういう情報を提供できればそういう方々が久米島に来て農業をしてもらえれば大変たすかりますので、そのへんまた産業振興課で進めていきたいと思います。

○ 議長 幸地猛

5番吉永浩議員。

○ 5番 吉永浩議員

この新規就農相談センターが毎年農業委員会に新規就農事例集またはガイドブックというのを送付しているそうです。そういったものもしっかりと職員で見て新規就農してもらうためにはどうした方がいいかというのをあうとりうすというんですね、自分たちから引っ張っていくというような取り組みをしてほしいと思います。

これは起業者支援も僕は同じ考えだと思っています。久米島での起業、3件あるということなんですが、ハードルは前にもお聞きしたと思いますが資金面ですかね。

○ 議長 幸地猛

新里剛商工観光課長。

○ 商工観光課長 新里剛

創業に際してやはり開業資金、そういったのがまず必要になるわけですが、それを融資を受けるためにやっぱりそのしっかり計画性そういった収支の計画等が必要になってきます。我々、相談する中において、その作成方法それからヒアリングしながらどういう事業が軌道に乗るのかということも含めてアドバイスしながら融資に向けた取り組みアド

バイスをしているところでございます。

○ 議長 幸地猛

5番吉永浩議員。

○ 5番 吉永浩議員

前にも提案したと思いますが、町独自の創業にかかる助成金この検討はしていますか。

○ 議長 幸地猛

新里剛商工観光課長。

○ 商工観光課長 新里剛

町独自でとなると、そこにいろいろ財政面も発生しますので、まずは今現制度において可能なものについては、そこをしっかりと取り組んでいきたいというふうに考えております。

○ 議長 幸地猛

5番吉永浩議員。

○ 5番 吉永浩議員

去年の7月から共創移住サービス開始していると、これは島コンに行ったときに島づくりコンシエルジュの資料の中にあると思います。この取り組みの成果があれば。

○ 議長 幸地猛

大城学企画財政課長。

○ 企画財政課長 大城学

共創移住については、今、取り組みやり始めたものでありまして、まだ実績等確認しておりませんので持ち帰って確認して報告したいと思います。

○ 議長 幸地猛

5番吉永浩議員。

○ 5番 吉永浩議員

その他の市町村、先進地ではその市町村に来ることでメリットが起業する就農するそういったメリットを目玉を作って若者、人、物、金を集めている、こういうような傾向が僕は

あると思います。その中で町長は積極的に若者を久米島町で起業したり就農したりするためのメリット、目玉そういったものを作っていく考えはあるかどうか、お伺いします。

○ 議長 幸地猛

大田治雄町長。

○ 町長 大田治雄

お答えしますが、今ありましたとおり総務省の事業を使って島コン、コンサルジュ3名が頑張っております。いろんな発進することによって今後については移住、定住を希望してくる方々がいらっしやると思います。そのあたりの仕事の斡旋、空き屋のあっせんも含めて、これからは強力に取り組む必要があります。特に今聞きますと、漁協あたりは出荷の時のパートが探せないとかという問題も抱えているようです。他の久米糖あたりでもそうですが、募集してもなかなか人が集まらないという状況もありますので、そのへんを上手くかみ合わせるような仕組み作りをやりたいと思います。

空き屋についても今後、今、予定しているのが、納骨堂と空き屋にある仏壇を預かれるような仕組みが取れないかどうか、そのへんを、今、担当課中心にやっていますので、空き屋の仏壇を町が預かることによって、移住する皆さんにも貸せるような仕組みとか、今後、可能かと思えます。そのへんも含めて進めていきたいと思えます。

○ 議長 幸地猛

5番吉永浩議員。

○ 5番 吉永浩議員

町長にお願いしたいのは、久米島町で起業する就農するメリット、目玉をしっかりと作って、それを定着してほしいなというふうに

思います。それ以外に久米島町では今若い方が兼業、農業しながら他のもやってサラリーマンもしながら他もするというところで収入を上げている方もいらっしゃいます。これからの時代に関しては、そういう働き方、これが主流になってくると僕は思っています。例えば外国から来られた方が起業したり若い方がサラリーマンしながら居酒屋をしたり、そしていろんな起業をする仕組みという成功者の事例、島独自の事例集めて、それをどんなかたちかで、その中で何が必要かそれを検討して島の起業家、就農者に役立ててほしいなということを強く要望したいと思います。

次の質問に移ります。町長の政治姿勢についてという質問ですが、これは最初に町長と認識の共有というか確認はしておきます。マニフェスト選挙公約、これは選挙の候補者が当選後に実施すると有権者に約束するものである。それは単に努力目標とすることではないと。僕はこう考えていますが、同じ認識でしょうか。

○ 議長 幸地猛

大田治雄町長。

○ 町長 大田治雄

議会の皆さんも選挙出馬するときはそれぞれの目標マニフェストも示して出ているかと思います。当然これは私としては個人的に言えば、これを基本ペースにしているような政策を当然行政の仕事というのは予算を伴いません。予算がなければいくら私が絵を描いても実現はできません。これは一緒だと思いますが、そういう目標を一つのベースを作ってやる前提で私は進めてきました。これをしっかり目標に近づけていけるのが私の本来の考えていることであって、これを完璧に全てをで

きるということは、これはどんな政治家が来ても難しい場合もあると思います。一つの基本ベースとして職員の皆さん、議会の皆さんの協力を得て実現を目指すということを念頭においてやっていくのが私の思いであります。

○ 議長 幸地猛

5番吉永浩議員。

○ 5番 吉永浩議員

町長が言っているのはわかります。ただ一般的にはマニフェストというのは、そういうものであるという認識はあると思います。その前提でお伺いします。一次答弁の中でマニフェストの中で触れていない部分がありますので、その点をお伺いします。

まず一次産業に関して数値目標を掲げました4年前に。例えばサトウキビ7万トン生産額14億。和牛、母牛3,000年間生産額10億。花卉、芋類、野菜8億。魚介、モズク、海ブドウ、車エビ等水産物20億。この目標に近づけるために動いているということなんです。この数値目標というのは2期目を目指す町長も同じようにもっていくのか。それとも変更するのか、答弁お願いします。

○ 議長 幸地猛

大田治雄町長。

○ 町長 大田治雄

1期目のサトウキビについての目標、これはあくまでも聞き取りで久米糖が生産ラインに行くにはやっぱり7万トンが一つの目安であるということを社長からお聞きしました。当然それを目指して我々もいろんな支援事業、今期もハーベスター8機導入もやっています。肥培管理の管理機の導入等においても今継続してやっております。そういうものを

条件を揃えて、その目標に達成できるようにやっていくというのが、私の今考えているところでありませう。

これは非常に気象条件にも当然左右されますので、今回は5万トン近くですか、あと2万トンはほしいなという思いを常に思っています。それはしっかり農家それぞれが頑張らんと、それは私が目標立てても実現しません。反収を上げるとか荒蕪地を解消するとかいろんな方法を伴っていきますので、そのへんを皆さんの農家の力も同時に借りてやらなければ実現できませんので、あくまでも目標というのはそういうかたち、そして牛においても母牛3,000頭、これ今、母牛が2,000頭余りいて年間の売り上げが9億ありますが、それぞれの個別の畜産農家が更新牛とか、今役場で年間70頭ぐらい更新させていますかね、一括交付金を使ってそういうものも回転を良くするということを行えば、それぞれの個別の農家の所得も向上しますので、目標としては3,000頭、その他のものについても一定の目標をもって、それぞれの個別の農家、漁業者であって目標持てば、僕は実現することは可能だと思いますので、しっかりそれが個別の皆さんも含めて目標を持った方がよろしいかということでの当時の私の政策の6本の柱の中にはそういうものをうたっております。

○ 議長 幸地猛

5番吉永浩議員。

○ 5番 吉永浩議員

マニフェストは久米糖の数字を根拠にしているといいますが、あくまでも冒頭に言いました有権者との実施するという約束事ということです。それで久米糖がとかじゃなくて、これは町長のマニフェストですから町長がど

うだったのか、それを評価するのは自己評価ということで80%、85%とは言っていますが、あくまでも評価するのは自身ではなく自己評価は、もちろん重要です。ただ有権者町民の方がどう評価するか、それにそってまた変更していく、変更するんだったら何で変更するのかそういったことも示していかないとけないと思います。

教育の再生につてなんですが、教育格差をなくすために施策を実施していると思いますが、義務教育のものですが、これは同僚議員の過去の質問等で給食費の無料化だというような認識を私はもっています。その中で就学援助を受けている子どもたちは28年度から全額無料になっているという話なんですが、全ての子どもたちの給食費を無償化するのか、それとも変更するのか、このへんのところ町長の考えをお願いします。

○ 議長 幸地猛

大田治雄町長。

○ 町長 大田治雄

これも先ほど申し上げた6本の柱の1つとして無償化については、これは昌慧議員が度々質問されましたが、それにもお答えしましたが、目標として私は当然無償化にしたいです。しかしこれは役場の財政を伴いますので、先ほど申し上げたとおり、担当課との協議の上、必ず全てが現時点では厳しいということ等も意見が出ております。それは他のサービスできるものについては、サービスするようなかたちで、やった方が担当課側としてはいいということ等もあります。しかし私は給食会から資材を全て買うんじゃなくて島で生産できるものについては島で生産物を買って島にお金を落とすような仕組み、それで他

のサービスを提供することということ等も、それに夏場の野菜類については深層水でできた野菜を使うとか実施しております。そのへんも含めて完璧に100%は目標ではあるんだが、それは財政等との絡みもありますので、私の思いとしては将来は無償化したいというのは変わりません。

○ 議長 幸地猛

5番吉永浩議員。

○ 5番 吉永浩議員

将来に向けてやりたいというところで町民からしたら、じゃあいつなのということになっています。これは政治にはタイムリミットが必要だと最初にお話しましたが、そういったところで、やはり示せないのであれば実現が低い、今は、この4年間は軽減にしますよ、段階的に軽減していきますよとか、最初は無償化ということを使ってしまっているところでそういったものが出てきます。問題というか、そういう認識、こちら側の認識になると思いますから、町長には次の町制を目指すという考え方があると思いますので、具体的に次は軽減にしますよ、4年間でしますよ。私たちはあくまでも選挙で選ばれる人間なので、4年間これだったら、その次はあるかどうかわからないんですよね。ですから町民もそういう目で見えてきます。具体的でやっぱり実効性があるもの、実現性が低いものは、前は考えていたけど出来なかったと、いうようなところでやるのが逆に町民からは信頼されると僕は思っています。真摯に説明、変更するなら変更する。続けるんだったら続けるでいいです。ただ4年間その考えでやっていくというのは今後も続くということで、こちら側は私は認識していきたいと思っていま

す。

2期目を目指す町長なんですけど、どんなリーダーシップでというところで聞きました。これ聞いたのはいろんな考えがあって聞いたんですけど、職員に対してどのようなリーダー像で望むのか、2期目どう目指すのか町長の考えを伺います。

○ 議長 幸地猛

大田治雄町長。

○ 町長 大田治雄

お答えします。今回の30年度の4月に向けての人事の内示も皆さんも聞いたと思いますが、適材適所に職員を配置して、それぞれの職員がその実力を発揮できるような職場づくりを目指しております。当然それは第1目標としては、町民にサービスを向上させる第一前提であります。それをしっかり新たに入ってくる職員もしっかり当初でレクチャーして住民のサービスを第一目標にするような環境を作っていきたいと思えます。常に私は庁議の中でも言っておりますが、リーダとなる課長たちが最低、週一朝の朝礼を行って、それぞれの週間目標を立てて、個人の職員の目標も立てて、今、言ったような目標が達成できるようにやってもらいたいというのは常々口にしております。今後においてもそういうかたちで、ゆるみのないような昨年度のこの事件等がちょっとしたゆるみの中から出てきた可能性もありますので、そのへんも再度気も引き締めてやっていきたいという方針での考えを持っております。

○ 議長 幸地猛

5番吉永浩議員。

○ 5番 吉永浩議員

職員の皆さまは町長の方からやはり変化を

おそれないで全然とらわれないようにチャレンジしてほしいという、そういった方向で職員にはやってほしいと思います。そして緊張感をどのようにつくるか、町長選がある前提でお話していると答弁でしたが、僕が緊張感があるかどうか聞いたのは、例えば選挙があるにせよないにしろ緊張感はつukらないといけないという考え方もあります。そして全国的に市長の無投票選挙が続いている中で、町長として無投票になったときにどのような緊張感をつくりますかという考え方です。答弁できますかね。

○ 議長 幸地猛

大田治雄町長。

○ 町長 大田治雄

お答えしますが、無投票なったから気が緩んで進めるということは、私としては毛頭考えておりません。当然、我々、無投票になるかどうかはわかりませんが、なった場合には今とは変わらずに、この4年間をどうするのかというのをしっかりビジョンを立てて町の基本構想の中の位置づけに向けても整合性が取れるようなことをやっていきたいという思いであります。

○ 議長 幸地猛

5番吉永浩議員。

○ 5番 吉永浩議員

僕がこれを聞いたのは、その点ともう一つ、去年12月議会終了後、ある行政職員からある団体の方に吉永浩を使うなど、若いからあんた潰すよという発言があったというのを直接聞きました。わかりますか。ある事業のことで質問したら、その後にその担当課の職員が吉永浩を使うなど、というような発言を僕に直接回ってきます。町長これ緊張感ある発言で

すかね。僕は町長の緊張感イコール、職員の緊張感だと思っています。自覚してほしいというところと、もう一つは緊張感を保つ役割である議会に対してそういった制限をするような発言があるということ、これについてどう考えますか。

○ 議長 幸地猛

大田治雄町長。

○ 町長 大田治雄

どうも今内容の細かいものについては、どういうことなのかわかりませんが、あえて不利益を与えるようなことについての指示はやっておりません。ただ法的に議会と議員の皆さんと役場の委託関係に関わる業務については、どうあるべきかというのをしっかりそこを精査して、やった方がいいんじゃないかというようなことは申し上げたことはあります。そのへんは本人は自覚していると思うんですが、どう思うのかそのへんは、今後、議会の中でも議論する必要はあるかと思いません。そのへんはしっかり住民の皆さんも誤解を与えないように、逆に言えば私は住民からそういうお話があって、その話は担当課にちょっと内容を確認してくれということは伝えました。

○ 議長 幸地猛

5番吉永浩議員。

○ 5番 吉永浩議員

ちゃんと伝わっているかどうかわからないんですが、要は私が受けた印象は余計なことをさせるなど、いう印象を受けました。議員が活動するというのは僕も納得したものしか活動しません。その中で提案したものとか、質問に出したものに関しては、執行部は当然だと思いますが、職員も同じように議員、議

会の役割をちゃんと認識して、その声をどうするかという仕事の中に落とし込んでいく、これが重要だと思っておりますが、逆にその後地域住民に吉永浩をあまり使うなという発言というもの、そもそもこれは僕は問題だと思います。ですからこの緊張感をどうつくるかというのは執行部は聞いている。当然その本人たちが執行部の皆さんに言うとは思いませんよ。思いませんよ。ですからしっかり職員にまで、その役割とかそういった議会の役割という行為というのは落とし込んで、そういうものを職員から、一部です、これ聞いて全員役場職員と思われたらこれ困りますので、誤解はしないで、一部の職員からそういった声があったということに関して、もう一度職員にも議員とは議会の役割というのを認識させてほしい。それが緊張感だと思っております。この質問はこれで終わりたいと思っております。

最後、横領事件について、まず案件について事実確認を行います。各年度毎の損害金の合計、これは一般会計とさとうきび振興協議会それぞれ答弁ください。

○ 議長 幸地猛

儀間由紀総務課長。

○ 総務課長 儀間由紀

まず一般会計の損害金についてご報告させていただきます。一般会計については平成28年度の損害金が1千122万7千565円、こちらについては先だつての12月に行われました決算のときにもご報告をさせていただいております。その後27年度に一般会計の損害金についても監査を行いまして27年度の一般会計の損害金が689万9千163円でございます。

○ 5番 吉永浩議員

各年度27から。

○ 総務課長 儀間由紀

29年度の一般会計からの不正支出はございません。

○ 議長 幸地猛

5番吉永浩議員。

○ 5番 吉永浩議員

3年間で他の議員からの質問に比べても、それぞれ足したときに4千400万余りが大きな損害額だというふうになってはいますが、町がさとうきび振興協議会へ国へ返還した一部一次立替分この債権、さとうきび振興協議会に残っていますが、その債権はどう扱う考えですか。

○ 議長 幸地猛

休憩します。(午前11時12分)

○ 議長 幸地猛

再開します。(午前11時13分)

儀間由紀総務課長。

○ 総務課長 儀間由紀

さとうきび振興協議会が国に対する補助金返還のために3千300万ぐらいの金額を町が一時的に負担金として立て替えて、さとうきび振興協議会に支払いました。それをもって補助金返還を行いました。その補助金返還に使った3千300万は、町に返してもらえないといけないんですが、今後、今議会ではさとうきび振興協議会への町からの賠償責任において3千600万ぐらいの損害金の賠償を行いますので、その負担金で一旦さとうきび振興協議会の方に出した3千300万円は、賠償金と相殺をするかたちとなります。その差額の330万円ぐらいは賠償金として30年度の第1号補正でさとうきび振興協議会の方に払うというかたちを取る予定です。

○ 議長 幸地猛

5番吉永浩議員。

○ 5番 吉永浩議員

相殺するということなんです、そのトータルの4千400万その最後は久米島町が受けるという考え方でいいですかね。それは町民がまず納得するのかどうか、どう考えていますか。

○ 議長 幸地猛

儀間由紀総務課長。

○ 総務課長 儀間由紀

まず一般会計の損害金については、これは実際に盗み取られたというか、損害としてありますので、これをなくすというか、退けることはできません。

もう一つは、さとうきび振興協議会への賠償金についてですが、こちらを避けることはできないものであると考えています。

○ 議長 幸地猛

5番吉永浩議員。

○ 5番 吉永浩議員

避けることができない理由はなんですか。

○ 議長 幸地猛

喜友村薫会計管理者。

○ 会計管理者 喜友村薫

ただいま総務課長の方から避けられない理由として、この被告訴人は事件を起こした際に久米島町の職員の職にあったということで、民法上の使用者責任が発生してきます。さとうきび振興協議会内の事務局員であった職員でもあるんですが、あくまでも久米島町の職員であったということで、例えばこの負担金を払わなかった場合とかということになると、逆にさとうきび振興協議会が町を損害賠償の相手として訴訟を起こして、こち

らの方がそれをまた被告となって裁判が起こされることが想定されるので、国庫負担金で払った分とさとうきび振興協議会で被ったものを相殺をかけて、そういった争いを避けて久米島町で債権を取って被告訴人から全額回収をしようという目的で、今回こういう提案をさせていただいております。

○ 議長 幸地猛

5番吉永浩議員。

○ 5番 吉永浩議員

さとうきび振興協議会から告訴される可能性がある。でも町民からはされる可能性はないんですか。

○ 議長 幸地猛

儀間由紀総務課長。

○ 総務課長 儀間由紀

町民からどういう内容での告訴でしょうか。

○ 議長 幸地猛

5番吉永浩議員。

○ 5番 吉永浩議員

債権を受けて4千400万を町が全て取りました。そのあとに取れなかったときに町民に不利益になりました。町民から訴えられる可能性はないですかということです。

○ 議長 幸地猛

儀間由紀総務課長。

○ 総務課長 儀間由紀

その損害賠償責任という分で町は被告訴人に対して、損害金の回復のために損害賠償請求の訴訟を起こす予定でございます。それが最終的に回収できなかった場合というのは、最終的な損害賠償責任を問う住民訴訟ということは考えられるかとは思いますが、ただしそれが認められるかどうかということはまた話

は別です。

○ 議長 幸地猛

5番吉永浩議員。

○ 5番 吉永浩議員

ここが僕と感覚が違うんですよね。僕たちは誰のための執行部と議会議員ですかね。さとうきび振興協議会とか、JAのためですか。違いますよね。町民のですね。町民から訴えられることそのものが問題なんですよ。これおかしいですよ感覚、町民と共同と言っておきながら町民が住民訴訟しても通るかどうかわかりませんよって、それはちょっととおりませんね。自分たちが誰のためにいるのかという感覚があればJAか久米糖から訴えられるからと、そんなことではないと思います。町民まずそこから優先だと思いますよ。どうですか、総務課長。

○ 議長 幸地猛

儀間由紀総務課長。

○ 総務課長 儀間由紀

今お話をされているのは、そういった損害賠償、要するに賠償金の担保を要求しているということでしょうか。担保ですか、最終的なもの、担保がなければというお話をされているのでしょうか。

○ 議長 幸地猛

5番吉永浩議員。

○ 5番 吉永浩議員

もう時間もそろそろないので、担保です簡単に言えば、町長30年施政方針に、この横領事件に関してお詫びしていました。僕これとてもいいことだと思います。職員もこの解決のために一生懸命やった、これもわかると思います。議会もわかっている。これだけ早く進行しているというのは、ないというのはこ

れわかります。

だから町長が例えば4千400万受ける債務も全部自分たちが持つという決断をもしるとします。回収のために実行しますよね。決断と実行、これ町長のキャッチフレーズのはずです。取れなかったときに自分の身を削ってでも、この解決にあたるという覚悟はあるのか、つまり報酬とか退職金そこまで触ってでも、この案件に関して解決を図る考えはあるのか。身を削れない決断は、これは支持は得られないと思います。町長の考えをお伺いします。

○ 議長 幸地猛

大田治雄町長。

○ 町長 大田治雄

皆さんが住民から問われるという予測のもとでお話があったかと思うんですが、我々は行政を預かるものとしては、行政のいろんなこれまでのルールあるわけですね、法的問題、私は当初から申し上げたとおり法律に則って処理すべきものは、それを段階踏で専門家の意見を拝聴して前例等の凡例もいろいろあると思います。そういう総合的な判断の元でこれはプロジェクト、その調査チームを立ち上げてやっております。それはいろんな手順を踏んで段階的なことをやって今回23日には顧問弁護士の皆さんにもしっかりした説明できるようにスケジュール立ててやっているわけですね。それで全て私がこの責任を背負ってやるということについては、これは今のルール上はやるわけにはいきません。それはしっかりとした住民の皆さんが納得できるような説明も今後はやっていくつもりであります。

○ 議長 幸地猛

5番吉永浩議員。

○ 5番 吉永浩議員

簡潔に最後、先ほど言いました、この件に関しては未来に残していけない負債、つけだと私は思っています。政治にタイムリミットがあると、町長とその共通認識がもしあるのであれば、その部分まで覚悟をもって、この案件、次の4年で終わらすということを要望します。以上で終わります。

(吉永浩議員降壇)

○ 議長 幸地猛

これで5番吉永浩議員の一般質問を終わります。

○ 議長 幸地猛

休憩します。(午前11時22分)

○ 議長 幸地猛

再開します。(午前11時33分)

先ほど5番吉永議員への答弁漏れがありますので、大城学企画財政課長からお願いします。

○ 企画財政課長 大城学

吉永議員の若者の働くを応援する施策についての質問中、島コンが行っている共創移住の相談件数の件確認して入りましたので報告します。今現在この取り組みを始めた当初ということもあって、現在のところ相談件数については1件となっています。今後またそういった相談が増えるような取り組みを強化していきたいと考えています。

○ 議長 幸地猛

次に10番玉城安雄議員。

(玉城安雄議員登壇)

○ 10番 玉城安雄議員

私の方から4点ほど質問したいと思いません。質問の前に2番の産業の振興の中の7行目の支援という言葉がありますが、支障の間

違いですので通告書ではちゃんと支障ということになっております。答弁でもこれについては答弁されておられませんので、二次質問でまたお答えお願いしたいと思います。それでは順を追って質問していきたいと思えます。

30年度施政方針の中から何点か質問します。

①第2次総合計画の将来像(夢紡ぐ島)、内を満たし、外からいざなうことを基本とし、島人みんなで織り上げる未来の実現に向け様々な施策を進めるとしているが、基本構想、基本計画に沿って予算措置して進めているか、またその進捗状況、検証結果はどのようにとらえているか伺います。

②産業の振興の中から、サトウキビの振興については毎年様々な支援策がなされています。増産増殖に至っていない気がします。その中で昨年のサトウキビ振興協議会運営資金の横領事件があり、各種助成に支障がでないか、また農家の生産意欲の低下につながりかねないか心配しています。農家の生産意欲の向上やサトウキビ振興協議会への支援について、今後どのように考えるか伺います。

③交通の確保から、久米島の観光は、観光基本計画に基づく計画的な取り組みにより順調に伸びている状況であります。那覇、久米島間の航空運賃の低減については交流人口の拡大のためにも最重要題であり、沖縄県、沖縄県議会にも協力要請したところでありますが、本町でも実現に向けさらなる行動を起こし積極的に取り組むべきだと考えるがどうか。

④生活基盤の整備から、農道や道路認定のされていない箇所について各字からの整備要請や、また下水道について指定区域外の下水

道の対策についてどのように取り組んでいくか、以上4点伺います。

○ 議長 幸地猛

大田治雄町長。

(大田治雄町長登壇)

○ 町長 大田治雄

10番玉城安雄議員の質問にお答えいたします。まず30年度施政方針について。

①総合計画に基づく施策事業については、平成30年度予算要求より基本構想の位置づけや事業計画、成果目標を示し資料により予算計上を行っております。また、現在策定中の基本計画及び実施計画についても同様の項目を盛り込んだ内容としており、今後は事業の進捗・効果を検証し予算に反映させる予定であります。

②さとうきびの振興につきましては、平成29年度も沖縄総合事務局及び沖縄県糖業振興協会の補助事業が例年どおり実施されております。町助成 おきまして、例年どおりの実施となっております。農家の生産意欲の向上につきましては、さとうきびの生産で最も重労働となっているのが収穫作業でございます。平成30年度はハーベスター8台を導入し、機械収穫率の向上により生産意欲の向上にもつながると思われまます。久米島町さとうきび振興協議会への支援につきましても、これまで通り支援を行います。

③交流人口の拡大における交通の確保・充実、運賃の低減は重要な課題であることから、30年度においても引き続き取り組んで参ります。本町においても沖縄県に対し、「球島の島交流促進事業」の継続を求め、調整してきた結果継続することが決定しております。さらに本町においても共同事業として5%上乗

せする予定でおりますので、決定すれば那覇発往復運賃を対象にした割引率が15%から20%へと拡充されることとなります。併せて、航空会社に対し要請してきた割引運賃の拡充についても特便割引3が新設されることになりました。

④生活基盤の整備から、農道や道路認定のされていない箇所の問題について、平成25年度に実施した各区長や土地改良区から聞き取り調査した結果に基づき、農業農村整備事業総合計画委託業務を平成30年度に発注し総合計画をまとめた後に県と協議しながら事業採択を目指します。道路認定がされていない里道については、道路台帳の見直し作業に着手し、個別計画を策定し事業採択に向け取り組んでまいります。

また、指定区域外の下水道の対策につきましては、平成27年度に久米島町汚水処理施設整備構想策定業務を行っており、公共下水道事業指定区域外の下水道の対策は浄化槽の対応となります。現在、浄化槽は個人対応と考えております。

(大田治雄町長降壇)

○ 議長 幸地猛

10番玉城安雄議員。

○ 10番 玉城安雄議員

それでは総合計画の中から主に人口減少対策を中心にした施策について再質問していきたくと思います。30年度の予算より基本構想の位置づけや事業計画、成果目標を示した資料により予算計上を行い今後は事業の進捗効果を検証し予算を反映する考えがあると思っています。第2次総合計画の中でも重要課題である人口減少に歯止めをかける政策、対策について移住、定住その他の政策があると思

ますが、例を上げてどのような事業にこの予算を反映させているか1例上げてちょっと説明してください。移住、定住の予算でもよろしいです。

○ 議長 幸地猛

大城学企画財政課長。

○ 企画財政課長 大城学

ただいまのご質問にお答えします。平成30年度の予算編成については玉城委員がおっしゃったとおり総合計画基本構想に続いて予算要求をしてもらいました。今、課題となっている人口減少対策については、ほぼ各課網羅的に事業は展開しているものと考えております。特に人口減少に特化した事業としては先ほど質問にもありました移住定住に関する部分で予算書も企画財政課のものにあるんですが、移住定住促進体制整備事業として、1千290万を計上して取り組んでおります。それ以外についても地域おこし協力隊を活用した事業の展開とか、そういったものも30年度予算も継続して取り組む予定としています。

○ 議長 幸地猛

10番玉城安雄議員。

○ 10番 玉城安雄議員

今、移住定住について人口減少対策についてですか、各課網羅して予算を計上しているということなんですが、次年度からは基本計画を立て、実施計画に沿って予算を反映させるということなんですが、現在、策定中ということなんですが、この基本計画、実施計画、示すことはいつ頃、今年度中にできますか。基本計画、実施計画についてですね。

○ 議長 幸地猛

大城学企画財政課長。

○ 企画財政課長 大城学

基本計画と実施計画については、今年度中に策定する予定です。基本計画についてはほぼ完成して、各課にチェックさせている段階です。実施計画については策定して先週までに企画財政課に提出して今とりまとめている最中でありまして、3月いっぱいにとりまとめをして基本計画と実施計画については、町の振興計画審議会がありますので、その中で審議してもらって承認を貰う予定としています。それについては30年度の早い時期に審議会を開催して取り組んでいく予定としています。

○ 議長 幸地猛

10番玉城安雄議員。

○ 10番 玉城安雄議員

この中で人口減少対策も重要課題でもあるんですが、先ほど町長の答弁の中で4年間で公共事業26億円というかたちもありました。この公共事業の基本構想この計画に沿った予算の平準化ですか、最近、公共事業とか見たら繰越とか多くなっていますので、この平準化、そういうことで公共事業等も、その計画に沿って平準化して発注することによって久米島の経済もよりまわっていくと思いますので、そこらへんのところは、どのように捉えているかお願いします。

○ 議長 幸地猛

大城学企画財政課長。

○ 企画財政課長 大城学

ただいまのご質問にあったように公共工事については町経済に与える影響も非常にあると認識しております。平準化について取り組むことについて関係課と協力しながら新規採択も含めて検討して平準化に努めてまいりたいと考えています。

○ 議長 幸地猛

10番玉城安雄議員。

○ 10番 玉城安雄議員

ぜひ、総合計画とも整合性が取れるような予算措置をお願いしたいと思います。この人口減少については第一次総合計画の中でも2015、6年頃には人口8,000人を割るという見込みということで予測と課題が示されていたようなんですが、これも残念ながら現実のものとなってきました。そのような中で25年度に8,500名という数字を目標立ててやっていますが、この実施実現に向けたこの数字をどのように捉えているか、8,500名という数字を移住定住していますが、これだけで可能なのか、そこらへんについて8,500名という数字をどのように捉えているか伺いたいと思います。

○ 議長 幸地猛

大城学企画財政課長。

○ 企画財政課長 大城学

目標の8,500名は、非常にハードルが高いのかなという感じもするんですが、今展開している移住定住の相談業務とか、それもこなしながら、どうしても8,500名という目標を達成するためには、新たな産業も必要だと考えています。新たな産業については深層水を活用したものも今後強力に取り組んでいかないといけないと考えています。

それと移住に関しては働く場所の確保というの、今、重要視されていますので、そこらへんのマッチング等も含めて取り組んでいきたいと考えています。

○ 議長 幸地猛

10番玉城安雄議員。

○ 10番 玉城安雄議員

本当に移住定住だけでは厳しいものがあると思います。この前、議会前に視察に行ったときに移住決定者30名ですか、これから事業続けていくとしても年間30名として毎年100名以上減っているわけですが、これから単純に考えても移住のみだけでは、現状維持も厳しいというかたちですので、ぜひそこらへん企業の誘致、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

町長の施政方針の中で共創移住ですね、先ほど吉永議員の中でもあったんですが、相談件数が1件ということで、この共創移住という説明、文言の説明詳しくお願いします。

○ 議長 幸地猛

大城学企画財政課長。

○ 企画財政課長 大城学

共創移住については島の起業している方、農業でもそうなんですが、必要としている人材が島内で確保出来なかった場合、そういった人材を移住者に求めてはどうかということで共創移住という制度となっています。今新たな展開というか、この企業の協力、工場にしてもやっぱり人材が必要ではないか、考えていますので、そういった人材を確保するためにピーアールして島の産業と結びつけるというかたちへの取り組みとなっています。

○ 議長 幸地猛

10番玉城安雄議員。

○ 10番 玉城安雄議員

これまで先ほどの同僚議員の中でもありましたが、やっぱりこの起業者を久米島でというかたちのことだと思いますが、いろいろこれも企画財政課だけではなくて、産業振興課含めいろんなところに関わってくるとお思いますので、そういう施策をどんどん取り入れて

人口減少の歯止めというのは最重要課題ですので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。移住定住には島ぐらしコンシェルジュが担っているわけなんです、3名いると思うんですが、任期があると思うんですが、これは地域おこし協力隊を利用してやっているわけなんです、3年過ぎた後、これについて財源とか、地域協力隊も時限立法でいつまであるかわからない予算ですので、今後これについても、どのように考えているか。

○ 議長 幸地猛

大城学企画財政課長。

○ 企画財政課長 大城学

今、移住定住の相談業務については、島コンの皆さんが担っているんですが、非常に相談件数も増えて実際の移住者も数字的にも表れてきて事業効果があると考えています。地域おこし協力隊の制度があるうちは、その制度を活用して取り組んでいきたいと考えていて、その任期が同時に終わらないようなかたちで引き継ぎが上手くできるようなかたちで取り組んでいこうと考えています。将来的にはこの地域おこし協力隊制度を使わないで出来るような仕組み、会社組織を作って、移住相談業務を町から受けてできないかということも検討しております。

○ 議長 幸地猛

10番玉城安雄議員。

○ 10番 玉城安雄議員

せっかく立ち上げた事業ですので予算財源あるなしにかかわらず尻すばみにならないように取り組んでいただきたいと思います。

あと1点だけ、ドリ一部チャレンジというのがありますが、去年夢まつりというのが行われているわけなんです、町民の認識につ

いてどのように周知しているか、認知度について、どのように考えているかお願いします。

○ 議長 幸地猛

大城学企画財政課長。

○ 企画財政課長 大城学

周知については広報等ホームページで島コンのホームページ等で情報発信はしているところでもあります。特に住民の周知について大きな役割を担っているのが、ドリ一部チャレンジのチームつなぐの皆さんであります。昨年度開催した推進大会においては非常に住民の関心も高まったと考えています。そういった取り組みを継続しながら住民の周知を図って行政だけではどうしてもできませんので、官民協力したかたちでできる体制作りにも今後とも引き続き取り組んでいきたいと考えています。

○ 議長 幸地猛

10番玉城安雄議員。

○ 10番 玉城安雄議員

これについては行政と住民と議会が一体となって総合計画の進捗状況を見ていこうということですので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。この件について最後に町長、年間100名の人口減少がある中でいままで質問した中で25年度の目標8,500名というのは非常に厳しいわけなんです、町長も雇用の創出とか、いろいろ施政方針の中でも訴えていますので、具体的にはどういうという政策はだされていませんので、この企業誘致の雇用の創出について町長はどのように、雇用の創出による人口増について町長どのように考えているかお願いします。

○ 議長 幸地猛

大田治雄町長。

○ 町長 大田治雄

先ほど来からありましたが、深層水の事業の展開これは非常に可能性はあると思って今私は必死に駆け回っておりますが、まずはこの実現が非常にキーポイントだと思っていません。これは水管を増やさない限り、それは実現しませんので、あえて今回政策参与の設置においても、これを強力に進めたいという思いで、その政策を進めますので、いろんな企業、今、久米島モデルのメンバーの中にも大学の先生方とか、いろんな民間の方々もいらっやいます。その方々の知恵もお借りしながらやっていきたいと思ひます。

そして後1点は僕は教育の島を目指して久米島が教育が本当に充実すれば今外に行く皆さんも島に残って、子どもたちの教育、高校まではこちらで、将来的には私は海洋大学のサテライトあたりも海洋深層水の関連の東京海洋大学とか、いろんなどころのサテライトも久米島に深層水が可能になれば、誘致も可能になると思ひます。そのへんも含めていろんな展開を議会の皆さんと職員一丸となって取り組む必要があると思ひますので、ぜひ一緒に頑張ってもらいたいと思ひます。

○ 議長 幸地猛

10番玉城安雄議員。

○ 10番 玉城安雄議員

この人口減少対策については国も地方創世の中で非常に苦戦しているところであります。目標達成するには本当に厳しいハードルが高いと思ひますので、町長答弁あったようにしっかり取り組んでいただきたいと思ひます。

答弁の中で教育の島ということもありましたが、教育は本当に金をかけることによって

直ぐに効果がでません。10年、20年後必ず効果が出てきますので、この教育の予算に対してもしっかり考えてもらいたいと思ひます。

○ 議長 幸地猛

休憩します。(午前11時54分)

○ 議長 幸地猛

再開します。(午前11時55分)

玉城議員の再質問につきましては午後に回したいと思ひます。

午前はこれで終了します。

(午前11時55分)

○ 議長 幸地猛

再開します。(午後1時30分)

午前に引き続き会議を開きます。

10番玉城安雄議員。

○ 10番 玉城安雄議員

2番目の再質問に移りたいと思ひます。農家のサトウキビの収穫作業については、サトウキビの収穫が重労働であるということで、この生産意欲の向上については機械収穫率の向上が重要であるという答弁です。今回8台のハーベスターを導入する、30年度ですね、予定という答弁もあります。現在本町では何社の農業生産法人があり、機械の導入台数、これは新規に入る予定も含めて回答をお願いします。

○ 議長 幸地猛

佐久田等産業振興課長。

○ 産業振興課長 佐久田等

本町におきましては法人が約10法人、他のものも含めての法人なんですが、いま、ハーベスターが22台稼働しておりまして、今回8台、30年度で導入しまして、次期作からの収穫は30台で稼働するかと思ひますが、その中にまた更新のハーベスターもございませぬ

で、実質的には30台が稼動するかどうかは次年度にならないと把握はできない状況でございます。

○ 議長 幸地猛

10番玉城安雄議員。

○ 10番 玉城安雄議員

現在、機械での収穫は40%満たないぐらいだということは聞いているんですが、新しく導入した機械も含めて、次年度30年、31年の収穫はどのぐらいの機械での収穫率を見込んでの導入なのかをお願いします。

○ 議長 幸地猛

佐久田等産業振興課長。

○ 産業振興課長 佐久田等

年度ごとに31年度に2台、32年度も2台というふうに導入計画をつくって申請しておりますので、町としましては65%からできたら70%を目指して現在導入計画を作成しております。

○ 議長 幸地猛

10番玉城安雄議員。

○ 10番 玉城安雄議員

この機械の収穫については、機械の導入台数にもよるわけなんですけど、また農地の集積とかも非常に大事なことだと思います。現在振興課の方でいろんな事業で農地の集積等々、荒蕪地の等々いろいろやっていますが、これについてはどのように考えていますか。農地の集積について、現在の状況を教えてもらえれば。

○ 議長 幸地猛

佐久田等産業振興課長。

○ 産業振興課長 佐久田等

農地の集積につきましても久米島町が重点地区にも指定されておりますので、法人そし

て新規就農等々を中心に貸し付け又は借り受けとかやっておりますが、その中でまた畜産の分野も含まれておまして、サトウキビだけの集約ではございません。

○ 議長 幸地猛

10番玉城安雄議員。

○ 10番 玉城安雄議員

いまの農地の集積については、いろいろ各分野に渡っているということなんですけど、この機械で収穫率を上げるにしても面積多くして量を多くしないと、この単価の問題もありますよね、これが安くなると農家の方も機械の方に移行しにくいというところもありますので、そこらへん単価の調整も、これも法人に係ってくるわけですが、増産できれば自ずと単価も下がると思いますので、そこらへんぜひいろいろ補助メニュー等をつかって増産に取り組んでいただきたいと思います。

この収穫作業の効率化を図るために増産、増収に向けてなんですけど、製糖の時期がありますよね、久米島操業の開始時期が。これは久米島製糖は民間企業で製糖工場の方でいろいろ決めていると思うんですけど、これは実際製糖工場の判断のみで決めているのか。また早期操業、早期終了することにより春植えとか肥培管理も迅速にでき、その結果、生産意欲の向上等にもつながると思うんですけど、調整等はできないのか。いろいろこのキビに対しては町の方でも助成等もしていますので、そういうところを調整してもいいのかなと思うんですけど、そういうところはどのように考えていますか。

○ 議長 幸地猛

佐久田等産業振興課長。

○ 産業振興課長 佐久田等

29年度の各小学校校区単位での農事懇談会におきましては、久米糖の社長からできたら年内操業の話もありましたが、残念ながら今年も年内操業ができなくて、たいへん残念に思います。とりあえず機械等の試運転もしながらサトウキビ振興協議会の中でいつから製糖開始をやりたいということで提案されて、そこで協議をして製糖期の開始時期と終了時期が決まるような仕組みになっております。

町としましても、これだけまたハーベスターを導入します。そして平成30年度の総合事務局の当初予算におきましてもサトウキビの農業機械等のリース支援事業が5月18日締め切りということですので、いまこれに向けてトラクターや株出し管理や植え付け機を希望している法人さんがおりますので、それをまたヒヤリングして18日まで提出して、今度は株出し、植え付けに対しても機械化でできるような体制でもっていこうということで調整しております。

そして、法人さんの中からも出来るだけ農地を1カ所で集積してハーベスターの稼働をしたいという話もありましたので、現在久米島町農業機械利用組合というものを立ち上げる予定で、そのへん法人さんの協力も得ながら植え付けから収穫まで機械化できるような仕組みにもっていきたいと考えております。

○ 議長 幸地猛

10番玉城安雄議員。

○ 10番 玉城安雄議員

この機械化については、農地の集積とか、久米島は特に仲里地区の場合は水田をサトウキビにというかたちでやってなかなか厳しいところもありますが、ぜひ機械化に向けていただきたいと思います。

先ほど一次答弁の中で、横領事件による事業の支障についてという質問、これ回答ありませんので、このサトウキビ振興協議会の事業について30年度支障はないのか、いろんなところで課長は支障はないと言っているんですけど、支障はないのか。それと町独自の事業、生産組合の事業、振興協会の事業の振り分け等々はどうなっているのか、お願いします。

○ 議長 幸地猛

佐久田等産業振興課長。

○ 産業振興課長 佐久田等

補助事業につきましても27年、28年、29年も同様に総合事務局、糖振協の事業を行いました。そして29年度の糖振協のセーフティネットにつきましても3月15日で株出し管理以外は実績報告を終えまして、3月28日前には補助金が振り込まれるということで調整を終わっております。そして総合事務局の現在除草剤の事業も入っておりますが、今月の23日で締め切りをしまして、今月いっぱい実績報告を出して補助金の交付申請ということの手はずになっております。

そして、町のサトウキビの病虫害防除の薬剤につきましても例年どおり実施して、29年度の事業は全て完了しております。30年度もまた同じような事業が出れば同じように進めていくということでご理解ください。

○ 議長 幸地猛

10番玉城安雄議員。

○ 10番 玉城安雄議員

事業については影響ないということで理解してよろしいですね。

それとこの影響で町の事業のかん水事業とかサトウキビの優良種苗とかですね、現金じ

やなくていま振り込みというかたちで各農家に通知もいっているようですが、これちゃんと精査していますか。話を聞けば、2回請求きているという話も聞きますけれど、そこらへん産業振興課の方でしっかり精査して二重請求がないようにお願いします。答弁をお願いします。

○ 議長 幸地猛

佐久田等産業振興課長。

○ 産業振興課長 佐久田等

28年度に請求されていない事業もありましたので、28年、29年度と2つの納付書が入っている方もおりますので、その方々につきましては1つにまとめて納付して下さいという電話での回答をしております。また、一部につきまして他の方に出すべきものを間違っただう方に出したのも何名かいらっしゃいましたので、このへん再度気をつけて間違いのないように実施していきたいと思えます。

そして、今現在現金ではなく納付書払いをお願いをしております。また、これにつきましても今後JAさんと協力して、できたらJAのキビの代金から口座振替ができないかとかも今後調整をしていく段取りでJAさんに申し入れをしております。

○ 議長 幸地猛

10番玉城安雄議員。

○ 10番 玉城安雄議員

確実に支払うことができるような方法でいろいろ調整して取り組んでいただきたいと思います。

町長、この産業の振興については、他の農産物、水産業、観光産業、商工関係にも力を注いで久米島町の経済の発展に取り組んでいただきたいと思います。最後にこの件につい

て答弁をお願いします。

○ 議長 幸地猛

大田治雄町長。

○ 町長 大田治雄

サトウキビについては、久米島の一次産業で島の経済を支える一番のものでありますので、そこを他の作物とも複合経営も成り立つようなかたち、特に畜産とも連動できるようなかたちで、今後においてはサトウキビをとにかくもっと、先ほどあったとおり7万tを目指して推進させたいと思えます。

○ 議長 幸地猛

10番玉城安雄議員。

○ 10番 玉城安雄議員

次に移ります。次は、交通の確保から、交流人口の航空運賃については県の15%、町の5%上乗せで20%の割引率で拡充されるという答弁です。球美の島交流推進事業の継続が決定しているが、これは具体的に単年度なのか、いつまでの継続なのか、その期間分かりましたらお願いします。

○ 議長 幸地猛

新里剛商工観光課長。

○ 商工観光課長 新里剛

お答えいたします。その前に1つ先ほど町長の答弁の中で補足説明をしたいと思えます。この事業について決定すれば那覇発往復運賃を対象にということではありますが、那覇発というのは、島の方は割引運賃を利用しないという前提で考えて那覇発としています。実際には久米島島民以外の方が利用した場合は久米島からでも往復割引は利用できますので、そこについて補足はしたいと思います。

球美の島交流促進事業については3年間実

証実験として29年度まで行ってまいりました。これまで事業の継続する、しないということはかなり時間を要してきたわけですが、その中で久米島の交流人口を今後どうするのか、というところを議題にしていろいろ県と詰めてきて、さらに町はこれまで15%からさらに拡充を求めてまいりましたが、その中においてやはり町としての取り組みも求められるところで町の5%を事業として展開するというので、まずは20%に拡充しましょうということになっております。

期間なんです、3年間の実証実験を経て、30年度からは実証実験ではなくて実施というかたちになりますので、少なくともこの事業自体が一括交付金の活用ということになりますので、33年まではこの事業は継続できるものというふうに考えております。

○ 議長 幸地猛

10番玉城安雄議員。

○ 10番 玉城安雄議員

33年の一括交付金がある間は時限をつけて実証できるというかたちですが、町の5%の上乗せ分は一括交付金で2千万円今度計上されているんですが、この見積もりの根拠を教えてください。

○ 議長 幸地猛

新里剛商工観光課長。

○ 商工観光課長 新里剛

こちらの予算の方なんです、5%というのが約500円になります。その500円をこれまでの3年間の球美の島で利用実績を平均して算出したものとなっております。

○ 議長 幸地猛

10番玉城安雄議員。

○ 10番 玉城安雄議員

1人500円ということでこれの実績を基に算出した額が2千万円。これも一括交付金がある間ということだと思います。この交付金ももし終わった場合の後の財源までしっかり考えて、どうなるか分かりませんがしっかり取り組んでいただきたいと思います。

これについては先の県議会の総務委員会の中でも小規模離島並の30%で要請は町も含め商工会も含め要請したと思うんですが、この要請について県の反応は実際はどのような反応ですか、町長。

○ 議長 幸地猛

大田治雄町長。

○ 町長 大田治雄

お答えしますが、この案件はちょうど仲井眞知事と現知事の選挙前に要請したのが最初でありまして、これは私も何回も要請の中で特に強調しているのは、やんばるあたりでしたら高速料金の2千円をつかって燃料費を4千円ぐらい負担すれば家族5、6名でも往復帰れるんだと。久米島はそうじゃない、5名以上になったら10万円以上かかるよということも常日頃から言っております、そのへんも強く県に要請したところ、やっと今回も非常に渋ってはあったんですが何とか継続してやるということでもあります。今後においても同じように、特に国、県は新幹線並料金というのもよくつかえます。新潟から東京まで6千円でこれです。仙台から東京まで6千円。あの距離からすると久米島の本当にこの航空運賃は非常に割高でありますので、今後においても強くこれは県には要請したいと思いません。

○ 議長 幸地猛

10番玉城安雄議員。

○ 10番 玉城安雄議員

この件についてはいろんな場所で町長が同じような答弁をしていますが、ぜひ引き続き県議会、県を通してしっかり、今回継続することもこういう要請が功を奏して継続と今年もできていますので、しっかりと取り組めばこのパーセンテージのアップも可能だと思いますので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

次に、離島航路についてなんですけど、ニューくめしまの代替船の建造は始まっていますか。それとまた買取支援についてはどうなっているかこの進捗状況を教えて下さい。

○ 議長 幸地猛

新里剛商工観光課長。

○ 商工観光課長 新里剛

「ニューくめしま」フェリーの代替ということで、昨年12月に契約は終了したというふうに聞いております。建造後就航までに1年半ぐらい要するというので、実際就航を予定しているのが来年の7月頃予定と聞いております。

○ 議長 幸地猛

10番玉城安雄議員。

○ 10番 玉城安雄議員

施政方針の中でこの買取支援については渡名喜村と協議をしてというかたちになると思いますが、この買取支援についてはどうですか。

○ 議長 幸地猛

新里剛商工観光課長。

○ 商工観光課長 新里剛

買取支援についても渡名喜村と費用負担といますか分担割合を決めて、その中で両町村で負担するという事になっております。

○ 議長 幸地猛

10番玉城安雄議員。

○ 10番 玉城安雄議員

交通の確保については、いろいろ観光振興計画の中でも非常に重要なことだと思います。この久米島町の観光振興計画は今年度で終わるわけですが、第一次は、これ数値目標を立てて着実に入域客を伸ばしてきていますが、今年度30年度は12万人目標ということですが、この12万人については見通しはどうですか。

○ 議長 幸地猛

新里剛商工観光課長。

○ 商工観光課長 新里剛

12万人の見通しということですが、まず、28年度に11万人を突破することができました。今年度についても9月までは順調に推移してきたわけですが、今年は残念ながら台風の影響を受けて、今年度は11万人前後でいくのかなと思っております。しかしながら、11万人をある程度近づくということは大きな台風等による落ち込み等もあったわけですが、11万人近くあるということは、ある程度好調に推移している部分もあるかと思っています。30年度についての12万人についても達成できるようにしっかり観光協会と連携しながら取り組んでまいりたいと思っています。

○ 議長 幸地猛

10番玉城安雄議員。

○ 10番 玉城安雄議員

この数値目標を挙げることによって、この第一次の計画の中の結果を出してきております。また30年度には次の5年間に向けた第二次基本計画を策定するようです。施政方針の

中でも個人、団体の旅行内容が多様化する中、ニーズに合ったプログラムの構築等が必要とされているとしている。これを計画の中に第二次観光振興基本計画の中にしっかり取り組んで、久米島の観光資源が活用されるような基本となる数値を挙げて、その中で交通の確保も含めながら取り組んでいただきたいと思います。町長、この件について最後の答弁をお願いします。

○ 議長 幸地猛

大田治雄町長。

○ 町長 大田治雄

先ほどの目標を達成することをお互い観光協会も含めて行政、議会の皆さんも同じ気持ちで取り組んでいけば、それは達成するものと思っていますので頑張りたいと思います。

○ 議長 幸地猛

10番玉城安雄議員。

○ 10番 玉城安雄議員

次に進みたいと思います。生活基盤の整備から、農道や道路認定のされていない道路について農業の整備基本計画委託業務を今年度発注し総合計画をまとめた後に県と協議しながら採択に向けるとしています。答弁では、25年度に各字区長及び土地改良から聞き取り調査を行い計画の策定を行うとしていますが、この計画の策定を実施するまで5年を要していますが、その要因は何ですか。5年前にまとめているんですが、実施するまでに5年間を要している原因があると思うんですが、原因は为什么呢。

○ 議長 幸地猛

大田喜秀建設課長。

○ 建設課長 大田喜秀

今までの土地改良事業の採択というのは補

助メニューに対して市町村の要望を聞いてエントリーしていたわけですが、29年度に農水省の施策の変更によって、ある一定の区域、うちは久米島地区1から第11地区まで地区設定はあるんですけど、そこにおいて要は維持管理を目的とした道路整備はつくられているのか。排水路は何年度につくるのかという、いま久米島町の第二次総合計画の下に個別計画というのをつくりたくないといけなくなりました。これが平成30年度の新規採択からぜひなければ採択はできませんよということを申し受けての基本構想の策定であります。

○ 議長 幸地猛

10番玉城安雄議員。

○ 10番 玉城安雄議員

基本構想を策定しないと事業採択は厳しいということで、この5年間を通していろいろ変えながら現在に至っていると理解していいわけですね。

この道路認定についてなんですが、以前の議会でも農道、里道については議会の承認は必要ないという答弁でしたが、整備が必要で道路認定されていない箇所がどれぐらいあるのか、だいたいいいですので把握していれば答弁をお願いします。

○ 議長 幸地猛

大田喜秀建設課長。

○ 建設課長 大田喜秀

たいへん申し訳ありません。だいたい何キロぐらいあるかというのは把握してません。というのは、昔は里道があれば、自分たちが土地改良事業をやっている時は里道があれば付け替えというのが、それ以外は総合事務局は認めてませんでした。仕方なければ売買、平米1円あたりでしたけど、そういうことで。

いまその里道を所在市町村に譲渡されています。その土地改良のときに付け替えはしたんですけど、あえて里道までは登記はしてなかったんじゃないかというのがかなりあるかなと。土地改良区画整備は終わったんですけど、そのまま里道で残っている部分もかなりあります。一般農道についても、その農道認定されていない道路がかなり私は見てきましたので、その整備も急務かなと。これなぜですかといったら、災害起きた場合に農道でも町道でも路線名がなければ採択は全く無理です。これは土地改良面でもそうですし、何号排水路、何号農道、何号町道という名前がなければ災害が適用できないということが分かったからですね、そのへんは精査して台帳の整備も急務だと思います。

○ 議長 幸地猛

10番玉城安雄議員。

○ 10番 玉城安雄議員

いまいろいろ事業を採択するにも路線名、農道の場合は認定しないと事業の採択はできないということですので、建設課長もう退職ですので、しっかりいまの道路整備、台帳も含めて引き継いでしっかり取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、下水道についてですが、公共下水道、区域外の件は過去の議会の一般質問とか委員会の中でも何度か質問したんですが、答弁では公共下水道の区域外の下水の処理は別の事業がないのかと、過去の答弁では県と調整するとのことだったんですが、今回の答弁では区域外は浄化槽の対応で施工は個人対応ですという答弁ですが、これは県と調整の結果なんですか。

○ 議長 幸地猛

上里宏美上下水道課長。

○ 上下水道課長 上里宏美

前回、県との調整というかたちで回答しましたが、その時点で私の方が今までの流れを把握しないといけない、分からないのに答えるというのが私自身が怖かったということがありまして、それで県とも調整した。その間に時間が流れているようなかたちで検討というかたちで、私の回答になっているような回答です。その時点で県とも調整した際、事業の中味が全然別物というかたちでありまして、地区外もできないと。その中で、じゃあ個人又は町予算でつないで、うちの公共下水道の管につなぐことはできるかというかたちも調整したら、つなぐことはできますと。その代わり注意事項が1つありました。これにつないで処理するのはいいんだけど、単独そして個人でつくった管についての維持管理はその方々でしてほしいというかたちで、そういう流れにちょっと細かいところまで調整した結果、やっぱり現在の公共下水道ではどうしても繋げないという判断で12月頃の答弁でもできないというかたちでの発言をさせていただきました。

○ 議長 幸地猛

10番玉城安雄議員。

○ 10番 玉城安雄議員

調整の結果ということなんですが、いま例を話しますと、前の議会からずっと県道の外灯の話とか、県の管轄でなかなか厳しいということであったんですが、いま設置できていますよね、山城とか比嘉2号線とか。そういうところをどんどん、出来ないと言答するんじゃなくて、いろいろ調整していけば、何かの事業でまたできることも可能になりますの

で、ぜひそこで終わりじゃなくて引き続いて
そういうところもしっかり検討していただき
たいと思います。

例えば、いまできないという答弁なんです
が、例えば住宅が散在し、地形的にも下水道
の敷設が厳しく経済効果も見込めない場所が
あるとして、この区域外では合併浄化槽とい
う事業はないのか。これは個人対応という答
弁なんです、この個人対応の場合、施工は
個人ですということになるんですが、この
補助はないのか、またこの補助率があればお
答え願います。

○ 議長 幸地猛

保久村学環境保全課長。

○ 環境保全課長 保久村学

ただいまありました合併浄化槽なんです
が、浄化槽には2種類ありまして、単独の浄
化槽、これに関してはし尿だけを処理する浄
化槽であります。合併浄化槽といいますのは
し尿と台所とかから出る汚水等を併せて処理
するのが合併浄化槽です。いま議員がおっし
ゃっているのは、これとは別に各家庭のを1
カ所に集めたし尿施設かなと思われま。し
尿施設になりますと大々的な規模を要しま
すので財政的な面からも検討が必要かなと思
われま。単独浄化槽におきましては、現在使
用が禁止されていまして、地域によっては現
在ある汲み取り、あるいは単独浄化槽から変
える場合の補助を行っている市町村はござい
ます。ただ、これに関してはあくまでも汲み
取りと単独の場合の変更でありまして、例え
ば新築する場合はいまある合併浄化槽を新た
に移設するという補助については今のところ
ありません。

うちの方でも調べたところ、循環型社会形

成推進交付金というのがございまして、これ
につきましては、その循環型社会形成推進地
域計画という等々の計画書を作成して、単独
浄化槽から、その地域で合併浄化槽にやる場
合の計画書等を作成しての環境省の補助メニ
ューはあるようでございます。

○ 議長 幸地猛

10番玉城安雄議員。

○ 10番 玉城安雄議員

いま下水道の面からと環境保全の面からい
ろいろありました。できないという、行政が
できないということで即答するんじゃない
で、いろいろ懸案事項として残しておいて
いろいろ取り組んでいただきたいと思います。
これはこのへんで終わりたいと思います。

最後に、30年度施政方針の中から何点か質
問しました。その他の町政運営についても方
針が述べられています。着実に推進していく
には町長の強いリーダーシップが問われると
思います。最後の町長の意気込みを聞いて私
の質問を終わりたいと思います。

○ 議長 幸地猛

大田治雄町長。

○ 町長 大田治雄

先ほどの吉永議員にも申し上げましたが、
私としてはもし当選した場合には、これまで
の4年間を振り返って新たなまた6本の柱を
ベースにして、常に町民に耳を向けて行政運
営に取り組んでいきたいと思っております。

(10番玉城安雄議員降壇)

○ 議長 幸地猛

これで10番玉城安雄議員の一般質問を終わ
ります。

次に、6番赤嶺秀徳議員。

(6番赤嶺秀徳議員登壇)

○ 6番 赤嶺秀徳議員

6番赤嶺です。通告に従いまして5件10項目について質問します。

まず、1点目、小中学校普通教室への冷房設置について。小中学校の一般教室への冷房の設置については、平成29年9月議会において吉永議員から、12月議会においては、私から質問しました。その様な中、12月議会の答弁で平成30年1月にヒアリングを実施する予定であるとの回答でした。

次の2点について伺う。1点目、県とのヒアリングは行なわれたか。行われたのであれば、その結果について伺う。2点目、設置する場合、その財源の確保は容易か伺う。

2点目、道路環境の整備について。県道、町道あるいは農道を問わず、補修や改修、又は、アスファルト舗装、安全施策等が必要である箇所が多々見受けられるが、次の点について伺う。

1点目、安全対策について。ア、儀間集落内の宮平商店から儀間漁港までの間。イ、県道89号から旧久米島中学校までの間。アの区間はパークゴルフ場利用者。イの区間は町福祉協議会への出入り車両が多い区間である。

2カ所の区間は通学路や生活道路であることから徐行等の規制が必要であると思うが、その対策について伺う。

2点目、久米島製糖側のアーラ浜入口のカーブミラーの補修について何度も要請しているが、未だに補修がされていない、何時補修するか伺う。

3点目、県道89号、旧具志川庁舎前の交差点は、大型車等がハンドルを切り替えして左右折をしている状況であるとの苦情もある。道路の拡幅や、停止線の移動等の対策が

必要であると思われるが、その見解を伺う。

4点目、観光地である字具志川のおぼけ坂付近の樹木の伐採について町で可能か伺う。

3点目、防災無線について。現在の防災無線は、設置から20年も経っており、修理の要請を行っても修理ができていない状況である。理由を聞くと、近々、防災無線を入れ替えるとの事から、修理は控えているとの理由の様である。町民の生命と安全を守る視点からも早急に修理と整備が必要であると考えますが次の点について伺う。

1点目、故障箇所について修理をすることは出来ないか。2点目、新規防災無線を導入する計画はあるか。3点目、導入するとすれば何時頃か、又、その予算の確保は充分行えるか、伺う。

4点目、民事事件の進捗状況について。平成29年に発生した町職員による不祥事案の被害回復の民事の部分について、これまでの進捗状況について伺う。

5点目、平成29年施政方針について。平成29年の町長の施政方針がありましたが、どのような成果を上げたのか伺います。お願いします。

○ 議長 幸地猛

吉野剛教育長。

(吉野剛教育長登壇)

○ 教育長 吉野剛

赤嶺秀徳議員のご質問、小中学校普通教室への冷房設備の設置についてお答えいたします。ヒアリングは2月8日に県教育庁施設課において行われ、島内小中学校の普通教室への空調設備設置工事の平成30年度事業申請、平成31年度事業実施に向けての内容聴取が行われました。ヒアリング結果につきましては、

事業申請の基準となる学校施設台帳の普通教室、特別教室の利用状況が異なる部分で若干修正が必要となる可能性があります。なお、現段階では事業申請するための事業計画のヒアリングであります。

財源の確保につきましては、補助率1/2の補助事業を活用して整備することとしており、町負担分の財源については関係課と協議してまいります。

(吉野剛教育長降壇)

○ 議長 幸地猛

大田治雄町長。

(大田治雄町長登壇)

○ 町長 大田治雄

6番赤嶺秀徳議員の2番目からの質問にお答えいたします。道路環境の整備について。

(1)のご質問の区間については、徐行区間として設定できるか、標識や看板の設置が可能かなどを警察ならびに公安委員会との調整を進めてまいります。

(2)アーラ浜入口のカーブミラーは、防風林内に設置されているため、樹木の伐採が制限されております。そのため、より見えやすい場所への移設を検討しております。候補移設先も防風林内であるため、できるだけ早く改善できるよう、関係機関と調整を進めてまいります。

(3)県道89号線の具志川庁舎前の交差点についてですが、道路の拡幅や停止線の移動については、現状を確認したうえで、関係機関と調整のうえ、問題解決に努めていきたいと思っております。

(4)おばけ坂周辺は、久米島県立自然公園第3種特別地域及び普通地域となっております。樹木の伐採については、周辺の自然景観

を著しく損なわない範囲で伐採を行うことは可能でありますので、町で道路の除草、樹木の伐採を行ってまいります。

次に、大きい項目の3番目、防災無線について。

(1)町の防災行政無線は旧仲里側で平成11年度、旧具志川側で平成15年度に整備されております。故障が報告された場合はすぐに修理を行っていますが、機種が古いため部品の調達に2カ月以上時間を要する場合があります。

(2)現在のアナログ無線は、平成34年までにデジタル化が義務付けられているため、久米島町では平成32年度からデジタル無線への移行を計画しています。

(3)防災無線のデジタル化事業は、防衛省補助による整備を調整中であります。

続きまして、民事事件の進捗状況について。現在、顧問弁護士と損害賠償請求訴訟について準備を進めているところであります。損害賠償請求の額は、一般会計損害額と久米島町さとうきび振興協議会への損害賠償に伴い同協議会から譲渡される債権を合わせた合計約4千400万円になる予定であります。損害賠償の額の決定ならびに訴えの提起は議決事件であるため、今議会で、さとうきび振興協議会への損害賠償金の額の決定と損害賠償請求の訴えの提起に関する議案を追加議案として上程する予定であります。

続きまして、平成29年度の施政方針について。平成29年度の施政方針に掲げた施策の着実な実現に向けて取り組み、そのほとんどに着手し、推進しているところであります。取り組みの主な成果についてお答えいたします。まず、総合計画の推進については、町内

有志によるまちづくりチームが発足され、官民協働による計画推進に取り組んでおります。

産業の振興については、基幹産業である農業及び水産業を中心に生産拡大に取り組むとともに生産額向上を図っております。観光入域客は平成28年度において11万人に達成しました。観光振興計画に基づく計画的な取り組みにより、平成30年度までに12万人達成を目指しております。

教育・文化の振興については、念願であった図書館建設に着手いたしました。子供の学力向上の推進にも取り組み、小中学校の全国学力学習調査において、小学校は全国平均を超えるほど向上し、中学校においても年々全国との差を縮め、小中ともに改善傾向にあります。

福祉の充実については、保健・医療・福祉サービスの連携による地域福祉の充実に取り組んでおります。

生活基盤の整備については、火葬から告別式までの一連の葬儀を執り行うことができる火葬場・葬祭場が平成30年度に供用開始します。道路及び下水道整備等の公共工事により、町経済の発展や所得向上に取り組んでいます。

消防・防災については、大規模災害に備え緊急消防援助隊の登録を行い受援及び応援体制の確立に取り組んでいます。

以上、平成29年度の主な成果を述べましたが、引き続き、町民の皆様が安全・安心に暮らせる社会の構築に取り組んでまいります。

(大田治雄町長降壇)

○ 議長 幸地猛

6番赤嶺秀徳議員。

○ 6番 赤嶺秀徳議員

答弁内容から再質問したいと思います。まず、初めの小中学校普通教室への冷房設置について。ヒヤリングは行われたと。その中で事業申請の基準となる学校施設台帳の普通教室、特別教室の利用状況が異なる部分で若干修正が必要となる可能性があるかと答弁しています。この普通教室、特別教室の利用状況の異なる部分とはどういうことか、説明いただけますか。

○ 議長 幸地猛

大田悟教育課長。

○ 教育課長 大田悟

ただいまの赤嶺議員のご質問にお答えいたします。例えば、学校施設台帳には特別教室となっていて、実際使用しているものは普通教室として使用している部分が学校には何カ所かありますので、事業申請する場合にはその実態と合わせて、台帳と実際使用している普通教室なら普通教室、特別教室なら特別教室と合わせて事業を申請する必要がありますので、事業申請する場合は再度また学校等も確認しながら進めてまいります。

○ 議長 幸地猛

6番赤嶺秀徳議員。

○ 6番 赤嶺秀徳議員

それについてだいたい理解しました。

次、財源の確保では町負担分については関係課と協議するとありますが、関係する課はどちらですか。

○ 議長 幸地猛

大田悟教育課長。

○ 教育課長 大田悟

財政を伴いますので企画財政課となります。なお、町負担分の財源につきましては、

また地方債や基金等の活用も含めて調整してまいりたいと考えております。

○ 議長 幸地猛

6番赤嶺秀徳議員。

○ 6番 赤嶺秀徳議員

企画財政課もしっかりひとつお願いしたいと思ひます。

次は、現段階では事業申請のための事業計画のヒヤリングであると。そういうことですが、県からのヒヤリングだったと思ひます。県サイドの手ごたえとしてはどう感じられたか、お答えできますか。

○ 議長 幸地猛

大田悟教育課長。

○ 教育課長 大田悟

ヒヤリングについては担当の方が受けております。当初、1月に電話でのヒヤリングのみで済ませる予定と聞いておりましたが、実際県の方に呼ばれているいろいろヒヤリングを受けておりますので、私の感じとしては手ごたえはよろしいかと思ひております。

○ 議長 幸地猛

6番赤嶺秀徳議員。

○ 6番 赤嶺秀徳議員

県の手ごたえもあったということなんです、今後、子ども達の健康状態、あるいは学習意欲向上の面からも早急に設置できるように努力することをお願いしたいと思ひます。そして、これに満足せず何回も何回も県に要請して確実に実施できるようにひとつお願いしたいと思ひます。この質問についてはこれで終わります。

次に、道路環境の整備についてということで、安全対策については標識や看板だけではありませんということですね。道路交通法は

標示主義なんです。ですから道路標示でも規制や注意喚起は可能なんです。狭い道路、標識看板が立てられなければ標示も含めて対応は可能か伺いたいと思ひます。

○ 議長 幸地猛

儀間由紀総務課長。

○ 総務課長 儀間由紀

ご質問の指定区間については、警察の方とも調整を進めているところです。徐行区間として指定する場合は公安委員会で指定するものになりますが、公安委員会でいろんな調査、交通量とか事故発生率であるとか、そういったものを十分に調査した上で指定をします。その他に、道路区間の範囲が指定されない標識は道路管理者において標識を立てることが可能ということをお伺いしました。それについても公安委員会との協議が必要ということになっています。現状のものを資料をいま整理しているところですので、近いうちに交通政策課を通じて公安委員会と調整をしていこうと思ひております。

○ 議長 幸地猛

6番赤嶺秀徳議員。

○ 6番 赤嶺秀徳議員

公安委員会と調整するということなんです、やっぱり安全施設というのは道路管理者でも設置することができるわけですよね。公安委員会が意志決定がなければ取り締まりはできないんですが、町民の安全を考える観点からすれば行政サイドでも安全施設は十分可能だと思ひております。そういうことで早めに、本当に危険です向こうは。早めに安全対策を講じていただければお願いしたいと思ひます。その件については終わります。

次に、久米糖横のアーラ浜入口のカーブミ

ラー、これ私今日も見てまいりました。総務課長、実際現場まで行って現場調査で確認したのか、そのへんお答えください。

○ 議長 幸地猛

儀間由紀総務課長。

○ 総務課長 儀間由紀

担当の職員と私は別々ですけれど確認をしに行っています。実際本当に大きなモクマオが前に繁って非常に見にくいというのは現状を確認しています。答弁にもありましたように、このモクマオを伐採してということよりももうちょっと見えやすい向かい側のところに移設をしようかということではいま計画をしているところですが、いずれにしても両方とも防風林内にありますので、保安林内にありますので、それについても関係機関と調整をした上で、何が一番安全が確保できる場所に設置できるのかということ調整していこうと思っています。

○ 議長 幸地猛

6番赤嶺秀徳議員。

○ 6番 赤嶺秀徳議員

このカーブミラーというのは最初はよく見えましたが。台風の後からカーブミラーの角度が変わっているんです。私は今日も確認しました。このカーブミラー立て替えしなくてもミラーの角度によってははっきりと見えるんですよ。それで現場確認したかと聞いたんですけど、まずもう一度行って、カーブミラーの角度を見て、実際あのモクマオの木も昔からあるその木なんです。それでこれは上手く働いていましたカーブミラーも。台風の後にはカーブミラーが動いて見えなくなっているだけの話なんです。そういうことで、これは立て替えしなくても見える方法があると思

いますので、ひとつ今後確認してやって下さい。お願いします。

次に、旧具志川庁舎前の交差点についてですが、これは早めに現状確認を行って問題を解決するようにお願いしたいと思いますが、建設課長、頼みます。

○ 議長 幸地猛

大田喜秀建設課長。

○ 建設課長 大田喜秀

この件については南部土木事務所に照会しております。私も現場を確認しに行きました。コンビニ側の停止線が若干西銘側、清水側、鳥島側よりは、おそらく大型車の影響を受けるだろうということで2mほどセットバックされています。ただ、その部分をもうちょっと状況確認して、来週27日に南部土木事務所の我那覇所長に直接会うことができますので、その時に町長も一緒に要請はしに行きたいと思っています。

○ 議長 幸地猛

6番赤嶺秀徳議員。

○ 6番 赤嶺秀徳議員

それについても、いまおっしゃっているコンビニ側の停止線が非常に前に寄っていますね。上から来た場合、西銘方面から来た場合には全く曲がれないと思います。そういうことでこの停止線を奥に2m、3m寄せるだけでも大型車は曲がれると思いますので、現場確認してひとつ早めに対策をお願いしたいと思います。

次に、おばけ坂付近の樹木の伐採、これも景観を損なわない程度に可能であるとの答弁です。その対策についても早めをお願いしてこの質問は終わりたいと思います。

次に、防災無線について。答弁でも32年度

からデジタル無線への移行を計画しているとの答弁ですが、早めに事業採択しないと32年度までに間に合わない可能性も出てくると思うが、どうでしょうか。

○ 議長 幸地猛

儀間由紀総務課長。

○ 総務課長 儀間由紀

現在、久米島町の防災情報収集発信体制の基本計画の策定業務を行っています。その中で防災行政無線の不感地帯であるとか、聞こえるところ、聞こえないところ、それから新規に設置すべきところであるとかというものを全部精査しているところです。それを踏まえて基本計画を基に防災行政無線のデジタル化の事業のものも計画していく予定です。来年30年度の5月ぐらいまでに防衛省の方に計画書の概略のものを提出した後、31年から実施できる方向でいま調整を進めようということで防衛省とも調整をしているところです。31年に実施設計、32年度から工事という運びでやる計画をつくっていま進めています。

○ 議長 幸地猛

6番赤嶺秀徳議員。

○ 6番 赤嶺秀徳議員

このデジタル化については防衛予算を活用したいということなんですが、話によるとこの防衛予算を請求から出るまでに約2年間かかるというふうに聞いておりますが、そのとおりですか。

○ 議長 幸地猛

儀間由紀総務課長。

○ 総務課長 儀間由紀

32年度からの事業となると30年の5月まで…。休憩をお願いします。

○ 議長 幸地猛

休憩します。(午後2時28分)

○ 議長 幸地猛

再開します。(午後2時28分)

儀間由紀総務課長。

○ 総務課長 儀間由紀

31年度の実施設計を計画しておりますので、30年5月、今年の5月までに計画書の方を提出する手はずを整えているところです。

○ 議長 幸地猛

6番赤嶺秀徳議員。

○ 6番 赤嶺秀徳議員

30年5月までということなんですが、3月4月あと1カ月か2カ月しかないけど大丈夫ですか。

○ 議長 幸地猛

儀間由紀総務課長。

○ 総務課長 儀間由紀

担当の方で必要書類の方を整理をして準備を進めているところです。

○ 議長 幸地猛

6番赤嶺秀徳議員。

○ 6番 赤嶺秀徳議員

じゃあ一つ頑張って早めに実施できるようにお願いしたいと思います。

次に総務課長、アナログ無線機のスプリアス知ってますか。

○ 議長 幸地猛

儀間由紀総務課長。

○ 総務課長 儀間由紀

はい。旧スプリアス規格というものの説明資料手元にあります、名前はわかりますが、内容はよく理解はできていないのが現状です。

○ 議長 幸地猛

6番赤嶺秀徳議員。

○ 6番 赤嶺秀徳議員

スプリアスというのは例えば周波数30メガの無線機がありますと発射した無線が30前と30の後に附帯して無線が出て行くんで、それをなくすためにこれ世界規格で決められたわけですね。それで34年にはもう全てデジタルに変えていくということなんですよ。そういうことで、私もちょっと勉強してきたんですが、これいま、アナログ無線に器具を設置しなければ総務省からいろいろとあると思うんですが、これ久米島町は大丈夫なんです。そのへんお願いします。これ久手堅さんがよく知っていると思うんですけども。

○ 議長 幸地猛

休憩します。(午後2時30分)

○ 議長 幸地猛

再開します。(午後2時30分)

儀間由紀総務課長。

○ 総務課長 儀間由紀

アナログ無線機に何かを付けて周波数を変えるのではなく全て新規の更新になります。

○ 議長 幸地猛

6番赤嶺秀徳議員。

○ 6番 赤嶺秀徳議員

わかりました。早めに事業が採択できるようにお願いします。

それから平成28年に防災無線に関するアンケート調査が久米島町から町民にいつているんですが、その結果は来ておりますか。

○ 議長 幸地猛

儀間由紀総務課長。

○ 総務課長 儀間由紀

防災無線、行政無線の聞こえるとか、聞こえづらいとかというアンケート調査を今年度の情報収集発信体制整備の基本計画事業の策

定事業の中でアンケート調査を実施しました。その結果というものも出来上がっております。

○ 議長 幸地猛

6番赤嶺秀徳議員。

○ 6番 赤嶺秀徳議員

こういった事業も進んでいるということでもわかりました。

次に4番目の民事事件の進捗状況についてということで、現在損害賠償請求をするように準備を進めているとの答弁であります。私がここで聞きたいのは、その訴訟に向けてどの程度まで進行しているのか、書類は全て揃っているのか、何パーセントぐらいの訴訟に向けてどの程度まで進行しているのか、書類は全て揃っているのか何パーセントぐらいの進行状況か。それを聞いているわけです。それについてお願いします。

○ 議長 幸地猛

儀間由紀総務課長。

○ 総務課長 儀間由紀

現在担当の弁護士への代理人契約の準備それから弁護士の方では訴状の準備まで進んでほぼ議会で議決を経れば直ぐに提訴できるところまで準備が進められています。

○ 議長 幸地猛

6番赤嶺秀徳議員。

○ 6番 赤嶺秀徳議員

これ発覚してから何カ月経っていますか。本当に刑事事件もそうなんですが、民事事件も平行して早め早めに手を打たないとあとあと大変なことになるとは思っておりますが、約何パーセントぐらいの達成率ですか。

○ 議長 幸地猛

儀間由紀総務課長。

○ 総務課長 儀間由紀

まず民事事件の提訴については、まず損害金の確定が必須でございました。その損害金の確定が、一般会計においては今年の2月に監査を経て確定しております。さとうきび振興協議会の損害金についてはさとうきび振興協議会の臨時総会を経て損害金が確定しております。その損害金の確定をもって民事訴訟というかたちで損害金を確定されておりますので、もう九十数パーセントというところだと思います。

○ 議長 幸地猛

6番赤嶺秀徳議員。

○ 6番 赤嶺秀徳議員

儀間課長が自信を持って99%と言っているんですが、実際そうなのか私は疑わしいんですが、これについて損害金についての時効はあるかどうかお伺いします。

○ 議長 幸地猛

儀間由紀総務課長。

○ 総務課長 儀間由紀

民法それから自治法で定める損害賠償金の消滅時効についてはいくつかの法律があります。民事の中でも今回これが採用されるのが、債務不履行にかかる損害賠償請求の時効ということで10年というかたちで時効が決まっております。ただし、この時効については時効の中断等により継続して請求することが可能になっております。この時効等については来る23日に行います説明会の方で担当の弁護士さんの方から詳しい説明をしていただきたいと考えております。

○ 議長 幸地猛

6番赤嶺秀徳議員。

○ 6番 赤嶺秀徳議員

皆さん民法を開いて見ましたですか。いろいろ民法にありますね、153条から催告、162条有権者の取得時効、163条有権者以外の財産の取得時効、167条債権等の消滅時効、これにかかると思うんですが、債権は10年間公示しないときは消滅すると、債権または所有権以外の財産権は20年年間行使しないと消滅すると。これは単なる債務なんです。民法416条に損害賠償の範囲というのがあります。債務の不履行に対する損害賠償の請求は、これによって通常生ずべき損害の賠償をさせることをその目的とすると。2項に、特別の事情によって生じた損害であっても、当事者がその事情を予見し、または予見することができたときは、債権者は、その賠償を請求することができる。ということで、これどこにも時効というのがないですよ、民法で。これは弁護士がよく知っていると思うんですが、そのんへんわかってほしいというのが、そこです。

私は20代前半のそこそこの青年に対して訴訟を提起しても損害金を全額徴収することはまず不可能と見ています。町長あなた方はこれまでの各議員の質問に対して訴訟を準備中であり安易なことを言えないなどとこれまでも答弁しております。またこれからもそのような無責任な答弁に終始することと思っています。はっきり言いまして、先ほどの吉永議員の質問に対しても個人的な責任を負わないとはっきりとおっしゃっております。そこで町長、あなたや町職員、そして議会議員も町民から付託を受けて仕事をさせてもらいそして町民の血税で給料を貰っております。その町民に対する責任の取り方は町民が納得するものでなければ意味がないと私は思ってお

ります。1点だけ答えてください。あなた方の今回の事件に対する責任はあの減俸で終わったと思っているのか、それを答えてください。

○ 議長 幸地猛

大田治雄町長。

○ 町長 大田治雄

これまで議会の場でもいろんなかたちで答弁してきました。私としては専門家の皆さんの助言を得て法律で定められたものに対してはその法律どおり受けるというかたちで今まで答弁してきました。今後においても、これが一つのいろんな過去の判例等も参考にしながら専門の弁護士の皆さんはそれを説明してくると思います。これは個人的な意見として私は答えることは控えるということでこれまでも通しておりますので、今後においてもそういうかたちで通したいと思います。

○ 議長 幸地猛

6番赤嶺秀徳議員。

○ 6番 赤嶺秀徳議員

終始一貫して同じようなことを言っているんですが、裁判をすることもいいでしょう。損害賠償請求の裁判をするのもいいでしょう。しかし最悪のシナリオ考えたことがあるかどうか。不慮の事故によって言っではいけないんですが、不慮の事故によって払えない事情が発生した場合、それをどうするのか、という質問にも一切答えていない。税務課長一般財源というのは久米島町ではどれとどれなんですか。どちらかでもいいです。答えてください。

○ 議長 幸地猛

上原厚税務課長。

○ 税務課長 上原厚

私、税務課を担当しているんですが、一般財源というのは企画財政全体を見ている課長が詳しいと思います。

私が考える範囲では町税含め交付税も一般財源に入っていると思っています。

○ 議長 幸地猛

大城学企画財政課長。

○ 企画財政課長 大城学

ただいま税務課長が回答あったとおりで、町税と地方交付税、特別交付税と施設の使用料関係等が一般財源と考えています。

○ 議長 幸地猛

6番赤嶺秀徳議員。

○ 6番 赤嶺秀徳議員

今ありましたが、町税、町民税ですよ、要するに、町民の血税でそれで一般財源に充てると、これから取れなかった場合、はいどうするのか、町長は答弁の中でサトウキビ農家には一切被害を与えていませんと、言っているんですが、サトウキビ農家も町民です。他の人たちも町民です。地方債を発行するにしても借金は町民にいきます。それを踏まえても最悪の事態を考えていないのかどうか、そのへんお願いします。

○ 議長 幸地猛

大田治雄町長。

○ 町長 大田治雄

先程来、答弁しているとおりであります。

○ 議長 幸地猛

6番赤嶺秀徳議員。

○ 6番 赤嶺秀徳議員

はい、わかりました。もうこれは一進一退というか、考えは変わらないと思いますので、次の質問に移っていきたいと思います。

5点目の施策の着実な実現に向けての取り

組みについてはわかりましたと。

観光入域客について質問します。平成28年度の観光入域客が11万人に達しました。それに対して久米島町出身、久米島から出て行った沖縄本島に生活する久米島町出身者の人たちの入域はどのぐらいあるのか統計が取られているかどうかをお願いします。

○ 議長 幸地猛

新里剛商工観光課長。

○ 商工観光課長 新里剛

久米島への観光入域者数なのですが、こちらについては県外県内いろいろ来訪先はございますが、逐一その人たちの動向を統計取っているわけではございませんので、同じく久米島に入域する飛行機に乗る方々について島の出身者とか、そういう統計と言いますか、調査を行っておりませんで、そういう調査は行われておりません。

○ 議長 幸地猛

6番赤嶺秀徳議員。

○ 6番 赤嶺秀徳議員

それについて観光客が11万、12万、13万来ようが、島内の入域がなければこの島の発展もないんじゃないかなと、帰ってきて良い島になったな、住みたいなという人も出てくるでしょう。観光客の中にいるかもしれません。県内、県外の動向今後取る必要があるんじゃないかと思いますが、それについてどう思うか、ちょっと教えてください。

○ 議長 幸地猛

新里剛商工観光課長。

○ 商工観光課長 新里剛

お答えします。まずその調査にあたり何処から来たのかを確認するためには、まず今現段階で想定できるのが、まずアンケート調

査を取る必要があるかと思います。ただそれを正確になると搭乗者全員にアンケートを取ることになるかと思いますが、それについては毎日そういうかたちで統計取るのは難しいだろうというふうに思います。

もう一つには飛行機の搭乗者名簿を入手してそれを実際地域別に分別といいますか、できるかどうかなんです、勿論個人情報とかそういった保護法の関係で厳しいかと思いません。

そういうことからしても現段階における観光入域客の集計については久米島町に来島された皆さまを、その期間中に一部アンケートそれから集計を取ってそれをまず搭乗率何割の人がそこに観光客が乗っていたかということで、その月毎に、その割合を出して集計するのが今の現在の方法でありますので、実際そこで明確な地域別というのは現段階では不可能に近いと考えています。

○ 議長 幸地猛

6番赤嶺秀徳議員。

○ 6番 赤嶺秀徳議員

これも20%の割引を考えているということで33年度までやるということなんで、それだけ入って来る人たちだけでも年間何人入って来るのかという統計を取っていろいろ資料化して県へ行くとか、そういうことをやってほしいなと思います。この質問についてこれで終わります。次に生活基盤の火葬場の運営に関する公募について伺いたい。どのような公募の方法か伺います。

○ 議長 幸地猛

保久村学環境保全課長。

○ 環境保全課長 保久村学

火葬場の管理につきましては火葬場・葬祭

場、それからその周辺の駐車場等を一括した管理となります。

公募につきましては、公募型のプロポーザル方式を取っております。これにつきましてはホームページ、それから町の掲示板等で公募を行いまして、それに参加したい会社の方が手続を取る方式を取っております。

○ 議長 幸地猛

6番赤嶺秀徳議員。

○ 6番 赤嶺秀徳議員

ホームページそれと町の掲示板で参加を呼びかけていると、なぜこの質問がということなんです、今回の公募の方法について私や他の議員の方に公募についての不平不満が来ているわけですよ、実際。町役場の職員の名指しをしてきています。火のない所に煙は立たないということわざがありますが、何らかの不公平が生じたか、あるいは不正が行われているのではないかという疑いがあるわけですね。それについてどう思いますか、町長。

○ 議長 幸地猛

大田治雄町長。

○ 町長 大田治雄

この件に関しては担当課としては正当な手続を踏んでいま担当課長から答弁ありました通りされているものと理解しております。

○ 議長 幸地猛

6番赤嶺秀徳議員。

○ 6番 赤嶺秀徳議員

わかりました。正当に行われたということで、これは僕は後でちゃんと詳しく聞き取りしてきます。そういうことで次の議会でも追求します。ということで、この答弁について終わります。

続きまして、平成29年度、30年度の施政方

針がありますが、平成29年度、平成30年内容があまり変わっていないですね。最初の1年目か1年目から今年で3年目、4年目ですか、になりますが、だいたいそのような流れできているのかどうか町長お願いします。

○ 議長 幸地猛

大田治雄町長。

○ 町長 大田治雄

施政方針については、担当課より各課の課長にそれぞれの新年度に向けての計画等を踏まえてまとめたのが施政方針になります。その中で新たなもの、そして継続なものからまた要望したいもの等も含めて新しい年度の施政方針となります。

○ 議長 幸地猛

6番赤嶺秀徳議員。

○ 6番 赤嶺秀徳議員

この施政方針というのは非常に大事なものだと思っております。いま町長から各課長が作って上げてくると、これもし上がってきた書類について何回ぐらいすり合わせしているんですか。

○ 議長 幸地猛

大田治雄町長。

○ 町長 大田治雄

基本的には担当課でまとめて、それを庁議に図って、庁議の中で確認して決済においては私の方まで決済もきますが、各庁議で確認をしております。

○ 議長 幸地猛

6番赤嶺秀徳議員。

○ 6番 赤嶺秀徳議員

庁議の中で確認してやっているということなんです。個人個人要するに各課長との個人的なすり合わせというのはやっていないと

いうことでよろしいんですか。

○ 議長 幸地猛

大田治雄町長。

○ 町長 大田治雄

先ほど申し上げたとおり、製本に来た、案の段階で私の決済がきます。そこで私が全部チェックして不具合のところがありましたら修正するとか、新たなものに付け加えるべきものはその指示をしてまとめたのが今の案になります。

○ 議長 幸地猛

6番赤嶺秀徳議員。

○ 6番 赤嶺秀徳議員

はい、わかりました。もう時間がありませんので、このへんで終わりたいと思いますが、2期目に向かって頑張ってください以上です。

(赤嶺秀徳議員降壇)

○ 議長 幸地猛

これで6番赤嶺秀徳議員の一般質問を終わります。

○ 議長 幸地猛

休憩します。(午後2時52分)

○ 議長 幸地猛

再開します。(午後3時04分)

7番仲村昌慧議員。

(7番仲村昌慧議員登壇)

○ 7番 仲村昌慧議員

7番仲村昌慧です。通告書に従いまして3点質問します。まず高校生のバス通学費補助についてあります。県は30年度に経済的に、厳しい高校生のバス通学費の一部を補助するそうです。対象は児童扶養手当を、受給する世帯の高校生となっています。本町に対象者は、何名いるか。対象者がいる場合、この事

業を導入する考えはあるか伺います。

次に、フェリーの片道運賃割引について。フェリー片道運賃割引については、町民ニーズアンケートを実施し、結果を元に、沖縄県及び事業者と協議継続中である。と回答であるが、その後進捗状況を伺います。

続きまして、山芋スープについて、今年の12月2日に第1回山芋スープを予定しているが、大会に向けての取り組みと、年末に視察した読谷村山芋スープチャンピオン大会の感想を伺います。

○ 議長 幸地猛

大田治雄町長。

○ 町長 大田治雄

7番仲村昌慧議員の3つの質問にお答えいたします。まず高校生のバス通学費補助について、児童扶養手当を受給している高校生のいる世帯は48世帯となっております。事業を導入する考えはあるかとのご質問については、沖縄県は平成30年度においてバス通学費の2分の1の額の補助について、平成30年10月から実証事業を行う予定があるとのことです。

2点目のフェリー片道運賃割引について、フェリーの片道運賃について、アンケート結果をもとに沖縄県及び航路事業者と協議を重ねてきた結果、平成30年4月1日から実施する運びとなりました。去る3月区長定例会において片道運賃についての概要説明とチラシ配布の依頼を行っております。

3点目の山芋スープについて、平成30年度の産業まつりで山芋・冬瓜・カボチャのマガースープを予定しております。2月に種芋の無償提供の募集をし、9名の方々から申し込みがありました。担当課長の報告では、各集

落単位のスープや高齢者の生き甲斐づくりで大変なにぎわいだと聞いております。

○ 議長 幸地猛

7番仲村昌慧議員。

○ 7番 仲村昌慧議員

高校生のバス通学費補助について再質問します。この事業は一人家庭高校生と通学サポート実証事業というものでありまして、経済的理由による進学断念や中退を減らし、通学費捻出のためのアルバイトで学業や部活動に充てる時間的余裕のない高校生の負担を軽減することを目的としております。高校のある宮古島、石垣島、久米島町もその対象となっております。それぞれのバス事情に合わせて対応するというを言っています。久米島町のバス事情でどのような対応をしていくか久米島町としては、そこを伺います。

○ 議長 幸地猛

新里剛商工観光課長。

○ 商工観光課長 新里剛

久米島町においての支援のシステムスキームなんですが、まずこの対象の方が県の方に申請を行います。その申請に伴いまして、県の方で認定を行います。その認定を受けてその対象者が商工観光課の方にバスの割引券を購入することになります。2分の1で購入し、それを使用してバスに乗ってその割引券を商工観光課の方でとりまとめて残り2分の1の運賃については県の方に請求するという流れになっております。

○ 議長 幸地猛

7番仲村昌慧議員。

○ 7番 仲村昌慧議員

申請したものに対して申請内容を確認して認定カードを発行するわけですね。そして

10月からそれが実施されるということになるんですが、久米島町はどこでどのようにして申請するのか、また48名の対象者の中でバス通学、高校生のバス通学は約3割前後と言われておりますので、48名の中の約3割といいますと、すごく人数が少なくなってくると思うんですね。数名になってくると思うんですが、でも1人でもいれば、ぜひこの事業を活用してほしいなと思っておりますので、久米島町の申請希望者がいれば、どこでどのようにして申請するのか伺います。

○ 議長 幸地猛

新里剛商工観光課長。

○ 商工観光課長 新里剛

申請につきましては県の青少年・子ども家庭課というところに申請するかと思います。認定を受けた後、その割引券については商工観光課の方で購入に来るという流れであります。

○ 議長 幸地猛

7番仲村昌慧議員。

○ 7番 仲村昌慧議員

申請希望者が県の方に申請するというふうになっているんですが、その希望者に対してそういった通知、そういった事業があるということは確実に連絡できるようになってますか。

○ 議長 幸地猛

新里剛商工観光課長。

○ 商工観光課長 新里剛

この事業については直接県の方から高校なりそういったところに案内がいくと思います。

○ 議長 幸地猛

7番仲村昌慧議員。

○ 7番 仲村昌慧議員

県は700人分の約4千万円分を予算に計上しております。県の高校生調査によると1カ月当たりの交通費、5千円以上が約32%、それから1万円以上が約15%となっています。困窮世帯の高校生の4人に1人がアルバイト収入を交通費に充てていると答えております。久米島町においてもバス会社に聞いたら一番遠い所が200円かかるんですね。1日往復すると400円なりますので、月400円だと月20日だと8千円もかかります。このような人たち少しでも援助していただいて補助していただいて教育費を軽減していただきたいなと思っています。通学費のほか、昨日の同僚議員からの質問にありましたが、制服費、それから修学旅行費、それから部活に係る費用、非常に保護者の負担は多くなっています。ぜひ昨日の同僚議員の制服の格差の問題、僕もそれを聞いて非常にびっくりしました。町長は町としてその格差を支援できないかということを検討すると言っていますね。早めに検討して4月からこれが導入できるようにしていただきたいなと思っています。早めに検討をお願いしたいと思います。

次に、このフェリーの片道運賃について、28年の12月議会においてフェリーの片道運賃の導入と往復割引の有効期間の延長を質問取り上げました。29年度の早い時期に往復割引の延長が2週間から1カ月に延長されて非常に行政側の取り組みに対しては敬意を表します。その後、片道切符の割引についてはなかなか情報がなくて、私がこの一般質問に取り上げた後3月5日にこの区長会のチラシが入ってきました、喜んでいたんですが、しかしこの内容を見て非常にこの割引実績に期待が

持てないなと思っております。どうしてかというところちょっとこれ説明しましょうね。

フェリーの片道運賃の還付の手续とまずチケットを大人片道3千390円しますので、それを購入して購入時に沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業専用領収書を発行してもらおうと、そしてそれを発行してフェリーを利用するわけですね。その後還付請求手続、これあじま一館でその手続をするわけです。手続には沖縄県離島住民等交通コスト負担軽減事業専用領収書と離島住民カード、そして印鑑それから還付金を振込口座の通帳の写し、これを持って来て申請するわけですね。どうしてこのような非常にややこしいやり方をするのか、私がこれ質問したときに航空運賃は片道でもできるのにどうして船はできないのかということ質問して、せっかくできるようになったんですが、航空運賃では窓口で買う場合にその割引ができるのに、それがどうしてできないのか、できないことについてどうしてなのか疑問がありますので、そこについてお答えいただきたいなと思います。

○ 議長 幸地猛

新里剛商工観光課長。

○ 商工観光課長 新里剛

片道切符の割引制度については、かなり時間を要した案件であります。ここ3年ぐらいですか、片道切符の割引について取り組んできたわけですが、まず還付方式に至った経緯なんです、まず一つ上げられるのが船の、航路事業者のまず一つの要因がございまして、当初から片道運賃で行くとなりますと、今懸念されている案件としてありますので、これまで往復を船で利用されていた方が片道は飛行機に移るということで、まず経営的な

不安があるというのがまず1点ございまして、それを当初から片道で実施しようとした場合にまず印刷物がいくつか増えてくると、まずは片道運賃の離島割引適用した乗船券が必要になります。それからそれを実際しっかり乗ったということで領収書が必要になります。専用の領収書。それに対して船の乗船券の発券というのは船に乗る30分ぐらいでバツと駆け込んでくるということで、それに対応するための事務員を配置しないといけないというシミュレーションのもとで、そういったことで航路事業者の経営に圧迫するんじゃないかということがあって、それに対して県の事業で民間企業航路事業者の経営を圧迫することにはなかなか踏み出せないということがあってこれまで時間を要してきたわけですが、それでまずは取り敢えず第一歩進むためには還付方式の方がまずは進める一つの方策になるという結果が出ているわけなんです。その中で還付方式というのは、今航空運賃通常の航空運賃であればご指摘のとおり片道運賃で購入できます。ただ小人運賃、障がい者割引運賃については同じく還付方式を取っておりまして、まずは領収それから同乗証明書それから同じように印鑑、通帳の口座、これは振り込みするための手続き上必要なものでありますので、そういったことで、今現在、還付方式というのは実施しておりますので、まずは還付方式で進めていこうということで決めたところではありますが、そこをクリアしないと次のステップ、要するに片道運賃の話になかなか進まないということがあって、まずは還付方式という形式をとっております。

○ 議長 幸地猛

7番仲村昌慧議員。

○ 7番 仲村昌慧議員

片道の割引が大人が3千390円の今の料金を770円を割引するわけですね、子供の方が1千700円の運賃を615円この770円、615円を割引するために、このような非常にややこしい手続、めんどくさがってやらなくて、その割引制度を利用できない方々がたくさん出てくると思うんですね、そういうことからするともうちょっと住民にとって優しいサービスができないのかどうか、まずこの還付方式でいくといっているんですが、できるだけ切符購入時に割り引きできるような方法をとっていただきたいなと思っています。これが確実に割引にできるものだと思いますので、再度答弁をお願いしたいと思います。

○ 議長 幸地猛

新里剛商工観光課長。

○ 商工観光課長 新里剛

還付については、例えば1件1件を必ず行わなくても2、3回、5回まとめて、そういう方法もできますので、今、先ほど申し上げた小人運賃割引、身障者割引についてはだいたい同じような手続をとっております。

もう一つ、先ほど航路事業者の負担が懸念されるということで還付方式というご説明申し上げましたが、この1年間、この還付方式で実質的な利用者、それから経営にもある程度影響が少ないという状況があれば、当初からの割引も含めて検討していきましょうということで、町としても還付方式で満足といえますか、納得しているわけではなくて、まずは一歩踏み出すことが必要だろうということで進めているところでございます。

○ 議長 幸地猛

7番仲村昌慧議員。

○ 7番 仲村昌慧議員

ぜひ切符購入時に割引できるように持っていただきたいと思います。先ほど町長の答弁の中でも、この久米島の交流人口に対する航空運賃の補助についてであります。2月28日の新聞で航空運賃県の補助継続という見出しを読んで非常に嬉しく思ったんですが、中身を見ると町が目指していた30%補助ができなくて非常に残念であるんですね。その継続を認めたというその理由の中で20%の観光入域の効果があったということでこれ決めたというふうに記事には載っています。その中で町長先ほど航空運賃は新幹線並みに持っていくということをおっしゃっていました。航空機を使った空路での移動を新幹線の運賃相当並みに、そして船を使った場合JR地方線並みの水準まで下げるとしています。今離島割引片道5千100円です。そして片道ですね、そしてフェリーの片道が770円を割引引きされると2千620円、この5千100円と2千620円というのは新幹線並みの相当の値段になっているのか。そして2千620円というのがJR地方線並みの価格になっているのかどうか、そこをお伺いします。

○ 議長 幸地猛

新里剛商工観光課長。

○ 商工観光課長 新里剛

まず航空運賃でございますが、こちらの方、久米島の航空路線距離と新幹線の同じく距離を照らし合わせて、そこは新幹線並みということで確認はしております。ただ今回の片道運賃770円の還付になるんですが、実際これまでの往復運賃の割引率なんですが、一番割引率の高いのが離島発往復割引でもこの割引

率は往路と復路で割引率が違うんですね。島から出るのは定額です。戻るときに残りの島発ですから割引適用されるということでありまして。実質770円の還付で同じような割引率になるかといいますと、若干片道の方が高くなるかと思っております。先ほど申し上げた往復の割引率の違い、じゃあ那覇からの片道と久米島からの片道を金額変えるかということもできないものですから、それを平均して今割引率770円というが算定されております。この金額でいくとJR並みよりは若干高くなると思います。その往復割引で購入するとJR並みの運賃になるものであります。

○ 議長 幸地猛

7番仲村昌慧議員。

○ 7番 仲村昌慧議員

ぜひ、交流人口に対しても、先ほどの町長の答弁のようにJR新幹線並みの運賃を低減できるようにしていただきたいなと思っております。いまの答弁の中で30年から継続されて20%が3カ年間は続く見通しであるというような答弁だったんですが、町が目指している30%ですね。来年度も再来年度もずっとこれを要求し続けていただきたいなと思っております。

次に、山芋スープについてであります。昨年の3月議会で私山芋のスープについては提案しまして、今年、第1回大会が開催されるということで非常に期待しております。私も皆さんの前で自分で植えてどうなるかということ、植えましたということをやりましたが、今日始めて私の成績を皆さんの前で公表したいと思います。正直言って非常に難しいです。結論からいいますと、赤芋で46kg、白芋で32kg、読谷村の出品の資格が1回大会か

ら4回大会まで50kgが出品の資格でありました。しかし、出品者があまりにも多いもので第5回大会から60kgに引き上げられています。今回の大会、課長も視察に行ったと思いますが、153点の出品がありました。その中で、100kg以上超えが52点ありました。すごい、技術が向上しているなどと思っています。私の反省点としては、昨年1位になりました読谷村の方から指導を受けまして、そのとおりやったつもりであるんですが、4月のシーミーに植えます。5月の梅雨明けまでは順調に育っていたんですが、梅雨明けと同時にほんどん雨が降らなくて、周囲の防風林として植えたサトウキビもロール現象をおこして枯れそうになって土地も割れていました。なかなか散水する機会もなくて、水をかけることができなくて成長がストップした。それが1番の理由で私の成績としては先ほど公表したとおりであります。非常に難しいなど思っております。今年1番なられたうるま市の山田さん、この方がずっと常連ですが、沖縄の最高記録が380kg超えています。今年も319kgということで、その方がコメントの中では愛情を込めるということを言っていましたので、山芋の奥の深さを痛感しているところであります。

その中で担当課長も担当課の職員も山芋を今年植えましたがその結果をお聞きしたいと思います。

○ 議長 幸地猛

佐久田等産業振興課長。

○ 産業振興課長 佐久田等

まずは、12月24日にうちの担当職員と現場で仲村議員もお会いしましたが、読谷村の視察した感想といたしましては、1位の方が19

5.4kg、赤芋で。白芋で134.9kg。現場に行ってもすごい山芋が列んでまして、すごいなどというのが感想でございます。その中でもただいまもお話があったとおり153の出品があったということで、読谷村トータルで14t753kgの各集落からの出品がありました。我々も仲村議員が議会で質問がありまして、我々もまずは挑戦してどういうものかわからないと、この内容もわからないとちょっとできないということで、うちの担当職員は仲村議員からいただいた大きい芋を植えて、大失敗だった報告を受けております。私は字具志川の洋一先生からいただいた小さい山芋を植えましたが、私のが約25kgありました。小さい芋からすれば私としては上出来じゃなかったかと思っております。そのへんも含めて今回、9名の方々に無償で提供いたしました。その中のお二人は既に土作りは終えて、いつでも植えられる状況が整っているのを私も現場確認しております。

また、その中にお一人からはカボチャの種も、苗も、あんたも植えなさいということで2つもらいまして、それも私は植えました。そういうこともありまして、ぜひとも今後、配布した種芋が数を増やして、いろんな料理もありましたので、そのへんまで引っ張っていったらと考えています。

○ 議長 幸地猛

7番仲村昌慧議員。

○ 7番 仲村昌慧議員

担当課の方も植えて、結果としては小さい山芋だったんですが、でも、行動に移したということは、非常に素晴らしいことだと思っています。今回、9名の方が申し込みがあったということでありますが、結果はどうであ

れ、ぜひ、9名の方に出品していただいて、第1回大会をぜひ成功させていただきたいと思っています。読谷村は前回も申し上げましたが、前村長が実行委員長としてそして出品している、前村長も出品して上位に入っている。行政と民間が一緒になって非常に盛り上がってやっている。そして優勝旗もある。優勝者にはウィンドブレーカーも提供している。何よりも非常に盛り上げているのが、参加者の景品が堆肥10袋もらえる。向こうはスポンサーが非常に多くて、たくさんの商品があそこにおかれている。

久米島町でもまず少ないと思うんですが、少しは参加賞もあげて表彰して次第次第に盛り上げて読谷村の山芋が非常に地域活性化しているように感じますので、そのような大会に持っていったらいいなと思っておりますので、ぜひ、町長にも、挑戦していただいてやっていただきたいなど、町長の山芋スープに対する思い、カボチャ、冬瓜ということもありますが、時期的にはカボチャも9月頃には、冬瓜もそのくらいには収穫されて12月まで保存できるのか心配ではあるんですが、まずそういったものも一つひとつの楽しみだと思っています。いろんな地域ではジャガイモスープ、それから大根、いろんなスープがあります。ゴーヤもあります。そういったものに楽しみ、この山芋スープいきがづくり、仲間づくりということがありますので、そういったことで盛り上げていただきたいと思いません。最後に町長の芋スープに対する町長の見解を聞きたいと思いません。

(7番仲村昌慧議員降壇)

○ 議長 幸地猛

大田治雄町長。

○ 町長 大田治雄

お答えします。今年も仲地と山里のムーチ行事に行ってきました。両宇とも山芋が出品されていまして。そこの地域を中心にこれからまた仲村議員がおっしゃったような大会も産業まつりあたりで持っていければいいかなと思っています。山芋もなんですが、今は北部あたりでも、今回山里でも行われましたがヒージャーオーラセーですね、あれも逆にいえば町のヤギをすべて産業祭り会場に集めて大会をもったらどうかと、セットしてですね、そういうものも含めて担当課を中心に検討させていただきます。

○ 議長 幸地猛

これで7番仲村昌慧議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれにて散会します。

お疲れさまでした。

(散会 午後3時33分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

久米島町議会議長 幸地 猛

署名議員（議席番号10番） 玉城 安雄

署名議員（議席番号11番） 安村 達明

平成30年（2018年）

第1回久米島町議会定例会

4日目

3月29日

平成30年第1回久米島町議会定例会

会議録 第4号

| | | | | |
|-----------------------------------|-----------------|---------------------|-------|--------|
| 招集年月日 | 平成30年3月29日（木曜日） | | | |
| 招集の場所 | 久米島町議会議事堂 | | | |
| 開散会日時 及び宣言 | 開会 | 3月29日 午前10時09分 | 議長 | 幸地 猛 |
| | 散会 | 3月29日 午後3時15分 | 議長 | 幸地 猛 |
| 応招議員 出席議員 出席14名 欠席0名 | 議席番号 | 氏名 | 議席番号 | 氏名 |
| | 1番 | 喜久村 等 | 8番 | 喜久里 猛 |
| | 2番 | 盛本 實 | 9番 | 棚原 哲也 |
| | 3番 | 平良 弘光 | 10番 | 玉城 安雄 |
| | 4番 | 崎村 正明 | 11番 | 安村 達明 |
| | 5番 | 吉永 浩 | 12番 | 翁長 学 |
| | 6番 | 赤嶺 秀徳 | 13番 | 饒平名 智弘 |
| | 7番 | 仲村 昌慧 | 14番 | 幸地 猛 |
| (不応招) 欠席議員 | 番 | | | |
| 会議途中退席議員 | 番 | | 番 | |
| 開議後出席議員 | 番 | | 番 | |
| 公務欠席議員 | 番 | | 番 | |
| | 番 | | 番 | |
| 会議録署名議員 | 12番 | 翁長 学 | 13番 | 饒平名 智弘 |
| 職務のため会議に 出席した者 | 職名 | 氏名 | 職名 | 氏名 |
| | 事務局長 | 平良 朝春 | 書記 | 東恩納 弘美 |
| | | | | |
| 地方自治法第121条により説明のため議場に出席した者の職氏名 | | | | |
| 職名 | 氏名 | 職名 | 氏名 | |
| 町長 | 大田 治雄 | 教育課長 | 大田 悟 | |
| 副町長 | 桃原 秀雄 | 環境保全課長 | 保久村 学 | |
| 教育長 | 吉野 剛 | 建設課長 | 大田 喜秀 | |
| 総務課長 | 儀間 由紀 | 産業振興課長 農業委員会事務局長 | 佐久田 等 | |
| 企画財政課長 | 大城 学 | 商工観光課長 | 新里 剛 | |
| プロジェクト推進課長 | 中村 幸雄 | 上下水道課長 | 上里 宏美 | |
| 町民課長 | 吉永 千枝美 | 消防長 | 浜元 浩 | |
| 税務課長 | 上原 厚 | 空港管理事務所長 | 上里 浩 | |
| 福祉課長 | 仲地 紀男 | 博物館長 | 田端 智 | |
| 会計管理者 | 喜友村 薫 | | | |

平成30年 第1回久米島町議会定例会

議事日程〔第4号〕
平成30年3月29日（木）
午前10時00分 開会

| 日程 | 議案番号 | 件名 | 頁 |
|-----|--------|--|------|
| 第1 | | 会議録署名議員の指名（久米島町議会会議規則第120条） | 167p |
| 第2 | 議案第6号 | 平成30年度久米島町一般会計予算について | 167p |
| 第3 | 議案第7号 | 平成30年度久米島町国民健康保険特別会計予算について | 167p |
| 第4 | 議案第8号 | 平成30年度久米島町後期高齢者医療特別会計予算について | 167p |
| 第5 | 議案第9号 | 平成30年度久米島町水道事業会計予算について | 167p |
| 第6 | 議案第10号 | 平成30年度久米島町下水道事業特別会計予算について | 167p |
| 第7 | 議案第22号 | 平成29年度久米島町一般会計補正予算（第11号）について | 171p |
| 第8 | 同意第1号 | 久米島町さとうきび振興協議会との損害賠償に関する覚書の締結につき同意を求めることについて | 172p |
| 第9 | 議案第23号 | 損害賠償の額の決定について | 176p |
| 第10 | 議案第24号 | 訴えの提起について | 177p |
| 第11 | 議案第25号 | 平成30年度久米島町一般会計補正予算（第1号）について | 178p |
| 第12 | 議案第26号 | 久米島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について | 180p |
| 第13 | 議案第27号 | 久米島町斎場の設置及び監理に関する条例について | 182p |
| 第14 | | 閉会中の議員派遣について | 185p |
| | | 閉会 | 185p |

(午前 10時00分 開議)

○ 議長 幸地猛

おはようございます。これより本日の会議を開きます。日程に入る前に報告します。本日1名の方から議会傍聴の申し出がありますので許可しました。全員出席です。本日の議事日程は予めお手元に配布したとおりであります。

町長から平成29年12月定例会後の町制一般報告がありましたので、配布してあります。朗読は省略いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○ 議長 幸地猛

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、議席12番翁長学議員と議席13番饒平名智弘議員を指名します。

日程第2 平成30年度久米島町一般会計予算

平成30年度久米島町国民健康保

険特別会計予算

平成30年度久米島町後期高齢者

医療特別会計予算

平成30年度久米島町水道事業会
計予算

平成30年度久米島町下水道事業
特別会計予算

○ 議長 幸地猛

日程第2、議案第6号、平成30年度久米島町一般会計予算について。

議案第7号、平成30年度久米島町国民健康保険特別会計予算について。

議案第8号、平成30年度久米島町後期高齢者医療特別会計予算について。

議案第9号、平成30年度久米島町水道事業会計予算について。

議案第10号、平成30年度久米島町下水道事業特別会計予算についてを一括議題とします。

以上の5件につきましては審査を予算審査特別委員会に付託してありましたので、予算審査特別委員長の報告を求めます。

安村達明予算審査特別委員長。

(安村達明予算審査特別委員長登壇)

○ 予算審査特別委員長 安村達明

おはようございます。予算審査特別委員会委員長の安村でございます。3月8日の本会議において、予算審査特別委員会に付託された議案につきまして報告します。

議案第6号、平成30年度久米島町一般会計予算について。

議案第7号、平成30年度久米島町国民健康保険特別会計予算について。

議案第8号、平成30年度久米島町後期高齢者医療特別会計予算について。

議案第9号、平成30年度久米島町水道事業会計予算について。

議案第10号、平成30年度久米島町下水道事業特別会計予算についての5会計予算であります。

3月8日の本会議で質疑後、議長を除く全議員で構成する予算審査特別委員会に付託され3月12日、16日の2日間にわたり、執行部から関係職員の出席のもと、各款ごとに予算科目を分割して行いました。

まず、はじめに、平成30年度久米島町一般会計予算の概要について報告します。一般会

計の歳入歳出の予算総額は68億327万3千円で対前年比4億1千352万4千円の減で、増減率は5.7%の減となっています。

次に、予算審査特別委員会で多くの質疑がありました。その中から要点を抜粋して報告します。

学習センターの委託料とじんぶん館の管理運営事業について、地域おこし協力隊は地方交付税の特別交付税を活用しているが、今後この制度がなくなった場合の財源をどのようにするのかとの質疑に対し、地域おこし協力隊は全国的に非常に活用されており、今後も継続されるものと考えられます。学習センター及びじんぶん館においては、非常に良い効果が出ており、制度が終了しても継続できるような方策を検討してまいります。との答弁でした。

Jアラート更新整備工事について、現在の機器は何年経過しているのか、どのような方法で更新するのか、との質疑に対し、Jアラートの現在の機器は平成21年度に整備されており、平成30年度に現在の機器のサポートが終了します。機器の更新につきましては、沖縄県全体の更新となります。との答弁でした。

職員研修について、職員に希望者を募っても研修所へ行く希望者が少ないとの話を聞きますが、現状は、との質疑に対し、千葉県の市町村アカデミー等で研修は約1週間の長期の宿泊研修となっているため、担当課の業務を1週間離れることで、非常に厳しい状況の中で、なかんか派遣ができない現状であります。

中央研修所での研修は全国の行政職員との交流も含め、非常に有効な研修の機会がもてるため、引き続き推進してまいります。との答弁でした。

認定こども園施設整備事業基本計画策定については、これからどのようなかたちで進めていくのか、の質疑に対し、平成30年度に事業計画を進める際に、幼稚園・保育園保護者や職員町、関係者などの意見も網羅して計画に反映させます。

また説明会に関しましては実施いたします。との答弁でした。

出産助成金交付事業については、助成金を交付した金額や件数などの実績と、今年度の予算は何名想定しているかの質疑に対し、平成28年度の出産助成支援人数は66名、平成29年度は2月の時点で62名です。

平成30年度の予算につきましては、過去の支給実績人数を考慮し、70名として算出しています。

また、出産助成金は15万円で出産奨励金は1子目は5万円、2子目は10万円、第3子目は15万円、第4子目以降は20万円となっています。との答弁でした。

新規就農について、新規就農した方々に助成するのか、それとも導入の事業に対する予算措置するのかの質疑に対し、新規就農給付金につきましては、就農している方々を対象に5年間の給付で、平成30年度は23名の対象者がいます。

久米島町新規就農一貫支援事業はトラクターやそのアタッチメント、ラッピングマシンなど、約800万円台の事業で導入するものの支援事業です。との答弁でした。

と畜場管理運営事業について、現在のと畜場については老朽化が激しく、建て替え等の話があるが、調査費や設計委託費等は予算化されているのかの質疑に対し、と畜場につきましては、昭和54年に建築し、かなり老朽化

しており、平成27年度の建設検討委員会においても、規模や建設するか等につきましては検討しています。今後、早めに調査・検討を進めていきます。との答弁でした。

今年のさとうきび春植えの農薬助成について、どのような予定になっているのかの質疑に対し、事業につきましては、久米島製糖さんは事業実施に向けて調整済です。JA久米島さんにつきましては、計画書の作成等を協議しているところで、早めに事業実施できるよう進めています。との答弁でした。

久米島町奨学金貸付基金条例の改正によって、新年度から給付型の奨学金制度が導入されると思うが、対象者はどのようになっているのかの質疑に対し、今回の条例改正による給付型奨学金制度の対象者は生活保護者世帯で大学に進学した学生となっています。との答弁でした。

次に、平成30年度久米島町国民健康保険特別会計予算について

久米島町の国民健康保険料の附課方式はどのようになっているか。また国民保険制度が変わると聞いているが、市町村においてのメリット、デメリットについては、との質疑に対し、本町の附課方式は、応益分・奉納分で、所得割、資産割、均等割、平等割の4方式となっております。との答弁でした。

また平成30年4月から沖縄県が保険者となり財政主体が県になります。

メリットとして把握しているのは、市町村は納付金を納付し、県から給付するかたちとなり、平成30年度の当初予算において、法定外繰入金が約7千万円の減となりました。との答弁でした。

次に、平成30年度久米島町後期高齢者医療

特別会計予算について

特別徴収保険料について、普通徴収保険料との違いについて、また今年度予算額が前年度予算額と同じ予算額となっているが、予算額は毎年変わるべきではないのか。との質疑に対し、特別徴収保険料は年金からの天引きとなり普通徴収保険料が納付書で納付することになります。

また、予算措置につきましては、今後、3年間の決算ベースの調定額の見込みで予算計上しています。との答弁でした。

次に、平成30年度久米島町水道事業会計予算について

水道事業収益で、本年度と前年度とあるが、何をベースでやっているのか。

またその比較で給水収益が減になっているが、その原因は、との質疑に対し、前年度の当初予算の数字で比較してあります。

また収益が減になっているのは、指数も使用水量も落ちているのが、大きな要因です。との答弁でした。

次に、平成30年度久米島町下水道事業特別会計予算について

公共水道事業と農業集落排水事業について、それぞれの事業の違いについての質疑に対し、公共下水道と農業排水がありますが、予算の出場所や区分・目的が違います。そして、農林水産と国土交通省の事業があります。との答弁でした。

以上が、予算審査特別委員会に付託されました、一般会計、水道事業会計、特別会計について、質疑の概要を申し述べました。

予算審査特別委員会でたくさんの質疑が出ましたが、多くの面で割愛させていただきましたことをご容赦下さい。

質疑を終了し討論に入りましたが、賛成、反対の討論はありませんでした。

続いて採決に入り、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号について採決の結果は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定されました。

以上で、報告を終わります。

(安村達明予算審査特別委員長降壇)

○ 議長 幸地猛

以上で、予算審査特別委員長の報告を終わります。

委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

○ 議長 幸地猛

異議なしと認めます。従って、予算審査特別委員長報告に対する質疑は省略することに決定しました。

日程第2、まずはじめに、議案第6号、平成30年度久米島町一般会計予算についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

○ 議長 幸地猛

討論なしと認めます。

これから議案第6号、平成30年度久米島町一般会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案について委員長報告のとおり賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○ 議長 幸地猛

全員起立です。従って、議案第6号、平成30年度久米島町一般会計予算については委員

長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第7号、平成30年度久米島町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

○ 議長 幸地猛

討論なしと認めます。

これから議案第7号、平成30年度久米島町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案について委員長報告のとおり賛成の方は挙手願います。

(全員起立)

○ 議長 幸地猛

全員起立です。従って、議案第7号、平成30年度久米島町国民健康保険特別会計予算については委員長報告のとおり可決されました。

○ 議長 幸地猛

日程第4、議案第8号、平成30年度久米島町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

○ 議長 幸地猛

討論なしと認めます。

これから議案第8号、平成30年度久米島町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案について委員長報告のとおり賛成の方

は起立願います。

(全員起立)

○ 議長 幸地猛

全員起立です。従って、議案第8号、平成30年度久米島町後期高齢者医療特別会計予算については委員長報告のとおり可決されました。

○ 議長 幸地猛

日程第5、議案第9号、平成30年度久米島町水道事業会計予算についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

○ 議長 幸地猛

討論なしと認めます。

これから議案第9号、平成30年度久米島町水道事業会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案について委員長報告のとおり賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○ 議長 幸地猛

全員起立です。従って、議案第9号、平成30年度久米島町水道事業会計予算については委員長報告のとおり可決されました。

○ 議長 幸地猛

日程第6、議案第10号、平成30年度久米島町下水道事業特別会計予算についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

○ 議長 幸地猛

討論なしと認めます。

これから議案第10号、平成30年度久米島町

下水道事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案について委員長報告のとおり賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○ 議長 幸地猛

全員起立です。従って、議案第10号、平成30年度久米島町下水道事業特別会計予算については委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 平成29年度久米島町一般会計補正予算(第11号)について

○ 議長 幸地猛

日程第7、議案第22号、平成29年度久米島町一般会計補正予算(第11号)についてを議題とします。

本案については提案理由の説明を求めます。

桃原秀雄副町長。

(桃原秀雄副町長登壇)

○ 副町長 桃原秀雄

おはようございます。それでは議案第22号、平成29年度久米島町一般会計予算の補正予算(第11号)の概要についてご説明申し上げます。

予算書の1枚目をお開きください。平成29年度久米島町の一般会計予算の補正予算(第11号)は、歳入歳出それぞれ4千24万を追加し、総額を80億9千440万3千円とするものであります。

それでは歳入歳出の主な内容についてご説明申し上げます。

最初の5ページと6ページをお開きくださ

い。歳入につきましては、13款国庫支出金において、法人保育園支援事業の運営費補助金に充当する2目民生費国庫負担金を4万3千円の減額。

そして15款県支出金において、それも法人保育園支援事業の運営費補助金に充当する1目民生費県負担金を20万2千円増額しております。

また事業の市町村負担分となる財源として、18款の繰入金において、1目財政調整基金繰入金を4千8万1千円を追加計上しております。

続いて、歳出になりますが、下の方6ページになります。3款民生費の法人保育園支援事業において運営費補助金にかかる事業費の追加決定があり、補助金が4千24万円を増額計上となっております。

以上が平成29年度久米島町一般会計補正予算（第11号）概要となっております

平成30年3月29日提出

久米島町長 大田治雄

ご審議のほどよろしくお願いたします。

（桃原秀雄副町長降壇）

○ 議長 幸地猛

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○ 議長 幸地猛

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

○ 議長 幸地猛

討論なしと認めます。

これから日程第7、議案第22号、平成29年度久米島町一般会計補正予算（第11号）につ

いてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○ 議長 幸地猛

全員起立です。従って、日程第7、議案第22号、平成29年度久米島町一般会計補正予算（第11号）については原案のとおり可決されました。

日程第8 久米島さとうきび振興協議会との損害賠償に関する覚書の締結につき同意を求めることについて

○ 議長 幸地猛

日程第8、同意第1号、久米島さとうきび振興協議会との損害賠償に関する覚書の締結につき同意を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

桃原秀雄副町長。

（桃原秀雄副町長登壇）

○ 副町長 桃原秀雄

同意第1号、久米島さとうきび振興協議会との損害賠償に関する覚書の締結につき同意を求めることについて。

次のとおり、久米島さとうきび振興協議会と久米島町の元職員、宇江城楓が不法行為により久米島さとうきび振興協議会に被らしめた損害について、民法第715条の使用者責任に基づき、賠償することを定める覚書を締結したいので議会の同意を求める。

平成30年3月29日提出

久米島町長 大田治雄

1 覚書締結の相手方

沖縄県島尻郡久米島町字比嘉2870番地

久米島さとうきび振興協議会。

2 覚書の内容

(1) 久米島町は久米島町の元職員宇江城楓が不法行為により、久米島さとうきび振興協議会に被らしめた損害について、民法第715条の使用者責任に基づき賠償する。

(2) 久米島町が損害賠償債務を履行したときに久米島さとうきび振興協議会が宇江城楓に対して有する損害賠償請求権は久米島町に譲渡される。

(3) 損害賠償の額、宇江城楓の不法行為により被った損害金3千481万4千843円に、宇江城楓の不法行為により発生した補助金返還に伴う還付加算金201万3千552円を加えた合計金3千682万8千395円。

(4) 覚書、これは別紙の方に(案)を添付しておりますので、ご参照をよろしくお願ひします。

以上ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

(桃原秀雄副町長降壇)

○ 議長 幸地猛

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○ 議長 幸地猛

5番吉永浩議員。

○ 5番 吉永浩議員

町長に質問いたします。僕、一般質問の際に、この解決にあたっては最終的には身を削ってでも解決にあたる考えはないか、という質問をいたしました。そのときには、ないという、法に従って解決していくというところで、町長から答弁あったと思います。その考

えは変わりはないのか、質問します。

○ 議長 幸地猛

大田治雄町長。

○ 町長 大田治雄

ただいまの質問にお答えしますが、先だつて大城弁護士をお招きして勉強会をしました。あのときにも先生からの助言等もいただきました。この件に関しましては、従来から私が答弁しているとおり変更はありません。そういうことをご理解をお願いしたいと思います。

○ 議長 幸地猛

6番赤嶺秀徳議員。

○ 6番 赤嶺秀徳議員

私からも町長に伺います。大城弁護士を含めて勉強会をしました。その中で大城先生がおっしゃっていた日本人の特色として、道義的な責任があることを非常に重みに感じるということを言っておりました。前にも議会でも町長に答弁お願いしたんですけど、あなたたちは100分の10の6カ月、100分の10の3カ月で、その責任を果たしたと思っているのか、道義的責任はないのか、それだけ言ってください。

○ 議長 幸地猛

大田治雄町長。

○ 町長 大田治雄

はい、お答えしますが、赤嶺議員の質問に対しても以前から答弁したとおり変更ありません。

○ 議長 幸地猛

他に。

7番仲村昌慧議員。

○ 7番 仲村昌慧議員

10月23日に臨時会において、さとうきび振

興協議会への町一般会計の3千300万円の補填について、私は将来、町民に負担を負わすことになるということを危惧して反対しました。町長は、今まで全額を求めるという答弁をしてきましたが、町民に負担をかけるということについては、町長はどのような認識をもっているのかお伺いします。

○ 議長 幸地猛

大田治雄町長。

○ 町長 大田治雄

はい、お答えします。町民に負担を求めるといことについては、いろんなそれぞれの受取方がありますが、私がこれまで申し上げてきたのは、明らかにできるものについては全て公表するというところでやってきました。

そしてその生産者の皆さん地域の皆さんにはご迷惑をかけないようなことを、今後においても努力するという事等も申し上げてきました。今のこの損害金の弁償の問題については、従来から答弁しているとおり法律に則った手順を踏んで、いろんな判例を参考にして顧問弁護士の助言等もいただいて解決をしていくということでもあります。このようなかたちで、今後においても、そういう方針でいきたいと思っております。

○ 議長 幸地猛

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案にまず反対者の発言を許します。

7番仲村昌慧議員。

○ 7番 仲村昌慧議員

同意第1号について、反対の立場で討論します。先ほど申し上げたように10月23日臨時議会において、さとうきび振興協議会に町一

般会計から3千300万円余りの補填しました。その時に、私はその担保もなく責任の所在も明らかにされていない中で、町民に負担をかけることを危惧して反対しました。この反対したものについて同意することはできません。よって、私は本案について反対であります。

○ 議長 幸地猛

次に原案に賛成者の発言を許します。

○ 議長 幸地猛

次に原案に反対する発言を許します。

6番赤嶺秀徳議員。

○ 6番 赤嶺秀徳議員

私も反対する立場から意見を言います。久米島さとうきび振興協議会が、どのような経緯で結成されたか、私は知りません。私としてはJ A、久米島製糖にも責任の一旦はあると思っている。振興協議会の事務局を町におき、全ての責任を町の使用者責任の名の下に、押しつけることはいかなるものか。平時には利益を上げながら事がおき最悪の状態になると腰は引け責任を他者に押しつける。彼らには法的な責任はなくとも道義的な責任があるものと私は痛感している。

3者とも同じテーブルにつき真摯に受け止めることが、これからの久米島町、さとうきび振興の道筋が見えてくるのではないか。これが久米島さとうきび振興協議会ひいては、さとうきび農家や町民に対する責任の取り方であり、一蓮托生ではないか、それが久米島さとうきび振興協議会に対しての責任であると思っている。1つ町民は納得していない。2点目被害者に責任能力がない。そういうことから私は同意について反対するものであります。以上です。

○ 議長 幸地猛

次に原案に賛成者の発言を許します。

○ 議長 幸地猛

次に原案に反対する発言を許します。

5番吉永浩議員。

○ 5番 吉永浩議員

この件に関して同意するというと、これは使用者責任というお話をしますけど、JAと久米糖と、またこれまでどおり丸く収まってやっつけていける、それはそうなのでしょう。ただそのために行政が政治的な責任を負う。それも理解、私はできます。ただその判断をするということに関しては、行政が最終責任を取る、その判断をするということに関しては政治責任が発生するということがまずあると思います。そしてこの問題に関して、解決が図られなければ町民に負担がきます。

僕が言っている解決というのは何かというと、これはシンプルに、今回の事件で使われた負債になった町人に負担になる分のお金が返ってくる。どんなかたちであれ実質的に返ってくる。これが僕が考える解決です。ですから未来に残してはいけない、負債というところで、もしあるならば、最終的にどう解決するのかが見えない現状、そして政治的な責任が見えない現状、僕は同意することはできないので反対いたします。

○ 議長 幸地猛

次に議案に賛成者の発言を許します。

8番喜久里猛議員。

○ 8番 喜久里猛議員

この覚書なんですけど、この覚書につきましても、刑事訴訟の一環としてのとらえ方で、この間大城弁護士が来ていただいて説明を受けました。今法的な手続きを進めて裁判まで

持っていけないと、仮に差し押さえた物件も金に変えられないということもあります。物事が進まないということでは、どうしてもこれは覚書は提起していただいて、とにかく早く片づけないと町民がよけい不安を持つというかたちになりますので、私はあえて賛成したいと思います。

○ 議長 幸地猛

次に議案に反対する発言を許します。

次に議案に賛成者の発言を許します。

10番玉城安雄議員。

○ 10番 玉城安雄議員

賛成の立場で答弁いたしますが、先ほど喜久里議員からあったとおり、早く前に進めないと、この説明責任態も我々もつかないし、またこの前の勉強会でもしこれを我々、同意して、裁判まで持っていけないと、さらにまた訴えられる可能性、要するに賠償の責任をまた町が、さとうきび振興協議会から訴えられる可能性、その事例、前例の話もありましたので、そこはもう早く解決していただいて、正常な町政運営をしていただきたいという気持ちで賛成にしたいと思います。

○ 議長 幸地猛

次に原案に反対する発言を許します。

○ 議長 幸地猛

次に原案に賛成者の発言を許します。

他に討論はありませんか。

○ 議長 幸地猛

これで討論を終わります。

これから同意第1号、久米島さとうきび振興協議会との損害賠償に関する覚書の締結につき同意を求めることについてを採決します。

本案に、原案のとおり決定することに賛成

の方は起立願います。

(起立多数)

○ 議長 幸地猛

起立多数です。従って、同意第1号、久米島さとうきび振興協議会との損害賠償に関する覚書の締結につき同意を求めることについては原案のとおり可決されました。

○ 議長 幸地猛

休憩します。(午前10時43分)

○ 議長 幸地猛

再開します。(午前10時44分)

日程第9 損害賠償の額の決定について

○ 議長 幸地猛

日程第9、議案第23号、損害賠償の額の決定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

桃原秀雄副町長。

(桃原秀雄副町長登壇)

○ 副町長 桃原秀雄

議案第23号、損害賠償の額の決定について、次のとおり損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を求める。

平成30年3月29日提出

久米島町長 大田治雄

1 本件の概要

平成27年7月から平成29年5月にかけて、元産業振興課職員であった宇江城楓が久米島さとうきび振興協議会事務局員という立場を利用して、久米島さとうきび振興協議会から金員を横領したが、久米島さとうきび振興協議会会則で協議会の事務局は久米島町産業振興課内に置くとされており、その事務局員は産業振興課職員が担うこととなっていること

から、久米島町は民法第715条で定める使用者責任に基づき、久米島町の職員であった宇江城楓が久米島さとうきび振興協議会に被らしめた損害を賠償する覚書の締結にあたり、損害賠償の額を決定しようとするものである。

2 損害賠償の相手方

沖縄県島尻郡久米島町字比嘉2870番地

久米島さとうきび振興協議会

3 賠償の内容

久米島町産業振興課の職員であった宇江城楓が久米島さとうきび振興協議会に被らしめた損害金3千682万8千395円を、民法第715条で定める使用者責任に基づき賠償する。

4 損害賠償の額

36,828,395円

以上、ご審議のほどよろしく願います。

(桃原秀雄副町長降壇)

○ 議長 幸地猛

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○ 議長 幸地猛

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

○ 議長 幸地猛

討論なしと認めます。

これから議案第23号、損害賠償の額の決定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○ 議長 幸地猛

起立多数です。従って、議案第23号、損害賠償の額の決定については原案のとおり可決されました。

日程第10 訴えの提起について

○ 議長 幸地猛

日程第10、議案第24号、訴えの提起についてを議題とします。本案については提案理由の説明を求めます。

桃原秀雄副町長。

(桃原秀雄副町長登壇)

○ 副町長 桃原秀雄

議案第24号、訴えの提起について、損害賠償の請求に関し、次のとおり訴えを提起するので地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

平成30年3月29日提出

久米島町長 大田治雄

1 訴えの相手方

沖縄県島尻郡久米島町字

謝名堂922番地の1 宇江城楓

2 事件名

損害賠償事件

3 訴えの趣旨

(1) 相手方に対し、損害賠償金として金44,215,198円及び訴状送達の日から支払い済みまで年5分の割合による金の支払いを求める。

(2) 相手方に対し、訴訟費用の負担を求める。

4 訴えの理由

相手方は平成27年7月から平成29年5月までの間、産業振興課職員及び久米島さとうきび振興協議会事務局という立場を利用して、久米島町及び久米島さとうきび振興協議会等

から金品を詐取し、合計、金4千421万5千198円の損害を被らしめたことを受けて訴えを提起するもの。

5 事件に関する取り扱い

弁護士を訴訟代理人に選任し、訴訟を遂行する。

6 管轄裁判所

那覇地方裁判所

以上、ご審議ほどよろしくお願いいたします。

(桃原秀雄副町長降壇)

○ 議長 幸地猛

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

10番玉城安雄議員。

○ 10番 玉城安雄議員

先ほど賠償の額の決定等同意しました。覚書に従って、今から覚書を交わして進めていくわけなんですけど、この訴えの時期については、いつ頃になりますでしょうか。

○ 議長 幸地猛

儀間由紀総務課長。

○ 総務課長 儀間由紀

覚書の締結を経て、町がさとうきび振興協議会に対して賠償金を支払った時点で債権が譲渡されます。債権が譲渡された後、町が訴えの提起を行いますが、それについては顧問弁護士との委託契約を締結して、訴状を地方裁判所の方に提出をして訴えるというかたちになります。4月の始めに弁護士との委託契約を締結、そして直ぐにでも、その訴状の方の製作に入りますので、4月上旬の提起を予定しています。

○ 議長 幸地猛

他に質疑はありませんか。

○ 議長 幸地猛

これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

○ 議長 幸地猛

討論なしと認めます。
これから議案第24号、訴えの提起について
を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成
の方は起立願います。

(起立多数)

○ 議長 幸地猛

起立多数です。従って、議案第24号、訴え
の提起については原案のとおり可決されまし
た。

日程第11 平成30年度久米島町一般会計補
正予算(第1号)について

○ 議長 幸地猛

日程第11、議案第25号、平成30年度久米島
町一般会計補正予算(第1号)についてを議
題とします。

本案については提案理由の説明を求めま
す。

桃原秀雄副町長。

(桃原秀雄副町長登壇)

○ 副町長 桃原秀雄

それでは、議案第25号、平成30年度久米島
町一般会計予算の補正予算(第1号)の概要
についてご説明申し上げます。

予算書の1枚目をお開きください。平成30
年度久米島町の一般会計予算の補正予算(第
1号)は、歳入歳出それぞれ978万5千円を追
加し、総額68億1千305万8千円といたしま
す。それでは、歳入歳出の主な内容についてご説

明申し上げます。

歳入につきましては予算書の5ページペー
ジをお開き下さい。

18款繰入金において訴訟関連事務及び大原
下地線整備事業に充当する財源として978万5
線円を追加計上しております。

続きまして、歳出につきましては6ページ
からになりますが、2款総務費では訴訟連事
務の民事訴訟着手にかかる経費として委託金
を64万8千円。また、さとうきび振興協会の
損害賠償金として負担金を330万4千円を追
加計上しております。

次に7ページ、8款土木費では大原下線整
備事業の歩道整備に伴う本線との勾配修正に
係る経費として工事請負費を583万3千円の追
加計上をしております。

以上が平成30年度久米島町一般会計補正予
算(第1号)の概要となっております。

平成30年3月29日提出

久米島町長 大田治雄

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

(桃原秀雄副町長降壇)

○ 議長 幸地猛

これで提案理由の説明を終わります。
これから質疑を行います。

6番赤嶺秀徳議員。

○ 6番 赤嶺秀徳議員

予算書の6ページですね。訴訟関連事務と
いうのが入っております。私は反対した立場
上、これも賛成するわけにはいかないんです
が、この予算の関係で別にすることはできな
かったのか、どうかこのへんお伺いします。

○ 議長 幸地猛

休憩します。(午前10時53分)

○ 議長 幸地猛

再開します。(午前10時54分)

大城学企画財政課長。

○ 企画財政課長 大城学

今の質問にお答えします。6ページと7ページで分けてあるんですが、それについては款項目が異なりますので別項目となっております。以上です。

訴訟関連事務については早めに起こす必要があるということで、この時期となっております。大原下線についても、これ補助事業に関連する単独事業になっているんですが、補助事業については平成29年度事業で取り組んでいるんですが、これ繰越になっていて、この工期が5月までとなっているためにですね、早めに予算を計上して取り組む必要があるということで補正(第1号)に入れています。

○ 議長 幸地猛

6番赤嶺秀徳議員。

○ 6番 赤嶺秀徳議員

課長、今、答弁が違うんじゃないですか。

○ 議長 幸地猛

休憩します。(午前10時56分)

○ 議長 幸地猛

再開します。(午前10時56分)

喜友村黨会計管理者。

○ 会計管理者 喜友村黨

先ほどの赤嶺議員からのご質問に再度お答えいたします。訴訟関連事務と他の事業を別個に補正予算として計上することができないかということのご質問なんですけど、同一会計内で、同じ一般会計の補正予算を分けて計上するということはできませんので、どうしても補正予算としては一本化して予算計上しないといけないかたちになっているので、こういうかたちで予算計上されているというふう

な流れになっております。

○ 議長 幸地猛

6番赤嶺秀徳議員。

○ 6番 赤嶺秀徳議員

予算計上が、一般会計と一緒にしないといけないというのはわかりますよ。ただペーパーを2つに分けることはできないかと言っているんですよ。同じ予算でもペーパーを第1第2でやれば、別に同じ日にできるじゃないですか。そしたら1号、2号でいいですが、僕らは反対の立場から、これがあるために大原線のことも起立できないわけですよ。

○ 議長 幸地猛

休憩します。(午前10時57分)

○ 議長 幸地猛

再開します。(午後1時26分)

質疑を行います。

6番赤嶺秀徳議員。

○ 6番 赤嶺秀徳議員

先ほど、議案第25号、平成30年度久米島町一般会計補正予算(第1号)について、その中で、6ページの訴訟関連事務と7ページの大原下線整備事業について、ちょっと質問しましたが、これについては大原下線の予算請求については、反対するものではありません。これは賛成します。ところが、訴訟関連事務について、私は、一環して、これまでも反対してきておりますので、これも賛成するわけにはいきませんので、反対というかたちで、終わります。

○ 議長 幸地猛

他に質疑ありませんか。

休憩します。(午後1時27分)

○ 議長 幸地猛

再開します。(午後1時27分)

質疑を続けます。

他に質疑はありませんか。

○ 議長 幸地猛

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

5番吉永浩議員。

○ 5番 吉永浩議員

議案25号なのですが、訴訟関連の事務に関しては、私、反対であり、大原下線整備事業に関しては、この予算は賛成している立場の考えであります。そのために25号に関しては、私は反対いたします。

○ 議長 幸地猛

次に原案に賛成者の発言を許します。

○ 議長 幸地猛

次に原案に反対者の発言を許します。

6番赤嶺秀徳議員。

○ 6番 赤嶺秀徳議員

質疑の中でも申し上げましたが、やはりこの訴訟関連事務については、私は反対します。大原下線の工事については、反対する立場にありませんので、立場というか、反対するわけではありませんので、ひっくるめて25議案の賛否については反対します。

○ 議長 幸地猛

次に原案に賛成者の発言を許します。

○ 議長 幸地猛

次に原案に反対者の発言を許します。

7番仲村昌慧議員。

○ 7番 仲村昌慧議員

私も、議案第25号の補正予算については、反対の立場であります。まず今日の同意案件について反対した。これまでに町民に負担がかかることを非常に危惧して反対してきました。

た。その中で、賠償額の決定、それから訴えの提起についても反対した経緯がありますので、この訴訟事務関連については反対であります。大原下線については非常に緊急をようするものであり、この件については反対するものではありません。以上であります。

○ 議長 幸地猛

次に原案に賛成者の発言を許します。

○ 議長 幸地猛

次に原案に反対者の発言を許します。

他に討論ありませんか。

○ 議長 幸地猛

これで討論を終わります。

これから議案第25号、平成30年度久米島町一般会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○ 議長 幸地猛

起立多数です。従って、議案第25号、平成30年度久米島町一般会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

日程第12 久米島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○ 議長 幸地猛

日程第12、議案第26号、久米島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

桃原秀雄副町長。

(桃原秀雄副町長登壇)

○ 副町長 桃原秀雄

議案第26号、久米島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

平成30年3月29日提出

久米島町長 大田治雄

久米島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

なお、大枠で左の方が改正前、右が改正後、となっております。また大枠の中で下線の引かれている部分が今回の改正内容となります。

後ろの方になりますが、附則の方で、この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由であります。町政における重要課題の解決の促進に資するため、新たに政策参与の職を設置する必要があります。

これがこの条例案を提出する理由であります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

(桃原秀雄副町長降壇)

○ 議長 幸地猛

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

8番喜久里猛議員。

○ 8番 喜久里猛議員

先ほど始まる前にも回答はいただいたんですが、ただこれに関連しまして、たぶん総務課長が答弁すると思いますんで、今回、定年で退職する方々はいろいろ話出たんですが、総務課長については、ぜんぜん話が出てこないんで、いくつなるんだと思ったら、定年に

満たないけど退職するというので、私の記憶ではたぶん総務課長は女性最初じゃないかなと、記憶違いならすみませんね。間違いかも知れませんが、本当によく頑張っていたいただきました。お疲れ様でございました。

この政策参与なんですけど、当然これからお願いするわけですが、島外を考えているのか、島内を考えているのか、そのへんのことを聞きかせ願えればと思います。

○ 議長 幸地猛

大田治雄町長。

○ 町長 大田治雄

お答えしますが、今、現在は白紙の状態ではありますが、この先々週から人選作業を始めてはおります。何名か島出身の県の課長クラス以上の経験者を優先にあたってきましたが、ちょっといろんな条件の面で、良い返事はもらっていません。この議会が終わってから、また2日ぐらい出向いて、いろんな方々とお会いして、適した人材がおりましたら相談したいということでもあります。

○ 議長 幸地猛

他に質疑ありませんか。

○ 議長 幸地猛

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

○ 議長 幸地猛

討論なしと認めます。

これから議案第26号、久米島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○ 議長 幸地猛

全員起立です。従って、議案第26号、久米島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第13 久米島斎場の設置及び管理に関する条例について

○ 議長 幸地猛

日程第13、議案第27号、久米島斎場の設置及び管理に関する条例についてを議題とします。

本案について、提案の説明を求めます。

桃原秀雄副町長。

(桃原秀雄副町長登壇)

○ 副町長 桃原秀雄

議案第27号、久米島斎場の設置及び管理に関する条例。

上記議案を提出する。

平成30年3月29日提出

久米島町長 大田治雄

久米島町斎場の設置及び管理に関する条例。

第1条で設置、そして第2条で名称及び位置。第3条で使用の許可。第4条で使用料。第5条で使用料の減免。第6条で休場日及び利用時間。そして第7条で利用者の責務。そして第8条で委任を示しております。

附則としまして、第1項で施行期日、この条例は平成30年5月1日から施行する。

第2項で久米島火葬場条例の廃止、久米島火葬場条例は廃止する。

提案理由としまして、久米島火葬場の更新に伴い、新たに設置された久米島斎場の設置

及び管理を行うため条例を制定する必要がある。これが、この条例を提出する理由であります。

なお後ろの方に、久米島斎場の平面図そして使用料の改定前と改定後の比較比を、そして久米島火葬場の条例等々を添付しております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(桃原秀雄副町長降壇)

○ 議長 幸地猛

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

2番盛本實議員。

○ 2番 盛本實議員

条例の4条、5条に特別な理由というのがありますが、その特別な理由というのが、概ねどういふものなのか。説明してください。

○ 議長 幸地猛

保久村学環境保全課長。

○ 環境保全課長 保久村学

ただいまの質問にお答えします。現在、町の方で、生活保護等を受けていて、特にその中で、火葬するにあたって、ちょっと厳しいという方々は社会福祉協議会の方を通じて、使用料の免除等の申請が出てきます。そういった場合に対応をしております。

○ 議長 幸地猛

2番盛本實議員。

○ 2番 盛本實議員

その中で公費で補助を受けているのはわかりますよ。社協からの申請、要請という部分がどういうことなのか、要するに、町は新しいのができたからやりますということなのか、中身的にはだいたいどういうものができるのかですね。

○ 議長 幸地猛

保久村学環境保全課長。

○ 環境保全課長 保久村学

ただいま社協と申しましたが、社協、福祉課を通じてのものであります。1人世帯の方々がたまに、そういった方々が死亡した場合に、こういった事例が発生する場合がございます。

○ 議長 幸地猛

6番赤嶺秀徳議員。

○ 6番 赤嶺秀徳議員

ちょっとお伺いしたいんですが、町内と町外について、備考欄の方にカギ括弧で、「町内」とは、死亡者(死産児については、その父又は母)が死亡時に、または喪主が斎場使用の申請時に町の住民基本台帳に記録されている場合をいう。と町外とは、前項の場合以外の場合をいう。ことであるんですが、例えばですね、町外に出て行って那覇で死亡した喪主が久米島にいるという場合にも町内で適用されるのか。そのへんお願いします。

○ 議長 幸地猛

保久村学環境保全課長。

○ 環境保全課長 保久村学

ただいま議員がおっしゃるとおり、子ども等が不幸で島外で亡くなった場合、喪主の方が久米島に住所があれば町内ということで適用します。

○ 議長 幸地猛

8番喜久里猛議員。

○ 8番 喜久里猛議員

私の方から、これは久米島斎場の設置及び管理に関する条例ということなんですが、関連した質問になってくるとは思います。この斎場につきましての管理者は決まったんです

か。もし決まっていなかったら何日までに決まりますか。運用開始は何月何日ですか。まず、そこから。

○ 議長 幸地猛

保久村学環境保全課長。

○ 環境保全課長 保久村学

管理者に関しましては、応募型のプロポーザルをもちまして募集をかけました。1社の方が申し込みがありまして、それを審査委員会の方でプレゼンテーションをしていただきまして、その管理予定者ということで決定しております。今後、その業者の方と合意を結びましたら、その業者と管理契約を結ぶことになっております。

供用開始につきましては、こちらの方は5月1日を供用開始を予定しております。ただ今の旧斎場の方は、その1カ月間止めるわけにはいきませんので、こちらの方も管理しながら取り敢えず、その管理業者の方との契約としては4月1日から旧火葬場の方を見ながら5月1日から新葬祭場の方を供用開始として進めております。

○ 議長 幸地猛

8番喜久里猛議員。

○ 8番 喜久里猛議員

管理運営が順調にいくように願うばかりであります。旧火葬場の方があまりにも故障が多すぎて町民非常に迷惑しておりましたので、よろしくお伺いしたいと思うんですが、決定しましたね、管理者。この間の説明会で横領事件に関連して、その後説明会ありましたね、そのときに今流れている区長会、議員に対する文書は違いますと、事実無根ですという話がありました。この久米島町の議会の議場の中での発言がどんだけ重たいかを認識

して、まず課長、それから町長、我々はこういうことは一切ありませんと、みんなの前で言うてください。宣言してください。

○ 議長 幸地猛

保久村学環境保全課長。

○ 環境保全課長 保久村学

ある業者の方から議会の委員の皆さま方に文書の方が届いていたということで、受けまして、町の方で、その中身について精査しまして、その内容について調べました。その中で業者の方から出ているようなことは一切ございませんでした。

○ 議長 幸地猛

大田治雄町長。

○ 町長 大田治雄

ただいま担当課長からも答弁ありましたが、私もこの文章を見て内部の調査をしなさいということで指示しまして、審査委員会の手続等についても不備はありませんでした。それを一業者が皆さま方に対して、そういう文書を流したということ、そして我々、執行部に対しては、またそういう文書が来ていないと。執行部に来た場合は、それなりの対処で私も、もっと指示してやりますが、この間、ちょうど、顧問弁護士もいらっしゃっておいりましたので、弁護士にもご相談してやったら、これは公的に手続できているものではないから、それは気にしないで進めて貰いたいということの助言がありましたので、そのように対処しております。

○ 議長 幸地猛

8番喜久里猛議員。

○ 8番 喜久里猛議員

保久村課長はありませんと言いました。町長は今調査していますと、止まっているんで

すよ。弁護士に相談したら気にしなくていいという発言だったみたいだが、そういう問題じゃないんだよな。私は行政のトップとして、こういうことは許しません、絶対ありませんと。これをこの場で宣言してほしいんですよ。一番大事な場所なんです。議場は、ということなんですよ。

○ 議長 幸地猛

大田治雄町長。

○ 町長 大田治雄

先ほどもありましたとおり、調査をしまして、手続に不備はないということでありますので、これ以上は、今私の口からは言うことはありませんが、とにかく不備はないということで、ご了解得たいと思います。

○ 議長 幸地猛

他に質疑はありませんか。

7番仲村昌慧議員。

○ 7番 仲村昌慧議員

今回の条例改正で一番大きな問題は、この使用料の改正であります。大人が8千円から1万2千円、そして10歳までが6千円から1万円というかたちになっていますが、これまでの長い間の期間、改正がされていなくて、そして県内の平均が1万5千円ぐらいであるという説明がありました。その説明の中で、私たちはまあ理解できるんですが、8千円から1万2千、6千円から1万円と大幅値上げになることについて、町民に対して説得できるような説明をしていただきたいと思います。

○ 議長 幸地猛

保久村学環境保全課長。

○ 環境保全課長 保久村学

今回の改正につきまして、金額の方が今議員がおっしゃるとおり約1.5倍の値上げとな

っております。これにつきましては、検討委員会を開催しまして、検討委員会の中には議会代表、それから区長会代表、そして地元区長としまして、嘉手苺、儀間の区長で役場の管理職5名を含めた委員の中で議論をいたしました。おっしゃるとおり県内の火葬場を調査しまして、平均的に見ると1万5千円で町の現在の経費的な部分で見ると燃料費そういった水光熱、人件費の委託料を抜いた部分でいくとだいたい1万5千円でペイになる支出がございます。そのへん踏まえて1万5千円を目処に委員会の方でいろいろ議論しました。やっぱり長年、改正もなかったということではあるんですが、住民になるべく負担をかけないようにということで、特に委員の方々がそういった部分に配慮してくれていることがありまして、その委員会の中で、今の1万2千円ということで、決定して答申を行っております。

町民に対しましては、今、区長会の中でまた区長に説明するとともに、また町の広報あたりで説明していきたいと思っております。

○ 議長 幸地猛

他に質疑はありませんか。

○ 議長 幸地猛

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

○ 議長 幸地猛

討論なしと認めます。

これから議案第27号、久米島斎場の設置及び管理に関する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○ 議長 幸地猛

全員起立です。従って、議案第27号、久米島斎場の設置及び管理に関する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第14 閉会中の議員派遣について

○ 議長 幸地猛

日程第14号、閉会中の議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣については別紙のとおり派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 幸地猛

異議なしと認めます。よって、閉会中の議員派遣については別紙のとおり派遣することに決定しました。

○ 議長 幸地猛

以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本定例会は3月8日から本日までの22日間の会議日程で開催されました。議員並びに執行部のご協力により無事終了することができました。ここに深く感謝申し上げます。

これをもって平成30年第1回久米島町議会議定例会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

(閉会 午後3時15分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

久米島町議会議長 幸地 猛

署名議員（議席番号12番） 翁長 学

署名議員（議席番号13番） 饒平名 智 弘